

工船會社は共同漁業と合併し、共同漁業會社は、日産系各社を合併して日本水産株式會社を創立、北洋蟹工船は同社の獨占事業となつてゐる。

沖取蟹漁場と漁期

北洋沖取蟹漁場はオホツク海の堪察加半島寄りが以前から樞要なところで、此の漁場は南北約四百五十哩、東西約十三哩乃至五十哩、水深十二、三尋乃至四、五十尋のところである。之に次では日本海のチユコトスキー半島寄りのところで此處は約東西に三百哩、南北には約三、四十哩位ひ、水深は十五、六尋から六十尋位ひのところである。此の外には日本海の北部沿海區寄りの海面一帯があるが、此處は漁場の幅員が割合に狭い。農林省では蟹工船の漁場を操業區域として日本海、オホツク海、白令海を十區に分つてゐる。

漁期は蟹の移動に依つて支配されるが實際は漁業の開始は流水の虞れのないなるときからで、終了は秋季海上の荒れて

居るときまでである。蟹工船の最も集中するオホツク海東部では四月中旬から初まつて盛期は五月上旬から六月中旬迄終了は九月の中旬であり、又白令海方面では少しく遅れて開始せられ、終了も少々遅れるやうである。

日本海北西部や同北部方面は三月上旬乃至四月上旬から初まつて十月乃至十一月の下旬に終る。此の漁業期は春漁と秋漁とに分れる工船の函館港を出帆してオホツク海方面に向ふものは大抵四月上旬、白令海に向ふものは少し遅れて四月中旬から下旬までである。函館出帆後六七日乃至十日間で漁場に達し夫れから漁撈製造作業をやつて早いのは八月中旬から九月下旬までに漁場を切り揚げ八月下旬から十月初旬までには函館港に歸へて來る。

蟹工船に附屬する漁船に川崎船と通常獨航船と稱するものがある。

川崎船は肩巾九尺、敷長四十五尺位ひのもので中には發動機を附けたものもある一隻の工船に五、六隻乃至十隻位ひ積

んでゐる。蟹網の入れ揚げ、蟹の漁撈に使用せられるものである。獨航船は五、六十噸の西洋型の發動機船で函館から漁場に往くまでは工船に搭載して運搬され漁場で工船から下ろされ歸へるときには獨航して來る、又往復とも獨航するものもある。川崎船を曳航し又は漁網を入れる適所の調査などに使用せらる。

此の獨航船による公海漁場の操業は日本人獨特の技術であつて、他國人の到底及ばない處で、函館小樽又は青森、岩手縣、宮城縣方面から遠く數百哩の波濤を乗越え僅々二、三十噸の小舟で北洋の職場に航海するのであるから可成りの冒険であるが、今まで獨航船の難波事故は至つて少なく、海洋國民としての日本人就中漁夫の操業技術が如何に優れてゐるかを物語るものである。

此外アラスカ・プリストル灣沖、ベリング海方面も最近有望視され、昭和十一年度及び昭和十二年度には同方面に蟹工船、東天丸が出漁してゐる。

蟹工船の操業區域

區域別	名	稱	位	置	面積
第一區	日本海	西部	北緯四十三度以南		七〇〇
第二區	日本海	北西部	北緯四十三度以北同四十七度以南		四、〇〇〇
第三區	日本海	北西部	北緯四十七度以北		一、〇〇〇
第四區	オホツク海	西部	北緯五十八度以南東徑百五十度以西		不
第五區	オホツク海	北西部	北緯五十八度以北		不
第六區	オホツク海	東部	北緯五十八度以南東徑百五十度以東		一〇、〇〇〇
第七區	太平洋	北西部	北緯五十六度以南東徑百五十八度以東		一、六〇〇
第八區	ベリング海	北東部	北緯五十六度以北		一七、三〇〇
第九區	ベリング海	北東部	北緯六十度以北東徑百八十度以東		八七、〇〇〇
第十區	ベリング海	南東部	北緯六十度以南東徑百八十度以西		六四、〇〇〇

工船乗組従業員

蟹工船には普通船員の外に蟹漁業の爲め幹部としては事業主任、工場、機械、漁撈係の各主任、醫師、其の他事務員があり、又、漁撈係員には船頭、漁夫、機關士、職工、雑役夫、工場係員には雑夫、職工など、船の大小、仕事の規模に應じて一隻に二百名乃至四、五百名が乗船してゐる。乗船者の内で最も多いのは漁、雑夫で全員の八、九割を占めてゐる。

漁夫は主に北海道出のもので、外に富山其の他東北地方出のものである。雑夫は青森、秋田、岩手其の他の東京地方のものが多い。漁雑夫の募集方法は露領漁業の場合と略ぼ同じである。

漁雑夫の労働時間は漁期中の繁閑によつて相違はあるが平均は十二時間位である漁夫の労働時間は漁期中の繁閑によつて相違はあるが平均は十二時間位位である。漁夫は拂曉から川崎船に乗つて工船

を離れて蟹の漁撈を爲し正午前には本船に歸へる。

従業員は給與は漁業者の團體である工船蟹漁業水産組合で定められた規定に依るのである。従業員は最多數を占める漁雑夫について見ると一漁期百六十日間とすれば一人平均漁夫は百八、九十圓内外漁夫は百六、七十圓見當である。此の外配當として九一金がある。一人につき漁夫は二、三百圓雑夫は百五、六十圓である。それで一漁期一人の収入は漁夫は三百八十圓乃至九十圓、雑夫は三百圓乃至三百三四十圓位ひで、一日に平均すれば漁夫は二、三圓、雑夫は二圓餘に當るのである。給與金の二割乃至四割位ひは前貸金をして雇傭契約のときに渡される。

従業員の食料は總て雇主持で、作業に必要な被服道具は雇主が支給する。

従業員に對する救恤については露領漁業の場合のやうに制度立つたものがない只だ現場で遭難死亡したときは雇主から弔慰金がある位ひである。

船員の給與は高級船員に於いては工船蟹漁業者の團體たる蟹工船漁業水産組合と海員協會、下級船員については同組合と日本海員組合との間で取極められる。

各年度漁獲成績生産実績

我國に於ける母船式蟹漁業が操業を開始して以來所謂試験時代を過ぎ本格的に着手を開始したる大正十二年以降、昭和十二年に至る出漁工船數及製造函數を年代順に記せば左の如し。

- ▲大正十二年実績
經營者 日魯漁業外八社 工船數十五隻
製造高 三三、五六一函
▲大正十三年実績
經營者 日魯漁業外五社 工船數六隻
製造高 四〇、九一七函
▲大正十四年実績
經營者 今井作治外八社 工船數八隻
製造高 一〇八、三七一函
▲大正十五年実績
經營者 八木實通外九社 工船數十二隻
製造高 二二八、七四一函

- ▲昭和二年実績
經營者 共同漁業會社外九社 工船數十五隻
製造高 三二四、〇五一函
▲昭和三年実績
經營者 日本工船外二社 工船數十四隻
製造高 三〇三、九七二函
▲昭和四年実績
經營者 日本工船外二社 工船數十五隻
製造高 三四六、七三五函
▲昭和五年実績
經營者 日本工船外四社 工船數十九隻
製造高 四〇五、八八二函
▲昭和六年実績
經營者 日本工船外二社 工船數九隻
製造高 二四〇、二〇六函
▲昭和七年実績
經營者 日本合同工船 工船數七隻
製造高 一七三、五二六函
▲昭和八年実績
經營者 日本合同工船 工船數八隻
製造高 一八六、〇〇〇函
▲昭和九年度実績

- 經營者 日本合同工船 工船數八隻
製造高 一六〇、〇〇〇函
▲昭和十年度実績
經營者 日本合同工船 工船數八隻
製造高 一七〇、〇〇〇函
▲昭和十一年実績
經營者 日本合同工船 工船數八隻
製造高 一八〇、〇〇〇函
▲昭和十二年実績
經營者 日本水産會社 工船數八隻
製造高 二〇〇、〇〇〇函
▲昭和十三年実績
經營者 日本水産會社 工船數八隻
製造高 二五〇、〇〇〇函
▲昭和十四年実績
經營者 日本水産會社 工船數七隻
製造高 二〇四、〇〇〇函
▲昭和十五年実績
經營者 日本水産會社 工船數四隻
製造高 一二〇、〇〇〇函

昭和十三年蟹工船漁況

昭和十三年度の北洋蟹工船隊は、前年

日産系各水産會社の合同により日本合同工船、日本捕鯨會社其他の有力會社が共同漁業會社に合併され、共同漁業會社は日本水産株式會社と改稱、北洋漁工船隊は日本水産會社北洋部の手によつて經營された。

昭和十三年度の配船は左の如し。

- ※勘察加西海岸、配船七隻
北水丸、北辰丸、博愛丸、和歌浦丸、美福丸、神宮丸、遼海丸
勘察加西海岸及アラスカ沖方面一隻
東天丸

西海岸配船の七隻は、四月中旬着業以來、連日好成績であつたが、東ムカ、アラスカ方面配船の東天丸は前年に引續いて漁況芳しからず

西海岸七隻の製造高は八月初旬早くも十萬函を突破し、中旬には東西兩岸を合して本年度豫定の二十萬函に達したが、一般需要激増に伴ひ、五萬函増産と決し農林省より正式の認可を得たので各工船は更に五萬函の増産を行ひ、八月中に總計二十五萬函の製造を完了し、函館に歸

港した。

昭和十三年度北洋蟹罐詰(蟹工船及陸上を含む)海外輸出高は總計二六六、六一函で内主要仕向地として米國向一三三、六六八函、英國八八、〇七三函、白國一一、三六五函以下濠洲、滿洲支部、布哇、加奈陀の順となり前年に比し激減してゐる。

昭和十四年蟹工船漁況

日本水産會社の昭和十四年度配船は左の如くである。

- ▲勘察加西海岸
美福丸、神宮丸、博愛丸、和歌浦丸、遼海丸、笠戸丸
▲北米アラスカ
東天丸

この母船七隻に對する附屬漁船は八一隻で、従業員は二、五三八人である。昭和十四年度蟹罐詰製造高は二〇四千函にして、生産高は、一〇、四四一千圓である。

海外輸出高は、三〇、三三三千圓、六

五三、八二九函であるが、主要仕向地の英國其他は歐洲動亂以後、輸入の禁止あり漸次減少を餘儀なくされてゐる。

昭和十五年蟹工船漁況

日本水産會社の昭和十五年度、配船は左の如き母船を以て出漁し、

- (母船) 美福丸
和歌浦丸
博愛丸
笠戸丸

八月初旬合計十二萬函の割合で生産を終へてゐる。

陸上蟹罐詰企業合同

歐洲動亂勃發に伴ひ、主要市場たる英國及び同系諸國が蟹罐詰を奢侈品として輸入禁止を行ひ、更に日米通商條約の失効により十五年以降の對米輸出が期待薄となつたことや、ストックの激増、輸出資材の空欄其他の入手難等、所謂時局的影響を受け、甚しき次年度の減産問題が昨年末惹起され、此處に陸上蟹罐詰業

者をして企業合同の機運が生ぜられた。其後企業合同は必至の傾向を辿り農林當局、當業者側の意見一致を見るに至つて愈々新統制會社として、日本蟹罐詰會社(資本金約一千萬圓)の誕生を俟つ運びになつたのである。

此の合同は所謂、北洋漁業大統制の前提として其の成行は注目されてゐるが、陸上蟹罐詰業の起因は蟹工船業者より古く、即ち大正十三年頃に於て斯業の發展統制を目標として現在の陸上蟹罐詰水産組合を設置し、組合を中心として其後數次に亘る地方的企業合同を實施して來たが、遂に今回の時期が到來するに至つたのである。

大正十三年當時に於ては業者のメンバーは五十餘名を數へ、生産地域も北海道を中心として樺太、北千島、カムチャツカに及んで其の生産高は十三萬五千函であり、勃興期の工船(四萬二千函)を凌駕してゐた、其後逐年事業の發展と共に生産増加し種々の變動、影響から再編成に強化せしめるに至り、昭和五年、北見

合同を第一期統制とし、昭和十年樺太合同(第二期)昭和十三年根室合同(第三期)と地方的統制により、メンバーも當初の五十餘名から十一名に減少した。斯くて陸上蟹罐詰の企業合同は愈々合同新會社の創立原則を決定した、之れが參加會社は、樺漁業部、西出漁業、加藤郁二、東澤捉澤捉水産、栖原漁業、蟹罐詰合同、太平洋合同の九社である。

創立準備委員は、委員長渡邊藤作氏を始め委員七氏を以て資産評價は一千萬圓の範圍内に決定した。この合同は自主統制の建前を以て進むものであつて、北洋漁業の全面的統制に一步前進するものである。然し其後評價問題等に至難の事情より、具體化に至らなく合同は合同の中心たる評價問題の行惱みを脱脚し得ず、遂に自治的統制は停頓状態に陥つたが同問題を繞る経過を見るに左の通りである、本年五月新統制會社(資本金一千萬圓)を決定し創立準備委員(委員長渡邊藤作氏外七名)に於て其の具體的工作を進めたが、合同の中心

點たる資産評價に就て根室側と北千島側との要望に懸隔あり、依つて委員會に於ける妥協的評價基準案として現物五百萬圓及權利五百萬圓とし、更に權利は工場割一工場平均二萬圓並に生産制最近年度の實績となし、此の結果根室四百四十二萬圓、北千島三百十五萬圓となつたが、北千島側は之に對して現實の事態を認識せざる評價方法には同意し得ずとの論を以て兩者の意見は對立し決裂するに至つた、一方北千島側は約四百萬圓を妥當として、即ち六對四の比率を要望した爲め同問題は全く行惱みとなり、此れが打開に熱意を以て折衝をなせる渡邊委員長も遂に收拾つかず投げ出しの状態となつたものである。

尙ほ同問題の措置に對し、農林當局はあく迄業者の合同を慫慂し、然らざれば今後の漁業許可にも影響する意向であると云はれ、新に現状打開策が講ぜられるのではないかと見られてゐる。

母船式鮭鱒漁業

沖取鮭鱒漁業の沿革

カムチャツカ公海に於ける母船式蟹漁業の、稀有の發展並に日露漁業條約による露領漁業の紛々たる束縛、紛議に鑑み本邦漁業家の間には世界三大漁場の一たるオホツク海、ベーリング海方面の公海に於ける鮭鱒漁業を母船式工船漁業によつて行ふ事に多大の興味を寄せ、昭和二年太平洋漁業會社の試験的出漁以來之が計畫を進めつゝあつたが、此計畫は昭和四年に入つて愈々具體化し、日魯漁業、八木本店、平出喜三郎、國際工船、綿貫覺奥田禮三、神谷文一、徳田平一、須田孝太郎の諸氏は右鮭鱒漁工船經營によつて農林省當局に出願中であつたが、當局は昭和四年六月八日省令により取締規則を發布し、昭和四年六月二十九日付、左記五氏に許可決定の旨通知を發した。

日魯漁業、八木本店、國際工船、平出喜三郎、綿貫覺

昭和四年には九九九噸の母船一隻出漁し、鮭鱒七、七五三尾を漁獲したが、翌五年には六隻に増加し、總噸數二二、五一八噸に漁獲高六八〇、四八〇尾であつた。従つて昭和六年には實際出漁鮭鱒工船數は増加し、十一隻、二五、四一六噸に達し、従業員一、五五一名を算し、漁獲高は一、一七一、三七六尾であつた。

かくて昭和七年に入つたが、新規出願者は更に多數となつたので再び慎重審議の結果昭和七年三月十日に至り十六名に對し許可の決定の旨指令を發し、合計二十隻で更に前年度迄の許可船合計二十六隻を合せ沖取工船の許可せるもの四十六隻に達した。

昭和八年度漁況

〔母船出漁狀況〕

昭和八年度にカムチャツカ沖合に出漁した鮭鱒沖取母船は左の通りで、此の外獨航船凡そ二百八十隻内外出漁した。

〔漁獲高〕(單位尾)

昭和八年度に於ける母船式鮭鱒漁業漁

獲高左の如し。

鮭	一、七八二、〇九六	銀鮭	三、七、九一七
紅鮭	二、〇三三、七三三	鱒ノ助	一、〇、〇〇〇
鱒	一、九二二、〇七七		
合計			五、六、五、八三一

〔生産價額〕(單位圓)

昭和八年度に於ける母船式鮭鱒漁獲製品を生産高左の如し

種類	數量(函)	價格(圓)
罐詰	一、五〇、五五三	三、四、六、三三四
鹽藏	一、九三七、三三八	九、三、四、三九九
冷蔵	一、三三三、二二四	七、四、八、八〇〇
魚卵	四、三、〇、九五(貫)	六、八、八

昭和九年度漁況

〔出漁許可母船數〕

昭和九年度北洋公海に於ける母船式鮭鱒漁業は太平洋漁業、平出漁業、沖取合同(林兼)、大同漁業、坂本作平、藤木治郎平、袴信一郎、宮城漁業の八社で母船十六隻が農林省より許可された。

〔漁獲實績〕

昭和九年度に於ける沖取漁業の漁獲實績及製造高左の如し(各社合計)

〔漁獲高〕(單位尾)

鮭	二、六四八、〇二	銀鮭	一七九、九九八
紅鮭	四、八〇〇、七二	鱒ノ助	三、一八五
鱒	一、二五一、三四六		
合計			八、九四三、五〇一
〔生産價額〕(單位圓)			
罐詰	二七三、二六函		八、〇五〇、四九五
鹽藏	二、六三三、九九函		一、二一九、〇二二
冷蔵	二、〇四二、〇六函		九七五、五二五
魚卵	四九、八三四函		八一、七三六
計			一〇、三三八、七四〇

沖取漁業大合同

母船式鮭鱒漁業は、昭和八年の好成績に續いて九年度に大豊漁を擧げたる結果俄然之が制限問題擡頭、北洋漁業統制政策と重大化した。

農林省當局は、昭和九年度に於ける許可附屬漁船三百十一隻の三割減案を樹立したが、このとき早くも當業者の大反對するところとなり議會を前に輿論化するに到りたる爲、當局は之が再審議を行ひ愈々十二月十四日、一ヶ年延長して昭和十年度に於て二百隻に制限することとし

昭和十年度は三百隻の出漁を認め、減縮割當については當業者の協調に一任する旨示達し、併せて當業者は自發的に合同成し遂げられたが、之を包含することゝなつた日魯漁業會社では、愈々太平洋漁業の資本金二百萬圓を八百萬圓に増資し昭和十年二月七日これが拂込を完了し完全に露領漁業と沖取漁業の提携が成つたのである。

沖取漁業合同懲憑の理由

農林省は蕃殖保護及其他の理由によつて沖取漁業の制限減縮を斷行せんとしたのであるが、充分當業者の理解を得ることが出来なかつたのは遺憾であつた、當業者の實情によると現状よりの減縮は事業の經營に支障を來す向も相當あることであるから、第一はこの點からも合同することによつて、制限後の事業經營に支障を來すが如き事ならしめんとするのである。

第二には日ソ漁業條約の改訂に當り、

對ソ交渉上合同を必要とするものにしてそれは日魯漁業會社と同一體、若くは密接なる關係に於て連絡協調の可能なる状態に於ての合同を必要とする。即ち蕃殖保護上からも、對ソ關係上からも、經營者自身が獨自の立場で自由に敏速に事業の伸縮を自在ならしむる事を必要とするものである。

露領漁業者と沖取漁業者とは利害相反するが故にその協調行はれず、政府がその權力に於て之を強制するときには自ら事業上の無理を來し、當業者の不利、事後の不安を免れぬが故に、事前の合同を必要とする所以である。

尙ソ聯邦對我國との關係は従前よりその趣を異にするものにして、ソ聯邦側が我國に對して不遜乃至は無謀なる態度に出づるが如きことは絶対になきを信ずるが故に我國に於ても交渉に臨むに先立つて先づその誠意を示して、ソ聯邦側の最も脅威とする沖取漁業を制限し、更に將來一層増減の自由なる状態に導き萬一ソ聯邦側が我等の要求を容れざる場合に於

ては何時にても再び沖取漁業を擴張なし得る伸縮性を持たしめることが必要である。

第三は販賣統制である。

折角事業が起つて、立派な製品を造つても本年の如く無統制に販賣せられて、クレームがつき、賣値を崩しては不利であるから合同によつて販賣の統制を計らねばならぬ。

沖取鮭鱒組合解散

沖取鮭鱒組合、即ち母船式鮭鱒漁業水産組合は昭和三年十日、坂本作平、佐々木平次郎、原忠雄、尾形六郎兵衛、藤木治郎平、荻布宗太郎、袴信一郎、宮坂彦次郎、窪田四郎、中部謙吉の諸氏により組織され(組長缺員)副組長として坂本作平氏就任した。

袴、太平洋、大同、沖取合同、沖取産業、藤木、坂本、宮城、平出、然るに昭和九年末に於ける沖取鮭鱒漁業の合同問題具體化し昭和九年二月七日沖取各社は太平洋漁業に合併の形式を以

て合同されたので茲に北洋に於ける沖取漁業は單一化され併合存在の意義を失つたので總會を開き農林當局に解散認可を申請し昭和十年六月本組合は解散された。

昭和十年度漁況

沖取漁業の大合同により單一強化された太平洋漁業會社では昭和十年度事業計畫として左の通り決定を見たが、此の罐詰製造高は工船二十五萬函、千島五萬函合計三十萬函昨年各社製造高合計二十七萬に比し三萬函の増産計畫の下に左の八隻が出漁した。

尙右の中幸生丸は昭和十年度限り林兼系沖取合同に委任經營で出漁した。

而して九月の漁期終了までの昭和十年度漁獲製造高左の如し。

紅鮭	(漁獲高) 三、〇九石	(製造高) 一四、三三函
白鮭	五、九三石	—
銀鮭	二、三三石	八、一六函
鱒ノ助	一、三九石	三、三三函
鱒	一、三九石	六、二函

合計 九六、五四石 三三、四四函
太平洋漁業に委託經營的林兼(沖取合同漁業會社) 幸生丸の昭和十年度漁獲成績左の如し。

昭和十一年度漁況

太平洋漁業會社の昭和十一年度沖取鮭鱒漁業実績左の如し。

紅鮭	(漁獲高) 四、一〇、九三	(製造高) 三六、一〇四函
白鮭	三、六四石	五、三六二
銀鮭	一、八二五、六八一	—
鱒ノ助	一、五九石	一、五九石
計	一〇、一三、九〇〇	—
〔罐詰製造高〕(單位函)		二、五七、一九五

種別 年次	漁業者	母船		附屬船	従業員
		隻	噸		
昭和 5	3	8	15,979	11	998
" 6	9	12	28,222	29	1,346
" 7	11	16	20,606	47	1,425
" 8	11	20	30,778	223	3,709
" 9	8	16	32,655	300	5,543
" 10	1	8	29,456	363	4,972
" 11	1	6	20,467	149	3,478
" 12	1	7	22,002	151	3,310
" 13	1	7	21,826	151	3,529
" 14	1	11	34,447	273	5,492
" 15	1	10	33,489	250	5,300

母船式鮭鱈漁業統計
沖取漁業出漁状況

銀 八、四七六
鮭ノ助 七九
合計 二九六、四七六

種別 年次	出漁母船	附屬船		従業員
		隻	噸	
昭和 5	19	63,924	182	6,434
" 6	9	29,414	93	2,816
" 7	7	24,275	73	2,144
" 8	9	40,725	81	2,541
" 9	9	37,235	93	3,120
" 10	9	34,112	99	3,124
" 11	9	36,737	101	3,243
" 12	9	36,749	105	3,420
" 13	8	28,750	93	3,824
" 14	7	24,805	81	2,597
" 15	4	—	—	—

母船式蟹漁業出漁状況

種別 年次	罐詰	鹽藏	冷蔵	合計
昭和 5	339	56	100	495
" 6	1,144	54	21	1,219
" 7	2,078	277	339	2,694
" 8	3,426	934	744	5,104
" 9	8,050	1,119	987	10,156
" 10	7,784	1,650	589	10,023
" 11	7,409	1,760	522	9,691
" 12	12,051	1,750	814	14,615
" 13	10,449	3,632	169	14,250
" 14	12,448	7,467	—	19,915
" 15	—	—	—	—

沖取鮭鱈漁業生産總價額

種別 年次	白鮭	銀鮭	紅鮭	鱈	鱈ノ助	合計
昭和 5	169,245	4,418	306,965	196,550	3,302	680,480
" 6	440,930	63,282	595,801	67,431	4,729	1,172,173
" 7	661,697	283	1,270,513	1,346,225	2,831	3,281,549
" 8	1,792,096	6,391	2,033,673	1,792,607	1,064	5,625,831
" 9	2,648,901	179,998	4,860,071	1,251,346	3,185	8,943,501
" 10	2,012,261	163,087	2,496,052	5,969,787	2,870	11,544,057
" 11	3,146,662	400,278	3,940,494	1,230,192	1,645	8,796,490
" 12	2,801,503	299,286	5,782,424	1,230,192	1,645	10,115,051
" 13	3,856,105	218,297	4,268,425	1,483,476	3,105	9,829,908
" 14	3,822,745	183,018	5,601,199	2,047,136	1,863	11,655,967
" 15	4,553,000	125,000	3,217,000	2,495,000	7,000	10,397,000

沖取鮭鱈漁業漁獲高

種別 年次	紅鮭	白鮭	銀鮭	鱈ノ助	合計
昭和 5	—	—	—	—	—
" 6	—	—	—	—	—
" 7	—	—	—	—	—
" 8	—	—	—	—	—
" 9	—	—	—	—	—
" 10	—	—	—	—	—
" 11	—	—	—	—	—
" 12	—	—	—	—	—
" 13	—	—	—	—	—
" 14	—	—	—	—	—
" 15	—	—	—	—	—

昭和十三年度漁況

太平洋漁業會社經營のカムチャツカ沖

〔罐詰生産高〕(單位函)

紅鮭 二六、八四一
白鮭 一四、〇八六
銀鮭 二七、三〇〇
鱈ノ助 三、五五五

昭和十二年度漁況

太平洋漁業會社の昭和十二年度北洋沖
取鮭鱈漁業は母船七隻を以て操業漁獲高
及び罐詰製造高左の如し。

〔漁獲高〕(單位尾)合片阿灣。

紅鮭 六、〇一一、三三三
白鮭 三、二八四、八六九
銀鮭 三、六一、五〇〇
鱈ノ助 一、九三三、二五五
合計 一、一六四、五

銀鮭 三、六九九
紅鮭 五、〇一一
合計 三〇四
其 他 四、六四

昭和十四年度漁況

太平洋漁業會社の昭和十四年度北洋沖
取鮭鱈漁業の漁獲高並に罐詰製造高左の
如し。

〔罐詰製造高〕(單位函)

紅鮭 二七九、五三三
白鮭 二、二七三
銀鮭 一〇、二六九
鱈ノ助 三、九七
合計 三、四、一七〇

取鮭鱈漁業の昭和十三年度漁獲実績並に
罐詰製造高左の如し。
〔漁獲高〕(單位尾)
紅鮭 四、三六、四五五
白鮭 三、八五、〇八五
銀鮭 一、四三三、四七六
鱈ノ助 二、八、七九七
合計 九、八、九、九八

昭和十五年度漁況

太平洋漁業會社の昭和十五年度北洋沖
取鮭鱈漁業の漁獲高並に罐詰製造高左の
如し。

〔罐詰製造高〕(單位函)

紅鮭 三、二七、〇〇〇
白鮭 四、五五三、〇〇〇
銀鮭 二、〇、八五〇
鱈ノ助 五、九五〇
合計 三、七、九、五〇

銀鮭 一、八三、〇一八
紅鮭 一、八六三
合計 一、一、六、五、九六一

〔罐詰製造高〕(單位函)

紅鮭 三、二七、〇〇〇
白鮭 四、五五三、〇〇〇
銀鮭 二、〇、八五〇
鱈ノ助 五、九五〇
合計 一〇、三、九、五〇〇

母船式蟹漁業生産状況

種別 年次	漁獲	罐詰	生産高
	千尾	千函	千圓
昭和 5	24,056	40	13,148
" 6	15,186	240	7,303
" 7	10,356	173	5,468
" 8	9,462	186	5,476
" 9	9,931	160	7,520
" 10	11,332	170	8,369
" 11	13,948	180	9,539
" 12	14,913	200	11,193
" 13	18,536	250	13,886
" 14	16,116	204	10,441
" 15	-	120	-

北洋鱈漁業

鱈漁業の問題

明治四十年九月日露漁業條約が公布されて過去の全過程を回顧すれば、外には昭和三年五月第二次改訂漁業條約の公布、昭和七年八月に漁區暫定協定が成立し、内には漁區合併の宿望が達成されて事業單一化が實行され特筆に値するが企業關係では漁撈方法の進歩、製造技術の改善、内外市場網の擴大等があつて刮目すべき幾多の事蹟を残した。此等は楯の

明瞭面であり他は憂鬱面である。夫れを紅魚族の群游漸次平常性を缺き識者は將來に向つて幾多不安と警戒を見送る様にもなつた。當局も大勢に鑑みて莫市の交渉案には紅魚族蕃殖保護の重要問題を包含して居るとの説あるは蓋し時機を得たものと云ひ得る。

一概に條約水域と云ふも範圍は日本オツク白令の諸海に及ぶ延長實に幾千哩の長大なる海岸線で臘轔獸獵虎の二種を除き凡ゆる海獸、魚類水産物の捕獲加工の廣汎な權利である。斯くの如き廣い境域であるし風土的にも夫れ／＼特異性を帯び魚類分布の状況が種々異なる。併し大體には以上の水域に分布する産物中沿海州に於ける海藻類を除けば大宗的なものは不思議にも殆んどカムチャツカ半島東西海岸を中心として無限に分布し邦人の企業は之を繞つて繁榮して居る。

併し過去に渉る邦人漁業は紅魚類と蟹に局限せられて今日に及び鱈漁業が閉却されたことは大恨事であつて正に臥龍點睛を缺く感がある。

北洋は已に邦人漁業の湖水と化し企業が獨裁霸王の偉容を以て君臨して居る今日企業者は經濟價値に捉はれ貴重魚種の濫獲に没頭腐心するを能事となし因襲の弊に墮するは近代漁業信義の見地からして背教者たるの誹を免れ難しと考へる。

昭和九年の異例な紅鮭饑饉と反動的な其後の紅鮭饑饉に對して何人も豫想し得なかつた鱈の大漁廻りの之の偶然な恩惠物で圖らずも經濟危期が免れたとして魚族資源が悠久無盡なりと辯ずるは當らな。假に偶數年度の鱈を見よ群衆が如何に濃厚でも形體矮小にして醜劣商品價値は已に斯界に定論がある。扱又奇數年度の鱈は毎奇數年の群衆濃度は甚しく累減を見せて量的には殆ど問題にならない。カムチャツカ半島の鱈は實際量的には大宗中の王者である丈こんな奇現象を捉へて既往と現在を追想して見ると變遷の跡が如何に顯著であるか々彷彿とする氣がする。此等の不自然な畸形群游型を矯正して正常性を與へ豊凶の激差を少くし形態の不同醜劣を調整しなければならぬ

併し其目的の爲めに事業採算を無視して迄禁漁の手段に出づる必要は無いが鱈漁業を興して鱈群の厚薄を調節し一方を保護蕃殖すると同時に他方鱈漁の振興を圖ると云ふ一石二鳥の方法は熟考の必要あると思ふ。

鱈漁業の黎明期

輓近當業者の豫想を著しく裏切り紅魚類の來游が畸形な變調を現はす様になつたと云ふことは非常な漁業界の重要事態であつて海流の變化のみで容易に片付け難い譯には行かぬ。明かに魚類激減を示唆するものがある。北洋に於て從來は北千島に於て鱈釣漁業が行はれて居るのみでカムチャツカにあつては邦人は未だ手を染めて居ない。然るに國營は夙に鱈釣業に着手し規模の大小は別として東海岸はカラギン島やバロンコフ灣を根據として出漁し西海岸も最近頃には釣船の隻數が殖へて來た様だ鱈の需要は製品の改良と販路の擴張に連れ年々増加の傾向にある。恐らくは條約水域内には鱈釣漁區開

設熱が勃起するであらう。又其れが當然な大勢でもあると考へられる。

先づ沖取の方から説明すれば沖取に關しては吾監督者はソ聯邦側の規定に遵守して露水組合員は漁業廳から鑑札を受け釣業に従事するには支障なしとの意嚮を持つて居る。己に規定に明示する如く此種の鱈漁業は母船式であるから水域上に於て游漁區域の制限はないが陸上に一定の干場を借受けて番屋製造場を建設して居住することは許されぬ不便がある。併し荒天に際して露領の港灣内に避難したり炭水等の補給を受けるには相當な便宜を供與せらるゝは當然である。更に本規定第一條に沿岸幅員十二海里の水域に之を施行すと云ふ文句がある。ソ聯邦側の十二海里の領海説は實質上撤回されて三海里を承認して居る。然らば鱈沖取の場合には如何であるかと云ふに海面は廣く魚種が異なり漁撈法も違ふから鱈工船の操業に支障あるべき筈もなく摩擦を起す憂がない實質的にも平和な漁業である。

(日露漁業條約抜萃) 第二條末項

鯨及鱈並に特定の漁區内に於て捕獲し又は採取すること能はざる一切の魚類及水産物の捕獲は特別の免許狀を具ふる航海船に搭乗せる日本國臣民に許さるべし

最終議定書

(丙) 漁業條約第二條末項の規定に關しソグエート社會主義共和國聯邦全權委員は左の如く聲明す

(一) ソ聯邦政府は日本國臣民が漁業條約第二條末項に掲げらるゝ免許狀を受くるに付準據すべき規則を近き將來に於て發するの意嚮を有す

日本國全權委員は右に對し何等の異議なきことを聲明す

北洋捕鯨業

北洋の鯨族

我國に於ける北洋捕鯨は、農林省水産局の監督下に在つて『母船式漁業取締規則』第一章總則、第一條、第三項に於て認められて居り、鯨體處理設備を有する

母船を使用し、附屬捕鯨船(キヤツチャ
I・ボート)を以て鯨漁業を行ふを謂ふ
のである。

同取締規則第四章に於て操業區域其他
が明示してあるが、大體北緯二〇度以北
の北太平洋ベリリング海、オホーツク海
及北氷洋を含む廣汎な區域に亘り操業、
昭和十二年は母船一隻の出漁が許可され
てゐるのみである。

一方ソ聯邦側は我が捕鯨業者に對し
『ソ聯邦政府は漁業に従事する日本人に
對し捕鯨の爲め根據地として五ヶ所以内
の陸上地區を貸附くる用意がある』と公
約して居り、若しソ聯邦側に誠意があれ
ば、自から進んで五ヶ所の地區を指定し
發表す可きであるが、漁業廳側としては
一般漁區の例に倣ひ當業者に届出を發願
する事を妨げない譯である。

北洋捕鯨は現在ソ聯邦の獨占する處と
なり、數年前、アコ會社が着業、年々優
秀な成績を収めて居る。

堪察加半島を中心とする鯨族の廻遊狀
態は、年々の調査を綜合するに大略次の

如く、夏秋の季節を通じ、鯨族の集合廻
遊する地方が一定して居るものゝ如く、
種類は、抹香、長須、座頭、背美等であ
る。

北洋に於ける鯨族廻遊狀態(夏・秋)

- 1、アブーチャ附近 六月・十一月
- 2、抹香、長須、鯨鯨、白長須 六月・十一月
- 3、クロノツキ一灣 六月・八月
- 4、長須、抹香 六月・八月
- 5、カラギン地方沖 八月、九月
- 6、オリエートル沖 八月、九月
- 7、ラウレンチャ附近 八月、九月
- 8、座頭、背美 八月、九月
- 9、北氷洋デツネフ 八月、九月
- 10、長須、座頭、背美 八月、九月

エトロフ島を中心とする日本水産の昭
和十二年度実績は、五月の着業以來、七
月末日までの成績、エトロフ 西海岸沖
二〇頭、東海岸沖五〇頭で西海岸には抹
香鯨が多く、東海岸には長須鯨が多數を
占めてゐた、而して昭和十二年八月末に
は豫定捕獲數の三〇〇頭を突破し、東西
兩岸を合して三四〇頭を捕獲、昭和十一
年度全期の二三〇頭を一一〇頭を超過し
たのである。

北洋捕鯨會社創立

北洋に於ける、捕鯨は最近ソ聯邦側の
実績特に顯著なるものあり一九三六年度
に於ては五〇一頭を捕獲し着業以來五年
目を迎ふるに至つたが、我國に於ても現
在着業の北千島エトロフ島の沿岸捕鯨の
外に更に公海北洋捕鯨につき調査を行
ひ、昭和十一年三月、日本捕鯨(後に共
同漁業に合併、日本水産と改稱)及び林
兼商店の土佐捕鯨會社の合資で、資本金
三十五萬圓の北洋捕鯨株式會社が創立さ

れた、同社は本社を東京麴町區丸の内(丸
ブル内)に置き、代表者として日本水産
側から窪井重男氏、林兼側から中部謙吉
氏が就任、着業準備として、昭和十二年
七月、調査船雄基丸(三八八噸)に日本
水産の捕鯨部の調査課長、河村金時氏外
六名の調査員が乗船し、七月一日函館を
出帆カムチャツカ沖からアリユーンヤン
群島、アラスカ沖に亘り鯨族の廻遊狀態
を調査、更に七月二十六日にはベリリン
グ海峡を越えて北氷洋に入り調査を続け
八月二十五日函館に歸着した。

雄基丸による調査の結果、北洋方面の
鯨族は長須鯨最も多く、次で背美鯨、座
頭鯨、抹香鯨の順で、同調査船は是等各
種合計約五百頭に達し、ソ聯邦捕鯨船隊
の一九三六年捕獲數とほぼ一致するので
北洋に於ける捕鯨事業は新規着業して採
算は充分採れる模様である、雄基丸の調
査報告を基礎に北洋捕鯨會社では慎重に
協議の上、愈々昭和十五年度より、初の
出漁を敢行し北洋に於ける日ソ捕鯨戦を
華々しく展開する事になつた。

昭和十五年度計畫

北洋捕鯨會社の北洋遠征配船陣容は南
水洋の國際捕鯨戦に殊勳の母船圖南丸を
始め次の通りである。

母船	第一圖南丸(九、八六噸)
捕鯨船	第七昭和丸(二五七噸)
同	第八昭和丸(二六四噸)
同	(以上日本水産所有)
同	第三玉丸(二五七噸)
同	第九玉丸(二五七噸)
同	(以上太平洋捕鯨所有)

出漁計畫は六月一月中旬に至る四ヶ
月間、北緯五十一度邊より操業開始し、
ベリリング海から北氷洋、東シベリア海
に進出、四百頭捕獲を目標としてゐる。
斯くして長年、ソ聯邦の獨占下にあつ
た北氷洋を目指して同船隊は本年五月大
阪港に集結、六月四日大阪港出帆、寄港
の室蘭港を同月十四日出港し、途中北海
濃霧と闘ひつゝ同月十九日、北氷洋漁場
に到着し初の操業を開始した。

捕獲狀況は素晴しく、多くの鯨群を發

見し相當の成績を上げ、九月十五日大阪
に歸港した。

アラスカ漁業

ベリリング海の日本人漁業

ベリリング海東部に從來やつてゐた日
本人漁業は臘肉獸保護條約の爲不本意な
がら出来なくなり、一時杜絶して居たが
大正の初期から日本人鯨漁船の出漁があ
つた。當時は歐洲大戰中の事として歐洲方
面からは消費地に鯨の供給圓滑を缺き、
日本内地、樺太、堪察加半島沖合でも輸
出向の鯨を製造して巨利を博したほどで
あつた。然るに歐洲大戰の終熄と同時に
歐洲からの供給が舊に復して、日本製鯨
は米國の市場から退却せざるを得ざる事
となつてベリリング海の鯨漁業も亦其燭
りを喰つて出漁せぬ様になつた。

其の後昭和年代に至つて、其の昔、鯨
漁船の操業に依つて得たる經驗が物を言
ひ、底棲魚類の量が極めて豊富な點に着
目してトロール船が出漁したが、魚の棲

息の密度があまりに多過ぎるので、トロ
ールに就て従来持ち合せて居た経験では
面喰ふ事が多く儲ける事は出来なかつ
た。

然しこの失敗は寧ろ朗かな失敗で、工
夫に工夫を加へて昭和八年以後は一萬噸
近くの母船を使つてこの大量の漁獲物を
處理し、製造する設備に遺憾ならしめ
たものである。

底棲水産動物の有様が略ぼ明瞭化して
來ると共に、北洋の海に對する漁夫の觀
念上に於ける距離の短縮が、堪察加方面
に於ける母船式蟹漁業の發達や、母船式
鮭鱒漁業の發達に依つて加速度的に意識
の裡に潜在する事になつて來た。最早や
「荒海吼ゆる北洋」や、氷山白熊を連想す
る北極近くの海としてベーリング海を考
へる事無く、東京灣、品川灣の延長とし
てのベーリング海を考へる様になつて來
たのである。

昭和六年以來は母船式蟹漁業船も亦一
枚加はる事となつて、昭和十二年では
魚糧工船 母船 一萬噸級 一隻(附屬

船七隻)

蟹工船 母船 四千噸級 一隻(附
屬船三隻) 操業して居る。

昭和十五年度狀況

昭和十五年度に於ては六月一日函館出
帆の日本水産會社、冷凍船厚生丸(八二
三・一七噸)はデイル、トロール船箕面
丸(四七二、七七噸)と四組の手操船を
漁撈船として冷凍工船隊を組織して、四
ヶ月に亘りベーリング海プリストル灣沖
合の深海に棲息する鱈、カレヒ、大鰾等
の我國最初の母船式冷凍漁業に向つたの
である。乗組員百名にして漁獲せる冷凍
魚は五千噸と鹽魚二百噸の多量に亘り、
水産日本の凱歌が高らかに揚り九月十四
日芝浦港に歸港した。

ベーリング海の米國側漁業

ベーリング海東部は米領アラスカを其
の東の限界とする故に、ベーリング海漁
場に最も距離の近い陸地が米領アラスカ

年九月二十日桑港ニュース紙の「日本の
侵略」と題したる記事、同月バシフィッ
ク・フィッシャーマン誌主筆ミラーフリー
マン氏の意見發表、同月號バシフィック・
フィッシャーマン誌記事、十月十七日シヤ
トル・タイムス紙掲載合衆國水産局長フ
ランク・デー・ベル氏の所論、十一月號
バシフィック・フィッシャーマン誌記事等
で、殊に十月號及び九月號バシフィッ
ク・フィッシャーマン誌は極めて激越なる
論調を以て毒筆を振つたのである。

アラスカの鮭鱒漁業制限

米國政府は一九四〇年一月議會に對し
プリストル灣に五ヶ月毎に襲來する紅鮭
の不漁を防止し、且其他主要地方に亘つ
て魚族資源保護のため各種の漁獲制限を
行はんとする漁業規則の改正案を提出し
た。

同案の發表と共にアラスカ及太平洋の
漁業關係者、被備者團體では結束して反
對の氣勢を擧げてゐるので若干の緩和策
が講ぜられるかも知れぬが、根本的修正

は覺束かない様である、改正制限令の狙
所は、鮭鱒漁業であるが、同時に近來濫
獲の爲不振にある鱈漁業も致命的打撃を
受けるものと云はれる。

當業者に與へる影響は可成り廣汎に亘
り最も重大なる影響を受ける諸地方はプ
リストル灣、南東アラスカ水域及びブリ
ンス・ウイリアム・サウンドである。

プリストル灣では従來毎年約一、二〇〇
隻の操業船が許可されてゐたが本年は七
八〇隻に制限、同時に約三、〇〇〇人の
漁夫が一、五六〇人に減少、毎年紅鮭罐
詰平均一四〇萬函(鮭鱒罐詰製造高合計
平均一五〇萬函)の生産あり、世界最大
の紅鮭漁業地と知らるプリストル灣は資
源保護の見地より不漁年には、漁獲制限
される譯で、本年は右の爲昨年度一〇〇
萬函に對し約五割の生産減少と見られ
る。

南東アラスカ水域は操業時間短縮に依
つて制限する、之は従來禁漁時間に更に
二十四時間を加へ毎週六十時間としたも
のである。

である事は事實だ。誠にアラスカを領有
する國はこの海の資源を開拓するに絶好
の地位を有する譯である。然し乍らアラ
スカ半島は今尙人煙稀なる極地で其の定
住者の數は全體を通じ僅に五萬五千人餘
で、日本の小さな一市町村の人口に過ぎ
ず、しかも其の大半は何等經濟的能力な
き土人であるからベーリング海方面の定
住者の數は誠に知れたものである事を見
逃してはならぬ。

昭和十一年アラスカ地方に於ける各種
魚類の棲息狀態、其の他科學的並に技術
的調査を爲さしむるが爲め、日本當局で
は調査班を派遣したが、米國漁業界は、
日本漁業の發展振りに異常なる關心を持
ち、殊に從來獨占的地位を占め、極めて
有利なる條件下で操業して居た鮭鱒罐詰
業關係者は、有利なる條件維持に支障を
生ずるが如き、外國漁業の勃興を未然に
防止せむが爲め、煽動的言辭を以て、我
方の操業に威嚇を試みやうとしたのであ
る。
即ち右の内注目すべき記事は一九三六

アラスカ鮭鱒罐詰生産高 (單位函)

(1939年)

生産地方	レッド及 エサカ	ピンク	チャム	ヤマド ミレコ	キング及 キチヌーク	合計
南部アラスカ	195,907	1,474,269	293,316	65,906	2,364	2,031,762
中央アラスカ	657,198	1,034,623	237,148	37,250	21,023	1,987,249
西部アラスカ	1,118,233	627	98,948	—	5,399	1,223,207
合計	1,971,338	2,509,519	649,412	103,156	28,786	5,242,211

南東水産の鱒鱒は毎年平均約二〇〇萬函以上(全製造高平均三〇〇萬函)にして本制限に、一―三割減産が豫想されてゐる。

北洋漁業團體及會社

露領水産組合

沿革及組織

露領水産組合は明治四十一年、日露漁業條約による本邦人最初の沿海州出漁に當り、外國領海水産組合法によつて創立され、當初は「沿海州水産組合」と稱して居たが、明治四十二年「露領水産組合」と改稱したものである。外國領海水産組合は明治三十五年制定公布されたもので立法主旨は、(一)外國の領土に出漁する邦人を取締るため、(二)關係漁業者程の統一自治に任せしむるため、(三)外交的關

係の必要のため、又其の内容は頗る簡單で即ち第一條には、「條文又は許可により外國領海に於ける水産動物の採捕、其の製造又は販賣を業とする帝國臣民は本法に依り水産組合を設立することを得」と爲すの外、同業組合に關する規定を準用してある。

本組合は露領沿海州及カムチャツカ、樺太方面に於て水産物の採取製造及販賣を業とする者を以て組織され、外務、農林兩大臣の監督を受け、同業者の利益を増進し水産事業の發展向上を目的として組織されたものである。

初代の組長は北千島探検で知られてゐる故海軍大尉郡司成忠氏で爾後、神山開次、小島源三郎、子爵前田利定、子爵酒井忠亮、堤清六の諸氏組長に就任し、昭和五年三月現組長榊山資英氏に至つたものである。

(役員)

- 組長 田中丸祐厚
評議員 本川藤三郎
同 藤木治郎平
同 坂本 作平
同 眞藤慎太郎
同 平塚常次郎
同 三宇發士郎
主事 松江 武夫

- 同 佐野 六次
囑託(浦潮) 中 場 稔
同 竹 村 浩 吉
▲事務所・東京市麴町區丸の内(丸ビル四階)
▲浦鹽事務所・浦鹽斯德市ジェルジンスカヤ街

〔露領水産組合組合員〕

- 日魯漁業株式會社
萩布 宗太郎
佐野 助治
三菱商事株式會社
日魯漁業株式會社
本社・東京市麴町區丸ビル四階
支社・函館市眞砂町六
日魯漁業株式會社は大正三年三月二十

三日資本金二百萬圓を以て創立されたもので、初代の社長は故堤清六氏で次いで故川上俊彦氏社長に就任現在に至る、ロシア革命の勃發の大正六年七月には一百萬圓を増資して資本金三百萬圓となり、更に大正九年二月には大増資して一千萬圓の大會社となり、翌大正十年六月には輸出食料品株式會社、勸察加漁業株式會社の二社を合併して、資本金二千五百七十萬圓の新會社日魯漁業株式會社となつたが、同年十月には經營の合理化を敢行して、八百七十萬圓の減資を斷行資本金一千七百萬圓となり、大正十三年には「三菱」との合同會社なる大北漁業會社を買収して、露領に於ける日本人漁區の八割を占むるに至つた。更に當業者の要望に基いて北洋の一大合同漁業會社北洋合同漁業株式會社を合同して一躍公稱資本金五千三百八十萬圓、拂込資本金二千六百五十五萬圓を増資して、日本に於ける代表的大漁業會社の威容を形成するに至つた。昭和十三年十二月定時總會に於て窪田四郎氏は社長を辭任し、相談役となり

後任として平塚常次郎氏社長に就任し現在に到る。

(重役氏名)

- 取締役社長 平塚常次郎
副社長 眞藤慎太郎
取締役 三宅發士郎
専務取締役 外山 源 吾
常務取締役 堤 清治郎
同 近江政太郎
同 柳谷 善 吉
同 中村 鑛 太
同 宮本昌三
同 柳瀬篤二郎
同 郷 朔 雄
同 齋 藤 力
同 横山勝事
同 新谷俊藏
同 金子喜代太
同 坂本 作平
同 有賀 篠夫
同 谷 脩 治

種別	年度	昭和14年下期	昭和15年上期
		(損益計算)	
总收入金		43,461	10,609
支却金		38,454	5,603
当期利益金		2,000	2,000
当期利益金		3,007	3,006
(利益金處分)			
前期繰越金		3,007	3,006
法定積立金		879	1,028
特別積立金		250	350
役員賞與金		250	250
株主配當金		240	240
後期繰越金		(一割) 2,115	(一割) 2,115
		1,027	1,179

(1) 日魯漁業會社 事業概勢 (單位千圓)

太平洋漁業株式會社
本社東京市麴町區丸の内「丸ビル四階」北洋に於ける鮭鱒沖取漁業は昭和二年、函館の平出善三郎、高松喜六兩氏が企業的に着手したるに初まり、昭和五年に至り八木工船、昭和工船、北進組が着業するに至り、昭和六年八木氏と北進組とが合併して、岡本康太郎氏を社長とする太平洋漁業、資本金百六十萬圓の會社

種別 年度	紅 鮭	白 鮭	鱒	銀 鮭	鱒ノ助	シヨク	合計
	昭和13年度	6,969	10,735	43,825	717	92	—
昭和14年度	4,970	8,141	64,296	520	57	36	78,022
昭和15年度	3,674	8,830	30,216	431	66	36	43,253

(2) 最近三ヶ年漁獲高 (單位千尾)

漁獲高一五五、四四五疋(八五八、〇九一尾)を算するに至り、生産額一三、一八五、一〇一圓に達し、其業績陸上沿岸を壓迫するに至り之と對立化したる爲、農林省は國策的見地より之が統制を必要とし、沖取漁業の大同を計り、昭和九年十二月末沖取各社、太平洋漁業、沖取合同漁業、大同漁業、平出漁業、沖取産業、坂本、藤木、袴の各商會計八社を太平洋漁業株式會社に合併し、同社は昭和十年二月資本金を二百萬圓とし一躍八百萬圓に増資して其陣容を一新するに至つた。

(役員)
取締役社長 平塚常次郎
専務取締役 眞藤慎太郎
常務取締役 原辰二
同 越田徳兵衛
同 山田勝衛
同 窪田源吾
同 中山謙吉

同 監査役 七田今朝一
同 渡邊藤三宅發士郎
同 松 下 高

日本水産株式會社
所在地・東京市芝區田村町日産館
創立・大正十五年四月
事業・一般漁業、北洋蟹工船捕鯨及水産工業、同販賣。
資本金 九千三百萬圓

(役員)
取締役社長 田村啓三
取締役副社長 植木憲吉
専務取締役 養田靜夫
同 西村有作
同 加藤重治
同 岩本千代馬
同 松田繁次
同 前根壽一
同 白州次郎
同 芳賀岩次郎
同 安部小治郎

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

北千島水産株式會社

所在地・函館市眞砂區六
出張所・東京市麴町區丸ビル四階
創立・昭和十三年三月
社長 眞藤慎太郎
専務取締役 中 部 謙 吉
常務取締役 池 山 光 藏
同 秋 谷 六 三
同 藤 野 辰 次 郎
同 渡 邊 藤 作
同 青 木 貞 治

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

株式會社林兼商店

林兼商店は北洋沖取合同會社を經營してゐたが北洋沖取漁業の大同合同で其權利を太平洋漁業に讓渡し、現在は北千島方面、土佐捕鯨、南洋方面並に近海漁業、昭和十三年以降滿州國松花江に於ける河川漁業等を手廣く經營してゐる。
資本金一千五百萬圓
(役員)
社長 中 部 幾 次 郎
副社長 中 部 謙 吉
〔本社〕 下關市竹崎町

〔東京支社〕 京橋區月島西河岸

北海製罐倉庫株式會社

所在地・小樽市北濱町三丁目

出張所・東京市麴町區丸ビル四階

創立・大正十年十二月

社長 松下 高

事務取締役 (缺員)

常務取締役 有賀 篠夫

取締役 外山 源吾

同 松崎 半三郎

同 植垣 彌一郎

同 堤 清治郎

同 阿部 三郎

同 眞藤 慎太郎

同 近江 政太郎

日本鮭鱈罐詰業水産組合

所在地・東京市麴町區丸ビル五階

創立・昭和六年八月二十五日

事業・鮭鱈罐詰の調査研究、原地證明

宣傳販賣の統制其他

組合長 藤野 辰次郎

副組長 坂本 作兵
組長 越田 徳兵衛
主事 武藤 禮二

母船式蟹漁業水産組合

所在地・東京市麴町區内幸町幸ビル三階

創立・大正十二年五月五日

事業・母船式蟹漁業の發展を圖り組合員共同の利益を圖ること

〔役員〕

組長 松崎 壽三

評變員 日本水産株式會社

理事 木下 信資

組合員 日本水産株式會社

組合員 新興水産株式會社

日本鮭鱈罐詰共同販賣會

所在地・東京市麴町區丸ビル四階

創立・昭和十年九月五日

事業・本邦産鮭鱈罐詰の輸出統制販賣

代表 平塚 常次郎

常任委員 太平洋漁業會社

同 大東食品會社

全國輸出罐詰業水産組合
聯合會

所在地・東京市麴町區丸ビル五階

〔役員〕

會長 三宅 發士郎

副會長 加藤 郁二

同 片山 三郎

同 眞田 靜夫

陸上蟹罐詰業水産組合

所在地・東京市麴町區丸ビル七階

創立

組長 渡邊 藤作

副組長 加藤 良平

評議員 藤野 罐詰所

同 太平洋合同罐詰

同 日魯漁業株式會社

同 樺太大同罐詰

同 袴 信一郎

日本鮭鱈配給株式會社

創立・昭和十六年六月

資本金・三百萬圓

所在地・函館市

〔役員〕

社長 高村 善太郎(函水)

事務取締役 大川 原善藏(函水)

常務取締役 谷 修治(函水)

同 中谷 由路(日水)

同 平塚 常次郎(太平洋)

同 眞藤 慎太郎(北千島)

同 眞田 靜夫(日水)

同 西出 孫左衛門(北日本)

同 荻布 宗太郎(荻布)

同 田口 達三(東市)

同 堤 清次郎(日魯)

同 丸屋 新一(林兼)

同 五十嵐 與助(日米)

同 右同社の株式引受人は次の如し

函館水産百三十二萬圓、日本水産五十

萬圓、日魯漁業二十五萬圓、北千島水

産二十萬圓、北日本漁業二十萬圓、太

平洋漁業十五萬圓、荻布漁業十萬圓、

林兼五萬圓、日米水産五萬圓、舊共同

組合、日本水産販賣者、林兼販賣者十

八萬圓である。

日本蟹罐詰株式會社

農林省では厚料資材の不足及び販賣制

限強化、勢力不足等の關係から一般罐詰

製造業者の自由競争を統制する必要を痛

感してゐたが、先づ其の第一着手として

北海道、北千島の蟹罐詰製造業者の整理

合同を懲憑してゐたが、七月に入つて北

海道漁業罐詰、蟹罐詰合同、西出孫左衛

門商店、袴信一郎商店、加藤郁二商店、

東探採漁業、探採水産、栖原商店、太平

洋合同罐詰の九社を合同して日本蟹罐詰

株式會社(資本金一千萬圓)を設立する

ことになつたのである。

〔役員〕

會長 平塚 常次郎(日魯)

社長 渡邊 藤作(北海道)

事務取締役 野村 祐一

常務取締役 増田 久家

同 牧府 久廣

同 西出 孫左衛門

同 袴 信一郎

同 確水 榮

同 加藤 良介

同 袴 春二

同 稻垣 龍

同 谷 茂平

同 加藤 郁二

北洋協會

所在地・東京市麴町區丸ビル八階

會長 岩 倉道 俱

顧問 野村 益三

北洋捕鯨株式會社

昭和十一年春、林兼商店の土佐捕鯨と

當時の日本捕鯨會社(現日本水産)共同出

資で資本金三十五萬圓の當社を創立、昭

和十二年夏、調査船、雄基丸を北洋海面

に派遣し鯨族の廻遊状態を調査、以後北

洋を舞臺に活躍を續けてゐる。

代表者 中部 謙吉(林兼商店)

窪井 重男(日本水産)

〔本社〕 東京市麴町區丸の内一丸ビル四

階

對ソ利權

利權の沿革

利權法の發布

一九一七年十月革命を契機として革命政府は一國社會主義の建設を開始し、革命によつて紊亂の極に達した國內行政の秩序回復に全力を盡した、當時國內の行政機構は全く混亂を極め帝政時代の農奴の桎梏より解放された大衆は其の職を失ひ、他方小富豪、地主等の勢力は未だ潰滅するに至らず、諸外國は聯合して露領土内に侵入し爲めに産業の中心地たりし小亞細亞、高架索地方は其の蹂躪に委せられ、且つ歐洲大戰當初より漸次増大し來れるインフレーションは悪性となり、飢餓の民は全土に溢れるの慘狀を呈した。

革命政府は一方これら外國の侵入を防

衛すると同時に國內の復興を計つた結果、漸く一九二〇年に至り政治的小康を得るに至つた。

然れども産業は尙委微沈滞を極めインフレーションの趨勢熾むに至らざる狀況なるに鑑み、政府は外資を誘導し以て國內の産業復興と天産物の開發を計り、且外國の精致なる機械の輸入を許可し、併せて失業者の救済が労働者群に對し技術的習得を爲さしめんが爲め一九二〇年利權法を發布した。

時恰も一九二一年より採用した新經濟政策は資本主義に對する共產主義の一步退却にして此の態勢を示して外國に對する投資的安心を與へたので戰後の經濟復興に吸々たりし大戰參加國及莫大なる資本を集中した中立國何れも競つて該利權を掌握せんとするに至り、一九二一年か

ら一九二八年に至る利權出願件数は二四〇二件の多きに達し、その契約締結件数は一四七に達した。

然るに當時國內に於ける共產黨員は斯る政策的轉向を意外とし、之に對する非難囂々たるものあつたに鑑み、一九二〇年十二月第八次ソ聯邦大會に於てレーニンはその演説中、利權政策に對する釋明を試みてゐる。

此の演説に於て利權を資本主義國家に與ふことは資本家との平和條約ではなく、利權は自國にとつて武器を要することなき戰爭にして、我國にとり最も苦痛なき戰爭なりと言ひ、生産手段、機關車、機械類の一定最小限度を得んか、吾人は昔日の吾人に非ずして帝國主義國家群何ぞ恐るゝに足らんやと結んでゐる。

即ちソ聯邦は當初より自己の國力だに回復せば是等利權を回收する意志を有し、且利權を與ふことが結局ソ聯邦復興を促進せしむる所以なることを高調した。

利權の消長

外國利權の回收

一九二〇年利權法の發布に次で一九二三年には中央利權委員會をソ聯邦人民委員會會議内に組織して積極的に外國利權の誘致に努めた爲め、利權出願數急激に増加したが二三年五年には英國との國交斷絶のこともあり、外國との摩擦を生じたため漸減するに至つた、其間時により盛衰あつたが一九二八年に於ては利權の數一四七に達した、然し二八年以後は國內經濟全く利權を要せざる程度に復興したるため、茲に利權政策を變更し、新利權政策を採用、利權に對する統制を行ひ、五ヶ年計畫案中に利權に關する條項を含めしめ利權をして資本主義國家の自由なる行使に委せず、ソ聯邦計畫經濟と同一歩調を強制するに至つた。従つて國內經濟の益々飛躍するに伴ひ利權に對する態度は漸次苛酷となり、利權も自らソ聯邦經濟上のレーゾンデートルを稀薄な

らしめ、遂に一九三〇年レナ金鑽利權の強壓的解消に成功するに及び順次各利權の強制回收を實行し、一九三六年一月に於ける利權は僅かに一件を數ふるに至つたのである、其後更に利權回收政策を進め現在に於ては日本に對する北樺太石油、石炭及露領漁業權益を残すのみで、外國利權は全く其跡を絶つに至つた、尤も是等外國利權は何れも單なる經濟的利權なるに反し、我利權は條約に基く所謂政治的權益にしてソ聯邦に於ても兩國の關係上輕々に之を處置し得ないものであることは言を俟たないところである。

日本利權

尊き血の代償

我石油、石炭利權は大正十四年一月北京に於て締結せられたる日ソ修交基本條約を基礎として同年十二月締結せる利權契約により實施したるものであつて斯の尼港、即ち我同胞六百の尊き血の代償とも稱し得べく、然も各國に先んじ難きを

忍びて行ひたる國體基調を異にせるソ聯邦の承認、シベリヤ派兵の撤收等に對する確固不動の利權にして國防的見地より國策上一歩も後退を許さざる實に尊き利權である。

日本利權の現状

然るに何ぞや其利權賦與の形式に至つては兩國修交條約に基礎を置きながら利權契約において許容されたる特種の内容は些かも修交的でなく寧ろ條約内容と相刻關係にすら在り、一九二〇年制定せられたる利權法の範圍を一步も出でてないことは頗る遺憾とするところである。

苟も日ソ兩國修交調整を基礎とし極めて友好的立場に於て成立したものであるに拘らず、ソ聯邦政府の對利權政策がレーニンの所謂「利權は武器なき戰爭なり」とのイデオロギイに支配されてゐるため我が石油、石炭兩企業が創立以來一日と雖も寧日なく収益的經營を不可能ならしめてゐる。

我方は修好並に議定書の精神を主張し

彼は兩者の規約する處は總て利權契約に移行せられたりと主張する。此の相刻はソ聯邦政府の對利權政策の轉換せざる限り、之が是正も亦容易なものではない。ソ聯邦は昭和十一年十一月の日、獨、伊防共協定成立以來、之が報復對策は一に我國國力の消耗に在りとなし延ては援蔣政策となり、日、滿、蒙、ソ聯邦國境の紛争となつたが、其後歐洲戰亂の擴大と共に漁夫の利を占めたるソ聯邦は着々其の國力の充實を計り、帝政時代の領土回收を實現したのみならず、更に他國の領土侵略を企圖しつゝある今日に於ては、現行利權契約に基き單に隱忍自重による權益の死守のみを以てしては到底其の進展は愚か現狀維持すら危きに至る虞れなしとしない。

北樺太石油利權

北樺太石油株式會社の創立

北樺太に於ける石油、石炭の利權は彼の尼港事件の代價的意味を含むものであ

太油田では二分の一と言ふ素晴らしい成績を挙げつゝあるのである。

油田の發見より今日に至る迄

北樺太油田は今を去る六十年前（明治十三年）、尼港の商人イワノフが毛皮の商いで北樺太東岸を跋渉した際、一土人の言によつて現在のオハ油田地域に石油の大露面あるを發見したのに始まる。其の後ゾートフなる者がオハに於て試掘權を獲得し、現存の所謂ゾートフ井を掘鑿して始めて油田を見たのは、實に明治四十二年のことである。

其の後試掘を試みた者もあつたが、露國革命と共に作業を中止又は失權するに至つた。

斯かる際、イワン・スタヘーエフ商會は大正七年大隈侯爵に對し、日露合辦事業として開發せんことを勧誘したので、之を動機として久原スタヘーエフは北樺太石油調査の契約を締結し、久原は調査隊を派遣して油田を踏査せしめる傍、ス

つて、皇軍の北樺太保障占領が解かれた時其撤退の條件としてソ聯邦政府が、我に許した貴重な國家的權益である。

即ち大正十四年一月、北京に於て、日ソ修交條約が締結された際、同基本條約第六條及議定書（乙）に於て

「ソ聯邦は兩國間の經濟關係を促進するため、且天然資源に關する日本國の需要を考慮して、北樺太に於ける石油石炭の利權を我國に提供し、而も當該企業は其の収益的經營を事實上不可能ならしめる様な如何なる課税又は制限をも加へられず、又一切の適當な保護と便益とを與へる旨」

を確約した。依つて、代表海軍中將中里重次氏は露都に赴き、右條約に基いて利權企業運營の鍵とも言ふべき利權契約の締結に當つたのである。

然し乍ら、彼我の意見は其の懸隔が甚しく、ソ聯邦當局の主張は稍もすると企業の収益的經營を困難ならしめる様なものが多々あつたので、交渉も屢々危殆に瀕したが、折衝半歳幾多の曲折

を経、難關を突破して、同年十二月十四日遂に利權契約が締結せられた。

茲に於て、大正十五年三月北樺太利權に關する勅令が發布せられ、同年六月七日北樺太石油株式會社の成立を見るに至つたのである。

北樺太油田の價値

埋藏油量二億一千万噸

本油田は露領北樺太東海岸に沿ひ約百里に亘つて存在するのであつて、既開發油田の面積は約八百萬坪、未開發油田は約三億四千五百萬坪である。

而して之等の油田に埋藏される油量は約二億一千万噸と稱せられ、一坑井當りの平均日産は内地又はアメリカの夫れに比して遙かに多量であり、ソ聯邦政府の絶えざる壓迫にも拘らず、猶且内地産油の過半量を産出しておる状態である。特に試掘作業の成績に至つては、其の成功率が日本内地に於て六十分の一、米國六分の一乃至十分の一であるに比し、北樺

タヘーエフをして漁業權の獲得に努めしめたのである。然るに、當時ソ聯邦極東オムスク政府は北樺太石油利權を某國企業家に許可せんとするの情報があつたので、我當局は國防及産業上の見地から速かに本資源の開發を日本人又は日ソ兩國人をして經營せしめる様指導するを必要とし、大正八年五月久原の外に三菱、大倉、日石、霞田の五社をして北辰會なる組合を設立せしめ、久原スタヘーエフ間の契約による久原の權利義務一切を繼承せしめることとし、ソ聯邦地方官憲の了解を得て、同年六月従業員二百名をバタインシ及ノーグリツク方面に派遣し鑿井作業に着手せしめた。此の時に當り海軍省も亦自ら油田調査を企て、五組の地質調査隊を派遣したのである。然るに最初の冬營を敢行した大正九年一月尼港方面を襲つたバルチザンが北樺太をも襲撃するとの報があつたので、前記二百名の同胞は嚴寒氷雪を冒し、生死を賭して二十餘日、漸くにして徒歩南樺太に難を避け

るの止むなきに至つた。

次で尼港事件の結果、我派遣軍が沿海州及北樺太を軍事占領するに及び、北辰會は海軍省指導の下に作業を開始し、南北一二〇哩に亘る地帯を開發したのである。大正十年七月北辰會は資本金五百萬圓の株式會社となり、次で大正十五年六月、日ソ修交條約に基き資本金一千万圓（現在二千萬圓全額拂込済）の北樺太石油株式會社が創立せられたことは前述の通りである。

茲に於て油田の開發は俄然本格化せられ、酷寒零下三十度食糧の不足と猛獸の危険を冒し、太古の密林を伐り陰濕なるツンドラ地帯を開き、道を作り家を建て、加ふるにソ聯邦の惡辣なる壓迫を蒙りつゝ、漸くにして今日の發展を見るに至つたのである。

北樺太石油會社事業成績

今日迄の北樺太石油株式會社の營業成績、投下資本、年度別採油及搬出油量、稼働人員等を示せば上表の通りである。

事業年度	拂込資本金	収入	支出	純益	配當	次年度繰越金
大正十五年	四,〇〇〇,〇〇〇	九八二,三三九	九〇〇,二六六	四七,八三〇	無配	四七,八三〇
昭和二年	四,〇〇〇,〇〇〇	二,一六一,八五五	一,六五八,三五二	三七六,五〇四	三三〇,〇〇〇	四七,八三〇
同三年	六,〇〇〇,〇〇〇	三,五八三,四三八	二,五五〇,五二二	五九四,九一五	四四四,〇〇〇	四七,八三〇
同四年	八,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇五,七九二	三,五三三,〇〇〇	八三二,七四三	六四〇,〇〇〇	七三,七四九
同五年	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,六三六,三六七	三,七五八,二二七	一,〇一五,一七〇	年八分	一四,九九二
同六年	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇四六,七九四	三,四九八,二八七	八九一,五〇七	年八分	一八,六一二
同七年	一三,〇〇〇,〇〇〇	五,三〇二,五〇〇	三,八〇三,三〇〇	七九六,二〇〇	年七分	一三,六六八
同八年	一五,〇〇〇,〇〇〇	五,六六六,九三三	三,九七七,三七四	八九九,五五九	年六分	七九,八六九
同九年	一七,五〇〇,〇〇〇	五,〇二二,三三三	三,七三〇,八二七	三〇一,五五五	年五分	一一〇,二二八
同十年	一七,五〇〇,〇〇〇	五,八八八,〇四二	四,〇〇三,三三四	七六九,七〇七	無配	三〇,七七三
同十一年	一〇,〇〇〇,〇〇〇	六,四三三,一五三	四,〇六六,三〇三	一,二六九,八四九	年三分	五二,四七九
同十二年	一〇,〇〇〇,〇〇〇	五,九三四,六五八	三,六八五,八三四	九三八,八三四	年六分	四四,八二九
同十三年	一〇,〇〇〇,〇〇〇	七,八三〇,九六六	六,三三三,一一〇	一,五七七,八五六	年四分	四四,八六三
同十四年	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,八〇七,三三九	七,〇四一,七四五	八四二,五〇七	年四分	〇

自初年度至昭和十三年度投資調
(昭和十五年四月調)
一、探掘鑛區固定資産 一六、七三四、三三五
初年度 三、一九七、〇〇〇

營業成績一覽 (昭和十五年四月調)

昭和	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	一〇年	一一年	一二年	一三年	一四年	一五年
同	一、一三〇、二二〇	一、二三八、二六九	一、〇七一、七五八	一、二七一、四〇三	一、〇九七、七九二	一、二〇〇、五三五	一、三五五、八三二	四一八、五四〇	三四〇、二四一	一、九八一、五五九	一、三三三、五五八	八四九、九五九	二五七、六六四	二一、五一五、一二五
同	九四、九九三	一五七、一六二	六七〇、三一八	一、〇五四、五八九	一、〇六〇、三三三	九二四、一二二	一、五六九、四〇六	二、五四二、二四三	二、五五六、二六八	三、四六〇、二二六	〇	〇	〇	〇

年次	探油量	原油購入	搬出量
大正十五年	三四、〇〇〇		二〇、〇〇〇
昭和二年	七七、〇〇〇		四五、〇〇〇
同三年	一一二、〇〇〇		九〇、〇〇〇
同四年	一八四、〇〇〇	二八、〇〇〇	一三二、〇〇〇
同五年	一九二、〇〇〇	三七、〇〇〇	一九九、〇〇〇
同六年	一八七、〇〇〇	一一三、〇〇〇	二七三、〇〇〇
同七年	一八七、〇〇〇	一三四、〇〇〇	三一四、〇〇〇
同八年	一九三、〇〇〇	一二五、〇〇〇	三一三、〇〇〇
同九年	一六三、〇〇〇	一一三、〇〇〇	二四一、〇〇〇
同十年	一六四、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一七五、〇〇〇
同十一年	一五六、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一六七、〇〇〇
同十二年	〇	〇	〇
同十三年	〇	〇	〇
同十四年	〇	〇	〇
同十五年	〇	〇	〇

年度別採油及搬出油量表 (略近噸數)

同 一、二二五、六六六 同 一、一〇一、一七八
同 一、〇九八、五五六

年度別従業員並家族員數表 (最大數)

年次	邦人	露鮮人	計
大正十五年	五〇	三六	八六
昭和二年	五七	一〇	六七
同三年	八四	七	九一
同四年	一〇四	九	一一三
同五年	一〇四	九	一一三
同六年	一八四	九	一九三
同七年	一五三	七	一六〇
同八年	一五七	七	一六四
同九年	一八二	七	一九〇
同十年	一四九	七	一五六
同十一年	一八七	七	一九四
同十二年	一六五	七	一七二
同十三年	一〇六	七	一一三
同十四年	五五	七	六二
同十五年	五〇	七	五七

(但し十五年は八月現在)

昭和十四年度事業概要

昭和十四年度(昭和十四年四月より同

十五年三月迄)の事業概要を見るにオハ、エハビ、カタンダ各鑛場に對する積極的開發に主力を注ぐと共に十二年度

來ソ聯邦側の不當なる抑壓の爲め遅延して居た探掘及試掘作業を回復せんと計つたが、時恰もノモンハン事件突發し、日

ソ關係は頗る悪化の一途を辿ることとなり、九月にはノモンハン停戦の後を享けて日ソ通商交渉、ノモンハン停戦協定の交渉等も展開せらるるやに見えた處、忽ち各交渉は停頓又は決裂の状態に陥り、日ソ兩國關係は依然暗雲低迷の裡に本決算期を迎へた。

夫れが爲夏季航海開始期に當り最も必要とせらるる邦人労働者の送込みに對し、ソ聯邦側は徒らに其の許可を遷延し遂に人員を極端に制限して許可を與ふる等の暴舉を初め、作業用資材食料品の送込みに對しても理由なき制限を加へ、又は査證を遅延せしむる等の妨害を加へたる結果、會社は勞働力並資材の荷揚げにも盡大なる齟齬を來し、從て豫定計畫の大部分は實行不能に陥り、剩へ航海の終期に於ける天候不良荒天連續の爲め歸還すべき人員の乗船不能と云ふが如き未曾有の難局に際會したのである。

面の進捗を見たのであるが、業務の主體とする掘鑿作業は殆んど進捗することなく、僅にオハ鑛場に於て前年度掘下げ完了の儘ソ聯邦側の横槍によりて採油不能となつた二坑井を新採油井に加へた以外掘鑿採油關係共昨年度の現狀を維持する程度に止まつたのである。

エハビ鑛場に於ては第一區の第二次劃定、並に曩に出油を見た試掘井の改修採油を目的とし新に二坑井の掘鑿を計畫したが、ソ聯邦側の阻止する所となり、加之前述の如き勞働力の缺如とソ聯邦側の態度依然緩和を見ぬ爲に遂に十二月に至り作業を一時中止するに至つた。

次にカタングリ鑛場に於ても鑛場方面の整備開發の計畫を以て進んだのであつたが勞働力の不足、諸材料の不足に加へ壓迫不當命令に因り、掘鑿作業は何等進捗せず、辛うじて夏季貯油の搬出をバード輸送の方法に依り行つたのみで、之亦エハビ鑛場と同様遂に十月に至り作業を中止することになつた。

昭和十五年度豫定計畫概要

オハ鑛場に於ては新掘井一〇坑、掘下井一坑を計畫し産油の増加を計り、搬出油の増大を企圖して居る、又施設方面は前年度よりの繰越作業中緊急を要するもののみを選定して建設することとし團體契約の協定事項並に官憲命令事項をも併せて實行することになつてゐる。

エハビ第二分鑛場の開發は最も將來性を期待されるものであるため前年度よりの繰越作業、即ち給水場、汽罐場、送電線、軌道、消防庫、宿舍等各般の附帯設備を完備し次年度に於ける積極的開發の基礎を固むることとした。カタングリ鑛場は前年度一時休止し、採井油の復舊と共に新に九坑井を掘鑿することとし又施設としては前年度より繰越せる發電所、汽罐場、給水所、宿舍、托兒所、食堂等の建設を初め官憲命令に依る作業は順次施行することとなつた。

次に試掘作業に就て言へば前年度はソ聯邦側の壓迫勞働力不足のため其の作業

實施に至らなかつたのであるが、追々試掘期限も切迫したので此際極力悪條件の排除に努め作業の進捗を圖ることとし取敢ず最も有望にして開發其他條件に有利な區域を選んで四坑井の開發を實施する豫定であると言ふ。

以上大體十五年度に於ける重なる計畫を記述したが之等計畫の實行は一に懸つてソ聯邦側の對日態度の如何に依ると言はなければならぬ。

利權確保補助金

昭和十四年度は試掘作業實施不可能のため試掘助成金の下附はなかつたが採掘作業に對しては第七十四議會に於て協賛を經た北樺太石油利權確保補助金六百十八萬四千圓の内三百萬七千圓は既に十三年度分として下附せられ残り三百十七萬七千圓は昭和十五年度分として下附せられ更に十五年度政府豫算に於ては七百六十八萬圓の協賛を得て居る。

團體契約改訂

モスクワにて交渉中の團體契約改訂は賃銀の不當値上げ又は宿舍其の他の附帯施設の龐大なる提案に對し當局の支援の下に嚴重抗議をつづけ鋭意折衝を重ねた結果、賃銀平均一割五分値上げ其の他施設も略々實施可能程度のものに止むることを得、交渉開始以來九ヶ月にして昭和十四年八月十一日に協定調印をしたのである。

北樺太石油株式會社

所在地 東京市麹町區丸の内有樂館四階
採油所 ソヴェート聯邦サガレン・オハ
資本金 二千萬圓

(役員)

取締役會長	荒城二郎
常務取締役	松村松次郎
同	片山清次
同	伊藤文吉
同	橋本圭三郎
同	小川重太郎
同	河手捨二
同	倉知鐵吉
同	崎川才四郎

石油利權に對するソ聯邦側の壓迫

北樺太利權が確乎不拔な日ソ基本條約に立脚し、而も我國家經濟上絶大なる意義を持つてゐることは前述の通りであつて、何人と雖も之を一九二二年以來レニンの政策となつた一般利權法に基く單なる對外利權讓渡政策の成果であると考えざる者はあるまい。果せるかな、一九二八年第一次五ヶ年計畫が開始せられて以來、奮回し盡された各國の對ソ個人利權は百數十にも及ぶ中に、我北樺太石油、石炭利權だけは毅然として其存在を續けて來たのである。勿論、其間ソ聯邦の我利權に對する態度は時に一張一弛の有様で相當な壓迫も蒙たのであるが、多年の懸案であつた試掘期限の五ヶ年延長協定なども調和せられると言ふ状態で、一種の外交的雰囲気すら感受されたのである。

然るに昭和十一年十一月日獨防共協定が締結せられるに及んで、我利權に對す

るソ聯邦の認識は漸次狂ひを生じて來たのであるが、日支事變の勃發と歐洲國際情勢の推移とは果然利權に對する壓迫に拍車を加へ、今や北京條約締結の精神は蹂躪せられ、議定書(乙)の條項は空文に歸せんとするかの状態となつたので、帝國政府は權益擁護の見地からソ聯邦當局に對し強硬抗議中である其暴狀の具體的事實は枚擧に追ない程あるが、茲に其實例の一端を示し、北樺太保障占領解除の條件として獲得し、而も尼港事件の血で購つた貴重なる國家的權益北樺太石油利權が現在如何なる取扱を受けてゐるかを見ることとする。

壓迫の實例

(イ) 現地の治安を亂し邦人を脅かす
北樺太の現地は一般に想像されて居る通り、氣候惡く、冬は零下四十度にも及ぶ邊鄙な所であり、其の様な土地に住む者には、少くとも日常の生活は愉快で平和であることが一番望ましいのは言ふまでもない。自然が與へる脅威は人間相互の

親和に依つて多少とも慰められる筈である。處が現地の治安維持に當るソ聯邦の官憲は故意に邦人に苛酷に當り此の地に居たたまらぬ様に仕向けてゐるのである。

以前から邦人とロシア人との交際は不自由であつたが、近頃では全く交際が出来ない許りでなく、逆に官憲が背後よりソ聯邦の青少年を利用して、色々な惡戯暴行をさせてゐる有様である。ソ聯邦の子供が邦人従業員を公然侮辱したり、密かに井戸水の中に馬糞を投入したり、家や倉庫の窓を壊して物を盗んだりしても、ソ聯邦官憲は知らぬ顔をして寧ろ此の様な不法行爲を獎勵してゐるかの様である。之迄も何回となく盜難事件が起つたが、未だ一回も犯人の檢擧を見ない有様で、其の不誠意振りは全く言語同斷である。十三年の夏、左近司社長が現場を視察した際、オハ領事と同乗中の列車目がけて投石した者があつたが、幸に窓硝子を破つた丈で負傷は免れたが、嘗て氏家

海軍々需局長の視察中にも同様の事件があつたのである。更に惡質の事件がオハ鑛場に起つたが、それは鑛場見廻中の會社邦人夜警が何者かに毆打され、人事不省に陥つたことがある。此の兇行の跡を調べて見ると、犯人は窃盜現場を發見されたので、驚いて有り合せの鐵棒で夜警の腦天を打つた事が判明したが、此の犯人捜査に就いてソ聯邦官憲は何等の誠意を示さず、他事の様な態度を示した。斯様な事態が続く限り現地の在留邦人は益々不安に驅られ、落付いて作業に従事出来ないものであるが、其處がソ聯邦の思ふ盡であつて、正に利權排撃のゲリラ戦と言ふべきものである。

(ロ) 邦人を不法逮捕し不當裁判施行
利權企業に従事する多數の邦人が無暗に起訴せられたり、理由もなく逮捕せられた模様は度々新聞紙が報じてゐる所である。到底法治國では想像も出来ない仕方であることも一般に良く知られてゐるのである。石油利權地の北樺太がソ聯邦

領土に屬し、ソ聯邦國內法が當然に適用されるのを良い事にして、ソ聯邦當局は法規の解釋を曲げたり正當の根據も無く邦人を拘引して行き、辯論も聞かずに判決を下してゐるのである。其の結果は何千何百留もの罰金を支拂はされる者や、二年三年と云ふ長期の體刑に處せられる者が次ぎ／＼に出てゐるのである。

ソ聯邦の裁判振りがインチキ極まるものであることは世界的に有名であるが、其の不法裁判に引つかゝつて、出國禁止を命ぜられた職員は多數あり、幸に禁止が解かれて無事歸國した後から、正式の手續も無く缺席裁判を勝手にやり莫大な罰金を巻き上げて居るのである。一旦免訴に成つた事件を再び取上げて裁判にかけると如きは奇怪千萬であるが、邦人に取つては監獄に入れられるよりも罰金で済む方が未だ無難である。ソ聯邦としても莫大な金が入るので得策と見え、最近は専ら此の罰金政策を強化してゐる様である。現に先般鑛業所長以下二名が起訴せられ合計五千留の罰金に處せられた問題

があつたが、之などもソ聯邦が故意に労働者の日用品、食料の送込みを制限して置き乍ら、其結果起つた配給品の不足を口實に起訴したり、法規の解釋を勝手に曲げて杓子定規に宿舍の面積を取れとの難題を持ちかけた様な譯である。之迄も斯様な出來事は相次で起つて居り、將來も亦同様に度々起つて來ることであらうが、此の様な裁判事件は従業員にとり最も恐るべき結果を豫測させるものであつて、之による人心の動搖は甚しいものがあるのは云ふ迄もない。

其の中でも特にスパイ嫌疑の下に抑留されたまゝ何年経つても其の生死すら不明の邦人が數人も居ることは従業員にとり何よりも恐怖すべき問題である。此のスパイ嫌疑で罪もない邦人をいぢめることはソ聯邦の様な國でなければ出來ない事であるが、此の手にかゝつた人こそ最も氣の毒である。親兄弟の悲嘆は勿論のこと、我等同胞の到底黙つて視ては居られない所である。我外務當局も屢々嚴重な抗議を申込み其の釋放を迫つて來た

が、未だに何等の音沙汰もなく、其の所在すらも知らせぬ様な有様で、我々は勿論國家としても其體面上黙視するわけには行かぬ事であつて、ソ聯邦が此態度を續けて行くならば、早晚重大な結果を生ずることは火を見るよりも明かであるが、何れにしても凡ての邦人が現地に住むことを恐れて、歸國するものが續出し又日本内地からは一人も赴任の希望者が無くなる日をソ聯邦が待つてゐることは確實である。

(ハ) 邦人労働者の入ソ拒否
會社は毎年夏が近づくと共に、多數の労働者職員を現場に送込んで冬の間には出來ない作業を一時にやつて置かねばならぬし、又現地で越年した人々を航海の出來る六月から十月迄の間に内地へ歸還させる爲交代者を赴任せねばならぬのであるが、その使用人員に就いては、利權契約で邦人何人に對し露人何人と云ふ風に一定規約がある。そこで例年事業計畫に要する人員を此の日露人の比率に従つて計算し、豫めソ聯邦當局に傭人申込

書を提出する譯であるが、昭和十二年以來ソ聯邦は此の約束を無視して會社申込數を勝手に削減したり、色々の横車を押して邦人の入ソを拒否して來たのである。

然し昨年までは夏季も終りに近づいて少數の人員ながら入ソが許可されたが、十五年度は未だ一名の査證も下附されず、事業の經營は全く不可能となつた。

去る七月一日東郷大使とソ聯邦外務人民委員次長ロゾフスキーとの會談の際にも、先づ此の問題を取り上げて嚴重申入れを行ひ、「労働者備入問題に付てはソ官憲は五月十五日迄に之を許可すべき義務が有るにも拘らず未だに許可しないが理由如何」と糾したのである。

之に對しソ聯邦の返答は單に「目下燃料人民委員部で審議中」と云ふのみでソ政府の不誠意は言語に絶するものがあり、ソ側は明に利權契約に違反し、日ソ基本條約を蹂躪してゐるものと云はねばならぬ。事態が斯くの如くなつては、最早、利權契約に従つて事業の經營を行ふ

ことは全く不可能と云ふ外なく、我方としては飽く迄も權益確保に邁進するの要あると共に、之によつて不測の結果を生ずることがあつても、其の責は悉くソ聯邦の負ふべきことは當然のことである。

(ニ) ソ聯の計畫的詐欺行爲

從來よりソ側に於て不當なる罰金を課した例は枚擧に遑なき程であるが、一事件として三十餘萬留に及ぶ高額なる罰金を見たと豫測せざる事件、善意の規則違反、ソ側と會社との法規解釋相違等にして、會社の正當なる釋明を却下してソ側の一方的審理により罰金を賦課したのであるが、極く稀には會社の申請を受理して有利に審議したこともあつた。斯るソ側の態度は國際關係が多分に影響してゐるのである。而して法治國としての片鱗が幾分でも見られたのであるが、十三年邊からは最早正當なる權利の要求は全然不可能となり一切ソ側本位の裁判をなす様になつた。其の中で最も惡辣なる判決が次に述べんとする罰金三十萬留事件で

ある。

本件は不法行爲と云はんか、俗に云ふ詐欺行爲と云はんか、實に憎みても余りあるものであつて本件の惹起されることは火を見るよりも明なことであつたのである。概説すれば會社は團體契約（労働組合との綜合労働契約）に依つて労働者に一定數量の日用品、食料を販賣する義務を負はされてゐるので其の作業年度の人員計畫により必要數量を計算してソ側に輸入申請をなし、輸入許可を得るのである、勿論會社に販賣義務を負はせる以上、必要量輸入に對しソ側より制限を受くべき筈はないのである。

處が昭和十三年會社の申請數量は多きに過ぐると何等の計算根據を示さず削減したのであるから、實際の販賣に際し不足を生ずるのは當然過ぎるのである。

條理を盡し會社はソ側に説明したのであるが、反省の色なく、會社は萬止むを得ず供給販賣に不足を生ずるも一

切會社は責任を負はず、依而生ずる事態に對しソ側にて責任を採られ度しと警告して置いたのである。

果せるかな會社の計算通りの不足を生じ、販賣の一部を縮少の餘儀なきに至つたのである。

然るにソ側は己が非を忘れたかの如く、會社は契約に反し規定量を販賣せざる爲、労働者は不足量をソ側の賣店で買つたが、會社が販賣する値段より高價であつたから其の差額を補償せよと云ふ、全く虫の良い要求であつた。勿論會社で相手にしなかつたのであるが、其計算書たるや全く一方的の計算で大體會社販賣價額の十倍位の價格のものを買入れた計算にて差額を請求してゐたのである。

(ホ) 物資送込み制限

物資送込制限であるが、之が會社に如何なる事態を誘致するかと云ふと、ソ側が會社の申請數量を理由なく三〇%制限した事は一見會社の事業計畫を三〇%縮少した如く解釋されるが、實際は三〇

%以下の縮少となるのである。何故かと云へば、例へばポイラー三基の輸入申請に對しては一基も會社は輸入することが出来ぬ計算となる。

斯る例は枚擧に遑なく、結局作業の維持が不可能となるのである。尙最近に至り、タービンポンプ、エヤコンプレッサ、ドーロウオックス、デーゼル機關、トラクター、ラヂオ、双眼鏡等の品に對しては全然輸入を禁止した。

最早斯る事態はソ側が作業遂行を妨害する程度の生優しきものではなく、作業遂行を不可能ならしむる意圖判然たるものがあつて、利權企業が存在を否定するソ側の條約違反行爲である。輸入制限問題が解決せられざる限り作業遂行が不可能であるから事件解決遷延は一日も猶豫出来ない状態にある。

(ヘ) 薪伐採不許可

昔よりシベリヤ沿海州樺太が千古不銖の大森林地帯であることは一般常識であり、吾が石油利權も此の大森林地帯に存在してゐるのである。豊かなる木材の恩

恵を多分に享けて、我が石油利權が發展して來たのである。其の用途多様であつて、建築、杭木、電柱、枕木、燃料、薪等數へ來れば、餘りにも森林の恩恵に浴し過ぎた。處が十三年無暴なる木代金の引上を爲したため、憤慨の折柄、次に其の用途に迄干渉して來たのである。即ち、代金を支拂ふ支拂はぬに關係なく、薪材は絶體に枯木でなくてはならぬと云ふ命令を出したのである。

處が實際問題として枯木は火力も弱く又會社の必要とする量は到底求むることが出来ないの従來は生木を薪として使用する際、生木に對する高き代金を支拂つて焚いてゐたのである。生木使用禁止命令が出た以上生木を焚けば罰金を課せられ、責任者は體刑を受けることとなるので、昨年より遂に涙を吞んで馬鹿らしむと知りつゝ、莫大な損失を受けながら内地より薪を積送することとなつたのである。

森林豊かなる地帯に薪を送るなど眞に笑止の沙汰であつて、夫れも一年約一萬

噸を必要とするから、大型の汽船一隻が漸く輸送し得ると云ふ事態なのである。

(ト) 船舶支所寄港問題

利権地域に建築材料、食料、日用品、労働者を送り込むことは企業経営上の重大要素であり、利権契約にも明かに規定されてあつて、オハ以外は開港場であるとかないとかに云々すべき筋合のものではない。

利権契約を否定せざる限り、作業地に從來通り邦船の寄港を許可することは論議の餘地がない。十三年も支所寄港の許可を與へず一時は憂慮されたが、六月下旬に至つてソ側が自己の非を悟り遅延ながら支所寄港を許可して來たので、問題が重大化せず過ぎたのである。處が本年も再び昨年と同様の態度に出で未だに未解決の状態にあり、徒に時日を遷延し作業の遂行を不可能ならしめんと企て、居る有様である。斯る状態が是れ以上續けられるとすれば、誠に憂ふべき人道上の問題が必然的に惹起することとなる。

である。即ち八ヶ月に渉る冬越しの憂鬱なる生活を癒してくれるものは新鮮なる野菜食料、家族よりの通信であるが、カタングリ支所の如きは十四年は未だ初航船の寄港が無く、彼地に働く邦人の肉體的精神的苦痛は察するに餘りあるものがある。此の上事件の解決を遷延すれば精神上、肉體上労働不能に陥り結局作業不能となり事業地閉鎖の止むなきに至るのである。

是れ又解決に寸刻を争ふ重大問題と云はざるを得ない。

(チ) 團體契約改訂交渉経緯

ソ聯邦労働法によりて労働者を使役する場合、會社は労働者の屬してゐる職業組合と團體契約を締結する必要がある、各個人と労働契約を結ぶ要はないのである。

團體契約の有効期間は一ケ年であるから、有効期限の経過する前に双方希望條件を提出して討議を初め、協定成立すれば改めて一ケ年期限延長するのである。會社としては毎年團體契約を改訂する

のは面倒で且つ不利益であるので有効期限を二ケ年としたのであるが、ソ聯邦労働法により團體契約は労働者にとつて現行の労働条件を改善しても良いが改善まかりならんと規定があるので是の點を組合では利用して改訂策謀するのである、従つて有効期限を一ケ年と主張する所以である。

會社創立以來毎年の如く團體契約の改訂が行はれ其の都度労働者本位に改變せられ最低賃金は約二倍に飛躍したに反して物價は据置きとなり中には値下げせられたものすらある。其の他住居文化設備の著しき改善は隣合せに經營してゐるトラストのそれと比較して數段の優秀さがあることを組合も認めてゐるのである。

日用品食料品はソ聯邦物價の約十分の一の低廉さにて販賣されてゐるので、トラスト労働者の収入から比較すると、利権會社の労働者は遙に裕福なる生活をしてゐるのである。

現行團體契約は約十ヶ月の日子を費して成立し、十三年五月迄效力があつたの

で當然改訂交渉を開始すべきであつたが組合側に對策が準備出來なかつた爲か、漸く十三年十一月中旬より本社派遣の古川社員との間に改訂交渉が始まつたのであるが、組合の改訂案なるものは全く非常識極るもので、賃金四十%値上、労働能率低下を策する労働條件の改悪、老たる建設、施設を要求し來たのである。

當初は頑迷にて強硬なる態度であつたが、結局賃銀値上十五%と云ふことに是正された。然るに如何なるデエスチュアかは知らぬが、團體契約の改訂交渉の會社代表者古川社員のモスコイ居住を許可せず五月二十一日止むを得ずモスコイ發歸國したのである。斯る侮辱的ソ聯邦の態度にも不拘、會社は問題の圓滿解決を希望して、難きを忍び、其後モスコイ高毛禮茂駐在員をして交渉を繼續せしめてゐるのである。

北樺太石炭利権

北樺太の石炭利権は前記石油利権と同様、大正十四年北京に於て締結の日ソ基

本條約議定書(乙)の規定せる

ソ聯邦政府は利権契約に於て決定せらるべき特定の地積に互り北サガレンの西海岸に於て炭田の開発に對する利権を日本國當業者に許與することを約す、又ソ聯邦政府は利権契約に於て決定せらるべき特定の地積に互りドウエ地方に於ける炭田に關する利権を右日本國當業者に許與することを約す

との條項に據り我國に於て獲得せるもので、此の炭田の開発をし、日本政府は三菱合資會社外七社より成る北サガレン石炭企業組合に委託した(此の組合は一九二〇年日本軍の北樺太保障占領當時、軍用炭の現地供給を得るため占領軍よりドウエ炭坑の採掘を委託されてゐた)。よつて右組合は當時の三菱合資會社參與の奥村政雄氏を交渉全權に、前波蘭駐劄公使故川上俊彦氏を石油利権を兼ねた交渉顧問に任命し、大正十四年七月二十二日からモスクワ中央利権局本部に於てソ聯邦側全權ヨツフェ、次席メーリニコフ等との間に北樺太西海岸ドウエ、ウラヂミロフスキイ及びマーチ三地方に埋藏の

石炭採掘利権に關する交渉を行はしめた結果、同利権局は同年十二月十四日奥村代表との間に正式調印を見るに至つた。

石炭利権契約

前記利権局と奥村代表との間に調印せられた石炭採掘利権契約(日ソ條約集參照)の内容は大體左の通りである。

- 一、試掘及採掘の獨占的權利
 - 北樺太西海岸
 - A、ドウエ地方(面積三、九一〇、九四六坪)
 - B、ウラヂミロフスキイ(面積四、六四〇、九八七坪)
 - C、マーチ河地方(面積七、七九七、九五三坪)
- 二、利権契約有効期間は、大正十四年十二月十四日より向ふ四十五ヶ年間とす
- 三、利権者の支拂べき總出炭額に對する報償額(現場)
 - 總年産額十萬佛噸迄五%、五萬佛噸を増す毎に〇・二五%
- 此の現物支拂は毎年五月一日より九月十五日迄の航海期間中に行ふ
- 四、利権企業に必要な機械及技術上の物

件、材料並びに勞務者、従業員に供給の
日用品、食料品の無税輸入
五、邦人事務員、技術者、高等の資格ある
勞働者は夫々其の五割を雇傭する權利

北樺太鑛業株式會社創立

前記利權契約と大正十五年の勅令及法令を基礎として北サガレン石炭企業組合の事業を繼承する北樺太鑛業株式會社が大正十五年八月二十一日正式に設立された。同會社の資本金は一千萬圓にして、内拂込五百萬圓である。

北樺太鑛業役員

(本社・東京・内ビル七階)

取締役會長	三井米松
常務取締役	西原民平
取締役	橋本圭三郎
同	河手捨二
同	松本健次郎
同	村山鹿之介
同	藤岡淨吉
同	芦澤進

會社の事業概要

尙、會社の本社及現地職員、職工、鑛夫總員數は昭和十五年四月四日現在二百七十八名である。

年 度	探炭量	搬出量
第一	九、〇四六	九、〇四〇
第二	九、五、四五	四、五、〇〇
第三	一〇、〇五〇	一〇、一、四五
第四	一〇、〇一六	一〇、一、五〇
第五	一〇、〇八三	一〇、〇〇〇
第六	一〇、〇五〇	一〇、〇〇〇
第七	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
第八	一〇、一、六〇	一〇、一、六〇
第九	一〇、二、四三	一〇、二、四三
第十	一〇、二、八〇	一〇、二、七〇
第十一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
第十二	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
第十三	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
第十四	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
第十五	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

會社の事業縮少

昭和十一年十一月日獨防共協定の成立以來ソ聯邦の會社事業に對する不法壓迫激しく邦人職員及勞働者の國境地帯違反其他の理由により起訴禁足相次いで起り、其他邦人勞務者の入國制限、物資輸入制限、税金、手数料、納入金等の不當要求、所要ソ聯邦人勞働者募集の妨害、スパイ嫌疑に依る邦人社員逮捕等大體北樺太石油會社の場合と同様なる手段により會社の企業を壓迫經營を困難ならしめ、其後ノモンハン事件等のため、右ソ聯邦側の壓迫に更に拍車がかげられ、止むなく事業中止に等しき全面的採炭作業の中止となり、現在に於ては多大の失費を忍びつゝ坑内外諸施設の維持管理を行ふに過ぎない現状である、然る處、政府は對ソ石炭利權確保の爲、第十四年度分として會社に百十二萬四千九百圓の補助金を下附したので、辛くも損失を免れ、第十四年度は三、四年振り四分の株主配當を復活したのである。併し會社當局

は國家權益擁護のため昭和十五年度は事業復活の決意を以て着々準備を進めて來たが、何等打開する處を見ず。

坂井組合石炭利權

組合利權の沿革

坂井組合所有の北樺太アグネウオ石炭利權鑛區は日本軍の北樺太保障占領時代既に同組合に操業せられてゐたのであるが、大正十四年一月二十日締結の日ソ基本條約並に同年十二月十四日調印の利權契約に基く前記樺太石油及鑛業兩會社の利權と共に貴重なる帝國利權である。

利權の内容

鑛區は北樺太西海岸、日ソ國境より北方十五里の地點にあつて、面積百四十萬坪、炭層數十二層を算し、埋藏量約五千萬噸と稱せられてゐる。

利權期間は四十五ヶ年で殘期間尙三十四ヶ年ある。

利權取消通告

坂井組合は利權獲得後、更に三回に互

り精細なる炭層調査を行ひ再開發の計畫中であつた處、炭界不況其他の事情により未だ着業に到らなかつたが、昭和十二年に至り機熟し商工省の認可を受け資本金八百萬圓の北樺太炭業株式會社を組織するに決し、折角創立準備中であつた處、同年一月北樺太西部鑛山署長より亞港駐在組合代表眞島勝次氏宛、昭和十二年アグネウオ鑛區企業計畫に關し照會あり、之に對し解氷期を待ち直ちに着手の旨を通知し諸般の手續及準備を進めてゐた處、同年九月二十八日付ソ聯邦重工業人民委員代理ザウエニヤギンの名を以て突然坂井組合利權取消の通知があつた、その通告の理由は大體

- 一、組合は過去十二年間全く試掘又は利權經營に着手せず契約違反なること
- 二、組合はソ聯邦國家の財産保護につき何等の措置を講ぜず鑛區に多大の損害を與へた

との二點にあつた。然るにソ聯邦側は不法にも此の取消通告前の七日眞島代表を不法監禁し、又鑛區番人今井氏及其家族をアグネウオより

退去を命じた。

依つて坂井組合は駐日ソ聯邦代理大使スメタニンを訪問し利權取消通告の不當なることを具陳し通告撤回方を要求した一方昭和十三年の第七十三帝國議會に於て廣田外相は日ソ關係、漁業條約修正問題等に言及したる後

「政府は北樺太に於ける利權事業の正常なる進行を極めて重要視するものであつて、日ソ基本條約に由來する此種の利權が不當なる壓迫に依つて有名無實となるが如きことは帝國政府として黙過し得ない所である」

とて日本政府の對ソ權益擁護に對する強硬決意を表明した、然るに右廣田外相の聲明に拘らず其の前後を通じ尙今日に至る迄ソ聯邦側日本利權回收の手は緩まず右坂井組合利權は既に昭和十三年度國營炭鑛企業計畫中に包含せしめてゐるばかりでなく昭和十四年度には積極的開發計畫を樹立し昭和十五年度に於ては既に二月より炭鑛海岸に棧橋を建設、北樺太ソ聯邦化十五周年記念日を期し最初のアグネオ炭を船積みし大陸に移出してゐる。

日ソ貿易

日ソ貿易の沿革

日露貿易の歴史は日露關係の歴史の如く久しく且古い。兩國間に通商修交條約の締結されたのは安政二年(一八五五)であつたが、爾來明治の末期に至る五、六十年の間兩國間の通商貿易にはさして見るべき実績がなかつた、それは次の三つの原因に歸せられる。(一)、明治維新前は、日本が封建的鎖國主義で外國との通商貿易を欲しなかつた。(二)、明治維新後も全體としての日本の對外貿易が著しく不振であつた上に幕末から兆した日本官民の恐露乃至憎露的風潮が旺盛であつたため對露貿易は特に振はなかつた。(三)、日本の取引の直接對象たる極東シベリヤが經濟的にも文化的にも著しく遅れ且つ人口稀薄であつた。

明治八年樺太千島交換、同二十七、八年戰役後の三國干渉、或は明治三十七、八年戰役後の媾和條件等はその中間期に多少とも萌出した日露間の商取引を刈取るに十分の因を成した、明治三十六年日露戰役直前における貿易は日本からの輸出入總額一千一百九十二萬圓に達したがそれに續く明治三十七、八年には兩國の貿易は完全に杜絶した然るに日露講和後の明治三十九年並に四十年における兩國取引額は如何なる變化を現はしたかといふに明治三十九年その總收入額は一千二百二萬圓を算し戰前のそれに比し少額の増進を跡づけたが翌四十年には七百三十三萬九千圓といふ著しい減少を示した。更に明治四十三年より歐洲大戰勃發の前年たる大正二年に至る四年間の兩國貿易額は明治四十三年五、二八五萬圓、四

十四年六、七〇九千圓、大正元年六、八二五萬圓同二年九、九六〇千圓であつた歐洲大戰前四ヶ年間の兩國貿易額は年々相當の増加趨勢を示してきてはゐるが、而も日露戰役直前直後の如く其總額一千萬圓臺を越ゆるには至らず全體として非常には不振状態を以て推移し來り、之を目して到底國を隣りする兩大國の正常なる貿易額と見ること能はざる状態を示してゐたのである。之には種々なる原因が擧げられるが、我國の側に就て見れば日露戰爭といふ劃時代的段階を経過した日本は其後國內經濟恢復と滿洲及朝鮮に對する企業施設に没頭して露國に手を延ばす餘裕を持たなかつたこと、従つて我國と隣接する極東シベリヤ市場の如き遠隔のドイツ商品やイギリス商品によつて充たされてゐたことを指摘しなければならぬ。

第一次歐洲大戰中

歐洲大戰當時日露兩國は、英米佛と共に共同戰線を結成せる結果、政治關係は

甚しく親和的であり之を反映して日露貿易も亦甚しい發展を示した。

特に獨露の國交斷絶により獨逸品の露國への輸出が杜絶せること、大戰中歐米諸國の産業が正常なる状態を失つたこと露領極東のモスクワよりの孤立及日本工業の飛躍的發展等の原因により、日本の對露輸出は露領極東のみではなく全般的に發展した。

即ち大戰中に於ける日露貿易總額は大戰前の九百萬圓より大戰の第三年目には一億五千餘萬圓に激増日本の輸入貿易に占める露國の地位は歐洲大戰前の十一位から一躍第三位に進み、沿海州方面への食料品として、砂糖、鹽、麥粉、米、歐露への軍事工業製品及一般工業製品等の輸出が盛んに行はれる一方露國のメ粕、毛皮、魚類の對日輸出も増加した。

世界大戰中の日露貿易額を示すと左の通りである。(單位千圓)

年次	對ソ輸出	日本輸入
大正二年	九、一六六	七、九〇
大正三年	一三、三〇〇	一、〇六〇

年次	對ソ輸出	日本輸入	合計
大正四年	八、五五	四、七	
大正五年	一五、二四	三、八	
大正六年	八、七	五、〇	

ロシア革命後

勞農革命(一九一七年)後數年間のソ聯邦は、内亂、諸外國の武力干渉及經濟封鎖の重圍の中にあり、殊に日本の貿易對象地であるシベリヤ地方では革命軍と反革命軍との絶間ない闘争から政治的圖面は、常に動搖し常規を逸してゐたが故に、當時の日ソ貿易は左表の如く全く變態的性質を帯びざるを得なかつた。

年次	對ソ輸出	日本輸入	合計
大正七年	四、九	一、八	
大正八年	四、七	一、八	
大正九年	三、三	一、八	
大正十年	七、〇	一、〇	
大正十一年	一、〇	一、〇	
大正十二年	四、五	〇、〇	
大正十三年	三、五	一、五	

八年には軍需品輸送増加のため第六位に再轉し、九年十四位、十年十二位を示し輸入は七年の十七位から、八年十九位、九年二十位、十年十九位と不振をつづけてゐた。

然るに大正十四年一月の日ソ基本條約締結は兩國關係の諸分野に於けると同様、通商關係に於ても劃期的なものとなつた。兩國間には通商條約こそ未だ締結されないが、其の基礎はすでに開かれた。殊に同年十二月二十八日駐日ソヴェト聯邦通商代表部が東京に開設され、次いで函館及神戸に其の出張所が設置されるに及んでソ聯邦は此機關を通じて、日本の商品を買付け、又日本は此機關を通じてソ聯邦の商品を輸入する道を開拓した。前後八年間正規の貿易關係を斷絶してゐた日ソ國交はこゝに復活し完全に交易し、交換する方法を再組織するに至つた。とはいへ、ソ聯邦側はその革命的變革によつて貿易組織は國家の獨占となり、前記の如く駐日通商代表部を通じてのみ通商が可能となつた事により、又そ

の獨占の主體が有史以來最初のプロレタリア國家たることによつて、そこに舊帝政露國とは根本的な變化が見られたのである。

駐日ソ聯通商代表部

ソ聯邦の對日商取引を爲し、契約の直接相手方となるのはソ聯邦外國貿易人民委員部管轄の駐日ソ聯邦通商代表部(東京市麻布區新龍土町十二番地)であつて昭和十五年現在の通商代表はライジン氏外數名の部員が勤務してゐるのである、通商代表部は本國企業からの買附乃至委託を受け日本商社と取引を爲し本國機關は同國の貿易獨占制度により直接外國商社と契約はしない、猶駐日ソ聯邦通商代表部は日本法律に依り商會社と同様に取扱はれてゐるから、普通裁判を以て對抗することが出来る。

對ソ輸出貿易

かくて日ソ貿易は大正十四年(一九二五年)から正規の關係に復した譯で、我

が對ソ輸出貿易も逐年増加の一途を辿り、故後藤新平伯の肝入りで昭和五年八月一日から商工省の對ソ輸出補償法が施行された時の如きはその一年間で二千五百萬圓餘といふ最高記録を作り、昭和元年當時の二百九十萬圓に比し、約十倍に達したが、昭和十年六月に至り、ソ聯邦側より極東地方五ヶ年計畫遂行に必要な各種物資を五千萬圓程度の長期クレヂツトで本邦から注文したき旨要望があつたに對し、本邦側が同年九月勃發した滿洲事變等種々の事情からそれに應じかねたので、その後昭和七、八、九年と次第に輸出額減少し、昭和十年三月二十三日以來、前述の北鐵代償物資拂取引が行はれ今日に至つたのである。而して前述の如く昭和十三年(一九三八年)三月二十二日を以て北鐵物資取引一段落以後の對ソ輸出貿易は現在日ソ間に横たはる政治經濟上の各種惡材料から昭和十三年以來、甚だ悲觀すべき状態にあると言へよう。

對ソ輸入貿易

前記の如く大正十四年日ソ國交關係が正規に復して以來、ソ聯邦から本邦への輸入は本邦からの對ソ輸出と同様の線を進んで發展し、昭和四年五月の如きは二千萬圓を超えてゐる。たゞ昭和六年以來昭和十年の北鐵代償物資拂取引開始迄の我が對ソ輸出の著しい不振に比し、ソ聯邦の對日輸出は左程まで減少を見せず、昭和九年には我が對ソ輸出額の四倍に達してをり、昭和十年以降も木材、ガソリン、プラチナ、石綿、サントニン、モビル油、滿庵、銑鐵等の本邦輸入は年々約二、三千萬圓に達してをり、加ふるに一九三六年ローゼンゴリツソ聯邦貿易相の聲明によつて三八年以後ソ聯邦は外國品の輸入を仰がぬ方針に決定したので、昭和十三年(三八年)三月を以て北鐵讓渡

該取引に集中され、爲に昭和五年以來實施の對ソ輸出補償制利用者皆無となり、該物資取引以外にはたゞ僅な現金拂取引が行はれたに過ぎない。

前記の如く大正十四年日ソ國交關係が正規に復して以來、ソ聯邦から本邦への輸入は本邦からの對ソ輸出と同様の線を進んで發展し、昭和四年五月の如きは二千萬圓を超えてゐる。たゞ昭和六年以來昭和十年の北鐵代償物資拂取引開始迄の我が對ソ輸出の著しい不振に比し、ソ聯邦の對日輸出は左程まで減少を見せず、昭和九年には我が對ソ輸出額の四倍に達してをり、昭和十年以降も木材、ガソリン、プラチナ、石綿、サントニン、モビル油、滿庵、銑鐵等の本邦輸入は年々約二、三千萬圓に達してをり、加ふるに一九三六年ローゼンゴリツソ聯邦貿易相の聲明によつて三八年以後ソ聯邦は外國品の輸入を仰がぬ方針に決定したので、昭和十三年(三八年)三月を以て北鐵讓渡

協定に基く我が對ソ輸出が完了次第、我が對ソ輸出は極度の不振に陥り、日ソ間に甚しい片貿易が生ずるものと豫想されるに至り、我が當局及び當事者側から今後の片貿易調整に就いてソ聯邦との間に方策が講ぜられんとしたほどであるが、繰り返し前述せる如く最近兩國間に暗雲漂へる爲、かゝる問題は又新たな觀點から見直されることとなつたのである。

北鐵代償物資取引經過

昭和十年三月二十三日北鐵讓渡協定に基き日滿商社とソ聯邦政府間に九千三百三十萬圓の北鐵物資拂取引が開始されて以來、十二年九月末現在を以て滿二ヶ年半を経過し、協定に基く取引完了期間三ヶ年も十三年三月二十二日迄であつたが相當多數のトラブルも起きて結局十三年末迄かゝり取引を完了した。當時滿洲國財務官發表によると北鐵代償物資拂取引は左の如し。

一、承認件數	八三件
二、承認總額	九、五七〇千圓
内 譯	
第一期 一、三〇千圓	第二期 一、六九四千圓
第三期 一、五八二	第四期 一、六、三六
第五期 一、五、〇四	第六期 一、五、〇四
△物資内譯(千圓)	
機械類 一八、四三三	船舶類 一八、三三四
大豆及大豆油 九、三三四	銅線類 八、五〇四

綠茶	七、八〇〇	セメント	五、九六六
織物類	五、三三五	ロープ類	五、一六七
帶鐵及鐵板類	三、七三三	小麥粉	一、八五七
人絹	一、八〇五	其他	七、三七八
計	九、三三七		
茶		四百五十萬圓	
漁網		四百四十萬圓	
セメント		四百五十萬圓	
金屬(錫、銅等)		八十萬圓	
各種化學製品及染料		九十萬圓	
製品、毛織製品、綿製品等		五百八十萬圓	
人絹		百八十萬圓	
銅線及ケーブル		八百萬圓	
靴底革		百九十萬圓	

最近引渡を行つてゐる物資はソ聯邦側の發註に基き特に製作せる機械及船舶類であるが、機械類の引渡額は總額千二百萬圓に上つてゐる。尙、其の内譯を示せば移動式發電裝置、電動機、發電機、變壓器、電氣熔接機、電氣起重機、壓搾機、各種ディーゼル機關、石油發動機、車輪旋盤、ポンプ等である。

船舶の引渡終了總額は千萬圓に上つてゐるが、主なる船舶は川崎船、蟹漁船、

カッター、曳船、スクナー、油槽船、水上移動起重機等である。引渡物資中主なるものは茶、セメント各種機械及、船舶類(石炭船、浚渫船、水上移動起重機、カッター等)であるが發註船舶の造船監督のためソ聯邦側は日本へ専門家を派遣した。

して、同物資取引二ヶ年半の経過を見るに、種々紛争はあつたが、最初の一ヶ年間で大部分の取引が締結され、以後は主として契約物資の受渡が行はれ、別段に商議紛争調停委員会の出動を見るほどのこともなかつたが、三十七年七月、遂に左の如く船舶關係紛争で同委員会が開かれるに至つた。

北鐵物資調停委員會

北鐵讓渡協定議定書第三條により、常設調停委員會(構成委員日本側一名、滿洲國側一名、ソ聯邦側二名)が設置され北鐵讓渡代償物資の購入契約締結の商議に紛争が生じた場合、該委員會に向つて當事者から調停申請し得ることになつてをり、之迄その發動を見るやうな紛争が生じなかつたが、三十七年七月遂に對ソ受註船造船關係で該委員會が開かれるに至つた。即ち註文主たる駐日ソ聯邦通商部は館山船渠(三百噸鋼製バーヂ五隻二十八萬二千五百圓)、浪花船渠(一五〇馬力鐵製曳船五隻三十一萬五千圓)、名村造船

北鐵讓渡協定議定書第三條により、常設調停委員會(構成委員日本側一名、滿洲國側一名、ソ聯邦側二名)が設置され北鐵讓渡代償物資の購入契約締結の商議に紛争が生じた場合、該委員會に向つて當事者から調停申請し得ることになつてをり、之迄その發動を見るやうな紛争が生じなかつたが、三十七年七月遂に對ソ受註船造船關係で該委員會が開かれるに至つた。即ち註文主たる駐日ソ聯邦通商部は館山船渠(三百噸鋼製バーヂ五隻二十八萬二千五百圓)、浪花船渠(一五〇馬力鐵製曳船五隻三十一萬五千圓)、名村造船

北鐵物資拂商社別統計

滿洲國財務官發表の如く、昭和十一年現在北鐵代償物資契約承認總額九千二百

五十萬圓のうち、八千三百九十萬圓の物資が對ソ輸出、代金支拂済であるが、いま同取引に於て活躍した各商社の對ソ受註精計を左に掲げる。(但し綠茶取引に就いては次項参照)

鐵 船	計	二七,三四,五〇〇圓
(浦賀船渠建造浚渫船三隻泥船八隻計三、六六,〇〇〇圓、横濱船渠建造一、五〇噸油槽船六隻、四、〇〇〇圓、三菱重工業建造五百噸油槽傳馬船三隻計三、〇〇〇圓)		
滿洲大豆		五,〇〇〇,〇〇〇圓
油脂類		二,七五,〇〇〇圓
(大豆油五,〇〇〇圓、椰子油八五、五〇〇圓、鰯油二七、〇〇〇圓、ひまし油五〇圓)		
セメント		三三,三三,〇〇〇圓
鐵道敷設機械		約二,九〇〇,〇〇〇圓
(サクシヨン瓦斯製コンプレッサ類一、三三〇圓、瓜生製作所タイタン、バー、一、一六〇圓、人絹布七、八〇〇反一七〇,〇〇〇圓)		
人絹類		約九,三〇〇圓、一、六〇〇圓
織物類		一、三三六,〇〇〇圓
(毛織物六六,〇〇〇圓、本絹布五、〇〇〇反三三〇,〇〇〇圓、人絹布七、八〇〇反一七〇,〇〇〇圓)		

漁網及綿絲	八七〇圓	一,〇〇〇,〇〇〇圓
日清製粉製小麦粉	八,〇〇〇圓	二〇〇,〇〇〇圓
日本電線製動力ケーブル及室内電燈用コード	六〇,〇〇〇圓	六〇,〇〇〇圓
日鐵製中鋼板	四,〇〇〇圓	四〇〇,〇〇〇圓
アンチモン	四〇圓	五〇,〇〇〇圓
ソルト	四〇圓	五〇,〇〇〇圓
横河電燈製電氣メーター	七〇臺	三三,〇〇〇圓
各種雜貨類		五〇,〇〇〇圓
(靴下三,〇〇〇圓、各種鈕一,〇〇〇ダレットグロ		
箱二,〇〇〇圓、旭硝子製建築用板硝子一,〇〇〇圓、ハンドバック及ベルト一〇,〇〇〇圓)		
東京機業製遠心分離機	一臺	七,〇〇〇圓
船舶用小型サイレン	五〇臺	三三,〇〇〇圓
〔三井物産〕		
鐵 船	計	七,一九一,九六五圓
(石川島造船建造大型フローチング・クレーン三隻一、六五〇圓、一千噸石炭積卸船一隻七五〇,〇〇〇圓、鶴見製鐵造船建造一千馬力曳船一隻四三〇,〇〇〇圓)		
織物類		一,三三六,〇〇〇圓
(洋服地、クレバネット七、〇〇〇米一、一、四〇〇圓、本絹布四、五〇〇反一三〇,〇〇〇圓、帆布八、五〇〇碼八一,〇〇〇圓)		
食 料 品		一,八八八,〇〇〇圓

(日本製粉製小麦粉)	八,〇〇〇圓	一,〇一〇,〇〇〇圓
滿洲大豆	五,〇〇〇圓	七五〇,〇〇〇圓
綠茶	五,〇〇〇圓	六〇〇,〇〇〇圓
封度	六,〇〇〇圓	七、七〇〇圓
日本柑橘組合蜜柑	四〇,〇〇〇圓	四〇〇,〇〇〇圓
人絹類	三〇圓	三〇,〇〇〇圓
藥品染料類		二七、七五圓
(樟腦六圓、七、七五圓、艶インサゴ七圓、六〇圓、織物用木蠟三圓、一、〇〇〇圓)		
金屬材料類		三三、〇〇〇圓
(住友金屬工業鋼管九〇圓、六、〇〇〇圓、東京ファイバー製ファイバー管各種五、〇〇〇圓、屋根葺用燒入鋼板一〇〇圓、一〇,〇〇〇圓)		
機 械 類		二、四、四〇〇圓
(石川島造船製五〇噸水壓機二臺六、一〇〇圓、電氣ドリル七〇本一四、五〇〇圓)		
雜 貨 類		一、五、〇〇〇圓
(毛絲手袋一、〇〇〇打六、〇〇〇圓、洋服用鈕類八、〇〇〇ダグロス六、〇〇〇圓、セロファン紙一四、〇〇〇圓)		
〔大倉商事〕		
總計		六、六六六、〇〇〇圓
毛織物(日本毛織製品)		三、〇〇〇,〇〇〇圓
機 械 類		二、四、四〇〇圓
東京瓦斯電氣製大型旋盤	五〇臺	一、三三〇,〇〇〇圓
渡邊與助商店製デ・エンザン		一、五〇〇,〇〇〇圓

同 可搬式發電機 三臺 一六〇,〇〇〇圓
 同 可搬式ポンプ 五臺 六〇,〇〇〇圓
 同 潜水用コンプレッサー・プラント 七臺 三〇,〇〇〇圓
 發電機 一〇臺 九八,〇〇〇圓
 小絲製作所製前照燈七〇〇組 三〇,〇〇〇圓
 日本鋼管製二吋鋼管三,五〇〇 九六,〇〇〇圓
 日 米 八,〇〇〇〇 三,〇〇〇圓
 「淺野物産」計 三,八六三,〇〇〇圓
 セメント 二四二,〇〇〇 二,九三四,〇〇〇圓
 滿洲大豆 八,〇〇〇 九〇,〇〇〇圓
 山田機械製作ラ 二基 六,〇〇〇圓
 ンド・ボイラー 二基 六,〇〇〇圓
 「古河電氣」計 二,四八三,〇〇〇圓
 銅 線 九〇〇 六三六,〇〇〇圓
 動力ケーブル 四〇〇 一,七〇〇,〇〇〇圓
 鋼心アルミ線 八〇〇 一,〇〇〇,〇〇〇圓
 銅スリツプ 九萬本 四〇,〇〇〇圓
 「日立製作所」計 二,二九三,〇〇〇圓
 三百馬力コロモベル二〇臺 七〇,〇〇〇圓
 裸銅線 八六〇 六九五,〇〇〇圓
 電氣機械器具類 計 七三三,〇〇〇圓
 二〇七K・W—三〇〇K・W交流發電機三〇臺 約 三〇〇,〇〇〇圓
 二〇馬力—三五〇馬力二六臺 約 三〇〇,〇〇〇圓
 大型耐煤直流モーター二六臺 二〇〇,〇〇〇圓

アルミニウム避雷機 一,五〇〇V—五〇〇〇V—三〇,〇〇〇V—三〇〇〇V—一四三,〇〇〇圓
 變壓器 七〇臺 一五〇,〇〇〇圓
 ワニス 五,〇〇〇圓
 「石川商店」計 二,〇〇〇,〇〇〇圓
 架線用鐵線(二回)五,三〇〇 八〇,〇〇〇圓
 鋼帶(六回ニ互リ)六,〇〇〇 六四,〇〇〇圓
 鐵釘(七回) 一,〇〇〇 一三,〇〇〇圓
 ワイヤロープ(二回)(七〇〇 二五,〇〇〇圓
 ドラム鐵(一回)(三,五〇〇本 六〇,〇〇〇圓
 亞鉛引鐵線及鐵板(三回)(三六二 三六,〇七五圓
 鐵網(一回)(元,一〇〇米 一三,〇〇〇圓
 精密螺子類(四回) 一〇〇,〇〇〇圓
 瓦斯管及附屬品 六,〇〇〇圓
 「住友電氣」計 一,七五二,〇〇〇圓
 銅 線 六五〇 四八一,〇〇〇圓
 動力ケーブル 四〇,〇〇〇米 一,七〇〇,〇〇〇圓
 「藤倉電線」計 一,六九三,〇〇〇圓
 銅 線 四七〇 三四七,〇〇〇圓
 動力ケーブル 一,六八二,〇〇〇圓
 「高田商會」計 一,五六一,〇一〇圓
 電氣機械器具類 計 五三三,六一〇圓
 (直流發電機六五臺 三三三,〇〇〇圓, 一〇〇K・W—
 一,〇〇〇K・W變壓器四一臺三,〇〇〇圓, モーター
 附ドリル、レンチ、グラインダー二〇〇臺七、

〇〇〇圓、齋電舎一K・W—四〇〇K・W交流モーター
 一五〇臺四〇,〇〇〇圓、昭和電機集魚用海中照
 明装置三〇臺、三六,〇〇〇圓)
 デーゼル・エンジン(赤坂鐵工製)二五三臺 九七,九〇〇圓
 その他の機械類 八二,五〇〇圓
 (シツプ・キヤブスタ四臺四,〇〇〇圓, モー
 ター無しポンプ三〇臺一〇,〇〇〇圓, 直流モーター
 一附ポンプ一〇臺三,五〇〇圓, テスティングマシ
 ン二臺六,〇〇〇圓)
 鑽孔機 七〇臺 三七,〇〇〇圓
 「八坂商事」計 一,六六二,一六〇圓
 マニラ・ロープ三,一五五及びトワイン四〇〇 八,五〇〇圓
 ワイヤ・ロープ八五〇 一,六七三,六〇〇圓
 漁網用キルク浮標三五,五〇〇個 八,五〇〇圓
 (清水貿易) 一,五六三,八〇〇圓
 中島電機製小型交流モーター八三四臺 六〇,〇〇〇圓
 若山鐵工製大型旋盤三〇臺 三八七,五〇〇圓
 國産工業製二八馬力船用デ・エンジン二五〇臺 一五,〇〇〇圓
 計 一五,〇〇〇圓
 その他 一三,一〇〇圓
 (東京衝機製張力検査器一〇臺五,〇〇〇圓, 林
 鐵工所製魚類處理用アイアン・チン三臺一〇,〇
 〇圓, 同魚類運搬用コンヴェヤ一臺五,〇〇〇圓)

同、同B・Kネーリング・マシン其他三臺一〇、
 〇〇〇圓、石油エンジン部分品九五箇二、七〇〇圓
 製材用丸鋸五〇圓、寒暖計真空試験器四〇臺
 三、〇〇〇圓、電氣メーター九八臺三、〇〇〇圓、萬能
 試験器六、〇〇〇圓)
 淺野造船下受イテリメン號修繕費六〇,〇〇〇圓
 淺野造船下受オロチヨン號修繕費四七,七〇〇圓
 ゴム・ベルト 一〇組 五,七〇〇圓
 「岩井商店」
 マニラ・ロープ一、六〇八及トワイン、ワイヤ
 ロープ二七三 八九六,〇四三圓
 線 茶 二,〇八七、八三封度 約三〇,〇〇〇圓
 線 茶 二,四九一、一五二封度 約三〇,〇〇〇圓
 「西濱造船所」計 一,四〇七,〇八〇圓
 三十馬力川崎船 一三〇隻 六五〇,〇〇〇圓
 五十馬力蟹工船用曳船 七隻 六五,一三〇圓
 モーター・ボート 一〇隻 六八,九六〇圓
 一八〇馬力スクナー型快速船一隻三〇,〇〇〇圓
 (林兼商店)計 一,二二一,九六圓
 巾着網並に流瀬網用船一八隻 一,一七六,〇〇〇圓
 マニラ・ロープ 七七 三五,九六圓
 「浪花船渠(舊熊谷組)」計 一,三三三,〇〇〇圓
 一五〇馬力鐵製曳船八隻 八五,〇〇〇圓
 千五百噸バーシ一隻 五〇〇,〇〇〇圓
 「スタンダード靴會社」計 九三三,五〇〇圓

靴皮革(明治製革製) 三三〇 八二二,〇〇〇圓
 各種製靴類 一三,九〇〇 五四〇,〇〇〇圓
 その他の雜貨類 七,五〇〇圓
 (千代田ベレー帽五,〇〇〇打四,五〇〇圓, 靴用鳩
 目、カフス釦、後釦八〇〇グロス六,〇〇〇圓, プ
 リキ製玩具三,〇〇〇打三,〇〇〇圓, 純絹ネクタイ
 四〇〇打三,〇〇〇圓, エムバイヤ・クロス四,〇〇〇
 米二,〇〇〇圓)
 「名村造船所」計 一,七〇〇,〇〇〇圓
 百二十馬力鐵製曳船三隻 一六,〇〇〇圓
 八百馬力鐵製曳船六隻 一,五〇〇,〇〇〇圓
 「高砂鐵工」鋼帶一、六五 九三三,六〇〇圓
 「友野鐵工所」計 七,四〇〇,〇〇〇圓
 移動型發電機 八五臺 二四八,五〇〇圓
 船外機 一,〇〇〇臺 四七,七〇〇圓
 マシン・タープ 四〇,〇〇〇圓
 「杉山商店」計 八九六,五〇〇圓
 久保田鐵工所製陸
 船用デ・エンジン 一三臺 八〇〇,〇〇〇圓
 鑛山用水揚ポンプ 一〇〇臺 八七五,〇〇〇圓
 亞麻用木製ムーラン 六臺 一,一五〇圓
 「サクシヨン瓦斯製作所」計 八四四,五〇〇圓
 陸船用デ・エンジン 三〇〇馬力、二〇〇馬力 六四四,五〇〇圓
 電氣銲接機 三三臺 九〇,〇〇〇圓
 電氣銲接用エンジン 三三〇臺 九〇,〇〇〇圓
 「日本染料製造會社」計 九〇,〇〇〇圓

ナフトール、インダス
 レン、鹽基性染料四種 七五,〇〇〇圓
 「内田造船所」計 六九,〇〇〇圓
 (一五馬力漁業用監視船三隻、五馬力蟹工船
 用曳船三隻)
 「新潟鐵工所」計 一,四〇七,〇〇〇圓
 一五〇馬力鐵製曳船 二隻 八〇,〇〇〇圓
 エンジン・レイス 三〇臺 三八四,〇〇〇圓
 パーチカルボーリング 五隻 二〇〇,〇〇〇圓
 ンドターニング・ミル 一〇,〇〇〇圓
 デーゼル・エン 五〇〇箇 一〇,〇〇〇圓
 「東京製線」計 四〇,〇〇〇圓
 銅 線 三〇〇 三三〇,〇〇〇圓
 動力ケーブル 三三〇 三三〇,〇〇〇圓
 「朝鮮製網」計 三三〇,〇〇〇圓
 マニラ・ロープ 一,〇〇五 四四,七五〇圓
 「大村商店」計 四四,七五〇圓
 防水布、綿布、帆布類 約 四〇〇,〇〇〇圓
 「廣瀬製作所」計 三三六,五〇〇圓
 スキツチ・ギヤ類 三三六,五〇〇圓
 「日商株式會社」計 三三六,五〇〇圓
 鹽藏及食用關東州精製鹽 三三,〇〇〇圓
 旭ペンベルグ製人絹絲 一〇 三三六,五〇〇圓
 「渡邊與助商店」計 三三六,五〇〇圓
 六K・W可搬式發電機 一五〇臺 三三六,五〇〇圓

對 ソ 輸 出 (昭和十年度)

品 目	數量 (單位百斤)	金額 (單位圓)	品 目	數量 (單位百斤)	金額 (單位圓)
綠 茶	99,123	3,110,974	麻絲及麻線其他の 絲繩紐	8,439	703,763
小 麥 粉	199,093	1,383,310	セ メ ン ト	3,095,471	1,839,895
生 蔬 菜	69,347	238,458	人 造 絹 絲	3,920	359,439
乾 蔬 菜	—	10,878	綿 布	694,634	471,783
果 實	—	75,633	毛 織 物	385,153	701,903
砂 糖	8,550	59,497	絹 織 物	203,427	231,126
コンデンスミルク	642	45,405	人 造 絹 織 物	403,897	205,461
電動機及發動機	738	133,084	椰 子 油	51,309	941,547
配 電 盤	46	6,507	大 豆 油	33,294	631,792
其の他の電氣機械	909	176,652	其 他 の 植 物 油	—	107,869
唧 筒	464	35,714	鱈 油	4,534	61,170
金屬工及木工機械	356	45,379	靴 底 革	1,067	149,299
起 重 機	765	21,512	樟 腦	1,118	203,563
内 燃 機 關	1,313	77,770	コ ー ル タ ー ル 染 料	4,068	8,201,311
其 他 の 機 械	—	557,770	護 謨 布	—	5,930
鐵 類	159,686	2,019,127	ブ ラ ン ケ ッ ト	—	40,320
銅板銅線其他	44,221	1,908,561	敷 布	—	13,752
絶 緣 電 線	28,549	972,354	靴	—	123,575
工 匠 具	—	56,201	紐 釦	—	32,484
鐵 釘 類	9,816	81,634	紙	—	134,604
瑛 瑯 鐵 器	216	7,503	石 炭	12,613	186,329
罐 詰 用 空 罐	3,967	233,679	陶 磁 器 及 硝 子	—	46,018
網	1,144	13,433	時 計 醫 療 器 蓄 音 機 及 其 他 の 學 術 器	—	78,059
其 他 の 鐵 製 品	—	245,397	箱 用 板 (松)	850,066	428,222
船 (汽船に非ざる)	(隻) 361	927,355	其 他 製 品	—	3,650,864
漁 網	33,194	2,074,180	輸 出 計	—	28,319,206

〔津田米次郎工場〕 絹 織 機 100臺	三三,000圓
〔千葉製作所〕 煮繭器 二臺	三〇,000圓
〔前田商店〕 ベレット合金 一四噸	四三,000圓
〔大和三光社〕 生繭乾燥装置 一臺	一〇,000圓
〔桐生製作所〕 絲卷機 一〇臺	七,000圓
〔共立商會〕 潜水試験用具	四,000圓
〔庭屋宣壽商店〕 蠶卵紙、繭一六六疋、繭器 四臺	四,000圓
〔角田無線〕 船用無線受信機 一臺	二,000圓
〔富士商會〕 ゴムホース 四六米	一,三六圓
〔日本化工ベイント〕 塗 料 一,三三〇瓦	七〇〇圓
〔小泉ベイント製作所〕 油性塗料 三噸	五〇〇圓
〔島津製作所〕 コニル・プリズム顯微鏡 二〇〇臺	二五,〇〇〇圓
〔兼松商店〕 鑽帶 六〇米、溝形鋼 七五〇米	一、六〇〇圓
〔日露實業會社〕 遠心分離機 一〇臺	五,〇〇〇圓

色紙「栖鳳」三千枚、名墨「古梅園」二百本〔東京興農園〕觀賞用草花球根五千八百球、櫻其他各種果樹苗木一千五百本〔岡原器具店〕金屬製自記溫度計 二個 三〇〇圓

對ソ貿易と北鐵代償物資

昭和十年から同十三年にかけては、日本政府の保證のもとに成立を見た、滿ソ兩國間の北滿鐵道讓渡協定に基く對ソ貿易が行れたので、最近の日ソ貿易としては例外的に相當多量に、然も凡ゆる物資に渡り取引された。輸出入統計中輸出の部は概ね北鐵代償物資として輸出されたものである。

静岡綠茶對ソ取引社絶

静岡玉綠茶の對ソ取引は、大正十四年兩國々交恢復の年は僅か三十萬封度に過ぎなかつたが、昭和二年には一躍百萬封度に増加し金額も六十二萬圓となり、昭和四年には三百萬封度同五年には五百萬封度、金額二百五十三萬圓に躍進、同八

年には七百萬封度（金額百五十七萬圓）が輸出された。

而して昭和十年には一千萬封度を突破昭和十二年には一千一百萬封度の最高輸出記録を示すに至つたが、北鐵代償物資拂の終了、國際情勢の變化等で支拂條件其他の關係から昭和十三年度は四百三十三萬封度、價格約百四十萬圓と減少するに至つた。

初期取引に於てはアウイン商會其他外商が仲介しソ聯邦側と當業者の間に取引が行はれたが北鐵讓渡交渉成立と共に静岡綠茶の對ソ取引も代償物資として扱はれ、昭和十年以降、是等外商は引き金取引に依り小企業者との直接取引が行はれ、輸出數量も増加するに至つたが、ソ聯邦通商部、茶業官の更迭其他で商談圓滑を缺き、昭和十三年度商談は、清水港積取と共に代償の八割支拂、浦鹽陸揚後残り二割を支拂の契約で取引が行はれたのである。

然るに浦鹽陸上後ソ聯邦側は我商品に對し種々クレームを附け二割の値引を要

其他の薬材	1,015	22,050	電球及ランプ	—	183,319
紙類	42,789	128,762	自轉車	1,001 <small>輛</small>	31,580
綿メリヤス、手袋	800 <small>打</small>	7,351	其他雜品	—	200,680
鈕釦	6,495 <small>(グロス)</small>	17,890	輸出計	—	31,349,843

對ソ輸入 (昭和十一年度)

品目	數量 (單位百斤)	金額 (單位圓)	品目	數量 (單位百斤)	金額 (單位圓)
鋼及金屬	—	15,190,103	大豆糟	15,323	75,642
松精油	67,521	32,831	石炭	5,708	86,813
其他の油脂	—	4,107,820	工匠貝	—	11,337
硫酸アンモニウム	12,478	888,102	ドリルス	—	12,614
蠟其他の薬材	—	104,689	縫衣機	7,468	15,919
サントニン	2,050 <small>疋</small>	561,989	貴石	—	27,059
石綿	28,500	477,828	其他	—	301,197
飼料	41,534	238,748	輸入計	—	21,332,690

對ソ輸出 (昭和十二年度)

品目	數量 (單位百斤)	金額 (單位圓)	品目	數量 (單位百斤)	金額 (單位圓)
金屬工機械	27,062	1,574,451	其他の船舶	96 <small>隻</small>	2,551,734
内燃機關	13,201	1,164,957	線茶	82,773	4,519,546
電動機及發動機	8,566	782,856	セメント	3,209,592	2,133,291
汽罐	8,229	407,080	金屬	—	1,436,551
起重機	4,111	665,350	銅線	22,372	239,551
開閉器	75	9,350	絶縁電線	4,187	190,751
其他の機械及部分品	—	1,732,459	工匠具	—	24,000
學術器	—	101,747	鐵釘	7,113	47,252
汽船	21 <small>隻</small>	9,876,951	リベットボルト	2,409	14,834

對ソ輸入 (昭和十年度)

品目	數量 (疋)	金額 (圓)	品目	數量 (疋)	金額 (圓)
鉄	3,584,416	8,314,480	サントニン	1,495	247,387
原油	1,373	33,052	鹹魚	16,171	247,387
其他の鐵油	53,956	2,574,437	其他の魚介	—	254,964
木材	76,670 <small>(立方米)</small>	1,410,399	貴石	—	128,501
白金	470,374	1,740,381	松精油	—	16,252
鹽化加里	121,264	909,430	其他	—	469,276
石炭	45,632	618,137	輸入計	—	17,904,441
石綿	41,829	752,423			

對ソ輸出 (昭和十一年度)

品目	數量 (單位百斤)	金額 (單位圓)	品目	數量 (單位百斤)	金額 (單位圓)
發動機及發電機	2,011	4,226,800	小麥粉	61,556	506,141
變壓機	6,979	280,757	生蔬菜	8,674	42,162
配電盤	241	29,960	蔬菜種子	—	7,077
其他の電氣機械	4,749	991,713	椰子油	10,009	195,084
内燃機關	27,064	2,722,356	ヒマシ油	833	22,977
汽罐	2,865	64,723	其他の植物油	843	16,934
唧筒	1,344	151,937	セメント	1,971,573	63,693,184
金屬工機械	28,649	1,672,851	金屬	—	2,805,849
紡績機	1,202	86,725	銅線、銅板、銅管	8,431	447,678
印刷機	2	490	絶縁電線	100,916	31,253,914
織布機	6,186	104,219	人造絹絲	13,836	1,396,552
其他の機械	—	977,749	靴底革	12,425	1,695,264
汽船	31 <small>隻</small>	605,000	合成染料	20,367	224,410
其他の船舶	85 <small>隻</small>	1,803,856	樟腦油	83	11,150
綠茶	46,814	1,950,613	樟腦	82	15,899

註 右輸出額五百十八萬三千圓の内譯、歐露向四十六萬九千圓、極東向四百七十一萬四千圓

對 日 輸 入 (昭和十三年度)

品 目	數 量 (單位百斤)	金 額 (單位圓)	品 目	數 量 (單位百斤)	金 額 (單位圓)
サントニン	1,189 疋	224,000	木 材	6,172 (立方米)	111,000
石 綿	11,398	105,000	雜 品	—	316,000

對 日 輸 出 (昭和十四年度)

品 目	數 量 (單位百斤)	金 額 (單位圓)	品 目	數 量 (單位百斤)	金 額 (單位圓)
果 實	4,866	85,000	紙	—	24,000
樟 腦 油	150	21,000	其 他	—	61,000
内 燃 機 關	550	11,000	輸 出 計	—	202,000

對 日 輸 入 (昭和十四年度)

品 目	數 量 (單位百斤)	金 額 (單位圓)	品 目	數 量 (單位百斤)	金 額 (單位圓)
サントニン	316 疋	50,000	其 他	—	10,000
鑛 及 金 屬	—	39,000	輸 入 計	—	99,000

年 度	數 量 (單位百斤)	金 額 (單位圓)
大正十四年	316	50,000
昭和元年	—	—
同 二 年	—	—
同 三 年	—	—
同 四 年	—	—
同 五 年	—	—
同 六 年	—	—
同 七 年	—	—
同 八 年	—	—
同 九 年	—	—
同 十 年	—	—
同 十 一 年	—	—
同 十 二 年	—	—
同 十 三 年	—	—
同 十 四 年	—	—
同 十 五 年	—	—

求する等不法行為に出でたが我方は之を一蹴し、一、五内外の値引で商談が成立した有様であつた。
日ソ國交恢復の大正十四年以來、昭和十三年に至る十四年間の静岡産玉緑茶(若干、伸茶を含む)の對日輸出數量及金額を摘記すると次の通りである。
静岡綠茶年度別、對日輸出數量

其他鐵製品	4,075	146,458	軟質ゴム製品	190	22,490
黃銅製品	108	8,004	生 蔬 菜	6,457	23,446
寒 天	17	5,550	殺 蟲 液	100	11,070
靴 底 皮	814	117,227	麻 絲 及 麻 線	242	12,960
藥 材	—	35,000	雜 品	—	118,686
紙 類	—	75,480			
礦物及同製品	—	19,200	輸 出 合 計	—	27,968,002

對 日 輸 入 (昭和十二年度)

品 目	數 量 (單位百斤)	金 額 (單位圓)	品 目	數 量 (單位百斤)	金 額 (單位圓)
鑛 及 金 屬	—	7,053,118	毛 皮	182	4,799
油 脂 臘	—	3,724,997	機 械	—	5,645
木 材	2,797 (立方米)	1,005,378	活動寫眞用フィルム	—	4,391
サントニン	2,797 疋	452,460	壓搾瓦斯填充用鐵 シリンダー	2,114	83,011
石 綿	68,953	684,328	縫 衣 機	62,344	103,482
藥 材	—	111,245	雜 品	—	88,671
貴 石	—	125,944			
煙 草	—	9,711	輸 入 計	—	13,543,708

對 日 輸 出 (昭和十三年度)

品 目	數 量 (單位百斤)	金 額 (單位圓)	品 目	數 量 (單位百斤)	金 額 (單位圓)
茶	32,472	1,533,000	樟 腦 油	220	31,000
内 燃 機 關	42	277,000	紙	—	70,000
發動機械及發電機	266	30,000	鑛 及 金 屬	—	160,000
金屬工機械	239	154,000	竹 製 品	—	22,000
起 重 機	13,125	426,000	雜 品	—	53,000
其他時計學術器械類	—	1,549,000			
汽 船	8 隻	878,000	輸 出 計	—	5,183,000

緑茶輸出

昭和十三年度、静岡緑茶の對ソ商談は例年の通りソ聯邦は買附検査官を静岡に派遣せず、ソ聯邦側の要求により見本をモスクワに送附し、同地にて値入交渉を行つた爲、多大の時日を要し、業者は同年六月二十五日、各社提出の見本を取纏めモスクワに發送、商談が開始されたのは七月下旬で、百封度當り、四十二圓内外で成約、十三年度取引契約は清水港積取と共に八割支拂、浦鹽陸上後殘餘の二割支拂で交渉成立、屢次の商談が行はれたが圓滑を缺き、結局四百三十三萬三千封度價格約百四十萬圓で落着、ソ聯邦側は更に若干の追加買入を希望してゐたが市場に於ける品不足、其他で交渉見送りとなり、昭和十四年度商談に持越さるる事となつた。然るに十四年度に於ては對ソ輸出は殆んど杜絶状態となり現在に至る、支那事變發生以來ソ聯邦は専ら支那より相當大量に輸入してゐるもので日本からの輸入を必要としないものゝ如く

である。

ソ領木材輸入杜絶

日ソ貿易にはソ領木材の輸入を擧げねばならぬがこれも昭和十四年以降取引杜絶の状態である。十五年六月に至り駐日ソ聯邦通商部より北樺太材二十萬留の引合ありたるも未だ成約の運びに至らず懸案とされてゐる。昭和三年以後のソ聯木材輸入量と其の價額は左の如し。

Table with columns for years (昭和三年 to 十五年), units (千石, 千圓), and values.

昭和十四年日ソ貿易總額

大藏省發表、十四年度一月以降の累計を前年度と比較すれば左の如く對ソ貿易の著しき減少を示してゐる。(少量の爲め品目別統計を省略す)

Table showing trade statistics for 昭和十四年 and 同十三年, including categories like 亞露, 歐露, 仕田地, 仕向地.

最近の日ソ貿易

支那事變、張鼓峰、ノモンハン事件等の如き國際關係の惡材料と北鐵代償物資拂取引の完了と爲替管理施行などにより

茲二三年來の日ソ貿易は別表の如く極度に疲弊し、石油、白金、銑鐵、アスベスト、木材等の如き數年に互り買付てゐた重要物資の輸入は元よりサントニンの如き藥物までソ聯邦側の對日經濟政策など織込まれて昭和十三年以降現在に至るまで引の杜絶状態を呈してゐる、殊に日本からソ聯邦へ傳統的に輸出してゐた年數百萬圓に達する漁網及漁網用綿糸は既にソ聯邦側において自給力旺盛となつたものか全然買付を爲さず、僅かに十三年度に於て静岡緑茶を百四十萬圓輸出したに過ぎない、これとてソ聯邦は支那茶及自國高架索産で間に合はせんとし、極力日本品の買付を廻避してゐる、かゝるソ聯邦の邦品買付廻避は國際關係を反映してゐることは勿論であるが、ソ聯邦第二次及第三次五ヶ年計畫では自給自足を目標として對外依存から國內依存政策を推進めて來たことは勿論日ソ間の經濟的依存性如何にもよることである。此の對外貿易の不振はソ聯邦貿易人民委員部が一九三八年十一月以後貿易統計を隠蔽して外部

に發表しない事實によつても察知し得られるのである。

今後日ソ貿易はどうなるか？ ソ聯邦は日本に對しては當分賣らず、買はざる主義を執るであらう、目下極東經濟建設に汲々としてゐるソ聯邦は勿論地理的に近接せる日本から建設材料を輸入したいのであらうが、敵國視してゐる日本から買付もならず、又日本からも賣らないだらうし、茲數年日ソ關係の打開を見ない限り日ソ貿易改善の曙光は見られまい。ソ聯邦が如何に自給自足主義を目標にしてゐても産業經營の圓滑を缺いてゐるソ聯邦の經濟組織では物資の不足は不可避であり従つて國際關係さへ改善さればソ聯邦として極東方面の需要の爲め幾分邦品の輸入を恢復するであらうが、現在の情勢を以てしては日ソ貿易當面の恢復を期待することは極めて困難と言はなければならぬ。

斯くの如く政治的及經濟的理由から、日ソ貿易は極度に萎縮し昭和十三年以來ソ聯邦は駐日通商代表本部はその支部で

ある大阪、神戸、函館、大連、京城等を漸次閉鎖し、現在では駐日通商代表部を東京にのみ置き部員も一時數十名派遣されてゐたが現在僅かに數名となり日ソ貿易は此處に全面的後退を示してゐる。

昭和十五年の狀態

昭和十五年の日ソ貿易は前年迄全く終熄の狀態であつたものに多少の曙光を認むるに至つた。即ち日ソ兩國は國交調整氣運の擡頭に應じ昭和十四年十一月、日ソ通商協定締結交渉を開始する事に兩國間に意見の一致を見た、即ちモスクワにては東郷駐ソ大使とモロトフ聯邦外務人民委員並にミコヤン外國貿易人民委員との間に折衝の結果、我方は外務省通商局長より瑞典駐劄公使に任命された松島鹿夫氏が任地に赴く途次我方の通商代表としてモスクワに滞在、交渉に當る事になり、同公使は昭和十五年一月到着、東郷大使と共に通商協定交渉を開始、爾來數次に亘る會談を續け、殆んど兩國提案の審議を了したるも、遂に協定の運びに到

らず交渉は停頓のまゝ、松島公使は任地に引揚ぐるの餘儀なきに至つたのである。斯くて本件は今日に到るも懸案のまゝ放置されてゐるのであるが、兩國關係が漸次正常化するに於ては再び問題となる可能性がないでもない。

駐日ソ聯邦通商代表部より本邦當業者筋に引合中であつた北鐵讓渡代價最終割賦金を引當てとするソ聯邦側希望商品の輸出商談については本邦業者側に於ても時局柄慎重検討の上日ソ當事者間に於て折衝の結果、同年五月マニラロープ一、三〇〇噸の成約を見、引續きワイヤロープ、人絹糸、自動車用タイヤ等の商談中の處同年七月に至り漸く左記の通り成約した。

- 一、人絹糸一、〇〇〇噸は三菱商事扱で八月下旬より受渡しを開始する。
 - 一、ワイヤロープ六〇〇噸は八坂商事扱十一月受渡しの豫定
 - 一、自動車用タイヤ一、五〇〇噸ブリテッシュ扱
- 人絹糸、ワイヤロープは何れも敦賀

渡し日本海汽船で浦潮に仕向け、自動車タイヤ神戸渡し朝鮮郵船で浦潮仕向けになつてゐる。以上の外横濱護謨にも自動車用タイヤ價額五十萬圓内外を引合つてゐたが未だ成約に至つてゐない模様である。

以上の輸出は概ね昨年末日ソ漁業暫定協定締結に際し日ソ懸案解決の爲め帝國政府の積極的斡旋により解決を見たるソ聯邦政府が滿洲から受取るべき北鐵買収代價最終割賦金より滿洲國がソ聯邦政府より受取るべき勘定を相殺したる殘額の三分の二即ち三百萬圓に相當するもので當時日ソ双方が發表したる共同コムミュニケにより明なる如く代償物資の取引の時期、商品の種類については具體的取極がないから此の點は日ソ當事者の合意による外なく外に二三商談が行はれた事實ありしも我當業者側より引合拒否したのもあつた。一方ソ聯邦側では、同年六月北樺太木材二十萬石の對日輸出を意圖し本邦當業者筋に引合たが、條件引合はず何れも見送り商狀である。

昭和十五年以後の状態

前掲の如く日ソ貿易の過去に於ける實績は其の金額より見て大體巨額に達し得なかつたのである。日ソ貿易停頓前數年間に於ける輸出入は四千萬圓乃至五千萬圓であつたが、昭和十五年度上半期の貿易は日本の對ソ輸出約四百萬圓（人造絹糸、網索、網其の他）に低下し、且ソ聯邦の輸入は絶無の状態となつたのである。而して昭和十五年度後期より日ソ貿易は皆無の状態となつてしまつたが、其れには政治的並に外交的理由と第二には經濟的理由とに左右されたことは勿論である。支那事變と之に伴ふ對重慶政策、防共協定、獨ソ不可侵條約並に通商協定、其の歐洲諸國との躍進的外交及對歐隣接小國の併呑政策等はソ聯邦の西漸政策と南進に大なる影響を與へたことは事實である。

之に加へてソ聯が對日通商上に從來取引し來つた貿易品は、日本側より綠茶、船舶、漁網及漁業用品等の數品目に限ら

れ、ソ聯側よりは木材、石油、石炭等の數種に止つてゐたことである。昭和十年より十二年の三ヶ年間に亘つて行はれた處の對ソ輸出は所謂北鐵代償物資としての輸出であつたために、其の品目は凡ゆる部門に及び機械、セメント、織物、雜貨等多品目に達したのである。

殊に第三次五ヶ年計畫の遂行と一九三二年以來の軍備擴充の促進は國產業殊に輕工業の發達と國內資源の確保といふ建前よりして、ソ聯は重工業に重點を置いたことにより、從來の日ソ貿易不振の主因と云ふことが出来るのである。

然しながら國境を接してゐる兩國が、貿易經濟上に沒交渉に陥るといふことは兩國々交上好ましからざる結果を招來することは勿論であつて、經濟上の暗影を除きし通商再開を企圖するの急務であることは、兩國前途の上にも是非必要な事である。

昭和十二年の北鐵代償取引解決以來の停頓狀態を打開せんと努力してゐたが、偶々張鼓峰事件、ノモンハン事件、其の

他滿ソ國境の小越境紛争等起り兩國間に暗雲低迷して國交の危機さへ憂慮されるに至つたが、ノモンハン停戰協定成立後兩國々交調整の氣運好轉し、昭和十四年十一月二十日當時駐ソ大使であつた東郷大使はモスクワに於てモロトフ外務人民委員と會談し、日ソ通商協定締結交渉に關して意見の一致を見るに至り、同十二月一日東郷大使はクレムリンにモロトフ外務人民委員を訪問して通商協定取極問題に付き協議する處があつたが、モロトフ外務人民委員は多忙のため當分ミコヤン外國貿易人民委員が日ソ通商交渉に主席代理として當ることになり、我が方としても亦東郷大使の補佐役として松島瑞典公使赴任の途次モスクワに立寄り交渉の任に當ることになつたのである。

通商交渉の經過

昭和十五年一月四日モスクワに到着した我が松島瑞典公使は翌五日東郷大使と共にクレムリンにモロトフ外務人民委員、ロゾフスキイ外務人民委員部次長を

訪問挨拶を述べたが、七日には東郷大使と共にミコヤン外國貿易人民委員を訪問打合せを行ひ、同月十日外國貿易人民委員部に於て本格的交渉が開始されたのである。一月十二日第二次會談、一月二十日第三次會談を行つた結果具體的意見の一致を見るに至つたのであつた。其の後東郷大使に代つて建川大使は二月十七日以降會談を進めたが細目事項につき討議するところあり、時日の經過を餘儀なくされたのであつた。然るに昭和十六年四月の松岡外相訪歐の際に行はれた松岡スターリン會見は、兩國々交上の一轉期を來たし且つ世界的意義を持つ日ソ中立條約の成立は兩國々交を再び正狀に復したのであつて、松岡外相はスターリン黨書記長及モロトフ人民委員會議長兼外務人民委員と會談の際通商問題の促進方をも協議し、双方意見の一致を見るに至つたのである。

日ソ通商並貿易協定要綱

日ソ間の通商協定並に貿易及支拂調整

要項大要左の如し。

一、通商協定

(一)有効期間五ヶ年
特に廢棄を通告せざる限り効力は爾後自動的に更新する

(二)(イ)輸出入税

(ロ)輸出入禁止制限

(ハ)船舶及貨物

(ニ)税關等の手續き

(ホ)噸税、港税、水先案内料等に關する最惠國待遇

二、貿易及び支拂協定

(一)有効期間一ヶ年とし、廢業の通告をなさざるに限り引續き一ヶ年宛延長せらる。

(二)貿易は一對一の求償に基き行ふ(即ち輸出總額と輸入總額とを均等にす)

(三)協定一ヶ年に於ける輸出は生絲、繭、機械及器具類、樟腦油、雜貨及其他合計三千萬圓、輸入は石油、滿俺礦、白金、肥料及雜品等合計三千萬圓、従つて輸出入合

計六千萬圓とす。

(四)取引の支拂ひは原則として圓貨を以て行はる。

三、通商協定並に貿易及び支拂協定の効力は正式調印と同時に發生す。

ソ聯國立銀行對外換算率

昭和十六年(一九四一年)四月三十日附ソ聯國立銀行公表による對外貨換算率は左の如くである。

日本	100圓	24.6留
獨逸	100マルク	33.0留
伊太利	100リラ	36.6留
米國	1弗	5.3留
英國	1磅	3.3留
佛國	1法	2.3留
白耳義	100ベルガ	4.6留
勃利	100レフ	5.8留
洪牙利	100ベニコ	3.6留
和蘭	100グルデル	2.8留
丁抹	100クロネ	3.3留
加奈陀	1弗	4.6留
諾威	100クロネ	3.6留

スロヴァキア	100	17.5留
士耳古	100リラ	44.3留
芬蘭	100マルク	10.7留
瑞典	100クロネ	26.3留
瑞西	100フラン	33.0留
ユーゴスラヴィア	100ダイナール	9.6留

△八月一日以降の對外貨換算率
ソ聯財務人民委員部に於ては獨ソ開戦によつて巨額の物資が輸入されるために、之等物資の精算の必要上ソ聯國立銀行は七月三十一日附を以て八月一日以降對外換算率を左の如くに發表した。

日本	100圓につき	24.6留
英國	1磅	3.3留
瑞典	100クロネ	2.3留
佛國	100法	2.3留
瑞西	100法	3.3留
白耳義	100ベルガ	4.6留
和蘭	100盾	2.8留
士耳古	100リラ	3.3留
米國	1弗	4.6留
諾威	100クロネ	3.6留

丁抹

△同年十月十五日の對外留換算率

日本	100圓につき	24.6留
英國	1磅	3.3留
瑞典	100クロネ	2.3留
瑞西	100法	3.3留
士耳古	100リラ	3.3留
米國	1弗	5.3留

一九四〇年後半より四一年前半に亘るソ聯の躍進的對外政策は鎖國的狀態より國際的對外舞臺に乗り出したが、獨ソ戰勃發により前掲換算率公表が示す如くに、對外關係は順次縮少され日本並に中立國以外は樞軸國系統との停止狀態を明示してゐる。

交通郵便連絡

日ソ聯絡とソ聯經由 歐亞聯絡

現在我國に於ける外國鐵道との聯絡系統には次の三系統がある、

- (一) 滿鐵及西伯利鐵道を通じて歐洲に至る聯絡
- (二) 滿鐵及北寧線を通じての日華聯絡
- (三) 日本より太平洋の汽船を介する米國鐵道

西伯利經由の聯絡は、歐洲と亞細亞、即ち歐亞の運輸聯絡と、その歐亞聯絡の一部を形成する日本と滿洲、即ち日滿聯絡との外敦賀經由、日本海汽船會社と定期航路に依つて聯絡される浦鹽經由、ウズリ鐵道に聯絡するものである。

我が國は明治四十年六月、日滿聯絡に就て交渉を開始し、同四十二年三月、日

滿旅客聯絡の協定を結んで茲に、我國國際聯絡の端を啓き大正二年には汎く歐洲諸國の鐵道と聯絡するに至つた。米亞聯絡に關しては大正七年四月、日米兩國の鐵道と太平洋の汽船會社の各代表者が參集して協議を進めしも終に成らず、大正十五年又複會議を開いたが不調に了つたのである。

歐亞聯絡會議

第一回 モスクワ會議

大正十四年一月、日露國交回復により當然歐亞聯絡復舊の機運が醗酵、同年十月、日・中・露聯絡會議がモスクワに開催された。日本鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、南滿洲鐵道會社、大阪商船會社、ソヴェト鐵道、支那國有鐵道の各代表者

參加して約定、運輸規則に關しては略協定を見たが、直通運輸問題に關しては日ソ間の意見一致を見ず、十一月二十四日決裂に了つた。

同會議の直後に於て歐亞聯絡運輸會議をモスクワに開催する事は、各協定參加國に於ける取極めであり豫定されてゐたので、右の如く日・中・露會議が決裂になつても既に「ラトヴィヤ」、「リスワニヤ」、「エストニア」、「獨逸」、「佛蘭西」、「波蘭」の各鐵道代表はモスクワに到着して準備を整へつゝあつた。斯くて日・中露會議が決裂に了つても豫定の會議を開きたいとの彼等の希望により日本側代表は、本協定の實施は東支鐵道の參加する迄留保する事を條件として同會議に參加するに決し、茲に歐亞聯絡運輸第一回會議は大正十四年十二月七日開催され、左の事項を決議した。出席者は「日本」、「ソ聯邦」、「ラトヴィヤ」、「エストニア」、「リスワニヤ」、「獨逸」、「佛蘭西」、「波蘭」等八ヶ國の關係運輸機關代表者三十餘名。

1、參加運輸機關—前記八ヶ國の關係運輸機關とす。

2、經路—(極東)に於ては、(1)浦鹽、ハバロフスク經由、(2)浦鹽、ハルビン經由、(3)ハルビン、釜山經由、(4)ハルビン、大連經由とし「モスクワ以西」に於ては總てリガ經由とす。

ワルソー經由はソ聯邦、波蘭間の國境驛に必要な技術上の設備なき爲當分設けず。

3、聯絡列車—八輛三十二軸の直通國際列車を運轉。

4、諸規則—(イ)運輸機關間の關係を定むる爲約定を締結し、(ロ)運輸機關對旅客の關係を定むる爲ベルン協約を適用して運送規則とし、その細則として賃率規則を作り、(ハ)關係運輸機關間の計算手續を定むるため計算規則を作ること。

其他乗車券の様式、運賃表示及計算に使用する貨幣、手荷物運送等の問題を審議して大正十四年十二月十六日閉會した。

第二回 ベルリン會議

歐亞聯絡第二回會議は大正十五年十月

伯林に開催、莫府第一回會議の協定を補足完成し、その實施に就て審議を重ねた。

【參加運輸機關の擴張】第一回會議に於ける八ヶ國の機關以外に、東支鐵道支那、白耳義、伊太利、奧太利、チエツコスロヴァキヤの五ヶ國の鐵道參加を承認し尙ほワルソー經由を追加す。

【運輸規則の簡易化】前回に議定せる輸送を賃率規則が各九十餘箇條なりしを四十八箇條の一規則に簡約す。

【攜帶手荷物の制限】歐洲内多數の鐵道に於ては重量の制限があるのを、本聯絡では其制限を撤廢して座席の上下に收容し得るものは凡て攜帶することとした。

【航路運送】敦賀・浦鹽は大阪商船會社及ソヴェト國營商船部共に當り門司大連間は大阪商船のみ之に當る。

貨物聯絡輸送—暫く之を行はず、郵便物は西伯利急行列車に特に郵便車を準備する。

【運賃料金】公平を期するため第三國貨幣たる米弗を以て表示する。

聯絡事務—莫斯科の交通人民委員會内に聯絡運輸事務管理局を設けて之を取扱はしむ。

而して、我國はソヴェト鐵道に督促した結果、申し來れる所のソヴェト、エストニア及ラトヴィヤ鐵道の聯絡取扱驛たる左記十一箇所の驛着に限りて、先づ乗車券の發賣を開始することにした。

聯絡取扱

- 1、ハバロフスク
- 2、ブラゴエシチェン
- 3、チタ
- 4、イルクーツク
- 5、オムスク
- 6、スヴェルドロフスク
- 7、莫斯科
- 8、レニングラード
- 9、ハリコフ
- 10、ターリン
- 11、リガ

第三回 リガ會議

昭和二年十月から十一月にかけてリガに開催された第三回會議は、前回會議事項を改訂補足して昭和三年五月十五日を以て實施、西伯利經由歐亞旅客及手荷物

現運聯絡なる名稱の下に、聯絡運輸は漸く輸實さるゝことゝなつた。

参加機關

日本鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、南滿洲鐵道株式會社、大阪商船株式會社、中華民國交通部、東支鐵道理事會、ソヴェト國營商船部、エストニア國有鐵道局、ラトヴィヤ國有鐵道局、リスマニア國有鐵道局、波蘭交通部、獨逸國有鐵道會社、チエツコ・スロヴァキア鐵道省、奧國聯邦國有鐵道總局、伊太利國有鐵道總局、白耳義北鐵道會社、白耳義國有鐵道會社、佛蘭西北鐵道會社。

聯絡運輸取扱驛

【日本側】東京、横濱、名古屋、京都、大阪、三ノ宮、神戸、下ノ關、門司、長崎

【ソヴェト側】ハバロフスク、ブラゴエシチエンスク、チク、イルクーツク、オムスク、スウエルドロフスク、莫斯科、レニングラード、ハリコフ

聯絡經路

【極東方面】▽釜山—哈爾濱—滿洲里

大連—哈爾濱—滿洲里▽敦賀—浦鹽—哈爾濱—滿洲里▽敦賀—浦鹽—ハバロフスク—チタ

【歐洲方面】▽モスクワ—ワルソー—モスクワ—リガ

乗車券

乗車券は一、二、三等の片道券を發賣し、ソヴェト鐵道に於ては一等は優良軟床車、二等は通常軟床車、三等は硬床車と稱する板張りにして乗車券は冊子形で發賣運輸機關の檢印が押してある。乗車券の通用期間は六十日、途中下車回數は各國それ〴〵異にするも、日本側、ソヴェト側には其制限無し。又大連、哈爾濱の乗車券を以て旅行する者が、三ノ宮、神戸と下關又は門司との間を經由する場合に於ては、日本國有鐵道又は大阪商船會社汽船の何れによるも差支は無し。

手荷物

手荷物の携帯に便なるものは無賃で車内に持込むことが出来るが、税關入市税廳、收税廳、警察署、其他の行政官廳の

規定に抵觸することなく、又車内を毀損する憂なきものなるを要す。そして旅客は其占有する座席の上下以外に其携帶荷物を置くことは出来ぬ。

尙ほ旅客自用の物品にして、旅行鞆、トランク、手提籠、手靴、帽子、其他

之に類似の荷造を爲せるものは手荷物と見做し、更に左の物品は伊太利發着の場合を除き、旅客の必需品にして迅速且容易に手荷物に積込み得るもの限り、手荷物として之が運送を受託する規定である。

第四回 プラীগ會議

第四回歐亞聯絡會議は昭和三年十一月十三日チエツコスロヴァキアの首府プラীগに開催され、同月二十九日を以て終了した。出席運輸機關は前會議出席者に萬國寢臺車會社、英國ロンドン・エントノース・イースタン鐵道、同サザン鐵道、ジーラント汽船會社、和蘭鐵道、芬蘭國有鐵道、瑞典國有鐵道及瑞典汽船會社の八機關を加へ合計二十七機關、重要決議

事項十五、その内重なるものは英國、和蘭、瑞典、波蘭の運輸機關の加入と、更に昭和六年十一月まで終に實施の運びとはならなかつたが、從來否決され來つた小荷物聯絡運輸協定の成立であつた。即ち和蘭鐵道の加入により白耳義又は佛蘭西を經由せずして英國迄の直通聯絡が可能となり、瑞典、芬蘭の鐵道及瑞典汽船會社の加入により、スカンデナヴィヤ半島經由による聯絡運輸が出来るやうになつた。

主要事項

英國倫敦ノース・イースタン鐵道、ザザン鐵道、ジーランド汽船會社、和蘭鐵道、芬蘭及瑞典國有鐵道並に同國汽船會社の加入、獨逸鐵道のミュンヘン、ライプツヒ及エー・ラ・シャベル驛並にソ聯邦鐵道のウエルフネウジンスク及ノウオシビリスク驛を聯絡運輸驛として追加

小荷物の聯絡運輸設定

手荷物の保稅運送—通過國に於ては手荷物の税關檢査を爲さざることに決定、運賃拂戻規則の制定、極東側時刻表の制定等

第五回 オデツサ會議

第五回歐亞聯絡會議は、豫定を變更して昭和五年四月二十八日より五月十八日に互リソヴェト聯邦オデツサに開かれた。參加運輸機關は前回に我が北日本汽船株式會社を加へて總計二十八、提案二十二件、その内可決事項の重なるものは左の如し。

北日本汽船株式會社は昭和四年四月一日以降大阪商船敦賀浦鹽間航路を繼承經營し來つたが、運輸機關の新加入は會議に於て決定するに取極たる關係上、同航路の運送は從來大阪商船の名義にて行はれ來りしを今回の決議にて正式に参加することになつた。

小荷物聯絡運輸設定の件に就ては第四回會議に我が鐵道省が提出し而かも西歐側鐵道中に賛意を表せざるものあり、其結果取敢ず波蘭以東の運輸機關に於てのみ之を設定することに決定された儘未だ實施の運びに至らなかつたが、今日の會議に鐵道省は參加運輸機

關に之を擴張すること及荷主の金融の便を慮りて小荷物引換代金制度を設定すべき旨を提議し、又獨逸鐵道より新に参加、運輸機關間に小荷物聯絡運輸規則案を提出し、右獨逸案に基き全參加運輸機關間に小荷物聯絡運輸を設定することになつた。

【乗車券様式簡易化】乗車券印刷費（一冊約五十錢）節減の目的を以て從來の冊子式に代はるに網込式となるべく第三回會議に際しソ聯邦側から提案され、結局波蘭以東のみ採用することになつてゐたが、本會議に於て之が全般的採用の提案あり、左の如く決定した。

(イ) 極東側及波蘭以西は依然冊子式に依る。

(ロ) 波蘭以東、瑞典及芬蘭は網込式。(ハ) 各運輸機關とも乗車券の交換をせぬ。

波蘭ゲデニヤ及ボズナンの兩驛を聯絡取扱驛に追加す。尙ほ此種の問題は本會議以外に隨時書面にて處理し得ることとした。

【新經路追加】從來モスクワ、伯林間には(1)ワルソー經由、(2)リガ經由、(3)ストツク

ホルム經由の二経路があつたが、今回ワルソノ經由とリガ經由の中間をチルツト、ダウガウピルス及インドラ經由の新経路を追加した。
航空旅客の手荷物運送に關する件 中歐に於ては航空旅客の手荷物を鐵道にて運送し居るを以て之を極東迄擴張せんとするものであるが、日本側は目下歐亞間の直通定期航空便なきこと及日本に於て地方的に此種の取扱なきことを理由とし、其採用不可なるを主張せるため結局日本側を除き可決された。

第六回 東京會議

第六回歐亞旅客手荷物聯絡運輸會議は、昭和六年六月十五日より同月二十九日に互り東京鐵道本省内に開催、參加せしもの諸外國より三十五名、日本側を加へれば七十名に達し我外交史上特筆大書すべき盛會であつた。決議事項三十三件其中可決せられし主なるものは左の如くであつた。

一、本聯絡運輸に參加機關追加の件 東半

手荷物聯絡運輸規則案、承認の件

3、割引往復乗車券に關する件

獨逸以西の鐵道に於て運輸割引に對し各主張を異にしたるも結局日本側二割引、ソ聯邦より伯林まで一割引、其他は割引無き事に決定された。

4、歐亞小荷物聯絡運輸の取扱を英國、佛國其他に擴張せしむる件

5、瑞西聯邦鐵道を歐亞聯絡運輸、參加運輸機關に追加の件

瑞西鐵道は當分參加せざる事に決定、

6、歐亞聯絡旅客運賃低減の件

歐亞聯絡旅客低減の現狀に鑑みスエズ經由の汽船運賃より高價ならざる程度に於て歐亞聯絡運賃を低減せしむるものとす。

7、歐亞聯絡小荷物運賃低減に關する件

8、本會議と同時にツौरリスト業者打ち合せ會議を開催次の諸項を決議した。

(A) 歐亞聯絡會議と同時に同一箇所に於いてツौरリスト會議を開催する事。

(B) ツौरリスト會議の事務管理は今後シヤパン・ツौरリスト・ビュローに於て行ふ。

(C) ツौरリスト會議の決議は之を歐亞

球一周及世界一周旅客運輸設定に伴ひ日本郵船、北獨ロイド汽船、ハンブルグ・アメリカン・ライン、カナダ太平洋汽船、ダラー汽船、アメリカン・メール汽船會社を追加す。

二、西伯利及スエズ經由旅客及手荷物聯絡運輸設定の件

三、西伯利及カナダ經由世界一周旅客及手荷物聯絡運輸設定の件

四、釜山經由及大連經由の旅客運賃の件 二経路共通乗車券を發行し運賃は釜山經由のものに依る、旅客が大連經由にて旅行する場合は汽船内に於て運賃額の追徴又は拂戻を爲す。

五、乗車券代賣業者に手数料交付に關する件、日本側、中東鐵道及ソ聯邦鐵道は五分リトワニヤ及ラトヴィヤ、佛、白、チエツコ及波蘭鐵道は三分の手数料を交付することに決定、其他の運輸機關に對しては相當手数料の交付を爲す様に要請す

六、小荷物聯絡運輸の實施促進に關する件 本年九月一日より實施の事に決定（實際日十一月十五日に實施せられたり、別項参照）

七、次回會議の場所

聯絡會議に提出し、兩者間に密接なる關係を持續せしむる事。

第八回 ワルソノ會議

第八回歐亞聯絡鐵道會議は一九三五年五月波蘭首都、ワルソノに於て開催の豫定であつたが、管理事務國たるソヴェト聯邦に於て事務上の都合により延期の旨通告を發し十月開催となつたが、更に延期され一九三六年六月二十五日より七月十八日迄ワルソノに開催された。

一、シベリヤ及アメリカ經由世界周遊運送に關する件

二、シベリヤ及スエズ經由東半球周遊運送設定の件

三、瑞西聯邦鐵道其他不参加運輸機關を參加せしむる件

(A) 歐亞旅客及手荷物聯絡運輸に北朝鮮經由追加の件

(B) 歐亞小荷物聯絡運輸に滿洲里、哈爾濱、ボグラニチナヤ經由各追加の件。以上二件はソ聯邦鐵道の反對に依つて他の全參加運輸機關の賛成支持ありたるに拘らず未決保留。

明年伊太利國ナポリ開催に決定す。
八、手荷物運賃中にモスクワ市通過の小運送料を包含せしむる件
取扱の簡便を期し運賃中に包含せしむることに決定。

第七回 ナポリ會議

第七回歐亞鐵道聯絡會議は一九三二年十月二十五日より十一月十二日まで伊太利、ナポリ市に於て開催。

日本側の出席者は、鐵道省より山田國際課長以下五名、朝鮮鐵道側は鐵道省代表之を代理、滿鐵側、關弘氏、北日本汽船、日本郵船側は鐵道省より山田國際課長代任にて出席、其他中華民國鐵道、北滿鐵道、ソ聯邦鐵道、獨逸鐵道、佛國、白耳義、リスワニヤ、ラトヴィヤ、エストニヤ、ポーランド、チエツコスロバキヤ、英國南部鐵道、伊太利、埃太利、和蘭、カナダの諸鐵道代表が參加し左の決議を行つた。

決議事項

1、西伯利及スエズ經由による旅客手荷物聯絡運輸規則案承認の件
2、西伯利及北米經由による世界周遊旅客

四、半補充式乗車券採用に關する件はポーランド鐵道提案の乗車券發券名をブランドとなし手記する方法は出来る限り採用に決定。

五、ポーランド鐵道往復運賃一割引廢止の件。ポーランド鐵道の國際聯絡運賃三割引實施に伴ふものなること明瞭となり可決となる。

六、極東側區間に共通運賃を設定し日本驛發着の乗車券各取扱驛に共通使用せしむる件は決定に至らず保留。

七、割引運賃を以て旅行する團體旅客に關する規定追加の件はソ聯邦鐵道を除き各參加運輸機關團體旅客に對し無賃世話人を認めることに決定。

八、小荷物運賃低減の件は從來の十疋毎の計算を二十疋迄は五疋、二十疋以上は十疋毎の計算とすることにソ聯邦鐵道を除き可決。

九、旅客運賃拂戻に關する規定中修正の件。
一〇、約定、賃率規則、取扱細則及計算規則改正の件は滿洲國の北鐵買収に關

し經營主體名の變更に伴ふ改正を可決 歐亞聯絡貨物協定

第一回 モスクワ會議

西伯利經由歐亞聯絡貨物運輸の開始は一般が多年要望したところであつた。昭和五年歐亞聯絡旅客運輸會議終了の直後その第一回會議は五月二十日から莫斯科に開催され、六月一日日本會議を了つて更に六月十四日より同月三十日に亘り、伯林に細目協定委員會を開いて施行細目を協定した。但しその實施は昭和六年十一月十五日、即ち小荷物輸送と同時に開始されたのであつた。

聯絡運輸規程

本聯絡の參加機關は左の如し
獨逸國有鐵道會社、リスワニヤ國有鐵道管理局、ラトヴィヤ國有鐵道管理局、エストニア國有鐵道管理局、ソ聯邦交通部人民委員部、ソ聯邦國營商船部、中東鐵道管理局、南滿洲鐵道株式會社、朝鮮總督府鐵道局、北日本汽船株式會社、大阪商船株式會社、日本鐵道省

事務管理者の任期は五年とし會議に於て選任す會議は少くとも毎年一回之を召集し其の時及場所は前回會議に於て之を定む。必要の場合は事務管理者に於て臨時會議を招集す。

貨物賃率規則取扱驛港

獨逸國有鐵道會社||ケーニヒベルグ東驛
リスワニヤ國有鐵道||カナウス
ラトヴィヤ國有鐵道||リガ(クラスク)
リエバヤ、ヴェントスピルス
エストニア國有鐵道||タール
南滿鐵道(滿洲國々有鐵道)||大連、奉天、安東、哈爾濱
大連汽船||天津、青島、上海の各港
朝鮮鐵道||平壤、京城、釜山
大阪商船||門司、神戸、大阪の各港
日本海汽船||敦賀港
鐵道省||門司、湊川、梅田、梅小路、福井、金澤、名古屋、静岡、東横濱、沙留
航路運送取扱汽船會社
浦鹽、上海、門司、下關、神戸又は大阪間

……ソ聯邦國營商船部
浦鹽、敦賀間……日本海汽船會社
釜山、下關間……日本鐵道省
大連と門司、神戸又は大阪間……大阪商船會社
大連と天津、青島又は上海間……大連汽船會社
運送拒絶物品
一九二四年十月二十三日締結のベルン貨物協約第一條乃至第五十六條及國際運送委員會制定のベルン協約補則は之を鐵道及汽船の運送に適用するも左の制限超過の場合を除く。
▽新京及浦鹽以西に於て有蓋貨車を以て運送する場合||△幅一・七五米、△高一・九五米、△長二・七〇米、△重量三疋
△朝鮮總督府鐵道、滿鐵及大連汽船||△長五・五米、△重量三疋、△容積八立方米
▽ソ聯國營商船部||△長六・四米、△重量一・九噸、△高二・五米、幅二・七米

▽日本海汽船會社、大阪商船會社||△長九米、重量一・五噸、△容積八立方米
▽下關、釜山間汽船及日本鐵道省||△長四米、△重量三噸、△容積八立方米

第二回 東京會議

第二回歐亞貨物聯絡運輸會議は第六回旅客聯絡會議に引續いて、昭和六年七月一日から同月七日に亘りて東京に開かれた。參加者は鐵道省、鮮鐵、滿鐵、大阪商船、日本海汽船、中東鐵道、ソヴェト國有鐵道、獨逸國有鐵道、リスワニヤ國有鐵道及ラトヴィヤ國有鐵道の十機關代表者で、波蘭國有鐵道代表は傍聴者として會議に參列した。決議事項十八件、その内主なる可決事項は左の如くであつた。

一、追加指圖の場合に提示すべき運送狀副狀通數に關する件。

指圖處分の場合には當着驛港共運送副狀の全通提示を本旨とするも、指圖權者の選擇に依り一通にても之に應ずることとし若し一通にて應じたる場合は、引渡及爾後の指圖は其の一通に限定す。

二、大阪商船の從價運賃撤廢に關する件
大阪商船は從來絹織物、毛皮、銀器等の高價品は從價賃率に依ることとなり居たるも、之を重量賃率に改めた。
三、次回會議の日時及場所に關する件
一九三二年ソ聯邦チフリス市に開くこと
但し其開催期は伊國ナポリ市に開催せらるべき第七回旅客聯絡運輸會議の前後とす。

第三回 カウナス會議

第三回歐亞貨物聯絡會議は昭和七年十月一日より同月十七日に亘りてリスワニヤのカウナスに開催され我鐵道省は同省國際課長山田新十郎氏を代表に立て外隨員數名を參加せしめた。同會議に提出された議案は二十九問題に上り、それが討議決定されたる主要問題は左の通りである。

中東鐵道(一九三三年六月一日から北滿鐵道と改稱さる)の本聯絡運輸實施の件
中東鐵道の滅失貨物に對する賠償限度は一疋に付三、七六弗とすること、B經路(新

京哈爾濱經由)貨物に對する關稅は荷送人に於て豫め之を寄託すべき條件を附して本聯絡運輸を實施せしめんとするもの本件に付ては日本側、中東及獨逸鐵道間に議論紛糾長時間に亘り討議するところあつたが結局左の通り決定
(一)損害賠償限度はベルリン協約に依ることと決定
(二)本聯絡運輸實施に付ては滿洲通過保稅運送制度の未實現及中東鐵道の南部線對東部線の運賃問題(東部線は南部線に比し其の運賃法外に低率である)未解決の爲め次回會議迄保留

一、運送取扱上の施設改善に關する件
(日本鐵道省提出)

(過去の實績に徴し延着事故防止其他取扱上二、三の改善を爲さんとするもの)各運輸機關殊にソ聯邦鐵道に於て延着防止に努むること、コンテナ使用の可決を研究すること及運送會社が可成混載貸付として發送する方法を講ずること、尙ほ運送書類送付用特殊封筒使用及本聯絡貨物特殊の符票貼付の件も可決。
浦鹽に於ける繼送作業改善の件

(日本海汽船提出)浦鹽驛従事員に貨物引繼の際の引取を迅速に行はしめんとするもの
ソ聯邦交通部に於て直ちに現場に嚴重指令
濟なるが尙今後とも充分注意する事として
諒解。

鮭、鹽鮭を取扱品目に追加の件

(日本鐵道省提出)

但し貸切扱(八底以上)に限り小口のもの
は地方的運賃に依ること。尙ほ鹽鮭の外に
日本よりの輸出品革産及ゴム底、布靴を追
加することに決定。

歐亞聯絡貨物取扱規則中、波蘭宛貨物
取扱手續は昭和十年五月十五日より一部
改正され、貨物送票に荷受人の氏名の外
に波蘭ダウガウビルス驛長氣付と附記す
ることとなつた。

第四回 モスクワ會議

第四回モスクワ會議は昭和十一年十月
十五日―十一月三日に互り行はれた。

▽舊北滿鐵道の滿洲國移譲に伴ふ約定其他
關係規定中修正の件は本聯絡運輸機關とし
て滿洲國國有鐵道の参加を認め本件可決。
▽ソ聯邦鐵道區間に於ける運賃改正の件は

ソ聯邦鐵道のループル貨値變更に伴ふ地方
的運賃の改正に伴ふ改正なるを以て之を承
認可決。

▽運賃單位採用の件は可決。

▽ボグラニチナヤ、滿洲里經由及北鮮經
由經路追加の件はソ聯邦鐵道の反對ありた
る爲、他の全運輸機關の賛成支持ありたる
も保留となり、滿ソ兩國鐵道間に於て文書
に依り解決する事に決定す。

▽西部區間に於て品目表所定以外貨物に對
し割引單一運賃採用の件はソ聯邦鐵道を除
く全參加運輸機關は賛意を表し、運賃を作
成する事に可決。

▽本聯絡運輸を英、佛其他西歐諸國に擴張
の件、英國ロンドンへはレニングラード經
由ソ聯邦汽船に依り運送する事となり又他
の諸國へはドイツ及ポーランドの取扱驛に
於て託送替運送する事とし一應解決を見た
▽ソ聯邦國營商船部(ソフトルグ・フロ
ド)の取扱港門司、大阪、下關及神戸削除
の件は可決

第一回 東洋觀光會議

鐵道省觀光局に於ては昭和十年五月東

京に於て東洋へ歐米觀光客を吸收する目
的を以て觀光會議を催し、東洋觀光協會
設立を計畫觀光局長田誠氏よりの招聘に
對し各國より續々賛意を表し左の諸團體
が參加した。

ソ聯邦インツリスト駐日代表部、樺太廳
鐵道事務所、大阪商船、日本郵船、朝鮮總
督府、中國旅行社(支那)、シヤム、印度、
香港、上海、河内、西貢、新嘉坡、等の各
旅行社及米國エクスプレス横濱支社等。

第二回は香港で一九三七年十一月八日
より十二日まで開催の豫定であつたが支
那事變勃發の爲中止された。

歐亞聯絡鐵道運賃

歐亞聯絡鐵道規則改正

西伯利鐵道を利用する歐亞聯絡規則中
ストルプツエ經由西歐旅客のモスクワ途
中、下車滞在に際する下車驛はヤロスラ
ウスキー驛、再乗車驛はベロルスコ・バ
ルチスキー驛と指定された。

又歐亞聯絡國際列車寢臺豫約に關する
規定左の如し。

浦潮、ボグラニチナヤ間の寢臺はソ聯邦鐵
道の地方的規定により浦潮驛(敦賀經由の
場合)又はボグラニチナヤ驛(新京經由の
場合)に於て豫約する事。

ボグラニチナヤ、ハルビン間には寢臺車を
運轉せず。

滿洲里、モスクワ間、國際列車寢臺割當數
を昭和十年五月一日より當分左の如く定む
滿洲里發列車、一等(第一カテゴリー)四
床、(第二カテゴリー)二床、二等四床、
三等四床。

〔註〕上記割當はジャバン・ツトリスト・
ビュローに於て之を擔當するもので、モ
スクワ・ストルプツエ間、モスクワ・レニ
ングラード間及モスクワ・リガ間に割當數
なきも上記の範圍内で寢臺券を豫約する事
が出来る。

從來まで歐亞聯絡旅客及小荷物運賃は
全弗貨を以て表示して來たが米弗爲替暴
落に伴ふ場合の對歐運輸料金に於て鐵道
省側は多大の損失を蒙ることとなつたの
で之を防止する爲、之に代ふるに爲替相
場變動の影響を受けざる無名數を以て運
賃料金を表示する事となり「運賃單位」

(タリフ・ユニット)制を採用すること
となつた。

即ち從來の換算率百弗對圓の換算率を
改め一運賃單位對圓の率に改めるもので
佛フランを基礎とし、邦貨百圓に對し十
九タリフ・ユニットの割合にて運賃料金を
換算表示する事となつた。

聯絡運輸設定の効果

歐亞聯絡運輸の設定實施によつて所要
時間が短縮されたのは今更言ふ迄も無い
更に一般から迎合されたものは第六回會
議の結果實現した小荷物の聯絡輸送であ
る。今一例として釜山、ハルビン、ワル
ソー經營の時間を計算して見ると概略左
の通りである。

- 東京―モスクワ 十一月十八時五十五分
- 東京―伯林間 十一月二十時五分
- 東京―巴里間 十一月十八時三十一分
- 東京―倫敦間 十一月四時十五分
- 東京―維納間 十一月十七時四十分
- 東京―羅馬間 十一月十八時〇分

旅客運輸規則の概要

- 1、表紙及必要なる券片を具備せざる時
 - 2、表面記載事項塗抹改竄したる時
 - 3、大人が小兒乗車券を使用したる時
 - 4、發行運輸機關の檢印なき時
 - 5、發行年月日の記載なき時
- 一等 下關、門司間に於ては三等に、ソ聯
邦國有鐵道に於ては優良軟床車又は通常
軟床車に乘車船するものとす。
二等 下關、門司に於ては三等に、ソ聯邦
國有鐵道に於ては通常軟床車又は優良軟
床車に乘車船するものとす。
三等 フォック・ファン・ホラドン又はフ
リツシンヘンと倫敦間は二等としソ聯邦
國有鐵道にては軟床車に乘車するものと
す、乗車券の通用期間は發行の日英六十
日とし左の場合に於ては無効とす。

18、ソ聯邦内に不動産を所有し居る場合はその場所及品名を記入し然らざるときは只 No. と記す

19、ソ聯邦内に親近者ある場合はその姓名詳細なる住所を記し無き場合はと書く

20、紹介状を與へる人ある場合はその人の姓名、商用を以て入國する人は銀行會社等のこれに關する證明書

21、査證出願者の保證人となり得る人の住所氏名(査證出願者が官職にあれば、その所轄の長官、學校ならば校長、會社ならば社長の住所姓名、然し通過には必ずしもこれが必要とせず)

獨逸、佛蘭西、白耳義、和蘭、瑞西、伊太利、西班牙、瑞典、丁抹、芬蘭に對しては日本人は單に旅券を携帯するのみで事足り、其の査證を必要としない。

歐亞連絡列車と運轉概況

シベリヤ鐵道急行列車には優良軟床車通常軟床車、硬床車及食堂車が聯絡されて居る。優良軟床車は舊萬國寢臺會社の車輛で、コンパートメント式であつて、他國の一等車に相當し、照明、暖房裝置

其他の設備も完備して居る。此の車輛は更に第一カテゴリー(一室二人詰)及第二カテゴリー(主として一室二人詰、中には四人詰もあり)に分たれ、第二カテゴリー室には専用化粧臺があつて一に設備が良く、從つて寢臺料金も高い。通常軟床車コンパートメント式四人室

に相當し、硬床車は座席が板張りで三等車に相當してゐる。食堂車は約三十人を收容し得る大型のもので各主要列車に連絡されてゐる。食料の供給も從前に比して非常に良くなり、車内には「シャワーバス」「ラヂオ」蓄音機等の設備もある。

尚列車には「インツァーリンスト」職員が便乗して居り諸外國語を解し各種の世話をして呉れる。

聯絡列車の運輸概況は次の如くである
A、東京—モスクワ間

1 釜山又は大連經由の場合

一、東京—新京間

朝鮮經由に於ては急行列車が毎日運轉し、東京驛發特急「富士」を利用すれば

翌日釜山發、新京直通列車「ひかり」に接続して、非常に時間が短縮され、その所要時間約五十四時間である。

大連經由に於ては、内地、大連間は大阪商船會社定期船が殆ど毎日神戸又は門司から連航して居り所要時間は神戸から約三晝夜である。

大連新京間に於ては毎日急行列車が運轉して居る。大連埠頭と大連驛相互間には乗合自動車、手荷物自動車も運轉して通過客の便を計り、又船車聯絡客を考慮して船車の發着は接続出来る事になつて居る。大連新京間所要時間は十時間である。尚大連驛發哈爾濱行直通特急「あじあ」を利用すれば新京迄八時間半、ハルビン迄十三時間半に各々短縮が出来る。

二、新京—ハルビン—滿洲里間

新京—ハルビン間に於ては毎日六回、ハルビン—滿洲里間に於ては毎日二回列車の運轉があり、各列車共食堂車が聯絡せられてゐる外、各等寢臺の設備がある所要時間新京—ハルビン間急行列車で約四時間半、ハルビン—滿洲里間約一晝夜

三、滿洲里—モスクワ間

一週二回急行列車所謂「國際列車」が運轉してゐる。現在のところ西行は滿洲里を月、木曜日に發車してモスクワには翌週の日、水曜日に着く。東行の場合はモスクワを木、日曜日に發車し、所要時間六晝夜五時間である。

國際列車の編成

(昭和十年十一月四日滿洲里發列車より實施)

月曜日滿洲里發列車編成

機關車—郵便車—手荷物車—第一カテゴリー、第二カテゴリー混成車(寢臺各八個)—第一カテゴリー車(寢臺十六個)—食當車—軟床車(寢臺二十四個)—硬床車(寢臺二十八個)—計九輛寢臺数は第一カテゴリー(三十八個)第二カテゴリー(八個)軟床車(四十八個)硬床車(二十八個)計百二十二個

木曜日滿洲里發列車編成

機關車—郵便車—手荷物車—第一カテゴリー、第二カテゴリー混成車(寢臺各八個)食堂車—軟床車(寢臺二十四個)—軟床車(寢臺二十四個)—硬床車(寢臺二十八個)硬床

車(寢臺二十八個)計九輛寢臺数は第一カテゴリー(八個)第二カテゴリー(八個)軟床車(四十八個)硬床車(八十四個)計百四十八個

2 敦賀—浦潮—ハバロフス

ク經由の場合

一、東京—浦蘆斯德間

東京—敦賀港間に於ては、敦賀經由渡航者の便を計り毎月五日、十五日及二十五日に敦賀港行直通急行列車が運轉される。同列車は二、三等車で一等車の連絡なく所要時間約十一時間である。

敦賀港—浦蘆斯德間に於ては日本海汽船會社定期船が運航してゐる。(浦蘆迄約三晝夜)

二、浦蘆斯德—莫斯科間

一週二回急行列車所謂「國際列車」が運轉してゐる。現在のところ西行は浦蘆を月、木曜日發車してモスクワには翌週の木、金曜日に着く、東行の場合はモスクワを火、金曜日に發車す。(所要時間約八晝夜である)

B、モスクワ—伯林—巴里—

倫敦間

ワルソー經由にては莫斯科、ワルソー間にストルプツエを乗換にて毎日聯絡列車が運轉されてゐる。又ワルソー以西には伯林を經由して巴里及オステンド行(オステンドより倫敦行に接続す)の優秀な北方急行列車(ワゴンリーの寢臺車を以て編成す)が毎日運轉してゐる。所要時間モスクワ、ワルソー伯林間約一晩伯林—巴里間十二時間半、伯林—倫敦間約十九時間である。

リガ經由はモスクワ—リガ間に毎日直通車の運轉が行はれ、リガ以西は伯林經由の前記北方急行列車があり、所要時間はモスクワ—リガ間約一晩リガ—伯林間十九時間である。

C、ワルソー、ブライグ、ウイ

ーン、羅馬間

毎日ワゴンリーの客車で編成された急行列車が運轉してゐる。所要時間、ワ

ルソ、ブラーグ間約十八時間、ワルソ
一、ウイーン間十一時間、ウイーン、羅
馬間約二十五時間である。

歐亞聯絡滿洲里發着時間 改正

歐亞聯絡國際列車ソ聯邦モロトフ鐵道
の滿洲里驛發着時間は昭和十四年五月廿
五日改正を見たところ更に同年六月左記
の通り改正、同年同月十二日より實施す
ることゝなつた。

滿洲里驛發 午後二時(元二時三十分)
滿洲里驛着 午後四時四十分(元四時)

旅券検査及手荷物の 税関検査

旅券の検査は各國々境驛で出入りの都
度行ふのが普通で、單に列車内で一應の
検査をするに止まるもの、或は係員が旅
券を取纏め検査登記に相當の時間を要す
るものなど各國で其の検査程度を異にし
て居る。

旅客自身の携帯する手荷物は各國境驛

(驛内検査場又は列車内)で税関検査を
受ける事になつて居る。ソ聯邦では、浦
鹽經由の場合は浦潮斯德で、滿洲里經由
の場合は滿洲里の次のオトボル驛(舊第
八十六番待避驛)で列車が約一時間停車
し、この間に旅券や手荷物の検査をする
手荷物は外交官のものを除き全部「ブラ
ットホーム」へ下し、検査を受けるので
あるが「インツォリスト」の職員が來て
荷物の世話して呉れる。此の場合手荷物
の搬出入に對し一個に付約八十哥(邦貨
約五十六錢)の赤帽賃を取られる。税関
検査は相當嚴重で内容を詳細に検査す
る。特に書籍は極めて嚴重に検査される
から、別の容器に收め「ボンド」(保稅運
送)により送るか又は豫め携帯書籍の詳
細な「明細表」を作成して之を持參する
のが便利である。露領西部國境驛「ネゴ
レロエ」でも大體入國の際と同様な検査
がある。この場合にも赤帽賃を徴收され
る。これは相當な負擔となるのみならず
手荷物の多少はシベリヤ旅行中不快を
左右する大きな問題であるから、出來得

る限り少なくし、自分で持ち運び得る程
度の個數に減らすことは特に必要であ
る。

ソ聯邦入國に際して、衣類其他手廻品
の物件、數量には色々制限がある。又入
國滯留の場合旅客が無關稅で携行し得る
主な物件數量を示せば左の通りである。
尙通過の場合に入國の場合より比較的寬
大に取扱はれて居る。

- 一、オーバコート(内毛厚皮外套一着含む)
- 一、帽子四個(内冬帽子一個を含む)
- 一、衣類四着(男女共一人に付)
- 一、下衣類一二枚(男女共一人に付)
- 一、靴下一二足、ネクタイ一二本、手袋三組
- 一、刻煙草〇、一キログラム
- 一、葉卷煙草五〇本(刻煙草の代に)
- 一、旅行者の需要量を超過せぬ被服類、
頸飾、毛布、枕、化粧品
- 一、旅行に必要な限度の食料品
- 一、貴金屬類、寶石及眞珠等は携行貨幣と
共に登録すべきものである

貨 幣

ソ聯邦國內では全本位チエルウオーネ

ツ紙幣無補助貨幣が使用されてゐる。一
チエルウオーネツは邦貨約十圓に相當す
る。チエルウオーネツの十分の一の一留
紙幣の外、三留、五留、十留、三十留、
五十留、百留紙幣があり、其他一、三、
五哥の銅貨、一〇、一五、五〇哥の銀貨
も用ひられてゐる。旅行中現金を携帯す
るには種々不便なるを以て必要なる旅費
以外に信用状或はトラベラスチエツク
(旅行小切手)等にて携帯するのが便利で
ある。

殊にソ聯邦に於てはソ貨の携入、携出
を許されぬから同國への入國又は通過の
旅行者は入國後又は國境に於て國立銀行
の公定によりソ貨を買入れなければなら
ない(此場合は兩替證明書を呉れるから
出國迄紛失せぬ様にして置かねばならな
い)従てソ貨はソ國內の旅行に必要な限
度を買入れて置くのが便利である。

ソ國以外の外國貨幣は金額に制限なく
携入を許してゐるが、携出は國外より携
入したる事の證明あるものに限られてゐ
るから、國境通過の際税関に之を提出し

自己の旅券に登録證明を求め置く必要が
ある。

トラベラスチエツク(旅行小切手)
は圓貨磅貨弗貨共ツォリスト・ビユーロ
一で發行してゐる。又ソ聯邦以外の國に
於ても小額の兩替には國境驛に兩替店あ
り容易に其國の貨幣に兩替することが出
來る。尤も信用状小切手だと之を現金に
するのに餘裕のない場合があるから英磅
貨又は米弗貨を相當に準備して行けば、
ホテル、食堂内等どこでも適當な率で地
方貨に換算して呉れる。

A、信用状 (Letter of Credit)
信用状は發行銀行へ現金を持參すれば
直ちに取組んでくれるが外貨でも邦貨で
も組む事が出来る。外貨でも組む場合(普
通磅又は弗)は當日の爲替相場により換
算して額面を外貨で表はすもので相場變
動の激しい時には充分考慮する必要があ
る。邦貨で組んだものは外貨で引出す時
當日の相場によつて其他の貨幣で支拂は
れるのである。

B、旅行小切手 (Travellers Cheques)

旅行の途中又は目的地に到着の上さし
ずめ必要な當座の資金を携帯するには、
之が最も便利である。この小切手の通用
範圍は極めて廣く、殆んど現金同様に使
用が出來、其の上紛失、盜難等に對し安
全に保證し得る仕組になつてゐて非常に
安心である。殊にトーマス・クック社、
アメリカン・エクスプレス社及ナシヨナ
ル・シチー、バンク等の旅行小切手は信
用のある點に於て又流通範圍の廣い點に
於て最も推稱されるものである。小切手を
主として磅又は弗の二種で磅には、五磅
十磅、二十磅、弗には五弗、十弗、二十
弗、五十弗、百弗等の種類がある。この
小切手は發行當日の爲替相場に依つて換
算の上大體、百弗又は二十磅以上であれ
ばいくらでも購入することが出来る。

C、換 算 率

昭和十五年六月中、一ヶ月間の鐵道運
賃換算率次の如し。

- △歐亞旅客、手荷物(一運賃單位に付)七
圓二十二錢三厘
- △同寢臺料金(英貨一片に付)六錢五厘五毛

發 驛	著 驛	經 由	料 程
東 京	モスコ	釜山又ハ大連哈爾濱	(釜) 10,759 (大) 10,841
		哈爾濱、浦蘆	10,434
		浦蘆、ハバロフスク	11,329
東 京	ベルリン	釜山又ハ大連、哈爾濱、ワルソー、チルヂツト又ハリガ	(釜、ワ) 12,635 (釜、チ) 12,693 (大、ワ) 12,717 (大、チ) 12,775
		浦蘆、哈爾濱、ワルソー、チルヂツト又ハリガ	(ワ) 12,309 (チ) 12,368
		浦蘆、ハバロフスク、ワルソー、チルヂツト又ハリガ	(ワ) 13,205 (チ) 13,263
東 京	倫 敦	釜山又ハ大連、哈爾濱、ワルソー、チルヂツト又ハリガ	(釜、ワ) 13,649 (釜、チ) 13,707 (大、ワ) 13,731 (大、チ) 13,789
		浦蘆、ハバロフスク、ワルソー、チルヂツト又ハリガ	(ワ) 14,219 (チ) 14,277

シベリヤ經由に於ける極東より歐洲主要驛間に至る料程は左記の通りである。

備考 料程欄中
 (釜)＝釜山經由
 (大)＝大連經由
 (ワ)＝ワルソー經由
 (チ)＝チルヂツト經由

白 國	十六留
洪 牙 利	十九留四七哥
希 牙 臘	二留二五哥
西 班 牙	五留
支 那	五留
諾 威	七留五〇哥
米 國	十九留四七哥
土 耳 古	六留
瑞 西	五留
獨 逸	四六哥
亞 爾 然 丁	十九留四七哥
瑞 典	一〇留
和 蘭	七留五〇哥
伊 太 利	五留
墨 國	十九留四七哥
波 斯	五留
佛 國	五留

右に對し本邦在外領事館が徴收する西伯利經由來朝する外人旅券査證料は左の通り。

- 駐ソ帝國領事館
- A、一般外國人 三留八〇哥
 - B、米 國 人 二〇留
 - C、墨 國 人 三留
 - D、ソ 聯 人 五留五〇哥

日ソ兩國外人査證料

英國 三七哥

△同貨物運輸(米貨百弗に付)四百二十六圓六十六錢
 △日滿運輸聯絡(國幣百圓に付)百圓

ソ聯旅行案内局インツリリスト日本支

- 駐佛帝國領事館
- A、一般外國人 五〇法
 - B、米 國 人 二五〇法
 - C、聖 國 人 三七法
 - D、ソ 聯 人 七〇法
- 駐獨帝國領事館
- A、一般外國人 八馬克
 - B、米 國 人 四〇馬克
 - C、聖 國 人 六馬克
 - D、ソ 聯 人 十一馬克
- 駐英帝國領事館
- A、一般外國人 八志

歐亞聯絡新經路

昭和十五年二月五日よりモスクワ、グウドガイ(ケーナ)經由にて結ぶ新線が開通し、シベリヤ經由歐亞連絡にはビゴソオ經由、グウドガイ經由の二通が開通された。尙同年六月一日より當分の間、左記歐洲新經路に依り貨物の運送取扱を爲す旨鐵道省告示を以て發表された。

- (イ)モスコ、ザレンバ、マルキン經由
- (ロ)モスコ、ブレスト、リトウスク、チ

レスボル經由
 (ハ)モスコ、グライエボ、プロストケン經由

- 一、ドイツ國有鐵道取扱驛
- 二、運 賃
- 三、運 賃

(イ)日本國有鐵道取扱驛トウラヂオストツク又は滿洲間(シベリヤ經由歐亞聯絡運送規則所定に依る)
 (ロ)浦潮又は滿洲里と獨逸國有鐵道取扱驛間(貨物賃率所定に依る)

歐亞聯絡汽船會社

日本海汽船會社

本航路は遞信省受命航路で鐵道省、滿洲、ソ聯、エストニア、ラトヴィヤ、リソワニヤ、波蘭、スロヴァキヤ、獨逸、芬蘭、瑞典、和蘭、伊太利等各國有鐵道、ロンドン北東鐵道會社及芬蘭汽船會社、ボイレ汽船會社、ストックホルムスウヤ汽船會社、ジールランド汽船會社等と協定した西伯利亞經由歐亞聯絡機關であり、昭和十五年二月北日本海汽船會社より繼承した月三回定期運航(本社東京市麴町區

内幸町大阪ビル

就 航 船
 はるびん丸(敦賀、北鮮、浦潮線)
 總噸數 五、一六七噸
 速力 一七哩

旅客定員 特一等四名、一等四五名、二等九四名、三等六二三名
 「はるびん丸」定期發着表

△往航、出航日時(昭和十五年九月現在)

敦 賀	一日、十一日、廿一日	午後四時
清 津	三日、十三日、廿三日	午前一時
羅 津	四日、十四日、廿四日	夜 半
浦 潮	五日、十五日、廿五日	午前八時

(到着)

△歸航出航日時

浦 潮	六日、十六日、廿六日	午後五時
羅 津	七日、十七日、廿七日	午前六時
清 津	七日、十七日、廿七日	午後五時
敦 賀	九日、十九日、廿九日	午前七時

(到着)

栗林商船會社

(カムチャツカ航路)

栗林汽船會社が大正十一年遞信省受命せしより引續き經營する航路にして函館を起點として小樽經由ベトロパワロフス

クに至り勘察加東海岸又は西海岸經由函館に至る一航路とす。航海度數は一ヶ年四月より、九月迄七航海にし本航路の目的は郵便物の運送、旅客及邦人ノ領漁業物資の輸送に當り、十五年度の就航船は、どうばあ丸(三、一〇九噸)及神島丸(二、二四五噸)で勘察加寄港地左の如し。

- ◇函館、小樽
- ◇廻航地 勘察加東又ハ西海岸
- ◇ベトロバプロフスク
- (本社室蘭市海岸町)

朝鮮郵船の浦潮航路

朝鮮郵船會社の浦鹽行定期航路は、昭和十四年二月、浦鹽官憲より不法否認の通告を受け問題を惹起した、即ちソ聯邦官憲は、同社の浦鹽航路を積荷なしとの理由の下に定期航路と認め難しと通告し來つたもので、之に對し外務省ではソ側に抗議折衝したが、ソ聯邦は同航路を今後臨時航路と見做し從來一ヶ年全納してゐた噸税を今後入港の都度徴收すべしと申出で未解決のまま残されてゐる。

函館ベトロ發着日程

函館	小樽	函館		廻航地	ベトロバ	プロフスク	廻航地	函館	發着港
		發	着						
		午後	午後	岸又ハ西海	午後	午後	午後	午後	一次
		五月一日	三月十日		十五日	十五日		四月廿九日	二次
		五月廿三日	五月廿二日	同上	六月三日	六月三日		五月廿一日	三次
		六月十一日	六月十一日	同上	七月七日	七月七日		六月十日	四次
		六月廿七日	六月廿七日	同上	八月九日	八月九日		六月廿六日	五次
		七月十五日	七月十四日		九月九日	九月九日		七月十三日	六次
		八月四日	八月三日		九月廿一日	九月廿一日		八月二日	七次
		八月廿六日	八月廿五日		十月九日	十月九日		八月廿四日	

一、各次航各地發着ハ函館出帆日ヲ除キ四拾八時間以内伸縮發着スルコトアルヘシ
勘察加東海岸ハウスチカムサツカ附近ヲ指シ西海岸ハウオブルコイ以南オセル
ナヤニ至ル海岸各地ヲ指ス

昭和十五年度の就航船は盛京丸(二、六〇八噸)で寄港地は浦鹽斯德、雄基、羅洋、下關、門司、廣島、大阪で發着日程は、毎月變更する。(本社京城府南大門通五ノ一)

ソ聯鐵道外國貨物の運賃値上

ソ聯鐵道交通は一九四〇年より準戰時體制下に置かれて居たが、歐洲戰局の推移は北海並にバルト海方面及び黒海地中海方面の海上輸送が危険に晒されたため、外國物資の輸入ルートを最も安全なる東洋に求むるに至つた。其れのみならず歐洲諸國の物資輸入ルートも自然東洋經由を採用するに至り、ソ聯鐵道利用は逐日増大し、ソ聯國內の生産品輸送に對してすら不圓滑を缺く状態となり國內生活必需品並に國防資材輸送に關する以外の貨物並に自國領鐵道の外國貨物の輸送に對しては其の勢の赴く處運輸引受けに考慮を要することになるのは當然であると云へる。

カガノヴィツチ交通人民委員の鐵道政策はこゝに着目するに至り、外國貨物の鐵道運輸特惠賃金を廢して國內料金と同一なる對外貨物運賃の一齊値上げを行ひ、一九四〇年十二月より實施の旨對外諸國に向け通告を發するに至つたのである。其の値上率は二十割乃至八十割に及び相手國の承認不承認に拘らず自國制度の實施を強行した。之のソ聯鐵道運賃改正は從來の長距離運賃遞減法を廢止したものであつて、現在の如くソ聯鐵道利用の重大性と價値の増大、貨物の複轉等を來してゐる際に從來の制度を墨守してゐるのは對外經濟政策の上にも不合理であり、且ソ聯東西鐵路一萬數千料の鐵道を長距離遞減法による貨物によつて貸切りで専用されることは料當運賃率の低下と車輛の不足を招來することになり、國內運輸並に故障率の少い短距離運輸を犠牲にしてまで之に報ゆる義務はないと云ふのである。之と同時に改正された多種類に互る品目別運賃分類法は「貨物の有する運賃負擔力」なる原則に據つて建てら

ソ聯鐵道歐亞連絡運輸規則改正

昭和十六年一月の公表によるソ聯鐵道連絡運輸規則改正は左の如くである。
一、外國側に於ける鐵道經營主體の變更
左の諸鐵道は何れも下記鐵道に於て經營することとなつた。

- (イ) エストニア國有鐵道、ソヴィエト
 - ラトヴィア國有鐵道、ソヴィエト
 - リトワニア國有鐵道、國有鐵道
 - (ロ) ポーランド、ソヴィエト國有鐵道
 - 國有鐵道、ドイツ國有鐵道
 - (ハ) チェコスロヴァ、ドイツ國有鐵道
 - キア國有鐵道
- 右經營主體の變更により連絡運輸の範圍はソヴィエト國有鐵道、ドイツ國有鐵道、イタリア國有鐵道、スエーデン國有鐵道

鐵道の各取扱驛發着となつた。
二、外國側取扱驛の改廢

(イ) 削除せられたる外國側取扱驛

ハバロフスク、ブラゴエスチエンスク、チタ、ウエルフネウヂンスク、イルクーツク、ノヴォシビリスク、オムスク、スウエルドロフスク、タ
ーリン(舊エストニア)ダウガルピ
ルス、リガ、リエバヤ(以下舊ラト
ヴィア)カウナス(舊リトワニア)
ストルブツエ、ロツツ、ボズナン、
ホイニツエ、ダンチツヒ、チエフ、
グデイニヤ(以上舊ポーランド)、カ
ルスバード、マリエンバード(以
上舊チエコスロヴァキヤ)
(ロ) 追加せられたる外國取扱驛
プレスラウ、クラコー、シヤツフハ
ウゼン(以上ドイツ側)

三、西歐に於ける經由驛の變更

(イ) ビゴツォ・チルヂツト經由は、
タウラーゲ經由に變更
(ロ) ネゴレロエ・ワルソー經由は、ザ
レンバ・ワルソー經由に變更

四、ソヴィエト並イタリヤ兩國有鐵道

區間の運賃改正により外國側區間の運
賃改正
五、浦鹽、綏芬河、哈爾濱、滿洲里經由
線の削除

シベリヤ鐵道經由歐亞
連絡運賃引上

シベリヤ經由による歐亞旅客及手荷物
の聯絡運輸規則並に歐亞貨物聯絡運輸規
則を改正し、旅客は昭和十六年三月一日
より、貨物は二月廿五日より之が實施さ
れることになつた。而して關係國鐵道は
日本、ソ聯、獨逸、瑞典、伊太利の各國
有鐵道でラトヴィア國有鐵道はソ聯への
併合により規則中より削除されること
になつた。

日本側聯絡は釜山又は大連、滿洲里及
敦賀、浦鹽斯德經由となつてゐるが、當
分の間發着驛はモスクワ、レニングラー
ド、ハリコフ、ワルソー、ベルリン、ハ
ンブルグ、ウイン、ローマとなつてゐ
る。

旅客運賃は東京を基準として
△東京⇨ウラジオストツク間
一等 七十六圓六十三錢
(一四・五六弗)
二等 五十一圓五十四錢
(九・七九弗)
三等 二十六圓〇二錢
(四・九四弗)

△ウラジオストツク⇨歐洲諸國
モスクワ 一等 五六・九九弗
二等 五六・九九弗
三等 四二・八七弗
レニングラード 一等 六四・六五弗
二等 六四・六五弗
三等 四八・三一弗
ベルリン 一等 八一・一八弗
二等 七六・一八弗
三等 五六・三五弗
ウイーン 一等 八二・一〇弗
二等 七七・七八弗
三等 五七・二六弗
ローマ 一等 一〇九・八〇弗
二等 九五・二五弗

△東京⇨滿洲里間

三等 六八・八〇弗

一等 二二九・八五圓

二等 一四八・二五圓

三等 七四・三九圓

△滿洲里⇨(モロトフ鐵道)⇨歐洲諸國間

モスクワ 一等 四二・五四弗

二等 四二・五四弗

三等 三一・九五弗

レニングラード 一等 四八・九七弗

二等 四八・九七弗

三等 三六・五三弗

ベルリン 一等 六五・八九弗

二等 六〇・八九弗

三等 四八・七九弗

ハンブルグ 一等 七二・〇八弗

二等 六四・九三弗

ウイーン 一等 六六・七七弗

二等 六二・四五弗

三等 四五・七五弗

ローマ 一等 九四・五一弗

二等 七九・九一弗

(タウラーゲ經由)二等

三等 五七・二四弗

ソ聯領通過の外國向け
軍需品禁止

ソ聯外國貿易人民委員部一九四一年四
月二十九日附を以て今後軍需品のソ聯領
土通過並に輸送を禁止する旨の緊急令を
發布した。

右禁制品は航空機用部分品、同附屬
品、並に軍需品製造用機械器具、爆藥
物、劇毒物等が擧げられてゐる。尙この
制限は旅客者の手荷物及び小荷物にも適
要され且右禁止品以外の物品にも特に許
可を得たるもの又は通商協定により規定
されてゐるもの以外は嚴重に取締りを受
けることになつたのである。

之に對する英米側の觀測は獨の對バル
カン政策に對抗するソ聯側の手段に他な
らないもので、シベリヤ經由で獨側に供
給される武器の關門を押へることになり
この動きによつて英ソ接近の徴候を見出
したと云はれてゐた。

△外國商品のソ聯經由トランヂットに關

する件(一九四一年三月十八日附貿易
人民委員部命令第四七號)

第一條 トランヂット經路はソ聯邦及
當該國間の條約の定まる方向による

第二條 外國商品のトランヂットは第
三條所定の許可證を要するものとす

第三條 トランヂット許可證は商品の
發着國の何れもソ聯邦とトランヂッ
ト協定を有する場合には發送國駐在
の通商代表部之を當給し、然らざる
場合に於ては外國貿易人民委員部發
給す

第四條 許可證申請書には本命令規定
の所要事項を記載すべし

第五條 右申請書には商品の種類及用
途に關する當該國官憲の發明書及原
產地證明書を貼布すべし

第六條 本命令附屬書記載商品のトラ
ンヂットを禁止す(附屬書參照)

第七條 貿易部に於てトランヂットの
品目割當量を定めたる場合には之を
超過し得ざるものとす

第八條 事務管掌規定

第 三 類	絹交織物及其の製品	非 23.84 協 9.26	24.68 10.55	24.85 11.39	25.21 12.13	22.76 11.09	21.02 9.34
第 四 類	柞蠶糸	非 13.67 協 3.44	14.48 4.73	14.74 5.60	11.82 4.52	12.70 5.40	11.72 4.42
第 五 類	絹紬及其の製品	非 23.84 協 9.26	24.93 11.43	24.93 11.43	25.28 12.20	22.89 11.22	21.12 9.51
第 六 類	羊毛(壓縮セルモノ)	非 3.03 協 3.03	4.14 4.14	4.74 4.74	3.35 3.35	4.01 4.01	4.25 4.25
第 七 類	毛糸及毛糸製品	非 26.46 協 14.30	27.21 15.44	27.37 16.11	27.64 16.74	25.00 15.27	23.31 13.58
第 八 類	毛織物及其製品(メリヤスを除く)	非 26.40 協 14.24	27.15 15.38	27.23 15.97	27.51 16.61	24.83 15.10	23.08 13.35
第 九 類	毛織物加工品(アルパカを含む)	非 26.46 協 14.30	27.21 15.44	27.31 16.05	27.58 16.68	24.96 15.23	23.25 13.52
第 十 類	綿糸	非 5.29 協 0.19	6.68 1.75	7.41 2.81	8.07 3.70	6.75 3.10	6.28 2.63
第 十 一 類	麻	非 24.02 協 9.44	24.86 10.73	25.05 11.55	25.40 12.32	23.01 11.34	21.21 9.63
第 十 二 類	麻糸及麻織物並に製品	非 26.40 協 14.24	27.15 15.38	27.31 16.05	27.58 16.68	24.96 15.23	23.25 13.52
第 十 三 類	絹	非 26.40 協 14.24	27.15 15.38	27.31 16.05	27.58 16.68	24.96 15.23	23.25 13.52
第 十 四 類	莫大小製品	非 23.95 協 9.38	24.80 10.67	25.05 11.55	22.13 10.46	23.01 11.34	21.31 9.63
第 十 五 類	帽子	非 23.95 協 9.38	24.80 10.67	25.05 11.55	22.13 10.46	23.01 11.34	21.31 9.63
第 十 六 類	茶(紅茶及緑茶)	非 17.31 協 10.50	17.98 11.48	18.03 11.93	14.50 9.63	15.38 10.51	14.40 9.53
第 十 七 類	珈 琲	非 26.52 協 14.36	27.27 15.50	27.43 16.17	27.70 16.80	27.04 16.66	25.32 13.64

第九條 本命令は旅客手荷物及小包郵便通過には適用せざるものとす

△附屬書(ソ聯經由「トランジット」禁止商品)

- 一、兵器、彈藥類、軍裝備品
- 二、航空機、同部分品及附屬品
- 三、兵器、彈藥類及航空機の製造に使用せらるる工作機械及機械類
- 四、爆發物
- 五、劇藥物
- 六、税關規則所定の輸入禁止品

△税關規則所定の輸入禁止品

- 一、武器、彈丸、及右に關する軍用品
- (イ) 一切の火器以外の武器、及右に對する刀身及刀鞘
- (ロ) 軍用火器
- (ハ) 彈丸、彈藥筒及其他武器に對する軍用品
- 二、阿片、ハシシユ及右吸飲用のパイプ及其の用品
- 三、廢棄せられたる有價證券、外國富籤の札及個人並に會社及都市の富籤債券

四、猥褻的作品

- 五、政治的或は經濟的にソ聯に對し有害なる印刷物、鉛板、寫真原板、寫真、映畫フィルム、スケッチ其の他の類似のもの
- 六、生ける鳩

歐亞貨物連絡運送貨率表

シベリヤ經由歐亞貨物連絡運輸規則により運送さるべき浦鹽斯德、哈府經由「ケーニツヒスベルグ及インステルブルグ」發又は着貨物に對する西部地區間の運賃は同規則第十九條により別表貨物貨率により計算すのものとす、昭和十六年二月二十五日より實施された。

歐亞貨物聯絡は從來の運送規則中の貨率に對し西部區間貨率を加算することになつたが、其の品目別は八十五部類に互り且つ對ソ通商締結國運賃率と、非協商國運賃率とに分れてゐる。

西部區間貨率=加算すべき貨率表(100疋=ツキ米弗)

類 別	品 目	一 疋 未 滿	一 以 上	五 以 上	八 以 上	十 以 上	十五 以 上
第 一 類	(イ) 生糸絹糸及其等の製品	非 15.37 協 6.85	16.11 7.98	16.19 8.57	12.97 6.88	13.94 7.70	12.77 6.68
	(ロ) 絹織物並に其他の絹製品	非 26.28 協 11.69	27.03 13.91	27.11 13.60	27.39 14.31	24.71 13.03	22.96 11.29
第 二 類	(イ) 人絹及人絹糸	非 13.67 協 3.44	14.48 4.73	14.66 5.52	11.75 4.45	12.57 5.27	11.55 4.25
	(ロ) 人絹織物及人絹製品	非 23.84 協 9.26	24.68 10.55	24.85 11.32	25.21 12.13	22.76 11.09	21.02 9.34

第三十二類	ワニス及びエナメル類	非	28.07	28.49	28.45	28.52	25.69	23.98
		協	13.48	14.37	14.94	15.44	14.01	12.31
第三十三類	塗料粉土	非	0.61	1.73	2.33	2.87	2.65	2.47
		協	0.61	1.73	2.33	2.87	2.65	2.47
第三十四類	沃 度	非	17.31	17.98	18.03	14.40	15.38	14.40
		協	10.50	11.48	11.93	9.63	10.51	9.53
第三十五類	除虫粉	非	14.62	15.33	15.49	12.47	13.25	12.27
		協	4.39	5.58	6.35	5.17	5.95	4.97
第三十六類	藥品類	非	19.02	19.57	19.57	15.71	16.59	15.62
		協	13.90	14.73	14.98	12.06	12.94	11.96
第三十七類	ゼラチン類	非	15.46	15.94	16.00	16.14	13.55	12.57
		協	5.23	6.19	6.86	7.44	6.24	5.27
第三十八類	化粧用石鹼類	非	9.30	10.51	11.00	11.51	10.14	12.57
		協	1.71	3.02	3.99	4.79	4.30	5.27
第三十九類	白粉並に化粧水	非	24.08	24.92	25.17	25.52	23.13	21.43
		協	9.50	10.79	11.67	12.44	11.46	9.75
第四十類	香 料	非	26.52	27.20	27.43	27.70	25.08	23.37
		協	14.26	15.50	16.17	16.80	15.35	13.64
第四十一類	鏡用ガラス	非	17.30	17.71	17.64	17.72	16.84	13.92
		協	8.78	9.58	10.02	10.66	10.09	7.83
第四十二類	板ガラス	非	4.01	5.23	5.89	6.43	6.24	5.06
		協	2.25	3.91	4.66	5.26	5.15	4.09
第四十三類	(イ)裝飾なき板ガラス	非	1.20	2.45	3.35	1.00	1.65	1.55
		協	2.85	1.50	0.34	0.14	0.54	0.64
	(ロ)其の他のガラス	非	15.52	16.00	16.00	16.17	14.46	12.66
		協	5.25	6.25	6.92	7.56	6.39	5.43
第四十四類	カット・ガラス器具類	非	17.16	17.57	12.99	14.10	14.77	13.79
		協	8.64	7.44	6.86	8.01	8.68	7.70
第四十五類	紙 類	非	3.55	4.69	5.22	5.66	4.27	4.52
		協	3.55	4.69	5.22	5.66	4.27	4.52

第十八類	砂糖及砂糖製品	非	10.17	11.46	12.24	12.96	12.81	12.14
		協	2.56	3.99	5.03	5.93	6.44	5.24
第十九類	葡萄酒類	非	24.52	25.10	25.29	25.50	24.83	22.03
		協	9.32	10.37	11.18	11.82	11.76	9.40
第二十類	和酒類	非	24.58	25.16	25.32	25.53	24.85	22.06
		協	9.38	10.43	11.21	11.85	11.78	9.49
第二十一類	罐詰類(魚肉、蟹、果實、野菜)	非	2.89	4.00	4.64	5.19	3.92	4.18
		協	2.89	4.00	4.64	5.19	3.92	4.18
第二十二類	醫療器具、光學器械並に其の部分品	非	24.08	24.92	25.17	25.52	23.13	21.43
		協	9.50	10.79	11.67	12.44	11.46	9.75
第二十三類	理化學用器械並に其の部分品	非	24.08	24.92	25.17	25.52	23.13	21.43
		協	9.50	10.79	11.67	12.44	11.46	9.75
第二十四類	電氣器械器具並に其の部分品	非	24.14	24.98	25.23	25.58	23.17	21.49
		協	9.50	10.85	11.73	12.50	11.50	8.14
第二十五類	電氣用碍子	非	17.88	18.32	13.57	14.63	15.19	14.23
		協	9.36	9.09	7.48	8.54	9.10	8.14
第二十六類	鐵及銅及び其の製品	非	39.46	39.73	39.25	39.08	35.19	35.45
		協	39.46	39.73	39.25	39.08	35.19	35.45
第二十七類	鐵及銅製機械及部分品 (イ)工業用機械類	非	1.02	2.16	2.67	3.12	2.79	2.59
		協	1.02	2.16	2.67	3.12	2.79	2.59
	(ロ)其の他の機械類	非	17.50	18.64	19.76	20.82	21.35	21.60
		協	17.50	18.64	19.76	20.82	21.35	21.60
第二十八類	文房具(ペン及紙類を除く)	非	7.03	8.09	5.52	6.68	7.33	6.85
		協	1.93	3.16	2.06	3.24	3.83	3.40
第二十九類	蓄音器並に同部分品及レコード類	非	17.16	17.67	17.53	14.10	14.77	13.79
		協	8.64	9.44	9.91	8.01	8.68	7.70
第三十類	時計及同部分品	非	24.08	24.91	35.17	25.32	23.13	21.43
		協	9.50	10.79	11.07	12.44	11.46	9.75
第三十一類	アニリン染料及タタール染料	非	28.11	28.53	28.48	28.55	27.67	24.00
		協	13.52	14.41	14.97	15.47	15.21	12.34

第五十九類	ゴム製品	非	17.22	17.63	17.59	17.66	16.77	13.85
		協	7.00	7.87	8.45	8.95	8.68	6.54
第六十類	毛皮並に其の製品	非	26.28	27.03	22.61	23.95	24.84	23.13
		協	14.12	15.26	12.88	14.23	15.11	13.40
第六十一類	革 (イ)手袋エナメル革モロツコ革	非	12.97	13.98	14.38	14.75	12.95	12.21
		協	9.18	10.29	10.88	11.39	10.02	9.29
	(ロ)靴底用革	非	13.03	14.04	14.44	14.81	12.99	12.27
		協	9.24	10.35	9.94	11.45	10.06	9.35
第六十二類	革製品	非	13.09	14.10	14.50	14.87	13.07	12.33
		協	9.30	10.41	11.00	11.51	10.14	9.41
第六十三類	獣毛並に剛毛 (イ)馬尾毛・鬣毛・精製剛毛	非	15.58	16.06	16.11	12.99	13.64	12.68
		協	5.35	6.31	6.99	5.69	6.34	5.38
	(ロ)其の他の獣毛	非	21.91	20.70	22.14	23.30	23.95	22.24
		協	11.33	9.03	10.47	11.63	12.27	10.56
第六十四類	寒 天	非	3.18	4.87	2.96	4.11	4.78	4.53
		協	1.13	2.39	1.50	2.65	3.32	3.07
第六十五類	乾魚燻魚鹽魚 (燻鮭を除く)	非	0.99	2.13	2.68	3.13	2.83	2.01
		協	0.99	2.13	2.68	3.13	2.83	2.01
第六十六類	燻製鮭	非	27.69	28.22	28.19	28.33	27.37	24.51
		協	12.50	13.47	14.07	14.55	14.14	11.68
第六十七類	魚油及鯨油	非	5.89	7.04	7.55	8.00	7.72	6.88
		協	5.89	7.04	7.55	8.00	7.72	6.88
第六十八類	家畜脂肪	非	5.94	7.09	9.60	8.05	7.76	6.92
		協	5.94	7.09	9.60	8.05	7.76	6.92
第六十九類	薄 荷	非	26.26	26.31	25.65	20.60	21.17	21.41
		協	26.26	26.31	25.65	20.60	21.17	21.41
第七十類	鐵及銅手道具	非	1.03	2.17	2.67	3.12	2.61	2.60
		協	1.03	2.17	2.67	3.12	2.61	2.60
第七十一類	リノリウム	非	26.30	26.84	22.95	23.55	24.12	22.46
		協	11.72	12.71	10.82	11.88	12.45	10.76

第四十六類	寫真用紙類	非	20.57	20.79	20.59	16.54	17.20	16.23
		協	15.45	15.95	16.00	12.88	13.55	12.55
第四十七類	(イ)書籍類	非	1.89	3.10	3.75	4.30	3.20	3.07
		協	0.22	1.50	3.28	2.91	2.10	1.97
	(ロ)謄寫本類	非	9.73	10.76	7.77	883	9.38	8.90
		協	6.68	7.80	8.28	5.93	6.68	5.99
第四十八類	陶磁器	非	17.74	18.18	13.52	14.57	15.12	14.16
		協	9.22	10.05	7.43	8.48	9.03	8.07
第四十九類	玩具類	非	16.38	17.02	17.07	13.75	14.51	13.55
		協	7.86	8.89	9.46	7.66	8.42	7.46
第五十類	竹製品	非	12.00	12.88	13.09	10.41	11.08	11.32
		協	12.00	12.88	13.09	10.41	11.08	11.32
第五十一類	眞田・經木・麥稈各製品	非	11.16	12.24	8.75	10.00	10.78	11.02
		協	8.09	9.32	6.55	7.80	8.58	8.10
第五十二類	銀器及銀製品	非	15.61	17.35	16.51	16.78	16.12	9.18
		協	7.09	9.22	8.89	9.72	9.37	7.09
第五十三類	漆器(イ)木製品	非	7.39	9.71	9.31	7.39	8.27	7.79
		協	4.33	6.75	6.55	5.22	6.10	5.61
	(ロ)紙製品	非	31.40	32.94	31.93	32.04	31.14	28.20
		協	24.07	25.92	25.16	25.51	24.95	22.19
第五十四類	日傘並に洋傘同部分品	非	24.79	25.53	25.68	25.93	23.44	21.74
		協	10.21	11.40	12.18	12.85	11.77	10.06
第五十五類	漁具及漁網具	非	2.58	3.84	4.58	5.17	4.27	4.03
		協	1.51	0.11	0.88	1.97	0.74	1.11
第五十六類	釣具並に部分品	非	6.94	7.96	5.41	6.56	7.23	6.75
		協	1.80	3.03	1.97	3.12	3.79	3.00
第五十七類	麻繩類	非	5.78	7.13	6.65	8.09	6.70	6.95
		協	5.78	7.13	6.65	8.09	6.70	6.95
第五十八類	ゴ ム	非	16.21	16.92	16.65	16.70	15.82	13.03
		協	5.96	6.97	7.51	8.00	7.73	5.73

第七十二類	亞麻仁油及麻實油	非	3.44	4.38	5.09	5.54	4.17	4.43
		協	3.44	4.38	5.09	5.54	4.17	4.43
第七十三類	樟腦	非	19.44	19.81	19.56	15.73	16.30	15.32
		協	10.92	11.88	11.94	9.64	10.21	9.23
第七十四類	寫眞機及ラジオ器具(フィルムを除く)	非	28.07	28.49	28.49	28.52	25.69	23.98
		協	15.91	16.72	17.19	17.62	15.96	14.25
第七十五類	映畫用フィルム	非	6.13	7.48	5.08	6.43	7.31	6.83
		協	2.05	3.54	4.47	3.52	4.40	3.91
第七十六類	銅製レコード原盤	非	18.86	19.20	19.05	19.05	18.08	15.01
		協	10.34	11.07	11.43	11.79	11.74	8.92
第七十七類	乾芋	非	26.21	26.75	22.43	23.48	24.05	22.35
		協	11.63	12.62	10.76	11.81	12.38	10.67
第七十八類	ゴム底布製靴	非	15.61	16.35	16.51	16.78	14.16	13.18
		協	5.39	6.59	7.37	8.07	6.85	5.87
第七十九類	花蕈及野草蕈	非	6.06	7.35	4.90	6.15	6.93	6.45
		協	0.95	2.43	1.46	2.71	3.49	3.00
第八十類	獸腸類	非	3.35	4.49	5.03	5.74	4.10	4.34
		協	3.35	4.49	5.03	5.74	4.10	4.34
第八十一類	コルク類	非	23.08	23.66	19.86	21.01	21.68	19.97
		協	8.50	9.54	8.18	9.33	10.00	8.30
第八十二類	陶土	非	2.05	2.82	3.20	3.29	1.95	2.76
		協	2.05	2.82	3.20	3.29	1.95	2.76
第八十三類	獵銃類	非	23.85	24.68	24.93	25.28	24.73	21.19
		協	9.26	10.55	11.43	12.20	12.26	5.51
第八十四類	乾製牛馬皮革	非	3.76	4.98	3.47	4.52	5.09	4.81
		協	1.71	3.00	2.01	3.08	3.63	3.38
第八十五類	自動車並に同部分品	非	0.78	1.92	2.46	2.90	2.61	2.40
		協	0.78	1.92	2.46	2.90	2.61	2.40

一 表中非印はソ聯との非通商協定國の原産貨物に對する運賃率
 二 協印はソ聯と通商協定締結をせる國の原産貨物に對する運賃率を示す

日ソ間郵便協定

通常郵便物

日ソ兩國間にて交換せる通常郵便物は一九二四年、瑞典ストックホルムに於て締結され、一九二五年十月一日より實施の萬國郵便條約及同價格表記書狀箱物に關する約定により取扱はる。
 郵便送達徑路は左記三線路による。(但しソ聯側は滿鮮經由線を利用せず殆ど浦鹽敦賀線による)

(A) 鮮滿經由線—下關、釜山、ハルビン、滿洲里經由に依る鐵道便にしてチタ以西のソ聯邦宛通常郵便物の全部を送達し一週三回の差立をなす。
 (B) 浦鹽線—此の線路は敦賀浦鹽間年三回の差立をなし極東ロシアたる沿海

洲アムール州宛の郵便物を送達す。

(C) サガレン及カムチャツカ線—夏期中函館又は小樽發の船便による。及冬期中サガレン發着の郵便物は我樺太廳郵便局國境半田澤局とサガレンソ聯邦郵便局國境オノール局との間に開設せる陸送便による。

日ソ間小包郵便物交換に關する約定

日本國皇帝陛下及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會は兩國間の友誼的經濟的關係の確立進展に協力せんとの希望に促され此等の國より發し又は其の領域を通過する小包郵便物の交換に關する約定を締結することに決し之が爲左の如く其の全權委員を任命したり。
 日本國皇帝陛下

「ソヴェート」社會主義共和國聯邦駐劄特命全權大使 廣田 弘毅
 「ソヴェート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會

人民委員代理、中央執行委員會委員

レフ・ミハイロヴィチ・カラハン
 右全權委員は互に其の全權委任狀を示し之が良好妥當なることを認めたる後左の如く協定したり。

第一條 日本帝國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間に小包郵便物の當時交換を開設す

本約定の規定は兩國間に直接に交換する小包郵便物のみならず締約國郵政廳間に特に協定する場合を除くの外左記第二條に従ひ開囊にて繰越す小包郵便物にも一般に適用せられるべし

二、締約國は又其の一方の業務に他方の業務より開囊にて交付する第三國宛小包郵便物の自國業務に於ける海路のみ傳遞を爲すことを約す該小包に關する重量の制限、料金、責任等は締約國郵政廳間に協定する條件に従ふ

第二條 締約國の一方は他方に對し自國領域を通過する小包郵便物即ち日本帝國に在りては自國が夫々小包郵便物の交換を開設したる國に宛て又は之より

發するもの、「ソヴェート」社會主義共和國聯邦に在りては自國が夫々小包郵便物の交換に關する協定を締結したる政府の國に宛て又は之より發するもの陸路、海路及航空路に依る繼越の自由を保障す

第三條 一、兩國間に交換する小包郵便物は重量五キログラム、長さ一メートル二十五センチメートル及容積二百六立方デシメートルを超ゆることを得ず

二、前項に掲ぐる小包郵便物は千「フラン」に適する迄之を價格表記と爲すことを得

三、締約國郵政廳は本條第一項及第二項に規定する小包郵便物の尺寸及容積の制限並に表記價格の制限を協定に依り變更する權能を有す

四、課金別納小包郵便物は締約國郵政廳が特に之に關し協定したる場合を除くの外之を許さず

五、小包郵便物の協定方法及本協定に抵触せざる限の制限に依り輸入が禁止せ

られ又は輸入に條件が附せられたる物品の處分方法は義務的に締約國の内國規則に従ふ

第四條 一、各締約國は場合に依り第三國が締約國と交換する小包郵便物に一層大なる制限を適用せざる限り直接交換小包郵便物に關し前條に協定する條件に適合する小包郵便物のみを第二條に従ひ自國領域を経て繼越す爲引受くることを要す

二、各締約國は輸送の状態及車輛又は船舶の搭載力に従ひ他方の締約國が繼越の爲自國に交付し得る小包郵便物の最大數を定むる權能を有す

第五條 締約國は郵政廳の一が必要と認むるときは一又は他の方面に於ける小包郵便物の交換を全部又は一部一時停止する權利を其の郵政廳に留保す該措置を執る郵政廳は直に他の郵政廳に之を通知することを要す該措置を急速に執る場合には關係郵政廳は直に電信を以て其の旨通知を受くるものとす

第六條 一、締約國間に交換し且陸路に

依り遞送する小包郵便物の郵便料は左の如く之を計算す

日本帝國「ソヴェート」社會主義共和國聯邦の取分 義共和國聯邦の取分 日本帝國に宛て又は之より發する小包郵便物にして「ソヴェート」社會主義共和國「ヨーロッパ」地域又は「アジア」地域の何れかに依り遞送するものに付て 一キログラム迄 〇・五五 二一キログラムを超え五キログラム迄 〇・七五

日本帝國に宛て又は之より發する小包郵便物にして「ソヴェート」社會主義共和國「ヨーロッパ」地域及「アジア」地域の雙方に依り遞送するものに付ては 一キログラム迄 〇・五五 四一キログラムを超え五キログラム迄 〇・七五

二、小包郵便物の陸路繼越に對する郵便料は左の如く之を計算す

(イ)「ソヴェート」社會主義共和國聯邦に於てはソヴェート社會主義共和國聯邦のヨーロッパ地域又はアジア地域の何れかに依る遞送に付ては重

量五キログラム迄の小包郵便物一箇に付四「フラン」、「ヨーロッパ」地域及「アジア」地域の雙方に依る遞送並に「シベリア」及「トルキスタン」の鐵道に依る連續遞送に付ては重量五キログラム迄の小包郵便物一箇に付八「フラン」

(ロ) 日本帝國に於ては重量一キログラム迄の小包郵便物一箇に付〇・五「フラン」、一キログラムヲ超エ五キログラム迄ノ小包郵便物一箇ニ付〇・七五「フラン」

三、兩國間の海路遞送に付ては重量五キログラムを超えざる小包郵便物一箇に付最高〇・五〇「フラン」の料金を徴收す

四、日本郵政廳、朝鮮郵政廳又は其の他の日本屬地郵政廳の何れかの業務より發し又は之に宛つる小包郵便物にして此等郵政廳の何れかの業務を経由するものに付ては各媒介業務は尙媒介遞送の名義にて第一項に規定する陸路遞送料に相當する額及場合に依り〇・五〇

「フラン」の海路遞送料を徴收することを得價格表記料に關しても亦各媒介業務は陸路遞送及場合に依り海路遞送に付夫々價格表記料を徴收することを得

第七條 締約國郵政廳は航空路に依り小包郵便物を遞送する爲航空増料金其の他の條件を協定することを得

第八條 繼越、再發送又は返送の小包郵便物の毀損状態に因り再包装を爲すに非ざれば爾後の發送不能なるときは再包装を爲したる郵政廳は最高〇・五〇「フラン」の一定料金を名宛人又は差出人より徴收することを得

第九條 一、締約國間の普通及價格表記の小包郵便物の交換並に場合に依り其の領域に依る該小包郵便物の繼越は本協定の條款に抵触せざる限り萬國郵便聯合の小包郵便物に關する協定及該協定の最終議定書の規定に従ひ之を行ふ 二、各締約國は其の内國規則に従ひ直接交換又は繼越の小包郵便物の包有品に關する制限を設くる權能を有す各締約國は該制限を他方の締約國に適當の時

期に通知することを要す繼越に關する制限に付ては締約國は尙萬國郵便聯合總理局の媒介に依り關係國に之を通知す

三、締約國郵政廳は本協定の施行に必要な細目手續を協定することを得協定なき事項は萬國郵便聯合の小包郵便物に關する協定の施行規則の規定に従ふ 第十條 本協定の規定に於て貨幣單位として採用する「フラン」は重量三十一分の十グラムにして品位千分の九百なる百「サンチム」の金「フラン」とす 第十一條 本協定は批准せらるべく且其の批准書は成るべく速に東京に於て交換せらるべし

本協定は其の批准書の交換後一月にして實施せらるべく協定に依り廢止せらる迄其の效力を有すべし但し締約國の何れか一方が三月前に他方に爲す豫告に表明する希望に依り之を廢棄することを得

右證據として各全權委員は佛蘭西語の本約定二通に署名調印したり

昭和六年十一月二十三日即ち千九百三十一年十一月二十三日「モスコ」に於て之を作成す

廣田 弘毅(印)
エル・カラハン(印)

天佑を保有し萬世一系の帝祚を踐める日本國皇帝(御名)此の書を見る有衆に宣示す

朕昭和六年十一月二十三日帝國全權委員が「ソヴェート」社會主義共和國聯邦全權委員と共に署名調印したる日本國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間小包郵便物交換に關する協定を閱覽點檢し之を嘉納批准す

神武天皇即位紀元二千五百九十二年昭和七年六月六日東京宮城に於て親ら名を署し璽を鈐せしむ

日本帝國及「ソヴェート」

社會主義共和國聯邦間小

包郵便物交換約定施行規

則

(昭和七年八月四日)
告示第千四百七十六號

昭和七年八月條約第六號日本帝國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間小包郵便物交換に關する協定の施行規則左の如し

日本帝國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間小包郵便物交換に關する協定の施行規則

下に署名する者は昭和六年十一月二十三日即ち千九百三十一年十一月二十三日日本帝國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間に締結したる小包郵便物交換に關する協定第九條に依り左の如く協定したる

一、當分の内小包郵便物の交換局は日本帝國に在りては敦賀、小樽、函館、豊原又「ソヴェート」社會主義共和國聯邦に在りては「ウラジオストツク」、「オハ」、「アレクサンドロフスク」、「サガレン」、「ペトロパウロフスク」、「カムチアツカ」とす

二、當分の内小包郵便物の遞送は直接交換に在りては敦賀、小樽、函館、豊原又「ソヴェート」社會主義共和國聯邦に在りては「ウラジオストツク」、「オハ」、「アレクサンドロフスク」、「サガレン」、「ペトロパウロフスク」、「カムチアツカ」とす

三、其の受領の日より起算し一月の期間内に之を審査の上返送することを要す

四、右計算書の差額は貸越國の首府に在る銀行の媒介に依り同國の貨幣にて又貸越郵政廳の請求あるときは貸越郵政廳及借越郵政廳間に協議の上他國の貨幣にて貸越郵政廳に之を支拂ふ

五、支拂に附隨する費用は借越郵政廳に於て之を負擔す

六、右計算書の差額は貸越國の首府に在る銀行の媒介に依り同國の貨幣にて又貸越郵政廳の請求あるときは貸越郵政廳及借越郵政廳間に協議の上他國の貨幣にて貸越郵政廳に之を支拂ふ

七、直接交換又は繼越の小包郵便物に關する計算書は萬國郵便聯合の小包郵便物に關する協定の施行規則の規定に従ひ毎月之を作成す

八、本規則は小包郵便物交換に關する協定實施の日より之を施行すべし

於ても露出の儘(行囊に納めず小包毎に)之を行ふべし繼越小包郵便物に關する各書類の遞送も亦露出の儘にて之を行ふべし

三

小包郵便物には同一に作成したる送付書二通を添附す其の一通は小包郵便物を受領したる吏員の署名を受け小包郵便物を交付したる吏員之を保存し他の一通は小包郵便物を受領したる吏員之を保存す右送付書には露出の儘にて遞送する小包郵便物を一括記入し之に關係小包目録の番號を附記す

交換局に於て作成したる小包目録は送付書と共に之を受領吏員に交付することを要す

小包郵便物受領の爲出頭せる吏員は交付すべき小包郵便物なきときは正當に日附印を押捺し且署名したる無記入の送付書を交付することを要す

四

包有品に接觸し得る程度に包裝破損したる爲小包郵便物を受領すること能はざる

本規則は締約國郵政廳間の協定に依り之を改竄するに非ざれば右協定と同一の存續期間を有すべし
昭和六年十一月二十三日即ち千九百三十一年十一月二十三日「モスコ」に於て本書二通を作成し之に署名す
日本帝國郵政廳の爲に
大使館參事館 天 羽 英 二
「ソヴェート」社會主義共和國聯邦郵政廳の爲に
エー、ヒルシフルド

○外郵第一三二五號

(昭和七年八月二十日)

日「ソ」間小包協定實施方 日本帝國及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦間小包郵便物交換に關する協定は本月二十三日より實施せらるることとなり外國郵便規則、外國郵便取扱規程等中相當改正相成候處其の要點左記の通に有之候條注意相成度
一、「ソ聯邦」小包は重量制限五キログラム迄、長の制限一メートル二五及容積

ときは吏員は送付書二通に小包郵便物を受領せざることに關し必要の註記を爲すことを要す該註記には受領せざることを事由を記載し受領吏員及小包郵便物を交付する吏員に於て署名することを要す

五

通則として小包郵便物に對する料金は送狀に貼附する郵便切手に依り之を徴收す但し各締約國郵政廳は事情已むを得ざるときは通貨に依る支拂を定むる權利を留保す

六

締約國郵政廳は送狀の通知券に通信文を記載することを許さざる權能を有す

七

一、直接交換又は繼越の小包郵便物に關する計算書は萬國郵便聯合の小包郵便物に關する協定の施行規則の規定に従ひ毎月之を作成す

二、計算書には關係書類を添附し其の關係する月の經過後成るべく一月中に且遅くとも六週中に之を他方の締約國の郵政廳に送付することを要す該計算書

の制限二百十六立方デシメートルにして千「フラン」迄之を價格表記と爲すことを得

二、「ソ聯邦」宛小包に付ては代金引換、課金別納及別配達の取扱を爲さず但し「ソ聯邦」媒介第三國宛小包に付ては此の限に在らず（關係告示参照）

三、「ソ聯邦」發本邦宛小包は之を別配達と爲すことを得

四、「ソ聯邦」宛小包に付ては其の送狀の通知券に當該小包に關する通信文を記載することを得

五、本邦に於て毀損小包の再包装を爲すも差出人又は名宛人より再包装の料金を徴せしむ

六、「ソ聯邦」小包は行囊に納めず露出の儘小包一箇毎に日「ソ」兩國業務間に手渡にて交換せらるるに付包装の状態に依りては名宛國に於て受領を拒絶せ

らることあるべきを以て特に包装を完全に爲すことを要す（包装方法に付ては聯合の小包協定の施行規則第六條及第七條の規定適用）

七、本邦發「ソ聯邦」小包を汽船の責任者と受授する場合には一箇毎に關係小包目録、送付書其の他の書類と對査することを要す

八、式紙類の使用其の他日「ソ」間小包協定及其の施行規則に特に規定なき事項に付ては聯合の小包協定の規定に依るものとす

日ソ小包郵便交換停止

日ソ間の小包郵便條約は昭和六年十一月二十三日モスクワで調印され、同七年七月二十三日から效力を發生、右交換取扱局として、日本側は、敦賀、小樽、函館、豊原の四局を指定、ソ聯邦側は浦鹽、オハ、亞港、ペトロの四局を扱局に指定圓滑に兩國間の小包郵便取扱は行はれてゐたが、昭和十三年に入り、ソ側は日滿當局が滿領内に不時着したソ聯邦飛行機

を不法抑留したと稱し、同年一月二十七日以降日本向及日本より差立の小包郵便の取扱ひを當分禁止するに決定、取扱中止理由として左の如く發表した。

日滿當局は一九三七年十二月十九日、方向を誤り滿洲國領に不時着せるソ聯邦郵便機及飛行士並同機に積載してゐたソ聯邦市民の多量の郵便物を長期間不法に抑留してゐるのでソ聯邦政府はこれにつき日本政府に度々申入れを行つたが今日に至るも遂に満足なる回答に接しない。以上の情勢に鑑みソ聯邦郵電人民委員部は日ソ郵便小包交換協定第五條に基き一九三八年一月二十七日以降日本向け及日本からの小包郵便は直接郵送たると通過郵送たるとを問はず、その取扱を當分一切中止する旨一九三八年一月二十六日付日本選信省に對し通告した但し一月二十八日以前他國からソ聯邦經由日本に發送された小包、並に取扱中止發令當時ソ聯邦領内に在る小包はそれら發送先に郵送される筈である。郵電人民委員部はソ聯邦と小包交換協定を有する各國選信省並にベルンの萬國郵便聯合事務局に對しこの旨通告した。

是に對し我が遞信當局は直に外務省と協議の上ソ側の不法行為に對し嚴重抗議を提出したがソ側は反省の色なく、西伯利鐵道により小包郵便の發着は一時中止の止むなきに立至つたのである。

而してソ側は不法にも、右通告期日たる昭和十三年一月二十七日の前日（二十六日）敦賀局差出の小包郵便は、同日出帆の「さいべりや丸」で積出され一月二十九日浦鹽に入港したが、同船積込のソ聯邦外シベリヤ經由歐洲各地向け小包郵便物八十三個通常郵便行囊三個の引取りにつき在浦鹽ソ聯邦當局は頑迷にも三十一日午前八時半同船の出帆時刻に至るも引取りに應ぜず通常郵便物行囊のみ漸く引取つた、なほ日本向け郵便物及小包は引取りを完了し、引取りを拒まれた郵便物はやむを得ず同船で敦賀に持ち歸り歐洲向小包は神戸より海路各々差向地宛發送するの止むなきに至つたのである。

日ソ通常郵便物交換成績

昭和十五年冬季に於ける樺太國境半

田澤における日ソ兩國間に交換せる通常郵便物は昭和十四年十二月十四日に始まり昭和十五年四月四日ソ聯邦側の通達に依り終了したがその發送及到着個數は左の通りである。

△發送	數量	重	量
日本側	六六	八四四キログラム	
ソ聯邦側	二〇	二二六八キログラム	

日ソ電信關係

日ソ電信聯絡の沿革

我國とソ聯邦との電信聯絡は明治三年丁抹大北電信會社が日本政府の特許を得長崎浦鹽間に海底電線一條が敷設せしに始まる其後明治十五年更に一條を増加したが、大正三年朝鮮浦鹽間の陸線聯絡及南北樺太間の陸線聯絡が設けられ、日露間の電信協定に一新紀元を劃した。ロシア革命により陸線聯絡は久しく停止されてゐたが、大正十四年三月一日より再開され、更に大正四年には落石無線電信局と勘察加ベトロパウロフスク間に無線電信聯絡が開設され、本邦の對外國定局無

線電信聯絡の嚆矢となつた。

電信聯絡の現況

現在の兩國間電報徑路は大體左の如くである。

- 一、朝鮮京城、浦鹽線
- 二、南樺太豊原、北樺太亞港線
- 三、長崎、浦鹽線
- 四、長崎、上海線
- 五、落石、ペトロパウロフスク間無線電信聯絡
- 六、大泊、亞港間無線電信聯絡

ソ聯邦戰時郵便電信取締強化

ソ聯通信人民委員部に於ては七月七日附を以て國外及び國內郵便並に電報の戰時取締規則を公布したが、其の内容は左の通りである。

- 一、國家に不利なる軍事、經濟及び政治上の情報に關する書面及電報を禁止す
- 二、郵便局は風景或は寫眞を附したる繪葉書、盲人用點字書面、クロツス・ワ

- 一ツ、將棋課題等の受附及び發送を禁止す
- 二、二重封筒の使用を禁止す
- 三、國外郵便發送は發送人自身郵便局へ出願し切手は郵便局が郵便物受付の際貼付す
- 四、書信はレター・ペーパー四頁を超過することを得ず

ソ聯邦發本邦宛郵便料金改正

萬國郵便條約による外國發本邦宛通常郵便物の料金中、ソヴィエト聯邦より本邦宛料金は三月十九日附我が逓信省告示をもつて左の如く改正された。

- 一、書 狀
- (イ)、最初の重量階段二〇グラム又は一オンス(二〇センチム相當額)
- 五〇哥
- (ロ)、追加の各階段二〇グラム又は一オンス毎(二二センチム相當額)
- 三〇哥
- 二、通常郵便葉書

- 一二センチム相當額、三〇哥
- 三、業務用書類、印刷物、商品見本單位五〇グラム又は二オンス毎(四センチム相當額) 一〇哥
- 四、盲人用點字印刷物 一キログラム毎(四センチム相當額) 五哥

シベリヤ經由郵便物復活

獨ソ開戦以來唯一の歐亞交通路たるシベリヤ經由路線が遮断され従つて歐洲諸國向け郵便物は南亞又は南米經由となつたが、之又傲岸ルーズヴェルト政策による日米國交の危機となつて、歐亞聯絡は杜絶状態となつた。然るに、和十六年十二月八日の大東亞戰勃發は遂に歐亞の交通を全面的に遮断してしまつたのであつて、日本との郵便交換をなし得る諸國は滿洲、支那、佛領印度支那、泰國、ソ聯邦の五地域となつたが、獨ソ戰線の冬期對陣とソ聯國內の整備回復によつて昭和十七年一月に至り、シベリヤ經由を以

て歐洲方面の一部諸國との間に郵便連絡が可能となつたので一月二十四日より再開した。送達可能國はトルコ、ブルガリヤ、イス、スペイン、ポルトガルの諸國である。

滿 洲 關 係

對ソ蒙外交概観

對ソ關係

滿洲國の對ソ外交は、ソ聯邦側の不法行為に對する抗議を以て終始すると言つても過言でない。殊にソ聯邦側の挑戰的行爲によつて惹起される滿ソ國境の衝突事件に至つては滿洲國側の紳士的解決方針に對しソ聯邦側は威歴的又は非紳士的態度を以て應酬し、滿洲國側が昭和十三年度に於て百五十八件の抗議を提出したのに對し、ソ聯邦側は僅かに五十一件の回答を寄せたにすぎず、残る百七件に對しては何等の回答をも寄せず一件の解決をも見るに至らなかつた。昭和十四年には長嶺子事件をはじめ二百三十三件といふ夥しい數字に上つて、兩國關係は悪化

の頂點に達した。これは滿洲國建國當初に比し、極東軍備の強化整備による結果と、昭和十二年のトハチエフスキー事件發生以來の國內肅正工作によるソ聯邦内の内紛事件を陰蔽せんとして、國民の注意を國外に向けんがため國境事件を繰返し、反日滿意識の煽動をなす結果に他ならぬのである。

乾岔子島事件

ソ聯邦は滿洲建國直後に於ては北滿鐵道に對する滿洲國の權利を承認しチタ及びブラゴエスチエンスクの兩領事館の開設を認むる等大いに友好的態度を示し、滿ソ兩國國交の將來極めて順調なるを思はしめたのであるが、極東軍備の完成するに及び漸次その態度を變じて滿洲國國境に對して壓迫を加へ、國境方面に於け

る衝突事件を頻發せしめ、昭和十二年六月末所謂乾岔子島事件を惹起し、日滿共同防衛の立場にある日滿軍のため完全に反撃され、滿洲國政府は即時ソ聯邦側に抗議して事件の不擴大のため即時必要なる措置と實行を嚴重要求すると共に滿洲國境河川に於ける日滿船舶の安全航行並に滿領島嶼と滿領江岸の連絡を確保するため、乾岔子島、金阿穆河島間及沙子溝口島附近に於て主航路を離れ滿洲國側の水面にソ聯邦艦艇の行動を見るときは、自衛上斷乎たる手段に訴ふるの己むなきに至るべきことを警告したにも拘らずソ聯邦出先官憲の不誠意極まる態度により事態は益々重大化せんとするに至つたが、駐ソ重光日本大使とソ聯邦外務人民委員リトヴィノフ氏との間に紛争惹起地方の原狀回復に關する協定成立し、ソ聯邦側は乾岔子島より撤退することに依り險惡を極めた事件はこゝに解決を見るに至つた。しかし本事件は從來の國境事件と異り、廣く世界列強の注目を惹き、然も一般輿論がソ聯邦側に極めて不利で

あつたのみか其の國內對立ヲ聯邦側の陋劣なる常套手段を暴露するに至つた。

張鼓峰事件

然るにソ聯邦側は昭和十二年七月七日支那事變勃發するや、支那に於ける日本軍の作戰部隊の行動を滿洲國境方面に於て牽制せんとして極東軍の兵力を増強し滿洲國に對して壓迫を加ふるため國境に於て挑戰的不法行爲を頻發せしめ、支那事變第二年度の昭和十三年七月、滿洲東南部國境琿春縣張鼓峰に於て日本軍牽制の所謂張鼓峰事件を計劃的に惹起し戰車飛行機械化大部隊を以て滿領並に日本領土を侵犯するに至つた。

即ち昭和十三年七月十一日ソ聯邦軍は琿春縣張鼓峰（長池西方）に不法侵入し同地後方に掩蔽部を設け、約三十名のソ聯邦兵をして交替作業によつて陣地を構築せしめ、更に長池南側斜面に幕舎十一個を準備して多數の兵を集結し、北鮮線の列車運行を威嚇し、また七月十五日には同地附近を巡察中の日本憲兵伊藤軍曹

松島伍長の兩名及部下に對して不法射撃をなし、不幸松島伍長は遂に射殺されるに至つた。仍て滿洲國政府は七月十四日外務局下村哈爾濱特派員をしてソ聯邦總領事代理を通じ、右ソ聯邦側の不法行爲に關し嚴重抗議し、その挑戰的行爲の即時是正を要求し、併せて斯る不法行爲を繰返さざる應急處置方を要求し、更に十八日右抗議に對するソ聯邦側の回答を求めたる所、ソ聯邦側は同地點が琿春界約及附屬地圖により明かにソ聯邦領であると主張し、従つてソ聯邦兵は何等不法行爲をなし居らざる旨述べたるを以て滿洲國側は琿春界約によるも同地點が滿領なることを主張し、ソ聯邦側の現狀を破壊せんとする挑戰的行爲を難詰したる後、滿洲國政府は本事件の急速且平和的解決を計るため重ねてソ聯邦兵不法占據前の原狀回復を要求し、併せてソ聯邦側がこれに應ぜざる場合に生ずべき最悪の事態に對する責任は凡てソ聯邦側にある旨を聲明し、若しソ聯邦側に於て右滿洲國側の要求を速かに容るゝに於ては滿洲國

側としても該地方の國境劃定に關し、折衝する用意ある旨を明にした。然るにソ聯邦側は滿洲國側の平和的處置を蹂躪し、七月二十九日張鼓峰附近の沙草峰に再び越境し、日滿軍に對し不法射撃を浴せかけ、遂に全面的衝突となり、二十九日、三十日に互り實力による國境確保の火蓋が切られソ聯邦兵を張鼓峰より撃退したが、ソ聯邦側は一日に至り、戰車、飛行機を以てする機械化大部隊を以て連日攻撃を繰返し、且つ多數の爆撃機は日滿兩國土深く越境して北鮮各地を爆撃したが日本軍のため反撃せられ、赤軍の無統制及び國內政治の紊亂を暴露して撃退された。

滿洲國政府は八月二日及び九日ソ聯邦側に對して日滿側の隱忍自重にも拘らずソ聯邦側が飽迄現在の如き挑戰的行爲を繰返す場合に於て招來せらるべき危険につき再び注意を喚起し、事件の平和的解決のためソ聯邦側の反省を求めると共に回答を要求した。また日本政府に於ても本事件を極度に憂慮し、重光駐ソ大使を

してソ聯邦外務當局と外交交渉を行はしめ事件の解決を圖つてゐたが八月十日に至り重光大使、リトヴィノフ外務人民委員の第三次會談に於て、該地方に於ける停戰協定が成立し、右實行に就いては現地に於て雙方軍代表者間に於て協議することになり、全世界の注視を集めた建國以來最初の大規模な國境紛争事件は解決を見るに至つた。右事件の解決は滿洲國側の公正なる態度と主張の勝利とも言ふべくソ聯邦側はその苛烈なる肅正工作による複雑多岐な國內事情のため戰意なきに拘らず日滿軍の張鼓峰奪還によるソ聯邦軍の面目上殊更に紛争解決遷延策をとる滿洲國側の時宜を得た停戰和平解決の提議に對し容易に應じなかつたのである。

然るに世界の輿論は漸次全面的に滿洲國側の公正なる態度を支持し殊にソ聯邦側と同盟關係にある佛蘭西に於ても、ソ聯邦側の態度を非難するに傾いたのでソ聯邦側は國內的にも國際的にも全く窮地に陥り、日滿兩國の停戰提議を受諾する

に至つたものである。ソ聯邦側は張鼓峰事件停戰後肅清の手を極東軍に伸ばし、ブリュッヘル元師を被免して極東、特別軍の改編を行ひ二軍團制となし赤軍の黨化を圖ると共に極東軍備を擴充し更に滿洲國々境壓迫の方策をとり國境方面に於て不法行爲を繰返しつゝあつた。

昭和十三年度に於けるソ聯邦側の不法越境射撃拉致暴行事件は百三十三件、領空侵犯二十七件、河川航行妨害不法測量三件、國境界標破壞一件、その他二件、合計百六十六件の多數に上つてゐるが、昭和十四年度に入り斯の如きソ聯邦側の不法行爲は更に増加の傾向を示した。

更に昭和十三年度に於ける對ソ外交に於て特に成功と觀られるものは、多年懸案となつてゐた在ソ滿洲國領事館壓迫問題を解決點にまで導き、昭和十四年一月に兩國傳書使の入國許可を相互に承認したことであるが本問題も未だソ聯邦側の不誠意な態度により圓滿解決を見るに至らなかつた。

對外蒙關係

滿洲國政府は外蒙共和國が蜿蜒七百餘軒の國境線を以て滿洲國と相接し、且つ兩國民は同種族的關係にあるに拘らず未だ正式國交の開始を見ず、國境線に幾多不明確の個所がありこれがため昭和十年一月二十四日所謂哈爾哈廟事件の發生を見るに至つたので同年六月一日代表を滿洲里に派遣し外蒙代表と會商せしめ、事件處理と兩國間の正常なる國交の樹立及び兩國外交代表機關の常駐交換を提議せしめた。

然るに同月二十三日、不幸ハイラストンゴール事件の發生を見て右會商を中止し、越えて同年十月二日再び兩國代表會合して國境事件の處理及び外交代表交換並びに國境紛争處理委員會設置等に關し討議を開始したが、外蒙側の頑迷なる鎖國的態度により遂に同會商は同年十一月二十五日決裂の已むなきに至つた。而して外蒙側は會議決裂後國境方面に於て挑戰的不法行爲を繰返し滿洲國側の憤激を

かつてわたが、昭和十一年二月二十九日
國境紛争の真相調査と國境事件防止の混
合委員會設置を提議し來つたので滿洲國
側もこれに同意し、こゝに三度滿洲里に
代表を派し會商せしめたが、同年九月十
三日外蒙主席代表が病氣を理由に引揚げ
會議は中絶の已むなきに至つた。その後
兩國間の關係は何等進展を見ずその後ソ
聯邦政府の牽制により滿洲との善隣關係
設定を拒否してゐたものである。次に

昭和十四年五月より九月に至るノモン
ハン事件である。特にノモンハン事件に
於けるソ聯邦側の不法侵犯行為は、爾後
に於けるソ聯の波蘭芬蘭等に於ける侵略
戦争に鑑み、日滿兩國國民は勿論世界各國
に深甚なる關心を抱かしめたものであ
る。ソ聯邦のかゝる不法行為は日滿兩軍
の嚴然たる防衛陣と果敢なる反撃に遇つ
てその都度粉碎せられたが、今日と雖も
ソ聯邦極東軍の増強と不法行為は尙ほ熄
まず、北邊外防の重要性は益々加つてゐ
る、滿洲國建國直後ソ聯邦政府は、北滿
鐵道を滿洲國に讓渡すると共にチタ及び

ブラゴエスチエンス兩市に滿洲國領事
館の設置を認め、事實上滿洲國との國交
を開始し、我方に友好的態度を示したが
其後極東軍備の完成と共に漸次その態度
を變じて滿洲國北境を窺ふやうになつ
た。而も支那事變後に於けるソ聯邦の國
境侵犯は愈々その度を増し、支那に於て
蔣政權を援助すると共に對日滿側面作戦
を採り、張鼓峰事件、ノモンハン事件に
關する國境確定委員會は、昭和十四年一
月七日より哈爾濱に於て開催されたが、
兩者間の意見一致を見ず遂に一月三十日
に至て會議を閉鎖した。一方同紛争處理
と併合してモスクワに於て行はれつゝあ
つた東郷モロトフ會談では、昭和十四年
十二月三十日に至り日ソ漁業暫定條約の
調印と共に滿ソ間多年の懸案であつた北
鐵代償最終賦金六百萬圓の支拂に關
する協定成立し、同時に滿ソ國境劃定並
びに紛争防止及び處理委員會設定の諒解
が成立したが、同委員會問題は未だ具體
的細目折衝までに運ばず、今日行惱みの
状態にある。

東郷モロトフ協定に基き滿蒙國境確定
會議は昭和十四年八月三日から同月二十
四日まで三週間にわたりソ領知多市に於
て開かれた。滿洲國側代表外務局政務局
長下村信貞氏、外蒙側代表ドルヂエ中
將、スミルノフ赤軍參謀長大佐との間に
協定を遂げ現地確定に着手した。

滿ソ國境問題 河川國境問題

約四千三百キロにわたる滿ソ、滿蒙國
境線は慣性痙攣症にかゝつてゐる。滿洲
事變以來のソ聯邦の國境武裝は同線のマ
ジノ・ライン化してをり、極東軍の對日
武裝は異常に強化され、同軍が獨立して
日本と戦へるとの自信を放送し、日ソ對
立は依然として深刻である。これらが不
明確な國境問題に集中的に現れて來てゐ
る。國境に於ける紛争が恰も日滿ソ蒙關
係の磁場といはれるわけである。これが
更らに兩者對立を刺戟するのである。
滿ソ、滿蒙國境はウスリー、アムール、
アルグンの河川國境三千二百二十キロ、

陸地國境たる東部の六百三十二キロ、西
部の三百六十八キロ、滿蒙國境の七百餘
キロ計千七百餘キロ、これ等を加へた約
五千キロの長大な線で、これ等の國境線
に關しては左の十二の協定がある。

尼布楚條約(一六八九年八月二十七日
調印) 布拉條約(一七二七年八月) 阿巴
該圖條約(一七二七年十月) 愛輝條約(一
八五八年五月十六日) 天津條約(一八五
八年六月) 北京追加條約(一八六〇年十
一月十四日) 興凱湖界約(一八六一年六
月) 琿春界約(一八八六年五月) 露支協
定(一九二四年九月) 奉露協定(一九二
五年)。

だが、これ等の協定は明確を缺きかつ
これ等の協定による國境標識は永らくの
間に腐朽せるもの或は持ち去られたもの
の、勝手に移動せしめられたものなどが
ある上に、地形の變化等があつて國境線
は判然としないところが多い。

かゝる状態は東部、西部および滿蒙境
において甚だしい。日滿ソ蒙の對立感と
ソ聯邦の武裝強化によるソ聯邦の積極的

な態度はたえず國境紛争を惹起しその紛
争は前記三方面において激烈を極め、同
方面では屢々滿ソ滿蒙並びに日ソ正規兵
の衝突が行はれ「燃ゆる戦線」といふ感
じを世界に與へて來たのである。

然るにアムール等の河川國境において
は、陸地國境ほどの激烈な闘争が行はれ
ず、紛争の種類もやゝ趣を異にした。こ
れは河川國境は陸地よりは自然的な境界
がハッキリしてをつたからである。だ
が、河川において河のどこに境界があ
るか不明で、水路の問題、河川中干に
のぼるといふ夥しい島嶼の歸屬をめぐつ
て、異常痙攣はたえず續いてゐる。これ
が最近甚だしくなり、ソ聯邦の不法は同
方面の危機を深刻にして來た。これは六
月に入つて續發してゐる奇克特附近アム
ール河上の事件である。

大體河川國境における國境線は水路に
おかれてゐる。普通の河川なれば水路の
決定は左程の問題でないのであるが、ア
ムール等の滿ソ國境河川中には大小無數
の河中島が出來てをり、大なるものは周

圍十數里に亘るものがあり、これが日滿
ソ關係の緊張につれ國境武裝上に重大な
關係を持つてゐる。ソ聯邦のこれ等の島
に對するトーチカ裝備、飛行場の設定、
その他の軍事施設はアムール等の國境
河川を猫柳繁る沙島を、爆彈地帯にして
しまつてゐるのである。従つて水路の協
定は直接河中の島々の歸屬を決定する重
大な意味を持つてゐるわけで、滿ソ兩國
間に久しく水路の協定が行はれて來た
が、諸地點における水路に關する滿ソの
意見の懸隔その他の事情で本年初め終に
決裂、現在に至つてゐるのである。

滿ソ水路に關する意見の對立はハバロ
フスク前面のカサケウイツチ水道問題を
最大なものとしてポヤルコル水道、ビヒ
ハ、ケトウオ地方等の水道にわたり、
かつ河中の島々に對する對滿武裝問題を
めぐつてアムール、ウスリー合流點の島
等の問題があつた。前記争點となつた水
道は河流航行の状態からして現に航路と
して使用されて來たもので、當然水路と
して協定さるべき地點であるに拘らずソ

聯邦はカサケウイツ島（または黒島）等に對しすでに武裝せることおよび對滿戰略の要地として重大視し、横車を押しただのである。

かくて水路協定會議の決裂以來ソ聯邦の河川上の不法行為は再び激しくなり、惡質化して來て從來何等問題となつてゐなかつたスイチエフスキー、ノウオベトロフカ、オルロフ・コンスタンチノフカ等の各水路（奇克特西方愛輝東方）を閉鎖し當然滿洲國領と見做さるべきボリシヨイ島（長さ三里、幅半里）センチハ島、ボレンウイ島を占據多數の武裝兵を駐屯せしめ、アムール艦隊を附近一帯に配置し滿洲側を刺戟するに至つたのである。大體アムールの島嶼は沙洲の盛りあがつたものであるが、この水路については水路標識がある。ところどころ不明のものもないではないが、河川航行の指標として十分現存してゐるのである。この水路を決定してをり、航海は標識から標識を辿つて、或ひは滿洲側を或ひはソ領側を辿つて續けられてゐるのである。従つて

標識の示すところが水路といひ得られ島の歸屬もほゞ明瞭で、ところによつては滿洲側に島が多く、ソ聯邦側に少いところもあるわけである。

目下の問題の地帯は丁度同江附近から大黒河に向つてのばればエテカリノニコリスからはじまる山峽無島地帯をすぎ、平原多島地帯に入り、これを遙に黒河に近づいたところである。滿洲國側島雲を少しのぼつたあたりから、アムールは段々島數を増し奇克特をすぎたあたり同河第一の多島地帯になる。いづれも平坦な沙洲で美しい猫柳が叢生した島々である。このあたりは水路の關係上、ソ聯邦寄りの航行をなすやうになつてゐる。筆者がアムール上航の場合もさうであつた。これは地理的必然で、これまでソ聯邦も認めて來たのである。然るに今回急に從來と違ひかゝる所屬不明瞭な同方面の水道を閉鎖するに至つたのである。かくもソ聯邦側が悪質な行動をとるに至つた理由は色々考へられるが、停頓せる國境劃定折衝を自國に有利に導かんと

する意圖と極東軍の強化をモスクワに知らしめんとする苦悶の策もあり、同時に對滿示威とすることが出来る。而して國境劃定問題に對する工作としては同地帯に永久裝備をなし、諸水道を閉鎖し、これを常態化しておき將來國境劃定問題が起つたとき、既定事實としておかつんとする惡辣なやり方であるが、これより對滿示威、思ひあがれる極東軍の強化示威がより重大なる問題で、かゝるソ聯邦の態度は日滿側を刺戟せずにはおこさるべく、問題は再轉して同地をアムールの新しき爆彈地帯となして來てゐるのである。

また昭和十四年に惹起せるボイル湖附近の境界は以前單なる滿蒙の行政區劃に過ぎない曖昧なものであつたが、滿洲國及び外蒙の獨立に伴つて茲に確然たる國境の劃定を必要とするに至り、昭和十年（康德二年）滿蒙兩政府が國境査定會議を開けるも、外蒙側の不誠意により何らの結果も齎らし得なかつたところである。然し當時滿洲國側は各種の資料に基づ

き、ハルハ河の線を以つて國境とすべきことを主張し、以來事實上に於いてハルハ河以東は滿洲國領となつてゐたのである。

陸地國境問題

東 部 國 境

滿洲東部國境は、頻々として事件の起る地方で、通常最南國境地たる圖們江口土字牌より起り、興凱湖を越へて松阿察河、ウスリイ江に從ひ、黒龍江、ウスリイ兩江の合流點に至る部分を指し、東部陸境とは、土字牌より興凱湖西岸白稜河口の略字牌に至る間をいふ。而してこの東部陸境には文字界標九個、記號界標二十六個、合計三十五個の國境標を一八六一年及び一八八六年の露支兩度約定によつて設立したが、爾來五十有餘年、兩國は殆んど界標の補強工作をしなかつた結果、現在、定位置にあつて完全に存在するものは、その四分の一に過ぎない状態である。

而してこの東部陸境は、その距離六百

三十二杆あるから假令、界標三十五個悉く完全に原位置に在つても各界標間の平均距離は十八杆餘に及んでゐる。然るに實際、原位置にあるのは僅かに十界碑に過ぎないので、界標間の平均距離は三十六杆以上に及んで居り、しかもその間、通視不能なるに拘らず、界標間には何等の補助標識をもつて國境線を明確に計ることは困難である。かくの如き不明確極まる國境の現状を指して、國境は明確なりと強辯し、日本の提議にかゝる滿洲國境劃定を敢て拒否するソ聯邦の態度は、國境確定により過去數十年間における自己の不法占據せる支那領土を滿洲國側に返還しなくてはならないからである。

西 部 陸 境

西部陸境とは、滿洲里附近における阿巴該圖界約に據るタルバカンダホ第五十八號オボより起り、額爾克納河岸阿巴該圖第六十三號オボに至る間の陸地國境を指すので延長約三百六十八キロである。西部陸境は一七二七年のブラ條約、ホクト條約等によつて劃定せられたもので

あるが、爾後二百年間、界約の是正界標の補強工作を顧みなかつた爲め、露國は支那の無力と邊防の虚に乘じ、漸次、滿洲里西北方地區を侵略し、光緒末年には現在の所謂國境附近まで進出し來たので、中國は露國の南下防止及び國境紛争の根絶を目的とし、宣統二年齊々哈爾に於て協定を結んだ。しかしこの調印は、露國側に乘せられて爲したもので、支那側も該協定の有效性を否認し來つたものであるから、この一方的設定の國境線を滿洲國は絶対に容認しないのである。

滿蒙會議經過

哈爾哈事件善後措置を目的とする第一次滿蒙會議が昭和十年十一月末決裂後幾許もなくして滿蒙國境に於て幾多の不祥事件發生したるを以て昭和十一年春以來兩國間の友好關係の樹立と紛争處理及防止の爲國境紛争處理委員會並國境劃定委員會の設置等討議の爲、第二次滿蒙會議開催方に關し交渉を行つたが十年夏に至り意見の一致を見、昭和十一年十月十五

日に至り滿洲里に於て正式に開催を見るに至つた、而して本會議に於て滿側より烏爾金(首席代表)、額爾欽巴圖、矢野、菊竹の四代表、田中、萩尾、猪口、野並、飯盛、哈達、平福の七隨員外蒙側よりサンボー首席代表(サンボーは會議途中罹病の爲ダリジャツブ之に代る)始めイデムスルン、ロトオチルの三代表、ブルブトルジ、ロフステンテツブ、チミトドルジ、ジロムトの四隨員出席、同年十二月二十三日迄會商を重ねること二十一回に及んだが、結局兩國原案中國境劃定共同委員會設置方に付てのみ多少字句の修正をなしたるだけで終始議題順序問題、字句の修正解釋問題等に付き論議し、第二次會議を打ち切り、次回會議は昭和十二年一月二十五日再開することに決した。

然るに第二次滿蒙會議休止以來外蒙側は五回に亙り各方面に於て滿領に不法越境等の不法行爲を繰返し、之れが爲昭和十二年一月二十五日再開すべき第三次會議は延期し、同年五月二十七日に至り漸

く正式再開を見るに至つた、本會議に於ける滿側代表は烏爾金(首席)、矢野の二名、猪口、萩尾、野並、飯盛、岡本、札爾桑、葛禮普賽の七隨員にして外蒙側よりはサンボー(首席)、イデムスルム、ロムト、チミトドルジ、ロフスン、テンデブの五隨員出席、同年五月二十九日迄二回に亙り會商せられたるも外蒙側代表サンボーは國內事情の爲一時歸國することになつた爲、結局何等具體的進捗を見ず一時停止の已むなきに至り、同年八月三日に至り更に第四次會議を開催するに至れり、本會議に於ける滿側代表部は烏爾金(首席)、下村の二代表、猪口、萩尾、岡本、野並、札爾桑、飯盛の六隨員外蒙側は前回會議同様サンボーを首席としイデムスルム、ロトオチルの三代表、ブルブトルジ、デブグン、デルムト、チミトドルジの五隨員出席同年九月七日迄會商を重ねること前後十二回に及び、文字の修正及解釋問題に付論議を重ねること數回、結局前記共同委員會委員派遣方の

討議妥結を了し、次いで共同委員會開催期及場所に付討議したるも意見の一致を見ず、外蒙側は本國政府に請訓の爲代表部の歸國となり會議は再び停頓するに至つたものである。

外蒙の不法行爲

ソ聯邦の屬領と化した外蒙が、ノモンハン事件を起すに至るまでも、屢々不法行爲を犯したが、今昭和十年一月以降本年に至る四ヶ年間に於ける主なる紛争事件を調べ上げて見ると、その數實に百八回の多きに上つてゐる。越境拉致、越境攻撃、不法射撃、越境監視所の撤退要求、越境占據、飛行機による越境偵察等である。そのうち例のノモンハン附近に起つた不法行爲を挙げれば次の如し。

- 1、昭和十年六月二十三日、ホルステンゴール附近に於いて外蒙兵不法越境し、作業中の關東軍測量手及び露人一名、その他器材を拉致した。
- 2、昭和十年十一月六日、ソクトスムブル監視所々屬の外蒙兵二名不法越境し樹木伐採中を逮捕した際、外蒙部隊から射撃

を受けた。

- 3、昭和十三年十月四日、わか調査隊の一行二十四名ハルハ河外蒙國境の状況調査に赴き現地調査中、對岸外蒙側丘陵の外蒙騎兵五騎より射撃を受けた。
- 4、昭和十四年一月十二日、ノモンハン西南ドングルオボに外蒙兵が越境して来てノモンハン分駐所員之を撃退した。
- 5、昭和十四年一月十七日、東新巴旗ドングルオボに於いて旗民シャクドル(女)は越境外蒙兵に裸體にされ暴行された。
- 6、昭和十四年一月十九日、東新巴旗ノモンハンに外蒙兵十五名越境して来て同地警察分所員と交戦退却した。
- 7、昭和十四年一月二十二日、東新巴旗ノモンハンに外蒙兵越境して来てわが分駐所員は之と交戦退却した。二十三日、二十四日にも同様の小戦闘を繰返してゐる二十五日にはノモンハン前方十軒の地點に輕機を有する外蒙兵七名越境しわが分駐所襲撃を企てた。
- 一月二十八日には輕機一を有する外蒙兵三名ノモンハン分駐所北方六軒の地點に越境射撃の後退却した。二十九日にも同様輕機二を有する外蒙兵七名ノモンハン

前方一二軒から進撃して来たがわが方の反撃によつて逃走した。三十一日にはノモンハン分駐所西南約二〇軒(國境より滿領内四軒の地點)に於てわが國境巡察隊は外蒙監視兵十餘名と交戦之を撃退した。

- 8、昭和十四年二月二日、興安警備軍松本小隊はノモンハン西南方約二〇軒(滿領)に於いて外蒙騎兵八名を發見驅逐した。二月八日滿軍巡察隊はノモンハン分駐所國境附近に於いて外蒙兵四十名と遭遇交戦の後撃退した。二月十七日外蒙兵二名がノモンハン前方四軒の地點に現はれ、わが監視哨を射撃した後引揚げた。
- 9、昭和十四年三月十七日、ノモンハン西南約七軒の地點に外蒙兵約四〇名越境して来てわが警察隊に撃退された。

ノモンハン事件

昭和十二年六月三十日、黒龍江乾岔子島附近における日ソ兩軍の衝突事件は當時世界の話題に上つてゐた日ソ戦争に迄進展するものではないかとの危惧を抱かせたのであるが、この事件は日本の公正

なる要求に應じて、赤軍兵士の撤退により一先づ終了をつげたかに思はれたが、俄然再び昭和十四年五月四日外蒙ソ聯邦軍の滿洲國內への不法侵入に應ずる日滿軍の反撃に始まり、爾來五ヶ月の間、滿蒙國境ハルハ河附近のノモンハンに於て大激戦が展開されたのである。

最初この無名の一部落に於て、滿洲國軍と外蒙ソ聯邦軍との衝突事件が起つた折、時恰かも歐羅巴の勢が獨伊軍事同盟の成立を繞つて非常に緊迫を續けてゐた時であつたため、この事件は當時の大きな世界の舞臺からは、些々たる一小事件として目され、左程の注意もかけられなかつたのであるが、それが僅か二十日間のうちに、この一帯にソ聯邦の軍用機が飛來し、日に日にその數を増し、五月二十八日に至るや、ソ聯邦空軍百數十機が突如として滿洲國境内に飛び來り、我が邀撃に遭ふや、一瞬の裡に優秀と強大を誇るソ聯機の四十二臺もが撃墜され、その威容を誇りしソ聯邦空軍の實力が曝露され、世界の視聽を集めたのであつ

た。

事件の経過

五月四日以来の外蒙軍の不法越境は愈々積極的となり執拗なる襲撃を繰返すこと二十数回に及んだが、日滿兩國軍の果敢なる掃蕩戦により五月末日までには外蒙空陸軍は殲滅的打撃を受けて國境外に撃攘されたのである。然し乍ら戦敗の不利を挽回しに焦慮の結果再びノモンハンを中心とする地域に大軍を集結し、國境附近より徹兵せる日滿軍の隙を窺つて復々不法越境し、ノモンハン及ボイル湖附近に堅固な陣地を構築し、遂に挑戦態度を示すに至つたのである。

六月初旬稍少康を保つてゐた國境の状態は同月十五日頃より再び悪化し、外蒙赤軍は將軍廟及ノムトソリン附近に進出して滿洲國警備隊と交戦したのを口火として、再び空陸よりする不法襲撃が繰返されるに至つたので、滿洲國政府は確固たる決意を披歴し全國民の覺悟を促したのであつた。

然るに外蒙赤軍の不法なる侵略的意圖は依然として變ることなく反つて大軍の集中空軍の増強を斷行し連日不法行爲を敢て犯すに至つたのである。

關東軍火蓋を切る

外蒙赤軍の度重なる不法越境に對し隱忍自重し來つた關東軍は七月二日に至るや遂に従来の消極的防禦態度を一擲、敵を撃滅すべく同日拂曉を期してホロンバイルに進撃を命じ不法外蒙ソ聯軍撃滅の火蓋を切つて落したのである。

△關東軍司令部發表(七月十一日)

軍はハルハ河右岸に越境跳梁しありし外蒙ソ聯邦軍に對し、七月二日以来の攻撃により徹底的打撃を與へ、本十一日之を國境外に撃攘せり。

七月末迄の戦況

去る七月下旬に於けるわが軍正面の敵兵力は少くも兵員約三萬、戰車、裝甲自動車約六百輛、火炮約百五十門の多きに上つた。わが軍は七月二十三日頃以來猛

然攻勢に轉じてハルハ河畔附近の高地線迄進出し敵を壓迫した。

七月以來敵に與へた損害は、破壊又は燒却せる戰車及び裝甲車約五百輛、撲滅的打撃を與へたる敵火炮は約三十門、遺棄死體は約三千に及び、その他多數の鹵獲品を得た。

之に反しわが方の損害は戦死傷を合はせて約一千五百名であつた。

八月以降の戦況

ソ聯邦側は戦力の保持増進に努め歐露方面よりも引續き兵員資材の東送に狂奔しつゝあつたが、八月七、八日兩日に互り戰車を伴ふ五六百乃至一千の兵力を以て小規模の逆撃を企圖し、その撃退せられるや再び兵力を増加して二十日朝來大規模な攻勢に轉じて來た。即ち敵はバルシヤガル及びノロ高地正面に各々狙撃一個師團、右翼フイ高地方面に機甲約二個旅團、騎兵一師團、左翼ハン山方面に機甲約三個旅團、騎兵一師團を第一線に

別に後方に狙撃師團を配置して砲兵支援の下に攻撃し來つた。

わが軍は寡兵をもつて優勢なる敵に當り、彼等の戰鬪激烈を極めた。襲來する敵の戰車群の波に對しわが對戰車砲は砲身も裂けるばかりの猛射撃を浴せ、尙ほ進出せる戰車に對しては肉迫攻撃を敢行し文字通り死力を盡して奮戦した。ためにこの攻勢も九月に入つて漸く衰へ戦線は再び平靜を取り戻すに至つた。

この攻勢に於ける敵の參加兵力は兵員に於て約五萬、戰車、裝甲車約二百輛、飛行機約二百機等に及んだ模様である。

一方空中戦に於ては、敵空軍は引續き新鋭機の補充を續け、屢々越境挑戦し來つたが、わが精銳なる飛行隊のためにその都度撃破せられ戦勢の挽回は如何ともし難き状況にある。

孤軍奮戰敵の大攻撃を撃退せるわが部隊はノモンハン西側現陣地附近に於て態勢を整へつゝあると共に新鋭増加部隊が遂次戦線に進出しつゝあつた。

かくてソ聯邦軍の再三の反撃も一死以

て國境を護るわが將兵のために多大の打撃を受けて遂に其の目的を達することが出来なかつたのである。

今次の戦鬪は文字通りの激戦で敵に大打撃を與へたるは勿論であるが、わが軍亦山縣、森田、伊勢各部隊長以下相當の死傷を出したのである。

九月に入つてからはハンダガヤ方面で相當の戦鬪があつたが概して戦場は平靜であつた。

かくて九月中旬に入りわが兵力の集中も完了し近く攻撃を開始せんとしつゝあつたが、十六日に至り、日ソ外交交渉により停戦協定成立し、ノモンハン附近の戦鬪は全く中止せられるに至つた。

停戦協定成立

露都モスクワに於て東郷駐ソ大使とモロトフ外務人民委員との間に外交交渉を進めた結果、九月十五日停戦協定が成立、十六日大本營陸軍部からその旨を發表、同時に外務省情報部から協定内容に

關する共同コムニケと、これについでの情報部長談が發表された。

大本營陸軍部發表

(九月十六日午後一時)

ノモンハン方面のソ蒙軍は去る八月二十日に至り其の兵力を増加し、わが軍陣地の兩側面に對し攻撃を再興し來れり。よつてわが方も一部兵力を増加し激烈なる戦鬪を繼續せり。本戦鬪に於ては雙方孰れも相當の損害ありしが九月に入るに及び戦況遂次平靜に歸し、爾後外交交渉に入り、遂に本日停戦することに意見の一致を見るに至れり。

日滿ソ蒙衝突事件解決の

共同コムニケ

(外務省情報部發表)

最近日本大使東郷氏外務委員モロトフ氏間に行はれたる交渉の結果雙方即ち日滿洲及びソ蒙側は左記合意に到達せり。

一 日滿軍及びソ蒙軍は九月十六日午前二時(モスクワ時間)を期し一切

の軍事行動を停止す。
 二、日滿軍及びソ蒙軍は九月十五日午後一時(モスクワ)時間其の占め居る線に止まるものとす。
 三、現地に於ける雙方軍代表者は直ちに本合意(一)及び(二)の實行に着手す。
 四、雙方の捕虜及び屍體は交換せらるべく、右に付き現地に於ける雙方軍代表者は直ちに相互に協定し實行に着手す。

尙ほ東郷氏及びモロトフ氏間交渉に於て最近紛争ありたる地方の蒙古國民共和國及び滿洲國間國境を明確ならしむる目的を以てソ蒙側代表者二名及び日滿蒙代表者二名より成る委員會成るべく速かに組織せらるべしとの合意成立せり。同委員會は構成後直ちに其の事務に着手すべし。

日滿ソ蒙衝突事件解決の共同コンミニケに關する情報部長談

停戰協定後の経過

帝國政府は日ソ兩國間の諸懸案解決の爲め努力中の處日ソ兩國政府は滿蒙國境ノモンハン方面に於ける紛争の解決は兩國間に齟齬不快な空氣を除去し國交の正常化に資するものと認め、最近數回に互り駐ソ東郷大使とモロトフ外務人民委員と會談の結果九月十五日遂に彼我の間に停戰協定の成立を見るに至つた次第である。

側はジャムサロン首相代理を夫々代表として臨時滿蒙國境劃定委員會を開催することとなつた。同委員會は前半をチタに於て後半をハルビンに於て開催することとなつてゐる。第一回會合が同月二十九日と決定したので日滿側委員一行は同月下旬新京發チタに赴いた。尙日滿側代表及び輔佐員氏名は左の通りである。

(一) 委員

日本側委員 在ハルビン總領事 久保田 貫二郎
 滿洲側委員 外務局政務處長 龜山 一二

(二) 輔佐員

日本側 陸軍歩兵少佐 三品 隆 以
 陸軍工兵少佐 笹井 博 一
 在滿大使館外交官補 高野 藤 吉
 同 外務書記生 志 水 志 郎
 滿洲側 外務省調査處第一科長外務局

チタ會談開始

日滿蒙國交の上に重要意義を有するチタ會談はいよゝ十二月七日よりチタ市ソ蒙代表部に開かれた、是より先日滿側代表久保田、龜山兩委員以下隨員、輔佐員二十七名は十二月五日チタ市に到着、ソ蒙側代表一行も十一月二十八日モスクワ發十二月四日には我が代表部に一足先んじてチタ市に到着、それゝ代表部に於てられた宿舎に入つたが六日には我が久保田、龜山日滿側代表並にボグダーノフ、ジャムサロン兩ソ蒙代表間に交互に代表部を訪問、挨拶を交し双方共に萬端の準備も全く完了し、七日午前十一時より臨時滿蒙國境確定委員會が開かれた。

理事官 吉 津 清
 興安局調査科長興安局參事官 薩 嘎 拉 札 布
 治守部事務官 河 瀬 侍 郎
 外務局高等官試補 北 川 四 郎
 同 劉 猷 權
 外務局屬官 荻 野 義 人

滿蒙國境劃定委員會

△情報部コムミニケ
 ノモンハン事件の善後處置として去る十二月七日よりチタに於いて開催されてゐた滿蒙國境確定委員會は二十五日チタに於ける任務を終了し日滿側代表部は二十七日チタ發ハルビンへ移りソ蒙側代表部も一月三日にはハルビンに到着する事となつた、よつて滿蒙國境確定委員會は一月七日よりハルビンに於いて續行される事となつたが右に關し外務省情報部では二十七日午後一時三十分左の如きコムミニケを發表した。

△チタ會談コンミニケ

混成委員會第八回會議は十二月二十五日チタ市に於て開催せられたり、該會議に於て委員會の今後の業務の順序に關する取極めに署名せられたり最近紛争ありたる地域に於ける國境確定に關する商議は順調に進捗したるが右商議は昭和十五年一月七日より滿洲國領ハルビン市に於て續行せらるべし。

△チタ會談順調終了

なほソ聯邦政府は二十七日タス通信社を通じて次の如きコンミニケを發表した。
 滿蒙國境確定委員會の第八回會議は二十五日チタで開催今後の議事手續に關する取極めに署名した、最近紛争のあつた地域に於ける國境確定の交渉は順調に進行したが更に一九四〇年一月七日からハルビンに於いて續行されることとなつた。

ハルビン會談に關する發表

(昭和十五年一月八日)

混成委員會第九回會議は昭和十五年一月七日ハルビン市ホテル、ニユーハルビン(日滿代表部宿舎)に於て龜山滿洲國政府委員主催の下に開催せられ國境線の圖上劃定に關する問題の審議を續行せり。次回會議は一月十日ソ蒙代表部宿舎に於て開催せらるべし。

滿ソ蒙國境確定委員會設置

三日日本政府より發表された滿ソ滿蒙國境全般に亘る國境確定並紛争防止及び處理委員會の設置に關し滿洲國政府は右の措置を歓迎し、更に今後の日ソ兩國政府の交渉に期待を懸けてゐるが、四日外務局スポークスマンは次ぎの如く滿洲國側の意向を表明した。

滿洲國としては別段日本側の發表内容を補足する考へはない、具體的な内容は未だ發表する時期に至つてゐないが本提案にソ聯邦側が相當の熱意を見せて來たことは何れにしても喜ぶべきことで、殘餘の係争問題の解決促進の氣運を醸成する一要素とならう。

滿蒙國境委員會終了

(外務當局談)

滿蒙國境確定混成委員會は二月一日午後五時日本政府外務當局發表と同様の共同コミュニケを發表したが、それと共に滿洲國政府は外務當局談の形式を以て次の如く發表した。

滿蒙國境確定混成委員會は一月三十日

の最終委員會コミュニケ通り同委員會の業務を終了することとなつた、右の結果日滿及ソ蒙側各委員は右の結果をそれ／＼自國政府に報告した。

右に關する外務情報部發表

滿蒙國境確定混成委員會は昭和十四年(康德六年)十二月七日より同月二十五日までチタ市に於て、また昭和十五年(康德七年)一月七日より同月三十日迄ハルビン市に於て前後十六回に亘り其の會議を開催せるが、右會議に於て日滿代表部及ソ蒙代表部の國境確立問題に關する見解は完全に對立せること明瞭となれり。

右双方見解の完全なる對立に鑑み委員會は久保田日本主席委員主催の下に開催されたる一月三十日の最終會議に於て其義務を終了することに決定せり。

北鐵代償金支拂問題解決發表

北鐵代償金最終制賦金支拂に關する滿洲國外務局當局談左の通り。

で折衝の豫定で、東京に於ける日滿事務當局の間に交渉が進められた。

北鐵代償物資最終取引

北鐵買收代價最終制賦金として滿洲國よりソ聯邦政府に支拂はるべき五、八〇九、〇〇〇圓と滿洲國がソ聯邦政府より受取るべき北鐵買收附隨の請求額一、二八〇、〇〇〇圓を相殺したる殘額四、五二九、〇〇〇圓の三分の二即ち三、〇一九、三三四圓より尠なからざる金額に相當する物資取引については、同年一月駐日ソ聯邦通商代表部より本邦當業者に對し購入申入があり、ソ聯邦側はマニラロープ、ワイヤロープ、自動車用護謨タイヤ、砂糖、人絹糸、等を希望して來た。時局柄わが方に於ても商品の値段等につき慎重検討を加へ、且つ關係當局の指示を仰ひだ上業者側はソ側當局と折衝の結果同年五月マニラロープ一、三〇〇噸を契約、續いて七月ワイヤロープ六〇〇噸、人絹糸一、〇〇〇噸、自動車用護謨タイヤ一、五〇〇噸の成約され同年中に受渡

を了する豫定であり、これに依つて北鐵物資拂は大體完了した譯である。

シベリヤ經由歐亞連絡の強化

歐洲戰禍の餘波は海上ルートの危険を日増しに加へ、歐亞連絡の唯一のルートとしてシベリヤ滿洲里經由の陸上運輸が殘られてゐたが、日ソ中立條約を轉機として日ソ關係の緊密化と共に其の重要性は一段と強化されたのである。安全確實且短時日低運賃と相俟つて益々利用者の増加が期待されるので滿鐵に於ては寢臺料、旅館代を含めた特殊乗車券を歐洲各地で發賣することとなり、ベルリンビュロー出張所をはじめ各地に連絡機關の新設を圖り同ルートの強化改善を目的とするため活動することとなつた。

日滿側努力にソ聯抑留獨伊人引渡

獨ソ開戦とともに引揚げる事となつた浦鹽駐在獨領事キユールボン氏、副領事

昭和十五年一月一日午後一時二十分發表 滿ソ間の懸案となつてゐた北鐵代償金最終制賦金支拂問題は今般日本政府の斡旋によりソ聯邦政府の受領すべき最終制賦金約六百萬圓に利及北鐵讓渡協定金約款による増金を加へた額と滿洲國の受領すべき對ソ請求額約百三十萬圓を對當額に於て相殺し殘額をソ聯邦政府に支拂ひ本問題を解決することに妥結を見た。本問題は過去二十ヶ月以上に亘る滿ソ間の重大懸案であつたが、此の重大懸案が今般此の如く相互にその主張を互讓の精神を以て容認する事により圓滿解決を見るに至つた事は、今後の滿ソ關係の改善に寄與する所少からざるべき事を信ずる次第である。

尙ほまた、東郷、モロトフ間の諒解によつて北鐵最終制賦金は、四日東京で既駐日大使立合ひの下に寶來興業總裁よりスメターニンソ聯邦大使に手交され、茲に北鐵讓渡問題は完全に解決を見た譯であるが、殘る日滿兩國よりの物品支拂ひ其の他の附隨的問題は引つゞき關係國間

エレベーン氏、秘書フー氏及館員一名は其の儘ソ聯側に監禁されたが、日滿側の斡旋努力により七月十二日浦鹽よりグロデコウ經由緩芬河に於て日滿側に引渡された。一方駐日伊太利大使館參事官として赴任の途中にあつたヤーネル伊參事官並に同車中の獨人ヤコブ・クレイメル(建築家)グスタフ・エツキルト(駐米商人)の兩氏等は滿ソ國境を前にアトポール驛於て降車抑留されてゐたが、日滿側の努力により之も同じく十七日アトポール東南滿洲里附近に於てソ聯側イリン大尉より栗城外務局辦事處長に引渡されたのである。

ソ聯抑留獨人釋放通告

獨ソ開戦以來ソ聯の東方政策は極度に平和的對策に腐心してゐるもの如くで先の抑留獨伊人引渡しに其の好意を見せてゐたが、去る六月十九日蘭印の反獨壓迫政策の犠牲となつて蘭印を引揚げ故國に向ふべく滿洲里經由シベリヤ鐵道を歸國の途にあつた獨逸人三十二名は、獨ソ

開戦と共に直にソ聯官憲に抑留され其の所在並に安否が氣遣かはれぬた。然るに八月七日に至りソ聯政府は右獨逸人全部を滿洲國側に引渡す旨を通告した。而して滿ソ間折衝の結果同正二十二日滿ソ國境アトポール驛に於て男子二十三名婦女子九名が滿洲國外務局滿洲里辦事處栗城處長に引渡された。

第三國細菌謀略部隊潜入

七月上旬以來海拉爾を中心とした興安北省一帶並に吉林省、賓江省各地に炭疽病發生し、八月中旬に至るまでに馬六十頭、牛百二十頭、羊一千三百頭が斃死したので滿洲國側に於て苦心研究の結果、興安北省及賓江省の炭疽病發生は時期及地理的狀態よりして自然發生にあらずして第三國よりの細菌謀略の疑ありと判斷されるに至つた。之によつて衛生當局に於ても銳意其の源泉につき追及中のところ興安北省三河地方に潜入した第三國人の遺留品中より濃厚なる炭疽菌液を發見し、此處に果然某國の細菌謀略の存在が

確認されたのである。

八月二十九日三河地區上庫力附近に舉動不審の某國人潜入の報に接した滿洲警察隊は、時を移さず急遽出動して同地附近を包圍し逮捕せんとした處、不敵にも所持したモーゼル拳銃を以て抵抗し進退極まるや遂に自殺を遂げたもので、同人の遺留品を嚴重検査した結果炭疽菌液百二十五入の藥壘が發見されたので、茲に其の原因が判明されるに至つたのである。

滿蒙國境確定

東郷モロトフ協定に基く滿蒙國境確定作業は、昭和十五年九月以來現地作業を開始したが豫期せざりし技術的困難と冬期に災されて、作業は一時中止のやむなきに至つたが、昭和十六年五月末に及び滿蒙兩國代表のチタ商議の結果六月二十七日より再び現地作業を開始し同年八月十五日同作業は完全終了したので、同二十日午後零時半新京並にウランバートル(同日正午)に於て滿洲國政府並に外

蒙政府より共同コムニケを發表し、同時にソ聯政府もモスクワに於て右公表を行つたのである。

△滿洲國政府發表

(康德六年紛争ありたる地域の滿蒙現地國境混成委員會共同コムニケ)
康德六年紛争ありたる地域の滿蒙國境確定混成委員會の現地作業は去る六月二十七日着手され順調に進捗し八月十五日完全に終了せり。

尙兩國全權委員は本事業の最終的仕上げとしてこの各種文書作成のため九月二十二日より哈爾濱において會合することとなれり。

康德八年八月十七日

國境確定作業現地ハラト・ウライ
ン・オボに於て

兩國全權

滿蒙國境確定經過

昭和十四年九月十五日に成立したノモンハン停戰協定の重要懸案たる滿蒙國境確定につき、當時駐ソ大使たりし東郷茂

德氏とモロトフ氏との間に折衝を續けた結果、同年十一月十九日に至つて兩氏の間に滿蒙國境確定混成委員會(日滿二名、ソ蒙二名)組織に關する完全なる意見の一致を見るに及び日本側より久保田ハルピン總領事、滿洲國側龜山外務局政務處長、ソ聯側よりボグダーノフ少將、蒙古人民共和國側ジャムサロン人民委員部代表をそれぞれ委員に任命し、同年十二月七日より同二十五日に至る間をチタ市に於て、翌十五年一月五日より三十日に互る間をハルピン市に於て前後十六回に及ぶ會議を開催し、右協定による圓滿解決を圖つたがソ蒙側は常に非妥協的態度に出でたために日滿側とソ蒙側とは常に意見對立し、委員會の成果は何等見るべきものがなかつたのである。茲に於て委員會による交渉は一時中止せられ該問題はモスクワに移されて、外交交渉による政治的解決によつて努力した結果、昭和十五年六月九日に至り國境圖上確定成立、次いで七月十八日には現地國境確定作業開始に關する東郷・モロトフ協定の成立

を見るに至り再び滿蒙側現地に移されたのであつた。

現地に於ては協定に基き八月三日チタに國境確定現地委員會を再會し、滿洲國下村外務局政務處長、博彦滿都興安局參與官、ソ聯側よりスミルノフ赤軍參謀大佐、蒙古側ドルーヂ師團中將の各委員出席し現地作業に關する技術的部門に互つて協議し、同年九月九日より現地作業が開始されたが技術的困難に逢着し折衝の中に冬期が到來したため一時的作業を中止したのである。

越えて翌年五月二十八日兩國代表は再びチタに會談し種々協議の結果、技術的困難を一掃し得たので六月二十七日より現地作業を再開し、極めて友好裡に現地作業は進捗し八月十五日に至り同作業は圓滿に終了したのであつて、ノモンハン停戰協定成立以來滿二ヶ年十一ヶ月振り

滿蒙國境確定委員會

任務終了

△滿洲國外務局三浦次長談
由來滿洲國と外蒙との境界は不明瞭な部分は尠くなく其のため過去二百年間に互り幾多紛争の發生を見たが、滿洲國建國後も依然紛争熄まず、依て我が國は之が防止のため康德二年の第一次滿洲里會議を始めとし數次に互る外

蒙側との間に國境確定に關する交渉を重ねて來たのであるが、遺憾乍ら満足すべき成果を得るに至らなかつたのである。然るに今や北はボイル湖より南はアルシャン西南方に至る蜿蜒三百料の國境線上には百數十箇所に國境標識が嚴として立並び兩國の境界を明かに表示して居り、茲に二年來の困難な懸案も無事解決を見るに至つた譯であるが、此の間の折衝に於て我が方は終始毅然として公明正大なる精神を堅持し續けたのは言ふ迄も無く、又國境の決定に當つても互讓的態度は決して忘れなかつたが、主張すべきは飽迄主張を貫き通し我國土防衛上必要とする地域は完全に之を確保した次第である。

わたが又々蠢動し武裝兵を滿領内に不法越境せしめ日滿軍の兵備状態を調査し且つ後方攪亂を企圖しつゝあつたが、十一月十六日午後三時滿洲里西方四十料のガラツトノール附近に乘馬武裝のソ聯兵三名が越境し來つたため、滿洲國越境監視隊は之を發見し交戦の後一名を射殺し二名を逮捕したが、右ソ聯兵はアバガイド・キエフスキ駐屯の第五十三國境警備隊アイラク小隊所屬の召集兵であつて、日滿軍兵備状態偵察の任務を帯びて滿領深く侵入した旨を自供した。

ソ聯兵越境事件

ソ聯極東軍の動勢は一時平靜を保つて

△滿洲國側抗議提出
滿ソ西部國境ガラツトノール附近に於いてソ聯兵の一團が不法越境し來つたが滿洲國軍國境監視隊は其の二名を逮捕した事件につき、滿洲國政府は同十八日哈爾濱外務局大石特派員をして在哈爾濱ソ聯領事に對し互重抗議を提出し、且右事件は明かに軍事目的を以て滿洲領深く侵入せるもので從來ソ聯側が繰返して來た過失による越境と其の性質が全然異なる點を指摘した。

境越ソ聯兵陳述の極東軍現狀

昭和十六年十一月十六日西部國境を越境潛入したソ聯兵はガラツトノール東南二十五料附近に於て、滿洲國々境警備隊員より逮捕されたが、取調べの結果右ソ聯兵はマドービン・イワーノフ及びヒリツキー・アイボル・マキシムの兩名で、其の陳述せる處により極東ソ聯赤軍内の状態を窺知ることが出来る。

我々は一九四一年八月に召集を受けたが我々と同時に二十二歳より五十歳迄の壯年男子が殆んど召集されたのである。之かため農業地では非常な勞力難に陥り、コルホーズでさへ農産物の收穫に大支障を來してゐる始末である。而して政府への徴收は嫌應なしに持つて行かれてしまふ。自分達は工場労働者であつたし又年齢をくつてゐたので軍隊に召集される等とは思ひも寄らなかつたことだつた。

スリーブ二皿であるがこのスリーブには秋になつてから肉等入つてゐたことがない。外套は古物を支給されたが上着は未だ夏服である始末だ最近召集されたものが又入隊して來たが軍帽は支給されたが軍服は未だ支給されないでゐる。一日二十四時間の中二十一時間を強制的に狩出され兵舎の建築及び防禦工事に使役された。一日僅か三時間足らずの睡眠ではどうにもならない。其れがため病人續出で今回漸く命令によつて各營地宿舎に入つた様なわけである。兎も角以上のやうに非常な過勞であるのに給與は三ヶ年勤務兵で月十五留、二年勤務兵で月十二留貰つてゐる。物價は非常に高く卵一個が二留から三留、牛乳が一立三留、煙草が不足で之も十本一留から三留である。幹部の半數以上は九月以來大部分交替してしまつた。彼等は恐らく西部の獨ソ戦線に派遣されたのであらう。交代者が赴任して來たものもあるが缺員のまゝでゐる所もあり、然かも幹部の素

質が悪く訓練や命令等は見られたものではない。従つて政治部員も昔に比較して其の能力が非常に低下して居り無暗とソ聯の必勝を盛んに煽つてゐるが我々には一向氣乗りのしないこと夥しい。獨ソ戦線でソ聯赤軍が負けてゐることは薄々ながら幹部の舉動や何かで知つてゐるが、そんなことを口にもしやうものなら立所に銃殺されてしまふので皆黙つてゐる始末である。

滿洲國防共協定に正式參加

務總理を訪問防共協定の效力延長に關し正式參加方を共同勸誘したので之に對し滿洲國政府は欣然參加する旨を答へ、爾來國內手續きを進めつゝあつたが十一月二十一日參議府會議も通過し、其の調印に關する一切の準備を完了すると同時に駐獨滿洲國公使呂宣文氏を滿洲國代表に任命したのである。斯くて滿洲國は日獨伊の原參加國及び協定參加國並に今回新に正式參加する中華民國其の他の樞軸陣營の諸友邦と提携しつゝ防共の重大使命達成に邁進する毅然たる決意を堂々中外に闡明したのである。

滿洲國張國務總理聲明

滿洲國防共協定參加と同協定效力延長議定書の署名調印に當り張滿洲國總理大臣は十一月二十五日左の如き聲明を發した。本日我が國はベルリンに於て日本國、ドイツ國、イタリー國、ハンガリー國及びスペイン國と共に共産インターナショナルに對する協定の效力延長に關

する議定書に署名調印を了せり、我が國が康徳六年二月二十四日参加せる共產インターナショナルに對する協定は本二十五日期限満了となりたるが、原署名國たる日獨伊三國政府は同協定の放力延長を決定し我國、ハンガリー及びスペインに對し引續き右協定に参加方共同にて勧誘し來れり、我國初めハンガリー及びスペインの六ヶ國は更に同一の理想の下に邁進することゝなれり、尙又中華民國々民政府、ルーマニヤ、ハンガリー、スロヴァキア、クロアチヤ、フィンランド、デンマークの諸國も本協定の趣旨に賛同し、同時に参加の旨ドイツ國政府に通告する趣なるが、今回新に國民政府の参加を見たるは京亞の防共陣營強化に一段と重みを加へたるものにして同慶に堪へざる所なり、抑々防共協定は共產インターナショナルが凡ゆる手段を以て國家の安寧秩序を破壊し延いては世界平和をも脅威するに對し、人類の福祉と世界平和とを祈念する諸國が共同して其の

破壊的勢力を防退することを協定せるものも、而して我が國は共產國家に隣接し居る關係上共產主義の危険を感じることに甚しきものがあり、之我國建國以來防共の大旗を掲げ友邦日本と共にコミンテルンの防退に力をつくし、更に又其の完壁を期するため防共協定にも加盟し志を同する國家と共に共產主義の支除を期することとなれる所以なり。防共陣營の活動は爾來着々其の成果を納め來りたるが同愛の盟邦諸國は今更に決意を新たにし防共の大義に協力し、世界文化と平和のために積極的に貢献せんとす、余は我國官民が防共協定の延長に参加せる趣旨を證し總力を擧げて共產主義の撲滅に邁進し以て京亞共榮圈の確立に寄與せんことを希望して已ます」

ソ聯謀略部隊の越境

十一月に入るや滿ソ國境の動きは又々微妙となつて來たが、十二月二日東部國境東寧南方四十軒の五八駒子附近にソ聯

武裝兵五名が不法越境し來り、國境警備隊と交戦し二名を射殺他を國境外に驅逐した。

越えて四日夜東部國境第十八界標西南方二軒ゾロタヤ河上流に於て國境警備隊巡察兵が巡察中、滿領内に越境し來れる武裝兵を發見したが彼等は滿洲國警備隊に向つて攻撃に出でたため直ちに應戦し一名を射殺し他の十四名を撃退した。右の越境部隊は滿洲服を着用した明かな謀略部隊で輕機一、小銃一〇、その他拳銃若干を有する武裝謀略兵で、遺棄屍體の検査によれば滿服を着用し其の携帶品中にはモーゼル拳銃一、背負袋、防寒靴下、防寒帽、黒パン、黒長靴、懷中時計等を所持し其の中黒パン、防寒帽、長靴等は明かにソ聯製を示して居り又着用せる防寒被服にはロシア文字の記號等ある點よりして右事件が明かにソ聯の非友誼的行爲であることを裏書きしてゐる。

ソ 支 關 係

は し が き

ソ支關係とは、日米關係とか英獨關係とかいふが如き單なる二獨立國間の關係ではない。支那自身の内部にソ聯邦の從屬物たる要素があまりに強く、濃く浸潤してゐるからである。それを具體的にいふと、支那共產黨の存在である。支那共產黨は今日、世界最大最強のコミンテルン支部である。そのコミンテルンの總本部がモスクワにあることはいふまでもなく、延て支那共產黨の一擧手一投足は悉くソ聯邦より出でてゐるわけである。

しかるに最近二十年間の支那は明かに支那共產黨の動く方向に従つてきたかの觀がある。その間若干のジグザグはあつたけれども、その中軸を太く一

貫して流れてゐるものは支那共產黨の動向である。

右の如くであるから、純粹な形でソ支關係といふものを求めることは不可能に近く、支那共產黨の生立ちを追及することがすなはちソ聯邦が支那に伸した手の跡を見ることになるわけである。従つて本篇はまづ支那共產黨の成立より今日にいたるまでの足跡を顧みることからはじめねばならぬ。

支那共產黨

一 支那共產黨の成立

一九二〇年の春、北京へやつて來たヴォイチンスキーはまづ北京大學教授の李大剣と會見した。ヴォイチンスキーは當時コミンテルンの極東部長で、五四運動

(一九一九年)以來帝國主義打倒と國內軍閥打倒を目標とした國民運動の盛んとなりつゝある支那に注目したソ聯邦が、東方赤化政策のオルガナイザーとして派遣したものであつた。

李はヴォイチンスキーから支那における共產黨組織の議に與つたが、その中心人物として陳獨秀を推薦した。陳は永く北京大學文科部長として自治運動を行ひ學生大衆の間に人氣のあつた社會主義者で一九一九年四月北京大學を追はれて當時上海にあつた。ヴォイチンスキーは一九二〇年七月、北京を去つて上海に赴き、そこで陳獨秀と會見したが、この會見の結果、支那共產黨組織の議がやゝ具體的となり、同年九月、陳以下十數名の同志が上海でその成立に關する會合を行つた、これが支那共產黨の創立準備會であつた。かく支那共產黨の成立は最初から全くソ聯邦よりの働きかけによるものであつたことを銘記せねばならぬ。

上海における支那共產黨の組織とともに、北京では李大剣のマルクス主義研究

會を中心として共産黨組織へのグループ的工作が進捗した。同年十月、陳獨秀は廣東へ赴いた。同地で譚平山の入黨を見た。商工業の中心上海、政治・學術の淵藪北京、支那革命の發祥地廣東——この三都市における共産黨工作の進展と相前後して、マルクス主義の世界的流行の波に乗つてパリにも支那留學生の間に共産黨グループの組織が出来、漢口、長沙にも共産主義者のグループが成立した。

かくて一九二二年五月、上海フランス租界で第一次全國代表大會（一全大會）が開催され、黨綱草案の討論とともに、黨の指導部たるべき中央委員會の組織が決定された。同大會にはコミンテルンを代表してヴォイチンスキーとマリンが列席した。かくて決定された黨の基本的綱領は（一）黨を中國共産黨と名づけること（本篇では支那共産黨と呼ぶ）、（二）その活動は共産主義の原則に則るべきこと、（三）究極の目標をプロレタリアートの組織および黨の指導下プロレタリア獨裁政權の樹立におくこと、であつた。

二 國民黨との提携

支那共産黨が公然と活動を開始したのは一九二二年七月の廣東における二全大會からであつた。すなはち國內における軍閥鬭争（奉直戰）の開始、香港の海員ストライキ、學生大衆による非キリスト教運動の展開などによる社會情勢の急變があり、加ふるに支那共産黨みづからも多くの經驗と訓練を重ね、尖鋭なる闘士を養成することが出来たので、革命達成へ突進すべき基礎がやうやく成つたと考へられたのである。

二全大會で決定された宣言は支那共産黨當面の目標と戰術を示すものであり、（一）國際帝國主義搾取下の支那、（二）支那政治經濟の現状と被壓迫勤勞大衆の窮乏、（三）支那共産黨の任務および當面の目標、に分れ具體的には軍閥打破、帝國主義打倒、ストライキの自由、勞働立法權獲得などが掲げられ、また勞働者と貧農の提携が主張されたのは注目すべきで學生の指導にはじまり、勞働者の組織に

進み、或る程度の成果を獲得した支那共産黨がこゝに一步を進めて農民運動への關心を表示したものであつた。

二全大會宣言の内容が、それより四ヶ月後（一九二二年十一月）に發表された孫文の中國國民黨の新政綱と對比して著しい類似點があることは、當時における兩黨の關係を考察すべき貴重な資料となる。すなはち支那共産黨中央委員會は二全大會直後の杭州會議（一九二二年八月）において國民黨との聯合を決議し、陳獨秀、李大釗らが個人の資格をもつて國民黨に入黨するにいたつたが、それは二全大會宣言にあらはれた「……勞働者、貧農および小資産階級による民主主義聯合戰線の結成……」が端的に發現したものである。しかもこの戰術は革命的統一戰線への参加といふコミンテルンの指示に基いてゐる點見逃すことが出来ない。

二全大會後一九二二年八月には京漢鐵道勞働者の勝利に終つた罷業があり、同年十月には開灤炭礦に罷業が起つた。越えて一九二三年二月、全國鐵路總工會の

成立を契機として支那勞働運動史上に特筆せらるべき京漢鐵道勞働者罷業（二七事件）が発生し、さらに旅大回收運動、臨城事件などによる反帝國主義運動の昂揚となつた。支那共産黨による勞働者運動の急激な擴大と、その政治鬭争への發展はいよゝゝ全國的となり、「打倒軍閥」といふスローガンは一般勞働者のみでなく全國民大衆の容認するところとなつた。

次いで一九二三年六月、廣東に支那共産黨三全大會が開かれた。同大會において、さきの二全大會宣言のあとをうけ、政治方針の基礎たるべき十八項目たる「黨綱」を決定するにいたつた。右「黨綱」の骨幹は依然帝國主義打倒、軍閥打破にあつたこと論を俟たないが、同時に國民黨との合作に關する共産黨側の態度を明かにしたものであつた。しかしてこの國共合作の公約が具體化されたのは一九二四年一月の國民黨第一次全國代表大會であつた。

三 國共合作の経緯

コミンテルンが支那共産黨運動の進展に囑望しつゝあつたのはその成立を斡旋した當初からであるが、その後における黨の推移から共産黨單獨の力量をもつてしてはその所期の社會革命を達成し難いを見て、帝國主義打倒を目ざす共同戰線の立場から國民黨との提携合作による方針を指示した。マリンの孫文訪問（一九二二年十一月）、孫文、ヨツフェの共同宣言（一九二二年一月）はかゝるコミンテルンの方針の一端を示すものであつた。

當時、國民黨の總理孫文は陳炯明の反撃に遭ひ、その根據地たりし廣東を追はれて上海へ逃避し、いはゞ國民黨の受難期であつた。そこで彼は共産黨との提携、ソ聯邦との聯合によつて受難期を切り抜けんとはかつたのである。かくて孫文の命をうけた廖仲愷は熱海にヨツフェを訪れて國共合作、ソ支提携に關する具體的折衝を行ふにいたつた。

一九二四年一月の國民黨一全大會は孫

文の新年針たる「聯ソ・容共・勞農」の三條件を含む國民黨改組案を發表し、こゝに支那共産黨員の個人として國民黨加入を容認することとなつた。同大會にあらはれた國民黨の宣言および政綱のすべては共産黨によつて準備されたものであるから、國民黨の名を借りてはゐるが、實質的には支那共産黨のそれと何ら變りがなかつた。かくして共産黨員は續々個人の資格をもつて國民黨に入り、かつその樞要なる地位を占めるにいたつた。

容共後の國民黨はソ聯邦の諸制度を模した委員制度を採用し、中央から地方に及ぶ各級黨部の組織を作つた。この組織は國共分裂の後も引つゞき援用され、現在の重慶政府にまで及んでゐる。これと併行して共産黨の戰術たる大衆運動に乗出したが、同運動の進展は組織部員となつた共産黨員譚平山の活動に負ふところ多く、勞働者、農民、商民、青年婦女の各層に向つて急速度のアジ・プロ工作が施された。殊に一九二三年十二月廣東入りしたボローヂンは孫文の最高政治顧

問となつて國民黨内にある共產黨員の諸
工作に指示を與へ、つひに一九二四年七
月廣東に組織された國民政府の實權を握
るにいたつた。ボローヂンの政治工作と
ともに國民政府軍事顧問ガロン(のちの
ブリユツヘル元帥)の軍事工作も大いに
進捗した。總じてこれらのソ聯邦から送
られた顧問は決して單なる顧問ではな
く、國民黨を全く自己の支配下においた
ものである。

國共合作後の支那共產黨は國民黨の假
面を冠つて専ら労働者、農民大衆の獲得
工作に向つた。一九二五年二月には上海
紡績業の罷業が起り、次いで四月には青
島の紡績工場に波及した。六月にはつひ
に上海におけるかの五卅事件となり、支
那全土にわたつて帝國主義打倒の叫びが
擧げられ、六月の廣東沙基事件と相俟つ
て遼原の火のごとき排外運動は底止する
ところを知らず、英國は特にその標的に
立たされた。五卅事件は支那革命昂揚へ
の端緒となつたもので、この排外運動に
加はつた罷業労働者は上海のみでも五十

萬を越え、全支那にわたつて二百萬人を
數へたといはれるほどで、しかもこれを
指導したのは李立三を中心とする共產黨
であり、その經濟界に及ぼした影響は甚
大であつた。

國共合作の一年後一九二五年一月、支
那共產黨大會を開いた。同大會における
「民族革命運動に關する決議」は支那共產
黨の民族革命完成を期すべき理論を展開
したものであつた。次いで同年六月十八
日、廣東に中華全國總工會の組織が完
成、五十四萬人の加盟を有する百六十五
組合の統一が成つた。こゝにプロフィン
テルン指導下の赤色労働組合が誕生した
わけである。

しかるに孫文は一九二五年三月北京に
客死し、これを契機として國民黨内の右
翼派が國民黨より共產黨員の除名、ソ聯
邦人顧問の追放を主張するにいたつた。
かくて翌一九二六年一月の國民黨二全大
會は左翼派および共產黨員の指導下に開
かれたが、同大會で黃埔軍官學校長たり
し蒋介石が國民革命軍總司令に就任、輝

かしい初登場をなすとともに國民黨内左
派に對する彈壓を開始し、こゝに早くも
國共分裂の兆が見えはじめた。しかし全
體としてはまだ共產黨の勢力が強く、國
民黨の北伐をめぐり最初これに反對した
共產黨も、のちその前衛煽動工作に協力
するにいたり、再び國共兩黨の緊密な連
絡が成立した。

蒋介石を總司令とする國民革命軍は一
九二六年七月廣東を出發し、ただちに湖
南へ進撃し、九月には漢陽を陥れ、十月
にはつひに武昌城頭に青天白日旗を掲げ
るにいたり、揚子江沿岸の諸省は概ね國
民政府の支配下に屬することゝなつた。

四 革命の進展と國共の 分裂

揚子江流域諸省をその支配下においた
國民政府は一九二六年末、廣東から武漢
に政府諸機關を移し、國民黨、共產黨の
本部もこれに伴つて移轉、武漢は支那革
命の源泉地となつた。一九二七年一月に
は共產黨の指導下に漢口のイギリス租界

が暴力的に回收され、次いで九江英租界
もまた暴徒によつて占領された。上海で
は労働者階級の三次にわたるゼネ・スト
によつて國民革命軍の上海進攻が誘導さ
れ、三月末には江岸一帯の地悉く國民革
命軍の占領するところとなつた。北伐の
かゝる短期成功の陰には、共產黨員によ
る宣傳工作が効果的に行はれてゐたこと
を見逃すわけにはゆかない。しかも共產
黨員のこれら諸工作は、一九二六年十二
月のコミンテルン第七回總會における
「支那問題に關する決議」に指示された
「労働者、農民および被壓迫階級による
民主的獨裁制の樹立」に依據したもので
ある點注意を要しよう。

かく劃期的な北伐軍事工作の進展、勞
働運動の勝利、農民運動の激化に次いで
一九二七年三月、武漢に開かれた國民黨
の三中全會(第三次中央執行委員全體會
議)は左派の絶對多數裡に推移、軍權掌
握者たる蒋介石の權力を抑壓する諸決議
を行つた。

蒋介石はこの形勢に鑑み左翼に對する

彈壓を決意し、同年四月まづ上海の清黨
クーデターを敢行し、次いでこれを廣東
に移し、江南の要衝たる上海および南京
をその掌中に收めて南京に國民政府を樹
立、共產黨排撃の陣頭に立つていなつ
た。上海クーデターを契機として南京政
府と武漢政府の對立が現出した。

かゝる南京・武漢對立の過程において
武漢赤色政治下では汎太平洋労働組合會
議、第四全國労働大會、共產黨五全大會
が舉行され大いに威力を誇示した。しか
し蒋介石のクーデター以來、共產黨の勢
力範圍は専ら湖北、湖南二省に狭めら
れ、かつ政府部内にもやうやく對立があ
らはれ、つひには共產黨勢力と軍人領袖
との抗争を惹起、蒋介石に内應するもの
も出でて武漢政府内の反共產黨的傾向は
漸次擡頭し、六月に入るやボローヂン以
下ソ聯邦人顧問全部の罷免が決議される
にいたつた。

コミンテルンはこの逼迫せる情勢に應
じて「五月決議」を行ひ、労働運動の徹底
を主張し、その決議に基いて六月初旬、

漢口滯在中のロイ(印度共產黨領袖)に
向つて有名な農民武裝の密電を發した。
同密電の要旨は(一)土地國有の速かなる
實行、(二)共產黨員および労働者、農民
七萬の武裝組織、を指示したものである
が、武漢の形勢の變化と國民黨左派の本
質に對する認識を缺いたロイの行動は却
つて國民黨左派の憤激を買ひ、彼らをし
て國共分離を決意せしめる結果となつ
た。かくて七月譚平山、何忠發ら共產黨
員の武漢政府退出となり、次いで八月同
政府は共產黨取締令を發し共產黨員の逮
捕令を出すに及んで、こゝに全く國共分
裂は決定的となつた。

武漢政府反共の結果、ボローヂンは七
月末漢口を發して陸路ソ聯邦に歸り、ガ
ロンまた日本經由歸國の途につき、百四
十名に及ぶソ聯邦人顧問はいづれも相次
いで歸國するにいたり、孫文・ヨツフェ
宣言以來、國民黨・國民政府と提携し來
つたソ聯邦勢力はこゝに全く壊滅し去つ
た。それとともに一敗地に塗れた支那共
産黨は爾後地下工作に入るを餘儀なくせ

しめられた。

五 八七會議以後の暴動政策

武漢政府を去つた支那共産黨幹部は一九二七年七月末、江西省南昌に集まり賀龍、葉挺、朱徳の三軍を煽動して兵變を起さしめ南昌を占領、同地に革命委員會を組織した。いはゆる八一南昌暴動がこれ、李立三、周恩來らを指導者とすする支那最初のソ聯邦組織であつた。しかるに賀・葉・朱聯合軍は武漢政府軍の討伐に會して早々敗退し、わづか一週間で南昌を放棄、廣東省へ逃避したが、再び廣東軍のために撃破され、やがて江西、廣東、福建、湖南四省の省境地方へ分散した。この四散した軍隊の首腦者たりし支那共産黨員は地下工作によつて所在の農民を赤化武装組織し、つひにのちの共産軍へと發展する素地を作つたのである。

朱徳、賀龍、毛澤東はその最も優れた組織者であつた。南昌暴動の失敗後、支那共産黨幹部は

同年八月七日九江に緊急會議を開き、黨の更生を策する新方針を決議した。この會議は八七會議と呼ばれ(一)國民黨との離脱、(二)従來の日和見主義の放棄、(三)武装暴動、(四)ソ聯邦政權の樹立、を決定したもので、兼ねて右傾派の譚平山一派を除名した。また同會議の指導者たる瞿秋白は陳獨秀を右翼日和見主義者として書記長の地位から追ひ、みづからその後任となり、かくて支那共産黨創立以來の長老であつた陳獨秀は失脚し、代つて少壯極左分子が黨を牛耳ることとなつた。

八七會議の新方針決定の結果、現はれたのが四省秋收暴動、海陸農ソヴェートの樹立、廣東コムミュンであつた。

一九二七年夏から秋にかけて、各地に潜入した共産黨員の煽動工作によつて労働者、農民の武装暴動が頻發した。なかんづく江西、湖南、江蘇廣東の四省内に農民の暴動蜂起が續出したが、これは秋の收穫の奪取を目ざして行はれたもので四省秋收暴動と呼ばれた。

同年十一月上海に開かれた支那共産黨臨時政治局擴大會議は八七會議以來の日和見主義鬭争を綜合し、四省秋收暴動の經驗に基く新たな政治的決議と土地問題黨綱草案の決議を行つた。同會議で決定された「一切の政權を労働者、農民、兵士代表者會議(ソヴェート)へ!」のローガンは爾後の中心目標となつたが、それがロシア革命當時レーニンの採用した「一切の權力をソヴェートへ!」と全然同一であることは更めて指摘するまでもなからう。この會議では書記長瞿秋白が秋收運動にあらはれたプチズム(暴動主義)失敗の責を負はされて退き、向忠發がその後任となり李立三、周恩來らが幹部となつたが、これより黨の實權は李立三に歸することとなつた。

十一月には廣東省海豐、陸豐地方に賀龍、葉挺軍の敗殘部隊がソヴェート政府を組織、四ヶ月に亘つて之を維持した。

次いで十二月廣東コムミュンが勃發した。これは支那共産黨南方書記張太雷が指導者となつて罷業労働者數萬を煽

動、廣東の行政軍事全機關を襲撃占領してソヴェート政府を樹立した事件であるが、文字どほりの三日天下に終り、南京政府軍の反撃にもろくも潰え張太雷は戦死、わづかに五、六百名が海陸豊ソヴェートへ逃避したのみで他は悉く武装を解除され、五千餘名が銃殺された。茲に注目すべきは南京軍の廣東奪回に際してソ聯邦領事館臨檢の結果、同事件の背後にソ聯邦政府の介在したことが立證されたこと、南京政府は同月十五日つひにソ聯邦との國交を斷つにいたつた。この廣東コムミュンを支那共産黨では革命退潮期の一戦と稱してゐる。

六 六全大會と陣獨秀の除名

八七會議以後の労働暴動政策の失敗、特に廣東コムミュンの敗北に對しコミンテルンは一九二八年二月、第九回總會

で、過去半歳の經驗に照して労働運動の並進を期し、近き將來の革命時昂揚に備へるべく日和見主義的鬭争を避けつゝ大衆獲得に全力を注ぎ、これをソ聯邦に組織し、ソ聯邦地區では共産軍組織に努力すべしといふにある。この決議の趣旨は同年七月のモスクワにおける支那共産黨六全大會において展開・深化された。

廣東コムミュンの失敗以後、南京政府の共産黨に對する取締りは苛烈を極め、國內では黨大會を開催することが困難だつたので、コミンテルン第六回世界大會の開催を機として支那共産黨はその六全大會をモスクワで開いた。同大會で決定された支那共産黨の根本任務は(一)地主階級の排除、徹底的土地革命の實行(二)帝國主義の驅逐と支那の統一完成、ソ聯邦政府を建設する、といふにあつた。

その總括的政綱は十項より成るが、これを要約すれば、土地革命の實行と帝國主義打倒のためにソ聯邦政權を確立すべきであり、ソ聯邦政權の確立のために共

産軍の編成とそれが實力の養成に努めるといふことであつた。従つて六全大會以後における支那共産黨の諸工作が専ら共産軍の組織とソ聯邦政權の樹立に向けられたのは當然である。

かゝる新戦術採用に關聯して、八七會議以來實際的には黨中央部から遠ざかつてゐた陳獨秀が同戦術に反對したため、つひに一九二九年十一月右翼日和見主義者の烙印を押されて黨を除名された。陳の除名により支那共産黨は李立三を中心とする新幹部によつて指導されるにいたつた。

七 李立三コースの清算

一九二八年七月の六全大會から一九三〇年五月まで支那共産黨の活動は専ら共産軍の結成とソヴェート樹立運動に集中された。

共産軍の發生は前記のごとく(五の冒頭)一九二七年の南昌暴動直後、賀龍、葉挺、朱徳、毛澤東らを指揮者とするものであつたが、その後各地方に續々とあ

らはれ、一九二九年には十二軍一團、兵數七萬五千、小銃五萬挺を數へる大部隊に發展した。この共產軍を構成せる兵士は大よそ貧農五八%、兵卒二七%、勞働者四%、流氓その他一%といふ割合であつた。共產軍の結成とならんで、その所在地方にはソ聯邦地區が建設された。その分布區域は揚子江流域の南北に擴がつたのみでなく、珠江と黄河の流域にまで及び、さらに福建、廣東地方から雲南、四川にまで發展した。

一九三〇年五月上海に開かれた第一回ソヴェート地區代表者會議は、かゝるソヴェート地區からの代表者に共產黨、共產軍、全國總工會の代表者も加はつてソヴェート運動の方向を決定することとなつた。同會議の宣言に曰く

「いまや支那には明白に相反する二つの政治組織がある。一は豪紳、地主、買辦、資産階級、國民黨の統治であり、他は勞働者、農民、兵士、勤勞大衆のソヴェート政權であるこの二政權の決戦は支那の解放と勞働者、農民大

衆の解放の運命を決する最後のなもので、さらにそれは世界革命の偉大なる原動力となるであらう。」

した。しかし長沙ソヴェートの失敗が李立三コースに致命的打撃を與へることとなつた。長沙ソヴェートとは同年七月下旬彭德懷の率ゐる共產第五軍が湖南省城長沙を占領し、こゝに長沙ソヴェート政府を樹立した事件であつた。だが同政府の生命はわづか十日間で、何健軍の逆襲に會ひ脆くも敗退するに至つた。長沙ソヴェートの敗因は共產軍の實力に對する支那共產黨の過大評價であつた。

越えて同年六月支那共產黨中央政治局は當面の政治的任務に關する決議を行つた。この決議は「新たな革命の昂揚と一省または數省の勝利に關する戰術」と呼ばれ、軍閥戰爭の影響と世界經濟恐慌の反響とは新たな革命昂揚の客觀的諸條件を具備し、かゝる基礎の上に一省または數省における革命の勝利によつて全國革命政權の樹立を準備すべきであるといふ趣旨であつた。同決議は當時の中心的指導者たる李立三によつて唱導され、從つて一般に「李立三コース」と稱された。

かくて李立三に對する反對論はまづコミンテルンの上海駐在代表ソ聯邦人ミフと、彼の系統に屬する陳紹禹(王明)、秦邦憲らのソ聯邦留學生によつて上げられた。ミフらは李立三の極左的誤謬を指摘し、進んで李の打倒を目ざすにいたつた。この衝突を解決すべきコミンテルンの十一月來翰は李立三コースの誤謬に審判を下し、その結果李の失脚となつた。

支那共產黨は右の戰術に從つて都市、農村における革命分子の武装暴動を指令し、この運動は或る程度の成功をもたら

この李立三コースに對する論争をめぐつて支那共產黨は非常な動搖・混亂を示したが、つひに翌一九三一年一月の四中全會は李立三コースの誤謬を分析したの

ち、さらに當面の任務として理論的かつ實際的に李立三コースに對する完全な克服・闘争を説くにいたつた。すなはち軍事的冒險主義たる一揆主義の克服、共產軍の武力に對する過大評價の修正、土地革命の徹底化とともに、破壊された共產黨組織の恢復、大衆獲得のための經濟的ストライキの組織再興などが取上げられた。

李立三の失脚後、一九三一年六月向忠發が上海で逮捕され刑死したあとを繼いで陳紹禹が黨書記長となつた。

八 ソヴェート政權の樹立

一九三一年は支那共產黨の新しい發足の年であつた。内部的には李立三コースを清算し、外部的には蔣介石の前後三回にわたる大討伐を美事に撃退してそのソヴェート地區を著しく擴大した。一九三一年末におけるソヴェート地區は共產黨側の記述に従へば支那全土にわたつて存在したといはれ、國民政府側の發表によつても江西、湖南、湖北、廣東、安徽、

河南、陝西の諸省にまたがるとされた。

一九三一年十一月江西省瑞金に開かれた第一回支那ソヴェート全國代表大會(中ソ一全大會)は支那ソヴェート運動の締括りとなり、南京政府に對立して中華ソヴェート臨時政府を成立せしめるにいたつた。これは支那共產黨史上における歴史的、劃期的出來事である。

中ソ一全大會には全國各ソヴェートの代表者および支那共產黨、共產軍、全國總工會からの代表者を加へて六百十名列席、二週間にわたる會議を重ねた。同大會は(一)ソヴェート憲法、(二)勞働法、(三)土地法、(四)經濟政策決議、(五)共產軍に關する決議、(六)國內少數民族に關する決議、(七)時局宣言、を決議採擇したほか中華ソヴェート臨時政府の幹部を選出した。その最高機關たる中央執行委員會主席に毛澤東が選ばれた。

中華ソヴェート臨時政府の成立後、支那共產黨の發展は果然目ざましいものがあつた。一九三一年末にはその勢力の及ぶところ中南支那十一省、ソヴェート地

區の住民約六千萬人、また共產軍は兵員數三十萬に百門近くの大砲と五臺の飛行機すら所有するにいたつた。これより蔣介石の共產軍討伐はいよいよ本格的となつたのである。

越えて一九三四年一月から二月にかけて中ソ二全大會が同瑞金で開かれた。出席者は六百九十三名で、同大會において毛澤東は一全大會以後の數年間にわたるソヴェート諸工作の自己批判をなし、又共產軍總司令朱德は「共產軍建設に關する決議」を提議して採擇された。

一方蔣介石軍の共產軍討伐は一九三〇年十二月の第一次討伐開始以來しばしば失敗に終り、一九三三年一月からはじまつた第五次包圍攻撃で約百萬の大軍を動員、やうやく一九三四年十一月共產軍の本據瑞金を陥れ、こゝに共產軍の西北支那への大移動となつたものである。

かくて共產軍の主力は陝西、甘肅兩省方面に集結し、いはゆる陝甘ソヴェート區を形成して中央軍、張學良の舊東北軍及陝西綏靖主任楊虎城軍と對抗、逐次その

地盤を固めて行つた。
一九三五年七月モスクワに開催された第七回コミンテルン大會は従来の共產黨セクト主義に一大轉換を與へて左右兩翼を貫くいはゆる人民戦線政策の採用を決議したが、支那についても國民黨との闘争を停止して即時抗日民族統一戦線の結成を提唱した。同大會には支那共產黨を代表して陳紹禹が参加、彼を通じてコミンテルンの新方針を傳達された支那共產黨では早速これが具體化にとりかかり、同年八月「抗日救國宣言」なるものを發表した。それによれば

「まづ一切の内戦を停止し、あらゆる國力（人力、物力、財力）を集中して抗日救國の神聖なる事業のために闘はねばならぬ。國民黨軍は即時ソヴェエト區攻撃を中止し對日戦を準備すべきである。共產軍また國民黨との舊仇宿怨にこだはらず、彼らと緊密な提携のもとに協同救國に當らんことを希望する。我黨及ソヴェエト政府は國防政府樹立のイニシアチヴをとり、直ちに

各黨派、各團體、地方軍政機關と國防政府共同樹立を討議するであらう。」とあり、同宣言一たび發せられるや南部政府の内部にも共鳴者を出したが、未だ國共合作を本格化せしめるには程遠く、依然蔣介石の共產軍討伐は續行されてゐた。これに終止符を打つたのが西安事件である。しかして支那事變の最も根本的な要因を作つた抗日民族統一戦線の結成が全くモスクワのコミンテルン本部より出でた指令であることは注目されねばならぬ。

九 再び國共合作（事變後の支那共產黨）

一九三六年十二月十二日はあらゆる意味で歴史的日子であつた。この日蔣介石は西安で張學良の手に監禁され、いはゆる西安クーデターが突發、これを契機として實に十年ぶりに國共の握手が復活し、かくして共產黨のヘゲモニー下、それより七ヶ月後に支那事變を生む因子を作つたのであつた。すなはち西安事件の

調停役を買つて出た共產黨代表周恩来は蔣介石に國共合作の全要求を容認せしめると同時に抗日戦速開を求め、また蘆溝橋事件の勃發に會ふや、かねて二十九軍の中堅幹部中に入り込んでゐた共產黨分子は日本軍の不擴大方針にもかかわらず、ことさらに發砲挑戦を繰返して日本軍の意圖を妨害し、つひに事態を全面的日支戦争へと引きづり込んでしまつたのである。

西安事變から蔣介石の無事南京歸還となつたのち周恩来の南京への往復はとみに活潑となり、しきりに國共合作の推進につき畫策されてゐたが、一九三七年七月七日蘆溝橋事件發生の日の翌日、支那共產黨はいち早く抗戰の宣言を發し「全支の上下は和平苟安の希望および姑息な手段を即時放棄すべきこと」「全國陸海軍を即時動員し全國が全力をつくして戦争を援助すべきこと」を要求した。しかしそのスローガンに

國同胞、政府、軍隊は團結して民族統一戦線の堅固なる長城を築造し日寇の侵略に抵抗せよ。國共兩黨は親密に合作して日寇を國外に驅逐せよ。」といふ文字を掲げたが、さらにそれより十日後七月十七、十八兩日にわたり蔣、恩は南京で親しく膝を交へ

- (一) 共產黨は抗日義勇軍を北上せしめ冀東、察北の内部擾亂に當らしめること
- (二) 都市共產黨員はバルチザン隊を組織して日本租界の擾亂に當ること
- (三) 國民政府は山西省内に共產軍の一大駐防地區設置を許容すること

なる三ヶ條の申合せを行ひ、こゝに全く國共合作による抗日戦の態勢を整へるにいたつた。しかるに北支にあつて宋哲元が一時日本側の條件を容れ陳謝を表明、部隊の撤退を開始するや、支那共產黨は周章狼狽、たゞちに七月二十三日附宣言を發表して宋哲元が日本軍との間に結んだ協定に反對した。同宣言は黨中央執行委員會の名において發せられ左の十五ヶ條をその内容とする――

- (一) 宋哲元をして敵對武力抗争を行はしめること
- (二) 海・陸・空軍全勢力を動員すること
- (三) 民族救防會議を招集すること
- (四) 日本軍占領地域にバルチザン戦を展開すること
- (五) 結社禁止法を撤廢し、愛國運動を許可し、政治犯を釋放し、民主的自由を實現し、民衆の經濟的要求を充足し、軍民間の各種民族的抗日戦線を創設すること
- (六) 日本との外交關係斷絶
- (七) 日貨ボイコット實行
- (八) 在支日本人經營銀行、鑛山、工場その他の財産沒收
- (九) 日本人の在支政治的經濟的特權の撤廢
- (十) 在支日本大使館、領事館ならびに特務機關の閉鎖
- (十一) 日本スパイおよび漢奸の逮捕
- (十二) あらゆる制度の民主化および民族會議の開催
- (十三) 國共提携を中心とする各黨、各團體の團結により抗日民族戦線の結成
- (十四) 國土防衛と人民の生計状態改善を目的とするあらゆる新政策の實施

(十五) 米、英、佛、ソとの協定による反日對外政策の實施

同二十三日には毛澤東が「日本帝國主義の進攻に對する方針と辦法と前途を論ず」なる長大論文を發表し、(一)全國軍隊の總動員、(二)全國民の總動員、(三)政治機構の改革、(四)抗日外交の展開、(五)人民の生活改良綱領發表、(六)國防教育の普及、(七)抗日的財政經濟政策の實施、(八)全國の人民、政府、軍隊の團結による民族統一戦線の展開、といふいはゆる八大綱領を披瀝した。ついで八月十五日共產黨中央執行委員會は「抗日救國十大綱領」を發表したが、その内容は上記のものと大差なく(一)日本帝國主義の打倒、(二)全國軍事の總動員、(三)全國人民の總動員、(四)政治機構の改革、(五)抗日外交政策、(六)戰時財政經濟政策、(七)人民の生活改良、(八)抗日教育政策、(九)漢奸、賣國奴、親日派の肅清、(十)抗日民族團結、の各項にわたるそれぞれ細目の綱領を掲げてゐる。一方モスクワにありし支那共產黨第一

の理論家陳紹禹は時を同じうして「日本帝國主義侵略の新段階と中國國民奮闘の新時代」と題する論文を公けにし、あくまで支那側の勝利を主張し國共合作を提唱するとともに共産軍を「支那軍中の進歩的強力部隊としソヴェート地區をもつて抗日戦の據點たらしめよ」と説いたが、さらに支那共産黨當面の任務として次の五項を挙げた――

- (一) 勞働階級幾百萬大衆の訓練、組織に全力をつくすこと
- (二) 支那民衆の歴史的多数を占める農民大衆を組織。指導して全民族的民主主義闘争に参加せしめること
- (三) 青年なかんづく學生青年の間における黨の活動を強化・擴大すること
- (四) 民族革命軍のあらゆる部隊内に共産黨員および眞摯な革命的分子を組織し革命的軍規を強化すること
- (五) 滿洲における共産黨の活動と影響を強化すること

ついで九月二十二日支那共産黨中央執行委員會より蔣介石あて宣言が發せられ支那共産黨は

- (一) 三民主義實現に最善をつくすこと
- (二) 國民政府の顛覆、共産主義思想の宣傳、土地沒收の諸方策を放棄すること
- (三) 中國ソヴェート共和國政府を解消し民主的形式の政府樹立を支持すること
- (四) 共産軍を國民革命軍に改編し軍事委員會の命令下に前線において國防事務に服すること

の四ヶ條を提示したが、これに對し翌二十三日蔣介石は

「國民政府は國民黨指導のもとに各黨各派に對し救國の實を擧げるべくあらゆる機會を提供する用意を有する。共産黨もまた今日の宣言の趣旨に従ひこれらの同志として抗日救國を合作せられんことを望む。」

なる旨の聲明を發し、國共合作はいよいよ國の内外に公示せられたわけである。その間七月末には人民戦線派（いはゆる七君子）の釋放、滯日中だつた左翼作家郭沫若の逮捕令取消し、八月二十一日には陳獨秀の釋放など蔣介石の對人民戦線妥協策が相次ぎ、さらに同八月二十一

日には南京で駐支ソ聯邦大使ボゴモロフと國民政府外交部長王寵惠の間に、ソ支不可侵條約の提携を見て蔣介石の聯ソ政策は決定的なものとなつた。同條約を契機としてソ聯邦の對蔣援助は半公然と行はれるにいたつたが、これに關しては項を改めることとする。

越えて一九三七年十二月二十五日にいたり支那共産黨中央執行委員會は「時局宣言」を發し「國共兩黨合作をして鞏固親密の度を加へしめることをもつて民族統一戦線擴大強化の眼目とせよ」と説き、本格化する抗日戦の戦術・對策につきて縷々述べるところあつた。

一九三八年に入ると支那共産黨の國民黨および蔣政權内部への喰入りはとみに強大し、まづ一月一日早々蔣介石が軍政機構の大改革を斷行するや、周恩来は政治委員會副委員長に、朱德は北支遊撃軍總司令に任命されたのはじめ共産黨首脳者は續々國民政府側の要職についた。かゝる共産黨の勢力増大に對してはやうやく蔣政權内部の右翼陣營から反對論が

起り、國共相剋の種子が芽生えるにいたつたが、これに對し共産黨内部にも國共合作打切りの聲が擧げられ、同年八月一日西安で開かれた共産黨七全大會におい

- (一) 國民政府が崩壊しつつあるのに乘じ一擧支那赤化をはかり、共産黨による支那統治を實現すべくあらゆる工作を進めること
- (二) 國民政府がなほ今後も存続する場合は共産軍を中央軍と別個に獨立せしめ、一方共産勢力を漸次中央軍に浸透せしめること

の二項目が論議されたほどで、表面的にはとも角裏面では相當の摩擦が行はれてゐることを裏書きした。しかし日本軍の進撃いよいよ急なるに及んでは彼らの内部抗争も許されざる情勢に立ちいたり漢口陥落後の同年十一月十五日延安で開催された共産黨六中全會では再び共産黨の妥協政策を示す左のごとき八項より成る政綱が決定された――

(一) 停戰協定運動に對し全國的反對運動

を展開すること

- (二) 蔣介石を擁護し國共合作を強化すること
- (三) 軍隊の戰鬥力を改新し西北、西南支那を保衛すること
- (四) 遊撃戦を擴大し日本軍の背後に遊撃隊の根據地を増設すること
- (五) 民主政治の漸進的實現を期すること
- (六) 共産黨は國民黨各團體および軍隊中に秘密細胞を設けぬこと
- (七) 三民主義青年團は民主黨一黨の青年組織ではなく全國的青年大衆組織であるから共産黨員の加入を認めること
- (八) 國民黨各組織機關中に國共兩黨より成る共同委員會を新設し、その合作を強化するやう國民黨中央部に要求すること

その後蔣政權が重慶へ遷都してからも共産黨首脳者は機會ある毎に國共合作の強化を聲明してゐるが、一九三八年十二月汪精衛氏の重慶脱出、對日和平聲明となるや、重慶國民黨内部には動搖するもの少からず、同氏の新政權樹立運動の進捗につれていよいよその傾向に拍車がかげられた。しかし依然として共産黨の重

慶政府内における發言權は強く、蔣介石からもこれに引きずられてゐる形で重慶の赤色化は覆ふべくもない事實となつてゐる。

一九三九年七月十七日支那共産黨は重慶政府機關紙大公報に「抗戰二周年記念宣言」なるものを發表したが、その中には「國共合作の強化による抗日戦の徹底的遂行」とともに蔣政權の内部に「一部の妥協分子があつて日本に屈服せんとしつてゐる」ことを指摘した。同月二十六日重慶を訪問した周恩来、陳紹禹らは蔣介石と會見、和平派の摘發逮捕を蔣に強要したといはれる。

支那共産黨機關紙新華日報の抗戰二周年記念特輯號に掲げられた黨中央執行委員會の宣言にも次のやうに説かれてゐる――

「抗戰は最後まで繼續しなければならず、また國共はあくまで緊密なる連繫を保たなければならぬ。共産黨はいかなる妥協にも絶對反對する。新支那はかゝる妥協の上になく故孫文先生

の三民主義の上に樹てられるべきである。」

同年八月二日から重慶で開かれた擴大國防委員會においては國共兩黨から軍事委員會常務委員を擧げることが決定され、共產黨側の同委員には朱德、毛澤東、周恩來の三名が就任し、かつ同會議では蔣政權が西北邊疆地區における軍事的政治的地盤確立を認めることを條件として、共產黨は蔣介石の申出を容れゲリラ戦によつて北支および内蒙の日本軍を脅し、ソ聯邦との關係を一層緊密ならしめる旨を決定した。これによつて國共關係はさらに一步を進めたが、これはあくまで蔣介石をめぐる最上層部に關してであつて至般的にはむしろ國共相刺の傾向は増進するばかりとなつた。特に一九三九年秋以來北支を中心として國共兩軍の衝突が繰返されるにいたつた。

一方歐洲戰爭勃發、その進展に伴ひ英佛兩國は從來のごとき蔣政權援助を續行出來なくなり、従つて蔣政權としてはますますソ聯邦にすがら道なく、こゝ

において共產黨の蔣政權への壓力はいよいよ加重して來た。朱德、周恩來らがコミンテルンの招請によつてモスクワに赴きその到着の日一九三九年十月十九日を期して毛澤東は新華日報紙上に「支那共產黨政策の長期抗戰新段階」と題する論文を發表し

「共產黨を攻撃し統一戦線を破るがごときあらゆる企圖に對しては一刻たりとも猶豫するものではない。……國共合作を分裂せしめんとするものに對しては斷乎たる態度をとるであらう。」と重慶政府内部の右翼派・動搖分子らに對して威嚇を與へた。

また共產黨は對蔣宣言で約束したごとく陝甘寧邊區政府を一應解消して陝甘寧特別邊區となし統一政府下においたといふものの、それは形式上のことで實質的には依然蔣政權と相容れぬ一國を形づくりに、西北支那のソ聯邦化はほとんど覆ふことの出來ない事實となつてゐる。

以上の支那共產黨史からして、ソ聯邦の支那に對する働きかけは最も明瞭に看

ソ支交渉史

取されるが、これはいはゞソ聯邦のコミンテルンを通じての工作であり、別個に國家としてのソ聯邦が一獨立國たる支那の政府に對して一應公然と各種の交渉を持つた面もあることを認めねばならぬであらう。もちろん、その際も國家としての立場をコミンテルンの立場から峻別することは誤りであつて兩者はおの／＼唇齒の關係をなしてゐると見るべきである。しかし事實上、ソ聯邦は支那共產黨に對する働きかけ以外に支那に對して種々の手を打つてをり、そこに「ソ支交渉」とでも名づけるべき關係が成立してゐる。そこで次には「支那共產黨」の項で觸れたものと重複しない程度にソ支交渉史を概観することにしよう。

ソ聯邦と支那との關係は有名な「カラハン宣言」からはじまる。第一回の同宣

言はロシア革命の翌々年一九一九年七月モスクワで發表されたその内容は

「ソ聯邦政府は支那から滿洲その他の領土を奪取した帝政ロシア政府の一切の侵略を放棄することを充分諒解させる目的で、東支鐵道および鑛山、森林などの利權その他一切の利權を無代償で支那に還附し、團匪賠償金を放棄し、またロシア人の支那における治外法權を撤廢する用意を持つてゐる。右の目的のためにソ聯邦政府は支那と商議を開始せんことを提議する。」

といふにあつた。この宣言は書簡の形式で北京政府および廣東政府に送られたが、支那は時あたかも南北對立の抗爭時代で外を顧みる暇がなく、かつロシア革命に對して脅威を感じてゐたので、南北兩政府とも同宣言を握りつぶしてしまつた。しかしモスクワ政府は執拗にも重ねて翌一九二〇年九月第二回カラハン宣言を發した。内容は第一回と同様で、不平等條約の破棄と打倒帝國主義を旗印とし革命途上の支那にとつて最もうけ容れら

れ易い好餌に充ちてゐた。それにもかゝらず再度南北兩政府はこれを黙殺してしまつた。

一方カラハン宣言と併行して、モスクワ政府はコミンテルンを通じ支那共產黨の結成に着手した。これは前項で述べたとほり一九二〇年の春、ヴォイチンスキ一の派遣となつてあらはれた。さらにコミンテルンとは別個に、カラハン宣言につゞく第二段の方策として一は支那との國交を回復すべき外交的任務を果させ、他は支那共產黨およびその周囲のものを現状で指揮させるため、ソ聯邦政府代表といふ資格でなく表面はソ聯邦政府から獨立してゐることになつてゐた極東共和國から代表を派遣する方法をとつた。ユーリンがすなはち同共和國代表で、同人の北京派遣方につきまづ極東共和國をして支那政府に交渉させた。元來極東共和國とはソ聯邦政府がシベリヤ統一の方便と對外政策の見地とから緩衝國として作つた一共和國で、近き將來においてソ聯邦の一部となる豫定で作られたのである

から、ユーリンは直接には極東共和國を代表し、事實はソ聯邦政府を代表せるものであつた。この交渉を受けた北京政府は右の真相を察してその受諾を肯せず、たゞ使者を庫倫(今のウラン・バートル)に送つて同地でソ聯邦政府の用件を聞くことにしたので、ソ聯邦側の謀略は一時不成功に終らうとした。しかるに間もなく北京では安福派の政府が倒れて直隸派政府がこれに代り、同政府はつひに非公式の資格でユーリンの入京を承認した。第二回のカラハン宣言が出たのはそれより約一ヶ月の後であつた。ユーリンはソ聯邦政府の意を體して工作にとりかゝつたが、時未だ至らず在支一年に充たずして何事もなすことなく歸國した。これに代つて來たのがバイクスであつた。

このときは支那側にもソ聯邦政府に對する態度の緩和著しいものがあつたから、バイクスは初代のソ聯邦代表として非公式に北京に乘込んだのである。しかし彼もまた對北京政府交渉については外蒙赤化の問題に累ひせられて特別の成果

を擧げ得ず引揚げねばならなかつたが、支那共産主義者の操縦には或る程度の功績を残してゐる。それは當時支那にあつた社會主義青年團から共産主義者以外の分子を排除してキム（共産主義青年インターナショナル）の支部としたことである。爾來、支那共産黨の補助機關としての支那共産主義青年團の活躍は目覺しいものがある。

二

パイクスと入れ代つたソ聯邦代表はかのヨツフェである（これまで「ソ聯邦」の呼稱を用ひなかつたのは未だ今日のソ聯邦社會主義共和國聯邦が結成されなかつたからである、それが成立したのは一九二二年であつた）。ヨツフェは一九二二年八月北京に着任の前後、大膽かつ無遠慮に支那における帝國主義の打破と國民革命の必要を高唱し、ソ支接近の宣傳にこれ努めた結果、外蒙問題のため風向の悪かつた支那政府内の對ソ人氣を若干取返すに成功した。それに氣をよくしたヨツ

フェはまず、支那の共産黨や共産主義青年團を動かして支那赤化の歩を進めた。ユーリンやパイクスももとより赤化工作に従事したが、それはソ支國交開始の交渉に障害を來さぬ程度であつたのにヨツフェにいたつてはむしろ支那共産主義分子の操縦が本職であるかのごとき觀があつた。従つてヨツフェの入京後支那の共産主義運動は俄然活潑となり、それとともに反帝國主義および國民革命運動を黨の綱領としてゐた國民黨もヨツフェを通じてソ聯邦に接近するにいたつた。このソ聯邦・國民黨の接近に一步を進めて兩者の提携を具體化したのが有名な「孫・ヨツフェ共同宣言」であつた。これは兩者が一九二三年の一月から二月にかけて上海で會見した結果、共同聲明となつたものである。その内容は

- (一) ソ聯邦政府は國家の統一ならびに完全な國家獨立のため支那を助けること
- (二) ソ聯邦政府は帝政時代に支那に課した條約を放棄することを根底と

して支那と商議を開始すること
(三) 東支鐵道問題はソ支間の正式會議で決定されるべきものであるが、差當り双方の權利・利益を害せず一時的の經營方法を協定すること
(四) ヨツフェは外蒙においてソ聯邦が帝國主義的政策を行ふものでないと宣言し、孫文はこれに満足してソ聯邦軍隊の即時引揚げを要求しないこと

などで、これを要するに(一)ソ聯邦は國民黨をして支那を統一せしめ、かつ資本主義諸國家を支那から排除させるため國民黨を援助する代りに(二)外蒙問題および東支鐵道問題については孫文が大體ソ聯邦のいふところをきく、といふことである。この宣言こそ後に廣東政府が「聯ソ容共」を採用する基礎となつたもの、これによつてさらに國民黨の北伐となり、孫文の死後蔣介石をして今日の國民黨專制政治を樹てしめる契機を作つたものである。

三

ヨツフェが歸國しカラハンが支那へ乗込んだのは一九二三年九月であつた。カラハンは着任の途上、滿洲で張作霖と會ひ東支鐵道問題についての交渉を試みた。これは結局不成功に終つたけれども、滿洲におけるカラハンの歓迎ぶりは實に鄭重を極め、さらに北京に乗込むと支那上下の歓迎はまさに白熱的といふに價した。さきのカラハン宣言當時と比べて今昔の感が深かつた。これはいふまでもなく支那の反帝國主義運動に對するソ聯邦の援助豫想からであり、日英米佛諸國の對支政筋に對する支那の不人氣を反映してゐるものであつた。

カラハンはこの機運に乗じてさかんに資本主義諸國の攻撃を煽動するとともに、支那共産黨を躍らせて支那國內に親ソ熱を植多つけた。かくて一九二四年には北京政府代表としての王正延との間にいはゆる「カラハン協定」の調印を見るにいたつた。

同協定は北京政府内の勢力争ひから同政府の認めるところとならず暗に乗じて葬られてしまひ、王は全權を免ぜられ顧維均がこれに代つたけれども、親ソ派の吳佩孚、馮玉祥の側面工作や民衆の親ソ運動のため北京政府はつひに王・カラハン協定に少しばかりの變更を加へて「ソ支協定」を成立せしめた、時に一九二四年五月であつた。

- (一) 外交官の相互派遣
- (二) 帝政ロシア時代の條約廢棄
- (三) ソ聯邦が第三國との條約にして支那の主權および利益を害するものの廢棄
- (四) 外蒙の還附
- (五) 東支鐵道のソ支平等合弁經營
- (六) ロシヤ租界その他ソ聯邦の支那に有する一切の特權の放棄
- (七) 關匪賠償金の放棄
- (八) 治外法權の撤廢

などであつた。かくて支那はソ聯邦を承認し、かつ相互の原則によつて將來の

國交を律することを協定した。

しかるにこの新協定中には東支鐵道問題、松花江および黒龍江航行問題その他東三省に直接關係する問題が多かつたが北京政府は同地方の事實上の主權者であつた張作霖と全然没交渉でこれらの問題を協定したといふので、今度は張作霖が怒り出して協定否認の態度に出た。そこでカラハンは代表者を奉天に送つて張との間に特殊の協定を作成させることとなり、つひに一九二四年九月「奉ソ協定」が出来た。同協定の結果ソ聯邦は公然と東三省に領事を送り赤化工作に當らせると同時に、それまで白系露人によつて運行されてゐた東支鐵道にソ聯邦人が君臨することとなり、同鐵道を中心としてソ聯邦の滿洲赤化運動はとみに活潑化したのである。

四

聯ソ容共政策をとつた廣東の國民政府はその後まず、ソ聯邦および支那共産黨との關係を親密にし、一九二三年九月

にはソ聯邦の派遣したポロヂンが廣東政府顧問となり、翌一九二四年一月には國民黨の改組によつて共產黨員の國民黨入黨を認めることとなつた——以上は「支那共產黨」の項において詳しく見たところである。

一方國民政府はこの機會に北伐を敢行して全支統一を完成せんがためソ聯邦赤軍にならつて國民軍の編成に着手し、その準備と軍事的援助をソ聯邦に請ふた。時の參謀長で孫文の信頼を勝ち得てゐた蔣介石をモスクワに派遣することとなつた。蔣のモスクワ訪問は一九二三年八月であつた。歸國後の蔣と孫文が専らポロヂンらの願使下に労働者、農民の組織化を行ひ、これを背景として着々北伐の決行を急いだのである。

一九二五年三月孫文は國民革命の業半ばにして北京で客死した。孫文の死後ポロヂンの辣腕はますます發揮されるやうになり、國民黨の樞機を悉く共產黨員および國民黨内極左派の手に握らせるためにあらゆる手段を講じた。孫文在世中

とてももちろんかゝる方策を忽せにしたわけではないが、孫の死後は露骨にこの方針を實行し、ために國民黨はいよゝゝ左傾して一時は共產黨と國民黨との區別が判然としなくなつたほどだつた。これに對して蔣介石が次第に快く思はなくなつたのは當然である。

蔣介石が北伐の途についたのは一九二六年七月であつた。この頃はまだ國共分裂は表面化せず、北伐は着々成功裡に進められて行つた。その間にも國民黨内共產黨員の勢力はいよゝゝ増大する一方であつたが、かゝる際一九二七年四月突如蔣介石によるクーデターが斷行され、國共分裂、ソ聯邦人顧問の總引揚げとなつたことは「支那共產黨」でくわしく見たとほりである。こゝに四年來さしも支那に深く喰入つたソ聯邦勢力も總退却を餘儀なくさせられ、これに引續き廣東、武漢、上海などのソ聯邦各機關に對し大規模の彈壓が加へられたが、これらに對してソ聯邦では時の外務人民委員チチェリンの名において一九二七年十二月次の

やうな聲明書を發表した——

「ソ聯邦の敵は世界の何處かに革命運動が起ると、すぐソ聯邦の手先が仕組んだ仕事だとする。支那の國民運動についても、これをやはりソ聯邦の政策および仕事であるとした。最近發生した廣東事件においては幾多のソ聯邦人が犠牲となつた。この蠻行に對する責任は國民政府首腦者全部に負さるべきであると同時に、ソ聯邦に敵對する世界的反動分子の負ふべきものである。殊にイギリスの帝國主義的反動は實に廣東における流血事件ならびにソ聯邦人に對する暴行事件の動因と認めねばならぬ。ソ聯邦は支那の反革命およびその背後勢力の行つた暴行をソ聯邦に對する彼らの攻撃と見る。ソ聯邦は依然として平和政策を繼續はするが、最悪の場合における準備に缺けるものではない。」

五

一方張作霖の東北政權もソ聯邦の赤化

工作に惱むこと一通りではなく、これに對し張は一九二五年來東支鐵道沿線からソ聯邦勢力を驅逐することに手を染めてゐたが、一九二七年に入りつひに北京政府をしてカラハンの公權行使を停止せしめ、引續き同年三月には在哈爾濱ソ聯邦通商代表部の家宅搜索を行ひ、翌四月には北京のソ聯邦大使館を軍隊で包圍して大搜索、その翌日天津の東支鐵道支社をも搜索した。殊に北京大使館の搜索ではソ聯邦人十六名および支那共產黨員二十餘名を逮捕し、支那共產黨員は即日銃殺に處された。そこでソ聯邦政府は大いに激昂、チエルニエフ代理大使以下の引揚げを斷行してこゝにソ聯邦と北京政府との關係は斷絶した。

かくするうち一九二八年六月たまたま張作霖爆死事件が突發、これを契機として國民政府の南北統一が完成するとともに同政府による對ソ聯邦勢力彈壓はますます熾烈となり哈爾濱、齊々哈爾濱などのソ聯邦領事館を閉鎖、東支鐵道沿線電信權の回收、特に東支鐵道そのものの回收

を斷行しようとしたので、つひにソ聯邦

はソ支關係の即時斷行を宣言、たゞちに赤軍を國境に進撃せしめ空軍、機械化部隊を動員して支那軍を散々に打破り、進撃わづか五日にして一九二八年十一月二十一日には赤軍の滿洲里占領となつた。こゝにおいて十二月ソ聯邦政府と張學良との間にハバロフスクで平和交渉が行はれ東支鐵道の原狀回復を條件として平和が成立し、ソ支國交回復の正式會議はモスクワで開かれることになり、會議は幾度か停頓しつゝ一九三一年に持越された。しかるに同年九月十八日突如柳條溝事件が勃發して滿洲事變となつた。

支那側は日本牽制のために急遽ソ支國交恢復の必要を感じ孫科、陳友仁ら左翼派が復交論の急先鋒となり、つひに國民政府の復交案可決を見て、ソ聯邦政府とソ支不可侵條約の締結を條件に國交回復を提議するにいたつた。

しかるに一旦ソ支交渉が開始されるや、支那側は赤化宣傳禁止條項を固執し、ために交渉は容易に進捗しなかつたが、

滿洲における日本の進出に對してソ支共同戦線の必要を痛感したソ聯邦政府はリトヴィノフ外務人民委員をしてジュネーヴで支那代表顧慶惠と交渉せしめた結果同年十二月日支紛争をめぐる聯盟會議の眞只中、突如としてソ支國交恢復條約が發表された。

六

ソ支國交恢復成るや、ソ聯邦は條約中に、赤化宣傳禁止の條項を巧みに切抜けたので、以後は大びらな赤化宣傳に乗出し、これによつて支那共產黨の飛躍的増強を來し、つひに三十萬の共產軍を擁する瑞金聯邦政府の樹立となつたことは「支那共產黨」において述べたところ、さらに一九三五年七月にいたり第七回コミンテルン大會が支那國內戰の停止、抗日人民戦線の結成を決議し、これに基いて支那共產黨が抗日聯合軍の結成を提唱し翌一九三六年十二月の西安事件を経てつひに國民政府の第二次聯ソ容共政策となつた——この間の事情も同じくすで見

て来たとほりである。

しかして翌一九三七年七月七日支那事變の勃發となり、翌る八月二十一日南京で駐支ソ聯大使ボゴモロフ國民政府外交部長王寵惠間にソ支不可侵條約が調印され同二十九日發表を見たが、同條約の全文は左の四ヶ條より成つてゐる――

第一條 締約國は國際紛争解決のために戦争に訴ふることを排撃し、かつ相互の國際關係において國策遂行の具としての戦争を否認することを嚴肅に再確認し、この誓約を遵守するために締約國は單獨にまたは他國との共同動作により他の締約國に對し一切の侵略をなさざることを誓約す

第二條 締約國の一方が一國または數國の第三國より侵犯を受けたる場合においては、他の締約國は當該第三國に對し紛争の全期間にわたり直接間接の援助を與へざることを約し、かつ侵略國により被侵略締約國のため不利なる結果をもたらすべく利用されることあるべき一切の行動をとらず、また一切の協定をなさざるべきことを約す

第三條 本條約の諸規定は本條約成立以前に締約國双方が調印したる二國または數國間の條約または協定に基く誓約、双方の權利義務に影響なきやう解釋すべきものとす

第四條 本條約は英語にて二通作成し、兩全權調印の日より效力を發生し、かつ五ヶ年間有效とす、締約國の一方が本條約を廢棄せんとするときは期限満了前六ヶ月前に相手方に通告すべし、もし滿期前に双方とも右通告をなさざる場合は、本條約は最初の五ヶ年満了後さらに二ヶ年自動的に延長さるゝものとす、右二ヶ年の期限満了前に當り締約國双方が本條約廢棄の意思を表明せざる場合はさらに二ヶ年間繼續さるべく、その後もこれに準ず

右のごとく公表されたソ支不可侵條約の内容は、ソ聯邦がその接壤諸國との間に締結したものと全く同趣旨であつて極めて消極的なものであるが、その背後に何らかの秘密協定乃至は諒解の存在が推測され、その密約として一般に信ぜられたところは次のごときものであつた――

- (一) ソ聯邦は同年九月末日までに以下の武器・軍需品を支那政府に賣渡すこと――飛行機三百五十機、戰車百臺、馬四千頭、荷馬車二千臺、自動自轉車二千五百臺、重砲牽引用トラクター千五百臺、小銃十五萬挺、小銃彈六十萬發、砲彈十二萬發
- (二) 支那政府よりソ聯邦國立銀行に右代金の半額を供託すること
- (三) ソ聯邦政府は義勇兵および技術家多數を支那政府に供給し、その俸給は支那政府がこれを拂ひ、ソ聯邦政府は國營保險局の保險を附すること
- (四) 支那政府はソ聯邦政府に對しシベリヤ橫斷鐵道と支那とを結ぶ鐵道の敷設權その他北支における利權を附與すること

七

支那事變第二年目一九三八年に入るや、ボゴモロフに代つて駐支大使となつたルガネツ・オレルスキーは一月早々重慶において國民政府主席林森に對し信任狀を捧呈したが、その際同大使は林森に左のごとき要旨の型破りの挨拶をなし蔣

政權を激勵した――

「余は本國政府より緊急なる傳言を託されてゐることを誇りとす。すなはちソ聯邦は友好的なる隣國支那に對して深甚の同情を寄せるもので、支那が現在の自己保存と獨立のために最後の勝利を得んことを衷心より希望してやまない。」

同年五月には國民政府特派孫科がモスクワでカリーニン最高會議幹部會議長と會見し、引續きヴオロシロフ國防人民委員、ボチヨームキン外務人民委員部長との間に數次にわたる折衝を重ね、その結果ソ支軍事密約が成立したとの説があり、その内容については次のごとく傳へられた――

- (一) ソ支國境の共同防衛
- (二) 共產軍遊撃隊に對する武器供給
- (三) 新疆、寧夏、西海地方におけるソ聯邦の特殊權益承認
- (四) ソ支兩國聯絡鐵道敷設に關する技術的合作
- (五) 國民政府首席顧問にソ聯邦人を招聘

すること

(六) ソ聯邦側の意向に基き國民政府の行政機構を改革すること

翌六月オレルスキー大使は本國政府の訓令に基き歸國の途につき、モスクワで何事かの指令を仰いで八月漢口に歸任したが、この歸國は右ソ支軍事協定の最後の打合せのためと傳へられた。越えて翌九月には新任駐ソ支那大使楊杰がクレムリン宮でカリーニンに信任狀を捧呈、同日モスクワ新聞記者團に對し左のごとき聲明書を發表して對蔣援助を懇談した――

「支那國民は五千年來の文化と平和愛好の精神を有し、蔣介石の指導下に孫文の示した道を血と力をもつて進み國民的生存に努力してゐる。平和と幸福とに努力する他の諸國民はこれを支持せられんことを支那國民は切に期待するものである。人類の幸福に對する支那國民の希求はすなはちソ聯邦國民の希望でもある。従つてこの偉大なる兩國國民が利害を超越した親善關係を深めることは極めて自然でなければなら

ぬ。兩國の親善關係は、今後ますます深まり、全人類に幸福をもたらすであらう。」

同じ頃オレルスキー大使と國民政府財政部長孔祥熙との間に三千萬元の武器購入契約が成立したと傳へられ、かくてソ聯邦の對支援助はいよいよ深化の一路を辿つた。

以上において大體一九三八年までのソ支交渉史を見たから、次に一九三九、四〇年（八月まで）にわたりソ支間に生起した諸事件を列記する事とする。

最近のソ支關係(支那共產黨の活躍を含む)

一九三九年

一月

【孫科、ソ支關係を説く】

重慶政府立法院長孫科は一月七日左のごとき演説を行ひ、ソ支關係の経緯について明かにした――

「蘆溝橋事件前、ソ聯邦駐支大使ボゴモロフ氏はモスクワより歸任した際支那政府に對し次の三つの提案をなした——

- (一) 太平洋平和會議の招集
- (二) ソ支不可侵條約締結
- (三) ソ支援助條約締結

しかして熟慮の結果、支那政府は太平洋平和會議は日本が参加せぬであらうから無意味であらうとの結論に到達した。右平和會議の提唱は蘆溝橋事件の勃發によつて自然的に解消することとなつた。ソ支不可侵條約は一九三七年八月締結されたが、相互援助條約の交渉は日支戰爭狀態の發生によつてソ聯邦の提案當時とは全然事態を異にするのでその進捗を見なかつた。蘆溝橋事件前に援助條約が締結されてゐたならば、あるひはかゝる事件は避け得たかも知れないが、事件發生後に援助條約を締結するといふことはすなはちソ聯邦が對日戰爭を開始することを意味するものである。過去一ヶ年間に於ける歐洲の風雲は頗る急で、ソ聯邦としても東西兩面に戦端を開くことは不可能でありまた極力回避するところでもあつた。かくてソ聯邦は極東において積極政策をとることが出来ず對支援助も控へ日

にせざるを得なくなりその形式も精神的、外交的なものにとゞまることとなつた。」

【五中全會前に共産黨活躍】

一九三九年に入るや、支那共産黨の蔣政權に對する働きかけはさらに積極的となり、一月二十一日から開始の重慶國民黨五中全會をまへに國共合作の強化を看板に事實上蔣政權を乗取らんとし、しきりに畫策をつづけたが、周恩來は同十日南海大學主催の講演會に臨み抗戰必勝論を演説するとともに

「各黨は今後國內紛擾を避け三民主義を遵法すべきである。今次の戰爭を通じて支那の各種事業は大部分國有國營となり資本主義の抑制は甚だしく容易となつた。」

と指摘、三民主義の實踐化を力説した。これは五中全會の中心的議題たるべき「三民主義即共産主義」となす共産黨側の三民主義に對する見解の一端を示すものとして注目されたが、さらに周は二十一日の開會まで連日孫科をその私宅に訪れ五中全會に對する諸方策を協議してゐた

と傳へられた。共産黨側の五中全會に對する要求は國共合流のほか次の三つと觀測された——

- (一) 集會、結社、言論の自由——共産黨は曩きに國民黨側が武漢において民族解放先鋒隊などの左翼團體を解散せしめたことに對し頗る不満で、右案によつて團體組織の確實な保障を得んとした。なほ同案の目的は一般の集會、結社を意味せず、共産黨の集會、結社の自由を要求するものであつた。
- (二) 人民の生活改善案——本案は人民生活の改善に名を藉り、階級闘争を挑發、共産黨支持分子を多數獲得して特に共産系遊撃隊の地方における活躍に利用せんとするものであつた。
- (三) 除奸案——汪精衛氏の和平通電が中央側にとつてその野心を挫折せしめるに十分な大打撃であり、この際支那共産黨としては何らかの方法をもつて國民黨に働きかけ抗戰主義と相呼應して抗日戰を繼續することが絶対必要な條件なので、完全に汪派の反共團體あ

るひはその言論を驅逐していはゆる肅清を行はんとするものであつた。

【共産黨の提案成らず】

一月二十一日より重慶に開かれた五中全會は同三十日閉會して宣言を發表したが、國共合流に關しては共産黨の申入れを拒否、國共二重黨籍に對し最後の斷を下された。これによつて共産黨側の策謀のうち最も重要なものが一蹴されたわけ、國共の微妙な關係を遺憾なく暴露したものである。同宣言中右の拒否に關する部分は次のとおり——

「五中全會はこゝに嚴然と宣言する。すなはち國民黨内に二重黨籍の存在を許すことは國民黨員の信念と結束とに弛緩を來し、ために革命運動に遲滞を來すことを吾人は許し得ないのである。しかし眞實に三民主義を理想として遵奉する支那人はその過去の政治的意見あるひは黨派の別を問はず、國民黨の抗日建設工作に参加することを吾人は歓迎するものである。」

一月一日

【西北航空のソ支協定成立】

二月七日南京よりの報道によれば一月より二月にかけてソ聯邦はオレルスキー駐支大使の進言に基き重慶政府と支那西北航空に關するソ支協定を締結、ソ聯邦の支那に對する働きかけのいよいよ活潑なること、および西北地區一帯の赤化がますます拍車をかけられてゐることを物語つた。同協定の内容は——

ソ聯邦は軍用機のみならず航空技術家、操縦士などを今後とし、供給し日本空軍のために撃滅された支那空軍を再建するが、これに對し支那側はウラン・バートル、迪化、蘭州、寧夏、西安の各地を含む外蒙および西北の上空をソ聯邦の領空同様と認め、ソ聯邦の軍用機および民間機の自由飛行を許すほか該地方における航空關係の特殊權益をソ聯邦に與へ、かつソ聯邦より派遣された人員に對しては支那側で出来る限りの優遇をなす。

といふにあり、協定有効期間には向ふ五ヶ年と定められ、かつ必要あらばこれをそのまゝ軍事協定に轉換し得ることとなつてゐると傳へられた。

【陝甘寧邊區に赤色立法】

西北支那陝西、甘肅、寧夏三省の一部に支那共産黨が四區政府をおき隠然重慶政府に對抗してきたことは従來から重慶政府を非常に刺戟し、しばしば嚴重な通告を發して速かに取消しをなすべしと要求したにも拘らず、共産黨側はその都度これを拒絶し、重慶政府の威令次第に衰退せるに乗じてますますその機構と地盤を擴大強化し、毛澤東のごときは公然と邊區政府を將來の赤色支那の中央政府たらしめんと豪語してゐたほどであるが、支那政治上初めでの試みである支那共産黨の第一回陝甘寧邊區臨時參議會は一週間の會期を終へて二月七日閉會、人民立法の名において各種の共産主義的立法を決議した。これは支那赤化史上劃期的大事件として注目された。かく共産黨は中央においては國共合作に極めて忠實なるかのごとく装ひ、出来るだけ國民黨との摩擦を避け重慶政府からの壓迫を阻止しつゝ邊境において着々獨自の赤化政策を遂行し、來るべき全支赤化の地盤を強化しつゝあるものと見なければならぬ

い。右參議會を通過した主なる法律案は左の如くである――

- (一) 陝、甘、寧三省の各一部を含む地域における邊區政府の權限を規定した基礎立案(同地域の人口推定百萬)
- (二) 戦線より歸還した兵士に無償で土地を給與、漢奸の私有財産沒收および全治の見込なき病人の結婚、十八才以下の女子および二十才以下の男子の結婚禁止
- (三) 離婚、重婚、姦通、不倫に關する規定
- (四) 言論、集會、宗教の自由および各民族を通じての男女同權の規定
- (五) 同地域内の少数民族に對して固有の風俗、習慣を守り宗教信仰を許可すること
- (六) 義務教育および強制軍事法律案
- (七) 病弱者、老人、孤兒、寡婦に對する政府の生活補給金の支給
- (八) 一般民衆に對する農業教育、森林の保護、埋立に關する規定
- (九) 政府役人および學生は政府の支出膨脹を可及的に防止するため食糧自給をはかること
- (十) 一般民衆に對する低利資金を潤澤にするため高利貸附を廢止すること

一 三 月

【ソ支新定期空路開設】

かねてよりソ支兩國によつて準備を進められてゐたソ支新定期飛行の第一便たる重慶政府交通部のユンカース機「蘭州」(郵便物千百瓩、乗客十名搭載)は三月二十四日午前七時、重慶發蘭州へ向つた。同地で一夜を明かし、翌二十五日哈密へ飛び、哈密でソ聯邦領中央アジア、アルマ・アタよりのソ聯邦飛行機と連絡成り、こゝに重慶モスクワ間を、四日間で飛ぶ新空路は開設された。

【中ソ學院、重慶に新設】

孫科を會長とし支那とソ聯邦との文化的融合を目的とする中ソ文化協會では三月下旬、支那青年にソ聯邦的訓練を與へるため中ソ學院を創立することを決定した。設置場所は重慶近郊で、同協會では

ソ聯邦政府をはじめソ聯邦の文化、産業界にこの計畫を提示して寄附金を求めたが、初代院長には邵力子が選ばれ孫科は名譽院長となつた。

【國共共同委員會成立す】

支那共產黨六中全會の決議にかゝる新國共合作案は國民黨五中全會によつて否決されたまゝ懸案となつてゐたが、右合作案の眼目をなす共同委員會は支那軍の四月總反攻開始をまへにして三月中旬重慶に成立したことが明かとなつた。共同委員會の存在が一般に知られなかつたのは、それが國民黨の合法的手續を経た公開的存在でなく蔣介石、陳誠らの抗戰主流と共產黨との秘密合作機關であり、また國際關係において英米の思惑を考慮しかつ國民黨内部の反對を避けたため、外部に對して絕對秘密が保たれてゐたからであつた。共同委員會の構成は國民黨側―蔣介石(主席)、陳誠、陳果夫、共產黨側―毛澤東、周恩來、朱德、陳紹禹らのメンバーで、その機能は新抗戰段階に對處すべき國共合作の最高政策を協議決

定するにある。

一 四 月

【共產黨、全面的に進出】

四月十七日の重慶における蔣介石の近衛聲明および和平運動に對する反駁を契機として汪精衛派排撃はいよゝ熾烈となり軍事委員會政治部を中心に藍衣社、共產黨分子は公然汪派肅清を唱へるにいたり、抗戰主流派對和平派の正面衝突を惹起したが、和平派の旗色が斷然悪く漸次その身邊に危機が及びつゝあつた。一方四月總反攻以來、支那共產黨の抗戰諸分野に對する進出は著しく、彼らは秘密共同委員會および國防最高委員會を通じて最高政策を左右するとともに、肅汪運動の先頭に立つて中央、地方の各統制機構より汪派一掃を主張しつゝけた。

【ソ支秘密協定の内容】

四月中旬より重慶で開催された緊急國防最高委員會は三月中モスクワで孫科、リトヴィノフ間に成立したソ支秘密協定

一 六 月

【共產黨、重大要求を提出】

六月初旬陝西省延安で舉行された支那共產黨幹部會議を終るや、毛澤東、周恩來、陳紹禹、秦邦憲らは重慶に連袂飛來し、國民黨首脳部と重要會議を開催し共產黨側より長文の意見書を提出した。同意見書は一九三九年一月以來の時局情勢を嚴密に批判し抗戰第二期に對處すべき具體的方策を提示、統一戦線のより一層の強化をもつて抗戰繼續を目前の緊急任

務とすることを強調してゐたが、それと並んで國共共同委員會を通じ左記事項を要求したと傳へられた――

- (一) 國府の改造による統一國防政府の樹立
- (二) 次期總反攻に備ふべき軍事的政治工作の強化
- (三) 中央、地方を通ずる汪精衛派の徹底的肅清と反戰分子の打倒
- (四) 國府令をもつてすでに中央の同意を得た陝甘寧邊區の特別行政と所管區域の擴大に對する正式承認

【ソ支新通商協定調印さる】

ソ聯邦政府は六月十六日タス通信社を通じてモスクワにおいてミコヤン貿易人民委員と孫科重慶政府特使との間にソ支新通商協定が調印を見た旨左の如く發表した――
ソ支兩國代表は去る十六日モスクワにおいて新通商協定に調印を了した。右通商協定は平等互惠主義に立脚し最惠國條項を含んでゐる。同協定の目的は兩國間の通商貿易關係を調整し支那におけるソ聯邦通商代表の法律的地位を規定せんとするにある。

七月一日

【駐ソ支那大使楊杰離莫】

駐ソ支那大使楊杰は七月三日モスクワを去り本國歸還の途にいたが、同大使はこれを機會に離任するものと見られ、後任には孫科、賀耀組の呼聲が高かつた（この兩者の駐ソ大使は結局實現せず單に蒋介石から特派されたにとゞまり長く空席のまゝつひに翌一九四〇年四月にいたり邵力子が後任に任命された―後出）

九月一日

【駐支ソ聯邦大使更迭】

一九三七年來ボゴモロフ大使のあとをうけてソ聯邦駐支大使に任命され、爾來ソ聯邦援蔣政策の無要な代表者として活躍してゐたルガネツ・オレルスキー氏は一九三九年三月末本國よりの召還命令に接し歸國したが、その後南露コーカサス方面で靜養中のところ七月八日自動車事故で惨死したと同日タス通信社より發表された。オレルスキー氏の歸國後その

十月一日

【蔣介石使節】

蔣介石の特命を帯びた賀耀組は十月十二日成都發、空路モスクワに向ひ途中蘭州、迪化に立寄り十六日モスクワに到着、たゞちにモロトフ外務人民委員と會見し引續き數回に互り會談を重ねたが、同會談は西北國境問題特に新疆省におけるソ聯邦の駐兵權要求問題をめぐり意見の交換を遂げたものと傳へられた。さらに賀はその後重慶政府の指令に基きスタ

十一月一日

【重慶、對共產黨策擬議】

重慶政府に對する共產黨の重壓が大となるにつれて國民黨元老及び右翼派の不満は次第に増大する一方であつたが、十一月に入るや自然各地で國共の衝突がまき起り、中央においても十一月七日蒋介石を中心として戴傳賢、張繼、吳稚暉、于右任、何應欽、陳果夫、丁文江、葉礎

槍、朱家驊らが相集ひ共產黨對策に關する協議をなした結果、次の如き三項目に互る共產黨彈壓策が決定されたと傳へられた―

- (一) 民族革命聯盟結成ならびに共產黨の抗戰指導權確保の道具になる同聯盟の合同計畫組織化を峻拒する。
- (二) 國共同政權樹立に反對する。
- (三) 對日抗戰上、反日諸黨のあらゆる活動を承認するが、これは國民黨の指導下に三民主義理論を脱しない範圍でのみ許さるべきである。

【ソ聯邦大使、重大申入れ】

駐支ソ聯邦大使、パニューシキン氏は十一月十四日同大使館邸に重慶政府行政院長孔祥熙を招致して國共關係の確乎たる調整を希望する旨表明、さらに共產黨支持の目的から次の六要求を提出したと傳へられた―

- (一) 反ソ反共言動の取締
- (二) 前線地方行政獨立の保障
- (三) 支那共產黨を平等の精神で待遇すること
- (四) 陝西、甘肅、寧夏の前線地方におけ

る煽動行為に對する支那責任將校の處罰
(五) 八路軍の防衛地を確定
(六) 共產黨員の安全および各地における言論出版の自由を保障すること

【六中全會、國共相剋に拍車】

重慶國民黨六中全會は前回と異り共產黨側から一人の參會者もなく十一月十二日開會したが、對共產黨策について難航に難航を重ねた擧句、立憲政府創始豫約宣言をもつて事態を糊塗し同二十日閉會した。同會議の様子は重慶側某要人の書信によつて次の如く暴露された―

(一) 六中全會は開會前より國共の軋轢相剋と英佛及びソ聯邦の對日政策轉換に極度の不安を感じてゐる重慶政府の内部情勢を反映して難航を豫想されたので、特に豫備會議を開催して主要議題は悉く對議論争を盡したりへで本會議に附された。

(二) 會議は劈頭から紛糾を極め、なかんづく對外政策については陳誠、張治中、白崇禧、李宗仁、李品仙らは聯ソによる抗戰徹底を主張し蔣鼎文、劉

ーリン、ヴォロシロフ元帥らとも會見しソ聯邦の對蔣援助につき種々畫策した模様である。

【朱德、周恩來ら訪ソ】

支那共產黨領袖朱德、周恩來らの一行は十月十九日空路モスクワに到着したが、訪ソの目的は獨ソ不可侵條約締結後の急激な國防關係の變化ならびに汪精衛氏の和平運動の進展によつて醸成された國內情勢を詳細に報告し、右報告に基き支那事變の新段階に對處すべきコミンテルン本部の指令を仰ぐことにあると傳へられた。

時、朱紹良らは離ソ親米を、また王寵惠、何應欽らは英佛依存をそれ〴〵主張して互ひに譲らず、一時會議は決裂の危機に直面したが結局陳玄夫、孔祥熙、張群、宋子文、王正廷らの提唱する親米第一、英佛とも友好關係を保ちソ聯邦との摩擦も極力回避しようとの八方美人的外交政策が採決されることとなつた。

(三) 共產黨對策については過る十月中旬毛澤東が國民黨に對し爆彈宣言を發して以來、蒋介石より數次の招電にもかかわらず六中全會には共產黨代表がつひに出動しなかつたが、國民黨は共產黨側の不参加を利用して立憲政府創始豫約宣言をもつて共產黨の主張に對し表面妥協的態度を示し裏面に於て種々の共產黨彈壓策が決定された。この間の事情は共產黨でも充分に知つてをり國共の相剋は六中全會を契機に一層尖鋭化するであらうと見られるに至つた。

十二月一日

【孫科、訪ソ歐より歸る】
重慶政府立法院長孫科は兼ねてソ聯邦を主として歐洲諸國を歴訪中のところ、十二月十六日午後多數政府要人の出迎をうけ昆明より空路重慶に歸還した。

一九四〇年

一月一日

【コミンテルン極東局會議】

コミンテルン極東局は一月二日早々チタに緊急會議を招集し種々協議するところにあつたが、同會議で決定された議案中には重慶政府に對する申入れ、および支那共産黨、蒙古人民共和國（外蒙）、赤軍極東總司令官に對する下記のごとき各指令があり頗る注目をひいた。なほ同會議の出席者は二十七名で、その顔觸れは極東局書記長および局長一名を除いたほか全部東洋各地より參集した代表であつた

が、會議は種々の議案を可決したのち同七日散會した。

【重慶政府に對する申入れ】

(一) 支那共産黨は重慶政府に對し支那共産黨が支那事變を重視し、殊にいまや第二段階に入つた事變の進展を注視するものであることを通告し、對日抗戰に努力する重慶政府に對するコミンテルンの同情と支持は、特にソ聯邦勞働者大衆の支持するところであり、金品寄附も着々成果を收めつゝあることを通達する。

(二) コミンテルンは重慶政府の軍事政治その他の中央機關に對し左の提案を行ふ――

(イ) 重慶政府は舉國抗戰のスローガンに従ひ事情の許す限り共産第八路軍および遊撃隊青年幹部の進言を採用し、同時に支那共産黨の行動の自由およびその要求を支持すること

(ロ) 重慶政府は過去一ヶ年間に於ける第八路軍の軍事行動に同意を與へ、第八路軍の軍事、政治機關が河北省その他の

駐屯地においてとつた行動を是認すること

(ハ) コミンテルンは支那事變の現段階より判斷し支那は早晚第二次の行詰りに到達することが必然であると思惟する。従つて現在支那は外敵に對する抗戰と同時に内敵に對する攻撃をも強化すべきことを強調し、東亞に據頭しつゝある平和攻勢を積極的に粉碎すべきである、この平和攻勢に對する反撃を全からしめるため重慶政府は國家總動員法を施行するとともに前線軍隊に對し總反撃を開始すべきことを命令すること、かくすれば支那軍は重要都市を日本軍の手より奪還し和平運動に致命的打撃を與へることが出来るであらう、同時に日本に對し正式に宣戰を布告すること

(ニ) 日本政府の和平聲明または宣傳に影響され國民黨領袖汪精衛のごときものさへ抗日闘争より脱落し和平運動を開始した、しかし軍部關係者および資産家中には未だ重慶政府に反逆を行はんとするものがあるやうに見えるから、それに對する警戒を怠つてはならぬ

(三) 日本駐屯軍を牽制するため至急ウラン・パートルより二ヶ師團を寧夏、綏遠戦線に移動せしめること

(四) 昨年徵募された準備訓練員全部をもつて新たに六ヶ師團を編成、滿蒙國境に派遣し日滿軍を壓迫せしめること

【極東赤軍總司令への指令】
(一) 軍の主力を日滿兩國要塞所在地附近に集結し、日滿駐屯部隊を偵察し、攪亂行爲をなすこと、但し右のごとき行動は外交交渉の餘地を残しておくため地方的または局部的に限り、支那軍と交戦する日本軍の脆弱點を攻撃し、日滿軍の國交防備能力を不斷に動搖せしめること

(二) ウラヂオ大學極東科の學生は滿支人を問はず悉くこれを歸國せしめ、歸國に際してはこれら學生をして黑龍江を渡り滿洲國領内に入らしめ共産匪に合併せしめること

らぬ。叛逆者の根絶工作は當面の第一目的であり、この目的達成のためには共産黨の獨斷專行を許すべきである。

中央軍の前方に出て進撃し一身を犠牲に供する覺悟がなければならぬ、かくすることは國民黨をして共産黨員の勇氣を稱讚せしめる唯一の途であり、かつ中央軍が撤退しても共産軍兵士は大衆とともに所定の部署を守り困苦を忍ぶべきこと

【支那共産黨への指令】

(一) コミンテルンは支那事變第一段階において共産黨が權利を博したのは國共合作政策をとり階級闘争政策を棄てたためであることを言明する、しかし近き將來には重慶政府の行政權を共産黨の手に奪取するためその準備工作として地方支部を組織すること

(二) 國際宣傳戰において外國の好感を得るため外國人および俘虜を優遇すること、しかしコミンテルン宣傳の内情を暴き敵の宣傳に好意を寄せるものを彈壓すること

(三) 國民黨幹部および兵士とは極めて密接に連絡を保たねばならぬが、不利な場合は努めて接近を避けること

(四) 戰闘においては共産軍兵士は中各機關に潜入せしめ情報を蒐集すること

【蒙古人民共和國への指令】

(一) 蒙古人民共和國は商人または僧侶に變裝した密偵を日本および滿洲の各機關に潜入せしめ情報を蒐集すること

【ソ聯邦軍事顧問大半引揚げ】

ソ支軍事協定によるソ聯邦の操縦士、機關士、對空防禦班など航空顧問の支那派遣はそれまで七、八百名にのぼりこれら顧問の大部分は重慶、蘭州、西安、衡陽その他の軍事的要都府で軍事顧問として重要な役割を演じてゐたが、一九三九年十月初め來支した約十名から成る軍事顧問團の到着を最後として爾後ソ聯邦軍事顧問の派遣およびソ聯邦武器の對支供給は國共關係の悪化と歐洲政局の急變によつて停止されるにいたり、さらにソ芬戰勃發の結果ソ聯邦側はいよいよ多數の軍事技術者を必要とするにいたつたので、數回に亘りソ聯邦の在支軍事顧問を召還し、すでに全顧問の約四分の三が歸國を終つたと傳へられ、二月二十三日重慶政府が赤軍創立二十二周年祝賀の會合を催した際、これに出席したソ聯邦軍事顧問は寥寥五、六名にすぎなかつたといふ。

【共産黨 重慶政府へ要求】

支那共産黨は二月初旬またも朱德、毛澤東、周恩來の三者連名で國共聯合の國防政府組織ほか四項に互る左のごとき高壓的要求を重慶に突きつけたことが判明したが、これは前掲一月二日のコミンテルン極東局指令に基くものと見られた。

- (一) 速かに國共聯合國防政府を組織し統一戦線を強化せよ
- (二) 支那共産黨の存在を正式に承認せよ
- (三) 第八路軍の北支における勢力擴大ならびに新四軍の獨立指揮權を正式に承認せよ
- (四) 各地將領に對し打倒八路軍の標語を削除せしめよ
- (五) 共産黨の各種軍政機關内における特殊工作團を正式承認せよ

【周恩來モスクワより歸還】

支那共産黨の領袖、全國軍事委員會訓練部副部長たる周恩來は數ヶ月のモスクワ滞在を終へて三月二十五日空路西安に歸還した。

歸還した。

【駐ソ支那大使更迭】

駐ソ支那大使楊杰は昨年中より蔣介石のもとに辭表を提出してゐたが、四月十六日にいたり重慶政府は同辭表を受理すると同時に邵力子をその後任に任命する旨發表した。

【蔣、ソ聯邦の要求を受諾】

新中央政府の成立によりいよいよ窮地に迫詰められた蔣介石政權は全支抗日戦線強化に關するソ聯邦側の要求を全般的に受諾することによりソ聯邦より決定的援助を仰ぐべく、四月に入つて最後の努力を開始したが、右ソ聯邦の要求内容は左の三項であると傳へられた。

- (一) 重慶政權全構成分子の抗日戦線への強化
- (二) 従來の國共軋轢の全面的除去
- (三) 支那地方軍閥同士の衝突停止

【共産黨に對し服従要求】

重慶の國防最高委員會は四月中旬より

連日會議を開き共産黨處理問題に關する重要討議を重ねてきたが、二十六日の最終會議で國民參政會特別委員會決定の左の三項を承認し、かつ現在のあらゆる國共紛争に關して重慶政府は共産黨に對し中央の命令に誠實に服従すること、および國法を忠實に遵法することを嚴重に要求すべきであるとの根本方針を採用した。

- (一) あらゆる軍隊は最高司令官の命令に服従すること
- (二) 眞正の統一を實現する見地から地方各省の行政および權限に關しては法規公布前に重慶政府の許可をうけること
- (三) すべての大衆運動は絶対に抗戰建國の綱領によつて指導されるべきこと

國防最高委員會は右に關する具體法として次の四項を決定したが、これは共産黨に對する大なる示威であつた。

- (一) 陝甘寧邊區の行政權を恢復するため同地方に新行政制度を實施すること

【ソ聯邦、新疆へ侵駐】

英佛の對蔣援助杜絶に乗じて赤色ルートを通ずるソ聯邦の支那西北角に對する積極的進出がとくに著しくなつた折柄、ソ聯邦は六月中新疆省主席盛世才および

督弁李浴を暗殺、同省の重慶政府側各機關は悉くソ聯邦軍指揮官に占領され、一切の業務がソ聯邦軍監視のもとに行はれるやうになつたと傳へられセンセーションをまき起した。それに對し重慶側はいまさらのごとく狼狽し、さらにソ聯邦軍の東漸と共産第八路軍の横暴を抑へんがため秘密裡に楊德亮の率ゐる四十二軍に對し蘭州、定西、會寧、中衛(寧夏省)、海原、固原など西北國境線への配置を命じた模様で、赤色ルートをめぐるソ支間には微妙な對立關係を呈するにいたつた。

【ソ聯邦、北京大使館を閉鎖】

支那事變勃發とともに北支在留ソ聯邦人はその大部分が引揚げ、現在は北京に十數人を數へるにすぎないのに鑑みソ聯邦外務當局では北支における大使館、領事館の存在意義なしとの理由から昨年、天津と張家口の總領事館を閉鎖したので残るのは北京大使館のみとなつたが、これもつひに六月末を期して閉鎖、ニキーチン領事夫妻は本國へ引揚げた。

八月 月一

【重慶、ソ聯邦に追従】

八月三日附重慶側支那紙は一齋にモスクワよりのソ聯邦最高會議に關する電報を掲載、特にモロトフ首相兼外相の對外政策演説を詳細に報道したが、重慶政府機關紙大公報は

「モロトフ氏の演説中でソ支國交に關する一節が最も重要である。すなはち同氏はわれらをさして『生存のために抗戦する偉大なる國家』と稱し、かつまたソ支不可侵條約により重慶との友好關係を維持することを明言してゐる。事實上ソ聯邦は重慶に對する物資援助をつゞけてをり、將來よりも大量の物資援助をつゞけることはもはや疑ひを要しない。」

とて重慶政府が共產黨の壓力に押され全面的にソ聯邦へと傾きつつある氣配を傳へてゐた。

【ソ聯邦の援蔣新疆ルート】

ソ聯邦の鐵道記念日に當り八月四日附のブラウダ紙は第三次五ヶ年計畫中に完成されるべき全國鐵道施設總延長一萬一

千軒のうちカザツク共和國の新鐵道建設進行狀況を發表し、ソ聯邦の鐵道は赤軍にとつて必要缺くべからざる施設であるとその重要性を強調した。すなはちカザツク共和國の建設豫定線三千軒中アルタイ阿克モリンスク間の八百六軒は諸般の準備完了、カラガンダーオルスク間の二百三十七軒は目下工事進捗中、タルヂクルガンとソ支國境附近のテケリを結ぶいはゆる援蔣「新疆ルート」は近く完成を見るはずであると報ぜられた。

重慶政府立法院孫科は一九三九年一月七日左のごとき演説を行ひ、ソ支關係の經緯について明かにしたのである。

「蘆溝橋事件前、ソ聯邦駐支大使ボゴモロフ氏はモスクワより歸任した際支那政府に對し次の三つの提案をなした

- (一) 太平洋平和會議の招集
- (二) ソ支不可侵條約締結
- (三) ソ支援助條約締結

しかしして熟慮の結果、支那政府は太平洋平和會議は日本が参加せぬであらう

から無意味であらうとの結論に到達した。右平和會議の提唱は蘆溝橋事件の勃發によつて自然的に解消することとなつた。ソ支不可侵條約は一九三七年

八月締結されたが、相互援助條約の交渉は日支戰爭狀態の發生によつてソ聯邦の提案當時とは全然事態を異にするのでその進捗を見なかつた。蘆溝橋事件前に援助條約が締結されてゐたならば、あるひはかゝる事件は避け得たかも知れないが、事件發生後に援助條約を締結するといふことはすなはちソ聯邦が對日戰爭を開始することを意味するものである。過去一ヶ年間に於ける歐洲の風雲は頗る急で、ソ聯邦としても東西兩面に戰端を開くことは不可能でありまた極力回避するところでもあつた。かくてソ聯邦は極東において積極政策をとることが出来ず對支援助も控へ目にせざるを得なくなりその形式も精神的、外交的なものにとゞまることになつた。」

一九三九年に入るや、支那共產黨の蔣

政權に對する働きかけはさらに積極的となり、一月二十一日から開始の重慶國民黨五中全會をまへに國共合作の強化を看板に事實上蔣政權を乗取らんとしてしきりに畫策をつづけたが、周恩來は同十日南海大學主催の講演會に臨み抗戰心勝論を演説するとともに

「各黨は今後國內紛擾を避け三民主義を遵法すべきである。今次の戰爭を通じて支那の各種事業は大部分國有國營となり資本主義の抑制は甚だしく容易となつた。」

と指摘し三民主義の實踐化を力説した。これは五中全會の中心的議題たるべき「三民主義即共產主義」となす共產黨側の三民主義に對する見解の一端を示すものとして注目された。更に周恩來は二十一日の閉會まで連日孫科を其の私宅に訪れ五中全會に對する諸方策を協議したが、共產黨側の要求せるものは國共合作のほか左の如き三項目であつた。

- 一、集會、結社、言論の自由
- 二、人民の生活改善策

三、除奸強行方針

然しながら五中全會は五月三十日閉會し宣言を發表したが、國共合作に關して共產黨側の申入れを拒否したのである。

支那共產黨六中全會の決議にかゝる新國共合作案は國民黨五中全會によつて否決されたまゝ懸案となつてゐたが、右合作案の眼目をなす共同委員會は支那軍の四月總反攻開始をまへにして三月中旬重慶に成立したことが明かとなつた。共同委員會の存在が一般に知られなかつたのは、それが國民黨の合法的手續を経た公開的存在でなく蔣介石、陳誠らの抗戰主流と共產黨との秘密合作機關であり、また國際關係において英米の思惑を考慮しかつ國民黨内部の反對を避けんがため、外部に對して絶對秘密が保たれてゐたからであつた。共同委員會の構成は國民黨側—蔣介石(主席)、陳誠、陳果夫、共產黨側—毛澤東、周恩來、朱德、陳紹禹らのメンバーで、その機能は新抗戰段階に對處すべき國共合作の最高政策を協議決定することとなつたのである。

一方ソ聯邦はオレルスキイ駐支大使の進言により重慶政府との間に西北支那航空に關するソ支協定を締結したが、同協定の内容は

ソ聯邦は軍用機のみならず航空技術家、操縦士等を今後續々派遣し、日軍により壊滅した支那空軍の再建に努力する。之に對し重慶側はウラン・バートル、迪化、蘭州、寧夏、西安等の各地を含む外蒙並に西北支那上空をソ聯邦領空に準じて承認し、ソ聯邦軍用及民間機の自由航空並に航空關係の特殊權益の供與を認むること

而して右協定有効期間は向ふ五ヶ年と規定せられたが、必要火急の場合は其の儘軍事的協定に轉換し得ると傳へられてゐる。

右協定に基きソ支兩國によつて準備を進められてゐたソ支定期飛行の第一便たる重慶政府交通部のユンカース機「蘭州」號(郵便物千百疋、乗客十名搭載)は三月二十四日午前七時、重慶發蘭州へ向つた。同地で一夜を明かし、翌二十五日哈

密へ飛び、哈密でソ聯邦領中央アジア、アルマ・アタよりのソ聯邦飛行機と連絡成り、こゝに重慶モスクワ間を、四日間で飛ぶ新空路は開設されたのである。

越えて四月中旬より重慶で開催された緊急国防最高委員会は三月中モスクワで孫科、リトヴィノフ間に成立したソ支秘密協定案を數回に亙り検討協議した結果、四月末に亙り同協定案を承認可決した。この秘密協定はソ聯邦側の新たな對蔣援助を得るとともに重慶政府より徹底的持久戦の決意を表明し、かつソ聯邦側に對して

- 一、西北特別行政區域の設置
- 二、ソ支合併西北航空公司の設立
- 三、西北に於けるソ聯邦駐在武官及商務官辦事處の開設

の三項目を約したのである。

六月にはソ蔣新通商協定が成立されソ聯邦政府は六月十日タス通信をして、モスクワに於てミコヤン貿易人民委員と孫科との間にソ蔣新商協定が成立し即日調印を完了した旨發表したのである。

ソ支兩國代表は去る十五日モスクワに於て新通商協定に調印を了した。右通商協定は平等互惠主義に立脚し最惠國條項を含んでゐる。同協定の目的は兩國間の通商貿易關係を調整し支那におけるソ聯邦通商代表の法律的地位を規定せんとするにある。

一九三七年來ボゴモロフ大使のあとをうけてソ聯邦駐支大使に任命され、爾來ソ聯邦援蔣政策の重要な代表者として活躍してゐたルガネツ・オレルスキー氏は一九三九年三月末本國よりの召還命令に接し歸國したが、その後南露コーカサス方面で靜養中のところ七月八日自動車事故で惨死したと同十日タス通信社より發表された。オレルスキー大使の歸國後其の後任は久しく空席であつたが、九月一日突如としてパニウシユキン新任大使が重慶に於て國民政府主席林森に信任狀を捧呈したのである。同大使の重慶到着は極秘に附されてゐたため重慶外交界に驚愕を與へた。同大使は信任狀捧呈後「ソ聯邦の對支援助は言葉の上のみでなく行

爲に現はされるのである。ソ支兩國の友好的協力を更に強化せしめることが余の任務である」と語つた。

新任駐重慶ソ聯大使を迎へての重慶政權はソ聯の大なる援蔣を期待するに至つたが、蔣介石は賀耀組に特命を與へ十月十二日成都發の航空機により空路モスクワに赴かしめ、モロトフ外務人民委員と會見引續き數回に亙り會談を重ねたが、同會談は西北國境問題特に新疆省におけるソ聯邦の駐兵權要求問題をめぐり意見の交換を遂げたものと傳へられた。さらに賀はその後重慶政府の指令に基きスタリン、ヴォロシロフ元帥らとも會見しソ聯邦の對蔣援助につき種々畫策したのである。

然し十一月に入るや國共の衝突は各地に起り、中央に於ても重慶政府對中共側の暗躍並に壓迫が遂日増大し、重慶側の共産黨彈壓策が決定されるに至つたのである。

茲に於てパニウシユキン駐支ソ聯大使は十一月十四日重慶政府行政院長孔祥熙

を招致して國共關係の確乎たる調整を希望する旨を表明し、更に共産黨支持の目的から六項目に亙り要求を提出したのである。

- 一、反ソ反共的言動の取締徹底
- 二、前線地方行政獨立の保障
- 三、中國共産黨を平等的精神の下に待遇すること
- 四、陝西、甘肅、寧夏の前線地方に於ける煽動行爲に對する重慶側責任將校の處罰
- 五、八路軍の防衛地の確定
- 六、共産黨員の安全及び各地に於ける言論出版の自由の保證

一九四〇年

一、一九四〇年初頭コミンテルン極東局は一月二日早々チタ緊急會議を招集し種々協議するところあつたが、同會議で決定された議案中には重慶政府に對する申入れ、および支那共産黨、蒙古人民共和國（外蒙）赤軍極東總司令官に對する下記のとき各指令があり頗る注目をひいた。

なほ同會議の出席者は二十七名で、その顔觸れは極東局書記長および局長一名を除いたほか全部東洋各地より參集した代表であつたが、會議は種々の議案を可決したのち同七日散會した。

【重慶政府に對する申入れ】

- (一) 支那共産黨は重慶政府に對し支那共産黨が支那事變を重視し、殊にいまや第二段階に入つた事變の進展を注視するものであることを通告し、對日抗戰に努力する重慶政府に對するコミンテルンの同情と支持は、特にソ聯邦勞働者大衆の支持するところであり、金品寄附も着々成果を收めつゝあることを通達する。

(二) コミンテルンは重慶政府の軍事政治その他の中央機關に對し左の提案を行ふ――

(イ) 重慶政府は舉國抗戰のスローガンに従ひ事情の許す限り共産第八路軍および遊撃隊青年幹部の進言を採用し、同時に支那共産黨の行動の自由およびその要求を支持すること

(ロ) 重慶政府は過去一ケ年間に於ける第八路軍の軍事行動に同意を與へ、第八路軍の軍事、政治機關が河北省その他の駐屯地においてとつた行動を是認すること

(ハ) コミンテルンは支那事變の現段階より判斷し支那は早晚第二次の行詰りに到達することが必然であると思惟する。従つて現在支那は外敵に對する抗戰と同時に内敵に對する攻撃をも強化すべきことを強調し東亞に擡頭しつゝある平和攻勢を積極的に粉碎すべきである、この平和攻勢に對する反撃を全からしめるため重慶政府は國家總動員法を施行するとともに前線軍隊に對し總反撃を開始すべきことを命令すること、かくすれば支那軍は重要都市を日本軍の手より奪還し和平運動に致命的打撃を與へることが出来るであらう、同時に日本に對し正式に宣戰を布告すること

(ニ) 日本政府の和平聲明または宣傳

に影響され國民黨領袖汪精衛のごときものさへ抗日闘争より脱落し和平運動を開始した、しかし軍部關係者および資産家中には未だ重慶政府に反対を行はんとするものがあつてやうに見えるから、それに對する警戒を怠つてはならない。叛逆者の根絶工作は當面の第一目的であり、この目的達成のために共產黨の獨斷専行を許すべきである。

【中國共產黨への指令】

- (一) コミンテルンは支那事變第一段階に於て共產黨が勝利を博したのは國共合作政策をとり階級闘争政策を放棄したためであることを言明する、然して近き將來に於ては重慶政府の行政權を共產黨の手に奪取するために其の準備工作として地方支部を組織すること
- (二) 國際宣傳戰に於て外國の好感を得るため外國人及俘虜を優遇すること、而してコミンテルン宣傳の内情を

- 暴き敵の宣傳に好意を寄せるものを彈壓すること
- (三) 國民黨幹部及び兵士とは極めて密接に連絡を保つこと但し不利な場合は努めて接近を避けること
- (四) 戰鬥に於ては共產軍兵士は中央軍の前方に出て進撃し一身を犠牲に供する覺悟が必要である、中央軍が後退しても共產軍兵士は大眾と共に所定の部署を守り困苦を忍ぶこと
- (五) 第八路軍の指揮下にある北支共產軍は重慶政府の動員令に基く反撃命令を待ち其れに従ふこと
- (六) 北支にある遊撃隊は日本軍の後方擾亂のため滿洲に移動すること
- (七) 中國共產黨西北邊區支部は赤色ルート確保のため甘肅、寧夏及ココノール地方に進出し土着民の名に於て各民族を糾合すること、共產軍は中國國境地區を攻略したのち内蒙及び外蒙の中間にある山岳地帯に移動すること。

【極東赤軍總司令への指令】

- (一) 軍の主力を日滿兩國要塞所在地

附近に集結し日滿駐屯部隊を偵察し攪亂行為をなすこと、但し右の行動は外交交渉の餘地を残しておくため地方的又は局部的に限ること、而して支那軍と交戦中の日本軍の脆弱點を襲撃し日滿軍の國交防備力を不斷に動搖せしめること

【浦潮大學極東科の學生は滿支人を問はず悉く之を歸國せしめ、歸國に際しては之等學生をして黑龍江を渡過し滿洲國領内に潜入せしめ共產匪に合流せしむること】

このコミンテルン極東局指令に基き中共側に於ては二月に入るや、朱德、毛澤東、周恩來の三者連名で國共合作の國防政府組織他四項目に互る要求を重慶政府に強要したが、一方ソ聯邦側に於ても重慶側に對し抗日戰線強化に關する要求を提出したのである。

重慶政權に其の間楊杰駐ソ重慶大使の

後任として邵力子を四年十六日に任命し、ソ聯政府と折衝を重ねたが、ソ聯側の要求を全般的に受諾することとなり遂に國共合作の第一歩に乗り出すことになつたのである。

一九四一年

一月

【ソ蔣バーター協定第二回調印】

昨年十二月末日締結されたソ蔣バーター協定に引續き第二回バーター協定が一月三日成立されたと傳へられたが、其の内容は支那側より羊毛及茶を輸出し、ソ聯より武器及機械類を供給せんとするもので、其の結果に基き第三回協定が行はれる筈と云はれる。

【王寵惠ソ聯大使と懇談】

國共の相剋は日毎に激化し之に關聯してソ蔣關係が微妙な動きを見せてゐる。一月十二日王寵惠外交部長はバニウシュキン蘇聯大使を招待して種々懇談を遂げたが、最近の國際情勢に關しソ聯を繞る

各國の動き及び獨ソ新經濟協定について多方面に互る質問を發した。殊に國共關係並に抗戰繼續に必要な對内措置に關しソ聯政府と積極的協調すべきことを懇請した。

【ソ蔣バーター協定の内容】

ロイター電の傳へる處によればソ蔣バーター協定の内容は次の三部門より成つてゐる旨を報じてゐる。

- 第一部 重慶側より一億元の茶をソ聯に輸出し、其れに相當する物資を重慶に供給する
- 第二部 重慶より羊毛を供給し、ソ聯より武器及機械類を與へる。
- 第三部 重慶より鑛産物を輸出しソ聯より同額の機械類並に軍需品を重慶と輸出する。

右バーター協定による物資交換の總額は三億元乃至四億元に達するであらうと見られてゐる。

【國共衝突にソ聯重大關心】

國共の相剋は本年に入り益々深刻となりつゝあつたが重慶側第四百四十四師と新

四軍との衝突は關係各方面に重大なる衝動を與へ遂に重慶側は新四軍解散命令を發するに至つた。之に關してソ聯政府並にインターナショナル等の態度が注目されてゐたが、二十七日附ブラウダ紙はタス通信を掲載して重慶政權内部に於ける國內紛争を論述した。其の記事内容は次の通りである。「新四軍は中央軍と激戦を交へ死傷四千名、捕虜二千名を出し司令葉挺も捕虜となつた。其の後重慶政權軍政部は今回の事件は新四軍側が中央の命令に服しなかつた故に勃發したのであるとの聲明を發したが、之に對して新四軍側代表は「事件の原因は國民黨系將校の狹隘なる黨派的性格によつて惹起したものである」と反駁した、新四軍に對する中央軍の攻撃は中國に於ける愛國者達の間で深刻なる憂慮を惹起せしめ殊に労働者大衆の間に多大の苦悶を生ぜしめてゐる。又支那の進歩的分子は今回の事件に對しては單に新四軍のみならず第十八集團軍（第八路軍）をも解散せしむるため前提に他ならない」と難じた。

此の新四軍事件に關して蔣介石は二十
六日演説を行ひ右事件は既に完全に終熄
したが、新四軍の解散は内亂に非ずと主
張した。然し國共妥協は當分絶望視され
中共機關紙新中華日報は中央軍を討伐す
べしと難詰したのである。

【中共代表モスクワに活躍】

中共代表陳紹禹は一月二十六日モスク
ワに到着し、延安より携行せる尨大なる
國共關係資料を第三インター秘書處に提
出し、其れと同時にソ聯最高幹部を歴訪
して重慶の中共壓迫を訴へソ聯の援助を
希望すると共に、近く開催される第三イ
ンターナショナル會議に中共側に有利な
決議を得べく奔走した。

一二月一

【ソ聯軍事顧問重慶引揚】

國共關係の衝突に關し重慶政權側は中
共の收拾に躍起となつてゐたが、二月に
入るや在重慶ソ聯軍事顧問二十五名は突
如として重慶發の航空便により空路モス
クワに歸還した爲重慶側は甚だ狼狽しバ

ニウシユキン蘇聯大使に對し其の理由を
質したと云はれるが、國共問題を繞ぐる
兩國の微妙な關係を示唆するものとして
注目されてゐる。之によつて重慶に残留
せるソ聯軍事顧問は十五名となつたわけ
である。

【第三インター中共を支持】

モスクワに開催中の共產黨大會に於て
中央代表陳紹禹の泣訴に基き、中共側の
主張を是認し、其の立場を支持すること
に決したと傳へられる。之によつて中共
側は、一、新四軍再建工作に對する重慶
側の不干渉。一、共產軍に對する中央軍
の包圍解除。一、共產軍に對する重慶側の
滯納軍費の全額支給。一、各地に於ける
共產黨機關及び黨員の活動容認等を固執
の軍事、政治、經濟等の獨立工作の積極
化を整へんとしてゐるが之は第三インター
ナショナルの指示によるものであると
觀られてゐる。

一三月一

【孫科、ソ聯の援助強化を強調】

一四月一

【日ソ中立條約に中共動搖】

日ソ中立條約の成立は重慶及中共側の
深刻なる動搖を來たし中國共產黨政治局
主席毛澤東は直ちにモスクワに急行、第
三インター首脳部と協議を重ねたが、延
安の中共本部に於ても二十二日重慶に對
し國共合作を要求するステートメントを
發表した。即ち日ソ中立條約の成立によ
るもソ聯の對蔣援助は不變であり従つて
重慶側に於ても、對日作戰の繼續、國共
合作の繼續、反動分子の抑壓の三政策を
極力實力すべきである」と述べてゐる。

【重慶の抗議にソ聯冷淡】

重慶外交部に於ては日ソ中立條約締結
は一九三七年成立せるソ蔣不可侵條約に
牴觸する旨の抗議的質問書を提出した
が、之に對しソ聯政府はモロトフ外務人
民委員の名を以て四月二十五日附駐ソ邵
力子重慶大使を通じ文書を以て回答し
た。其の内容は四ヶ條よりなつてゐると
云はれ現下の國共關係に言及し重慶側が

第二期國民參政會第一次大會は三月一
日重慶に於て開會されたが、國共相刺の
折から中共側は全面的に參政會を拒否し
且其の決議についても承認なし得ざる旨
を聲明した。この微妙なる情況下に於て
孫科立法院長は七日の記者團會見に於て
ソ聯の對重慶援助が強化されつゝある旨
を語つた。即ち「ソ芬戰爭勃發當時に於
てはソ聯の對蔣援助は減少した。ソ聯は
對芬戰爭で種々の教訓を得て新型飛行機
の製造並に軍需品の改善に努力した、ソ
聯の舊式飛行機を以て日本の新型飛行機
と對抗することは不利である點よりして
支那はソ聯よりの飛行機の購入を差控へ
てゐるが、其の後に至り昨年十一月より
多量に購入すべき方針を換用した。之は
冬期のため輸送困難であつたが現在は相
當輸送強化が圖られてゐる。ソ支パータ
ー協定に基く重慶側よりの茶の輸出は平
時に於けるより數倍の輸送費を要するた
めに甚だ困難を感じてゐる。然し政府と
しては輸送費の増額負擔或は其の他の困
難を顧みず義務を履行してゐる」云々、

ソ蔣國交調整に希望するならば蔣介石又
は宋子文自らモスクワに來りソ聯當局と
協議する必要ありと附記されてゐると傳
へられる。

一五月一

【ソ蔣パーター協定の延長】

ロイター電として傳へられる處によれ
ば、五月八日以來孔祥熙財政部長は、パ
ニウシユキン蘇聯大使との間に數次に互
る會談を終へた結果、昨年成立せるソ蔣
パーター協定を延長し且内容の一部を増
加する事に原則的意見の一致を見るに至
り、更に技術的諸點に關し詳細協議を遂
げると發表した。

【中共軍事委員會新設】

新四軍解散事件後中共側に於ては重慶
の軍事委員會に對抗するため延安に中共
軍事委員會を新設し、ソ職側よりも顧問
の派遣方を承認したと云はれるが其の顔
觸れは左の通りである。

主席毛澤東、副主朱德、彭德懷、秘書
長薛超嘉、參謀長王稼齋、總監英禹

【國共紛争ソ聯に調停依頼】

重慶内部の剿共派勢力は遂に増大し中
共を奸頭、新四軍を叛軍、第八路軍を匪
軍と稱し徹底滅共を呼號してゐるため蔣
介石及び中立派は之が對策に苦慮し、遂
に國共調停に關する條件を作成し在重慶
パニウシユキン蘇聯大使を通じて調停を
依頼したと云はれる。其の提出された内
容は次の通りであると云はれる。

一、中共軍に對し三月末日までに華北移
駐を要求したが重慶側は之を強要せず
従つて軍事行動に出づる如きは今後絶
對に避けしめること

一、近く國民黨大會を開催し問題の徹底
的解決を圖り右大會には中共側代表の
出席を容認すること

一、中央軍による西北監視封鎖の解除を
考慮する用意があること

而して右に關し重慶側の發表によればパ
ニウシユキン蘇聯大使は近くモスクワに
歸還し、本國政府との間に重慶側の意向
を傳達するであらうと喧傳されてゐる。

昌、副總監林彪、賀龍、外に顧問二名、部長數名。

一六 月一

【獨ソ開戦に重慶驚愕】

獨ソ開戦の報は重慶側に非常な衝動を與へ重慶國防委員會は二十三日夜深更緊急委員會を開催し、急變せる歐洲情勢に對處することとなつたが、特に重慶側の憂慮してゐる點はソ聯が獨軍の猛攻に直面せる結果今後に於ける對蔣援助が不可能になるのではないかといふ點にある。然し獨ソ戰の推移はソ聯を米英の陣營に引き入れ得るのでソ聯に代り米英の對蔣援助が強化されるであらうと一縷の望みを繋ぐに至つた。

一七 月一

【獨ソ戰に重慶混沌】

獨ソ開戦以來重慶側はソ聯側よりの對支援助の懸念を憂慮し、國共妥協を宣傳して抗日陣營の強化を企圖せんと焦つて居り且其の對外方針すら決し兼ねるに至つたのである。

つたのである。蔣政權側の樂觀論としては、

- 一、獨ソ開戦によりソ聯の中央支援が必然的に消極化する故中共は國民黨側に屈服せざるを得なくなる
- 一、ソ聯の對支援助は從來も消極的であつたから重慶政權に對しては、ソ聯の援助が杜絶しても何等影響なく反つて米の援助が積極化すること
- 一、世界の陣營が獨ソ戰によつて明確に二分せられた結果、英米ソ蔣の四ヶ國軍事同盟結成の好機が到來したこと及之によつて米英側よりの援蔣物資が、今後豊富に供給せられることである。

之に對して中共側は悲觀論を述べて

- 一、日本はソ聯よりの脅威を受けぬ事となるから支那事變の處理に全力を傾倒し得ることになる。
- 一、日本は米國に對して強壓に出ると共に重慶打倒に邁進してゐる。
- 一、從來重慶が抑いでゐた英ソの援蔣物資の内ソ聯よりの供給が杜絶する

ことになり英のみでは抗戰完遂に期待薄である。

斯くの如く重慶側の混沌状態は對ソ政策にも甚だ悪影響を齎すことは勿論であつて、パースーシユキン駐重慶ソ聯大使は之に對應するため活潑な活動を見せ各方面にソ支軍事同盟論を交渉するに至つたが、獨ソ戰況は依然としてソ聯側に不利なため重慶側では躊躇せざるを得なくなり、歐洲戰局の推移によつて米英依存に近づき至つたのである。

【ソ聯戰況不利に中共對策】

獨ソ戰の進展は中共側に非常な影響を與へ之に關聯して國共相刺は一段と複雑微妙を極めるに至つた。即ち各地共產軍は重慶よりの軍事費支給停止となり邊境地區に於ける邊區及西北兩銀行の貸出し不能、住民の離反、ソ聯の支援弱体化等に加ふるに重慶側の對中共軍壓迫は全面的に積極化するに至り各地に國共軍の衝突を見るに及んだため、中共側は地方雜軍の擴大を圖る以外に道なく、賀龍、續範亭等は兵力の強化に躍起となつて活動し

武器彈藥等及衣類等にまで掠奪保存に努め、ソ聯敗退後に於ける最悪の事態に備へ軍事、政治、經濟の基礎を確立せんと企圖したのである。

△中共宣言發表

中國共產黨は七・七紀念四周年紀念日に際し宣言を發表した。其の要旨は「抗戰第五年に入らんとする時、歐洲に於ては獨軍が大舉してソ聯に侵入した、而してソ聯の對獨戰爭は吾等の抗日戰爭と同一性質のものである。四年間の抗戰を通じて吾等を最も多く援助したものはソ聯であり随つて獨ソ戰爭は直接我が抗戰に影響を及ぼすものである。若しヒットラー總統がソ聯を征服するが如きことあら即ち中國は重大危機に遭遇するであらう」

【國共對ソ軍事合作に狂奔】

中國共產黨は二十七日宣言を發表し、中共軍は今後抗日戰に蹶起すると共に進んでソ聯赤軍に加入して對日共同作戰に邁進すると揚言したが、重慶政權も亦英米ソ軍事合作による對日包圍陣の結成に

狂奔し且ソ聯軍との軍事提携を急速に實現するために努力し、ラチモア顧問の重慶到着を機に蔣介石、郭泰祺、その他重慶側主腦者は躍起となつて策動し、米國側ラチモア顧問、ガウス大使、ソ聯側パニウシユキン大使等参加し第一回米ソ蔣合作會議を開催した。

超えて八月初旬チタに於て開催のソ蔣會議に重慶側は五名の代表を特派したが、中共側よりも毛澤東、劉伯承等出席し新疆側より盛世才が代表として参加した。

【ソ蔣軍事互助條約提議】

重慶政權は米英兩國の勸告に基きソ蔣軍事互助協定を駐重慶パニウシユキン蘇大使及サイコフ駐在武官との間に協議したと傳へられるが其の内容は、

- 一、重慶に米英軍事顧問團にソ聯代表を参加せしめること。
- 一、ソ聯極東軍司令部と重慶との間に連絡機關を設置し、軍事情報並に資料の交換を行ふこと。
- 一、ソ聯は米英と共に西北支那に於け

る重慶の軍事據點建設に援助を與へること。

- 一、重慶は新疆省に於けるソ聯の優位を正式に承認し且ソ聯の軍事的施設の達成に協力すること。
- 一、重慶空軍再建設のためにソ聯航空技術員を増派せしめること等である。

然して之に對しソ聯側は慎重な態度を以て臨み米英の積極的對重慶援助が先決問題であるとしてゐるが、モスクワに於てもスタインハート米大使、クリツプス英大使、邵力子重慶大使等が暗躍しソ聯合作に活動してゐた。ソ聯側が希望してゐると傳へられる先決條件は、一、オホーツク海、沿海地方等に於ける米英海空軍の参加、一、西南防衛にビルマ軍及遠東軍の實質的参加、一、重慶側の西北地區軍事建設に米英側の参加等であり、之を繞つて其の實現が危まれてゐると云はれてゐた。

【英米ソモスクワ會談と中共】

七月三十一日チタに開催されたソ蔣軍軍事會談は重慶側代表として楊杰、黃光鏡、中共側代表として毛澤東、劉伯承以下十六名が参加したが、會議終了後重慶側代表楊杰、黃光鏡はモスクワに赴き中共側のみ延安に歸還した。然るにルーズヴェルト・チャーチル共同提案による英米ソモスクワ會談が發表されるや中共側は重慶側の右會談参加を見越して發言權確保のため、八月十五日毛澤東は急遽モスクワに赴き同月二十四日には陳紹禹、林彪、林祖涵、劉伯承の四幹部もモスクワに到着し、ソ聯首脳部と會談の中共の地位の鮮明に努めたのである。

【モスクワ會談に重慶畫策】

英米ソ三國モスクワ會談に關し重慶政權親ソ派は蔣介石を之に参加せしめてスターリンと會見しソ蔣親密を圖るべしと建議したが反對多きために代るべく賀耀祖を主班とする使節團のモスクワ派遣となつたが、之も亦重慶要人間の不統一によつて反對續出し一頓座し其の人选に

苦慮して居り、少壯派抗戰派は第六戰區司令陳誠を推し、蔣領派は戰地黨政委員會主任委員程潛を擧げ他の要人連は軍事委員會辦公廳主任委員商震を推す等内部不統一を示してゐる。

【張學良起用にソ聯提議】

ラチモアの蔣顧問就任を機に重慶部内人民戰線派は張學良の復活起用を盛に運動してゐたが、ソ聯政府も其の運動を支持しバナウシユキン大使を通じて蔣介石に對し重要申入れを行つた。其の要は次の通りである。

「重慶政權にして張學良を起用し支那邊疆地區の軍隊を指揮せしめ特に蒙疆地區の日本軍に對抗せしむるならばソ聯は之に對して相當量の武器彈藥を供給する他外蒙及び新疆に在るソ聯空軍をも之に配屬せしむる用意ある」旨強調した。

一 九 月 一

【國共兩軍の衝突】

國共兩軍は各地に地盤争ひのため衝突

一 十 月 一

【重慶側英米ソ軍事委員會設置】

し其の相刻は日一日と深刻化して居り、ラチモア顧問は其の間を斡旋して抗戰陣營強化に奔走し中共延安本部及中共代表周恩來等もラチモアを通じ國共合作について畫策し、英米ソ三國モスクワ會談を利用して暗躍し中共側を有利に展開せしめんと努力してゐるが、各地に於ける國共兩軍は相反目の度を高めてゐる。

【重慶モスクワ會談に除外】

蔣政權は英米ソ三國モスクワ軍事會議に参加せんと企圖してゐたが、拒絶されたため、英米ソ三國に對し重慶側の参加が絶對的に必要なる旨の覺書を提出した。其の内容は日本の南進を牽制するためにも重慶の軍事的任務の上にも英米の對重慶協調の必要を説き、今次モスクワ會議を開催するに當り重慶側を除外することは非合理的であると飽迄モスクワ會談に重慶側の参加を哀願し、重慶の無能力振りを暴露した。

英米ソ三國モスクワ會談に参加せんとして失敗した重慶側に於てはソ聯政府と提携して重慶政權保身のため汲々としてゐたが、重慶代表楊杰はモスクワに於てソ聯當局と會談しソ聯軍事顧問團の重慶派遣員の増員を取極め、之によつて重慶に英米ソ三國軍事參謀委員會を組織し重慶側軍隊の作戰に參畫せしめ、重慶軍事委員會との連絡機關として新に連絡委員會を設置し張群を委員長とすることになつた。

【重慶對ソ軍事合作申入れ】

十月十九日蔣介石は郭泰祺外交部長と共にバナウシユキン在重慶ソ聯大使と會見し西北支那の國防計畫と重慶軍及極東赤軍との合作、並に國共關係の調整、英米ソ蔣四國軍事提携等に關し協議を行つたが、重慶側の提案は左の通りであると傳へられる。

一、重慶側は新疆省に於けるソ聯側の軍事施設強化を承認する。

一、日ソ開戦の場合は重慶側は極東赤軍に對し人的援助を行ふ。

一、張學良を團長とする軍事代表團を極東赤軍總司令部に派遣しソ蔣軍事合作に關し協調せしめる。

【英米ソ蔣四國軍事聯合會議】

十月二十三日重慶に於て開催された英米ソ蔣第一回正式聯合會議は重慶側より蔣介石、郭泰祺、吳鐵城、王寵惠、商震、張治中、米國側よりガウス大使、マグルダー軍事代表、英國側カー大使、駐在武官テニス少將、ソ聯側パニユシユキン大使等出席した。其の要は左の通りである。

一、米軍事代表團はソ支國境に赴き極東赤軍首脳部と會見し、ソ蔣合作に努力し且つ英米の對ソ軍事援助に關する技術的研究をなすこと。

一、英米ソ蔣四國軍事合作の重點を西北地區に置き速かに同地區に空軍根據地、造兵及工兵廠を増設し輸送ルートの整備擴充を完成せしむること。

一、英米ソ蔣四國の西北地區武装計畫に關し擔任部署を決定すること。

超えて十月二十八日前記顔觸れの他何應欽、白崇禧他重慶側將領を蔣私邸に招致し四國軍事協定の即時締結について協議した。

一 十二月 一

【重慶對英米ソ親書手交】

十二月八日の大東亞戰爭勃發は重要政權をして狼狽其の極に達せしめたが、蔣介石は八日午後三時半ガウス米大使、カー英大使、パニユシユキン蘇聯大使等と共に會見し、ルーズヴェルト、チャーチル、スターリン宛の親書を手交した。右親書の内容は反樞軸戰線結成の必要と速進を提唱したものと傳へられ、且蔣介石が特にスターリン宛に親書を發したのにはソ聯を反樞軸戰線に馳出し對日戰の渦中に参加せしめんとするものであるとして注目された。

(會員番號 105525)

(出文協承認)
7300164

不許
複製

昭和十七年十一月十日印刷
昭和十七年十一月十五日發行

日露年鑑(昭和十七年版)

定價金拾貳圓

發行兼
編纂者 東京市麴町區丸ノ内三丁目二番地
歐亞通信社

代表者 東京市麴町區丸ノ内三丁目二番地
上田森治

製版所 東京市神田區神保町一丁目三番地
資同興舍

印刷者 東京市神田區小川町一丁目六番地
海光社印刷所

發行所 東京市麴町區丸ノ内三丁目二番地三樓二十一號館
株式會社 歐亞通信社

配給元

東京市神田區淡路町二ノ九
日本出版配給株式會社

電話 九ノ内 二七九・四六四・四六五
振替 東京 四三〇一五

567
2

12PK-98

